水戸市地域防災計画
風水害対策計画編

令和３年８月

水戸市防災会議

風水害対策計画編

第 1 章　総則

第 1 節　計画の概要 …… 1
第 2 節　市の概況 …… 2
第 3 節　防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 5

第 2 章　災害予防計画

第 1 節　水害予防計画 …… 17
第 2 節　土砂災害防止計画 …… 21
第 3 節　交通整備計画 …… 25
第 4 節　都市防災計画 …… 26
第 5 節　文教計画 …… 29
第 6 節　農地農業計画 …… 31
第 7 節　災害通信整備計画 …… 33
第 8 節　備蓄物資調達計画 …… 36
第 9 節　消防予防計画 …… 38
第 10 節　防災知識普及計画 …… 41
第 11 節　避難所整備計画 …… 44
第 12 節　防災訓練計画 …… 47
第 13 節　防災組織等の活動計画 …… 50
第 14 節　ボランティア活動体制の整備計画 …… 54
第 15 節　要配慮者・避難行動要支援者支援計画 …… 57
第 16 節　自衛水防計画 …… 65

第 3 章　災害応急対策計画

第 1 節　組織・動員計画 …… 69
第 2 節　災害対策本部 …… 73
第 3 節　気象情報等計画 …… 80
第 4 節　災害情報の収集・伝達計画 …… 87
第 5 節　通信計画 …… 92
第 6 節　広報・広聴計画 …… 97
第 7 節　水防計画 …… 101
第 8 節　土砂災害対策計画 …… 119

第 9 節　消防活動計画 …… 122
第 10 節　災害警備計画 …… 128
第 11 節　交通計画 …… 130
第 12 節　避難計画 …… 138
第 13 節　食料，生活必需品等供給計画 …… 151
第 14 節　応急給水計画 …… 156
第 15 節　要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画 …… 159
第 16 節　応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画…… 163
第 17 節　応急医療計画 …… 166
第 18 節　防疫計画 …… 176
第 19 節　清掃計画 …… 178
第 20 節　行方不明者等の捜索及び埋葬計画 …… 180
第 21 節　障害物の除去計画 …… 183
第 22 節　緊急輸送計画 …… 185
第 23 節　災害救助法の適用計画…… 189
第 24 節　応急教育計画 …… 193
第 25 節　自衛隊の派遣要請計画 …… 197
第 26 節　応援要請・受入体制の確保計画 …… 205
第 27 節　農地農業計画 …… 209
第 28 節　被災者支援計画 …… 211
第 29 節　災害ボランティア活動による支援計画 …… 215
第 30 節　上・下水道施設の応急復旧計画 …… 218
第 31 節　義援物資供給計画 …… 221
第 32 節　愛玩動物の保護計画 …… 222
第 33 節　東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画‥ 223
第 34 節　東部ガス株式会社茨城支社の復旧計画 …… 226
第 35 節　東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画 …… 228
第 36 節　株式会社ＮＴＴドコモ茨城支店の非常災害対策計画…… 230

第 4 章　災害復旧計画

第 1 節　災害復旧事業にかかわる資金計画 …… 231
第 2 節　租税，公共料金等の特例措置計画 …… 244
第 3 節　雇用対策計画 …… 246
第 4 節　住宅建設の促進計画 …… 248
第 5 節　被災者生活再建支援金の支給計画 …… 249
第 6 節　被災施設の復旧計画 …… 254
第 7 節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 …… 258

実 施 対 策 別 担 当 班 一 覧

第1章	第１節　計画の概要	災害対策班
	第２節　市の概況	災害対策班
	第３節　防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	災害対策班
第2章	第１節　水害予防計画	建設計画班，道路管理班，消防総務班，消防救助班，下水道班
	第２節　土砂災害防止計画	災害対策班，建設計画班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
	第３節　交通整備計画	建設計画班，道路管理班，都市計画班
	第４節　都市防災計画	建設計画班，道路管理班，都市計画班，建築指導班，市街地整備班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班，下水道班
	第５節　文教計画	市民生活班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班，生涯学習班，歴史文化財班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
	第６節　農地農業計画	農政班
	第７節　災害通信整備計画	情報政策班，財産活用班，災害対策班
	第８節　備蓄物資調達計画	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班
	第９節　消防予防計画	消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
	第 10 節 防災知識普及計画	人事班，災害対策班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会），火災予防班
	第 11 節 避難所整備計画	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班
	第 12 節 防災訓練計画	災害対策班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会），火災予防班，消防救助班，救急班，水道総務班，応急給水班
	第 13 節 防災組織等の活動計画	災害対策班
	第 14 節 ボランティア活動体制の整備計画	企画班，災害対策班，福祉総務班，医療救護班
	第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者支援計画	企画班，市民班，災害対策班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班
	第 16 節 自衛水防計画	災害対策班
第3章	第１節　組織・動員計画	総務班，人事班，災害対策班
	第２節　災害対策本部	災害対策班
	第３節　気象情報等計画	災害対策班
	第４節　災害情報の収集・伝達計画	交通政策班，被害調査班，市民生活班，福祉総務班，医療救護班，商工観光班，農政班，建築計画班，道路管理班，建築班，土木補修班，市街地整備班，住宅政策班，学校教育班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班，水道総務班，下水道班，
	第５節　通信計画	情報政策班，財産活用班，災害対策班
	第６節　広報・広聴計画	広報班，災害対策班

第3章	第7節　水防計画	災害対策班
	第8節　土砂災害対策計画	広報班，災害対策班，医療救護班，建設計画班， 道路管理班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
	第9節　消防活動計画	医療救護班，消防総務班，火災予防班，消防救助班， 救急班，北消防班，南消防班
	第10節 災害警備計画	
	第11節 交通計画	建設計画班，道路管理班
	第12節 避難計画	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班，公園緑地班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
	第13節 食料，生活必需品等供給計画	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班
	第14節 応急給水計画	災害対策班，環境保全班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班
	第15節 要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画	災害対策班，市民生活班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班
	第16節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画	住宅政策班
	第17節 応急医療計画	医療救護班，救急班
	第18節 防疫計画	環境保全班，清掃班，医療救護班
	第19節 清掃計画	衛生事業班，清掃班
	第20節 行方不明者等の捜索及び埋葬計画	市民班，衛生事業班，医療救護班，消防救助班
	第21節 障害物の除去計画	清掃班，建築計画班，道路管理班，土木補修班
	第22節 緊急輸送計画	災害対策班，道路管理班，土木補修班
	第23節 災害救助法の適用計画	市民班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，衛生事業班，清掃班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，医療救護班，商工観光班，土木補修班，住宅政策班，教育企画班，学校教育班，消防救助班，応急給水班
	第24節 応急教育計画	教育企画班，学校教育班，応急班（教育委員会）
	第25節 自衛隊の派遣要請計画	災害対策班
	第26節 応援要請・受入体制の確保計画	企画班，災害対策班，消防総務班，消防救助班
	第27節 農地農業計画	農政班
	第28節 被災者支援計画	交通政策班，広報班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班，教育企画班，学校教育班
	第29節 災害ボランティア活動による支援計画	企画班，福祉総務班，医療救護班，建築指導班
	第30節 上・下水道施設の応急復旧計画	災害対策班，衛生事業班，建設計画班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班，下水道班
	第31節 義援物資供給計画	災害対策班
	第32節 愛玩動物の保護計画	災害対策班，医療救護班
	第33節 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画	

第3章	第34節 東部ガス株式会社茨城支社の復旧計画	
	第35節 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画	
	第36節 株式会社ＮＴＴドコモ茨城支店の非常災害対策計画	
第4章	第１節　災害復旧事業にかかわる資金計画	秘書班，情報政策班，被害調査班，会計班，災害対策班，福祉総務班，障害福祉班，児童福祉班，商工観光班，農政班
	第２節　租税，公共料金等の特例措置計画	被害調査班，国保年金班
	第３節　雇用対策計画	契約検査班，商工観光班
	第４節　住宅建設の促進計画	被害調査班，建築指導班，住宅政策班
	第５節　被災者生活再建支援金の支給計画	財政班，被害調査班，会計班，災害対策班
	第６節　被災施設の復旧計画	企画班，災害対策班，清掃班，建築班，土木補修班
	第７節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	財政班，会計班，災害対策班

第１章

総　　則

第１章　　総　　則

第１節　計画の概要

第１　目的
第２　計画に定める基本的事項

第１　目的

水戸市地域防災計画は，水戸市の地域に係る災害に関し，災害対策基本法（以下「災対法」という。）（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき，水戸市防災会議が作成する計画であり，災害対策を実施するに当たり，防災関係各機関が全機能を発揮して市民の生命，身体及び財産を災害から保護することを定める。

また，強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく水戸市国土強靱化地域計画との整合を図るとともに，国連サミットで採択されたＳＤＧｓ※の理念を踏まえ，本計画に基づく防災・減災対策の推進を図る。

※　ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）

平成27年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり，「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し，様々な課題に対して総合的な取組を示したものである。

第２　計画に定める基本的事項

基本的事項は，次に定める。

１　県，指定地方行政機関，市，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

２　防災施設の新設又は改良，防災のための調査研究，教育及び訓練その他の災害予防の計画

３　災害応急対策に関する次の計画

(1) 防災組織に関する計画

(2) 災害防除に関する計画

(3) り災者の救助保護に関する計画

(4) 災害警備に関する計画

(5) 自衛隊の災害派遣要請の計画

(6) その他災害時における応急対策の計画

４　災害の復旧に関する計画

５　その他必要な計画

第２節　市の概況

第１　位置
第２　地形
第３　気候

第１　位置

水戸市は，首都東京から約 100 キロメートルの距離にあり，関東平野の北東端に位置する茨城県の県庁所在市であり，市域の北側は那珂川を隔てて，ひたちなか市，那珂市に接し，東側は大洗町に，南側は茨城町に，西側は笠間市及び城里町に接している。

総面積（ｋｍ^2 ）	東西（ｋｍ）	南北（ｋｍ）
２１７．３２	２３．７	１８．２

第２　地形

地形は，那珂川とその支流の桜川支谷から構成される沖積層の低地地区，東茨城台地の北東部をなす水戸台地（上市台地，緑岡台地等）と呼ばれる洪積層の台地地区及び八溝山地の中央部に当たる鶏足山塊の外縁部をなす第三紀層の丘陵地区の三地形区に分けられる。

低地地区は，標高 0.1～10 メートルで，下市及び水戸駅南地区の市街地を除いては水田地帯となっている。

台地地区は，標高 30 メートル前後で，市街地が広がる一方，畑作農業も盛んである。特に那珂川の低地と桜川の浸食谷に挟まれた狭長な上市台地には，商業・業務機能を持つ中心商店街が形成されており，その東端は水戸城址となっている。

また，丘陵地区は，標高 100 メートル前後で，森林公園やかたくりの里公園等があり，豊かな緑地地帯となっている。市街のほぼ中央には，日本三公園の一つである偕楽園や千波湖を中心とした大規模な公園・緑地が広がり，本市の誇る自然景観が形づくられている。

図　　水戸市略図

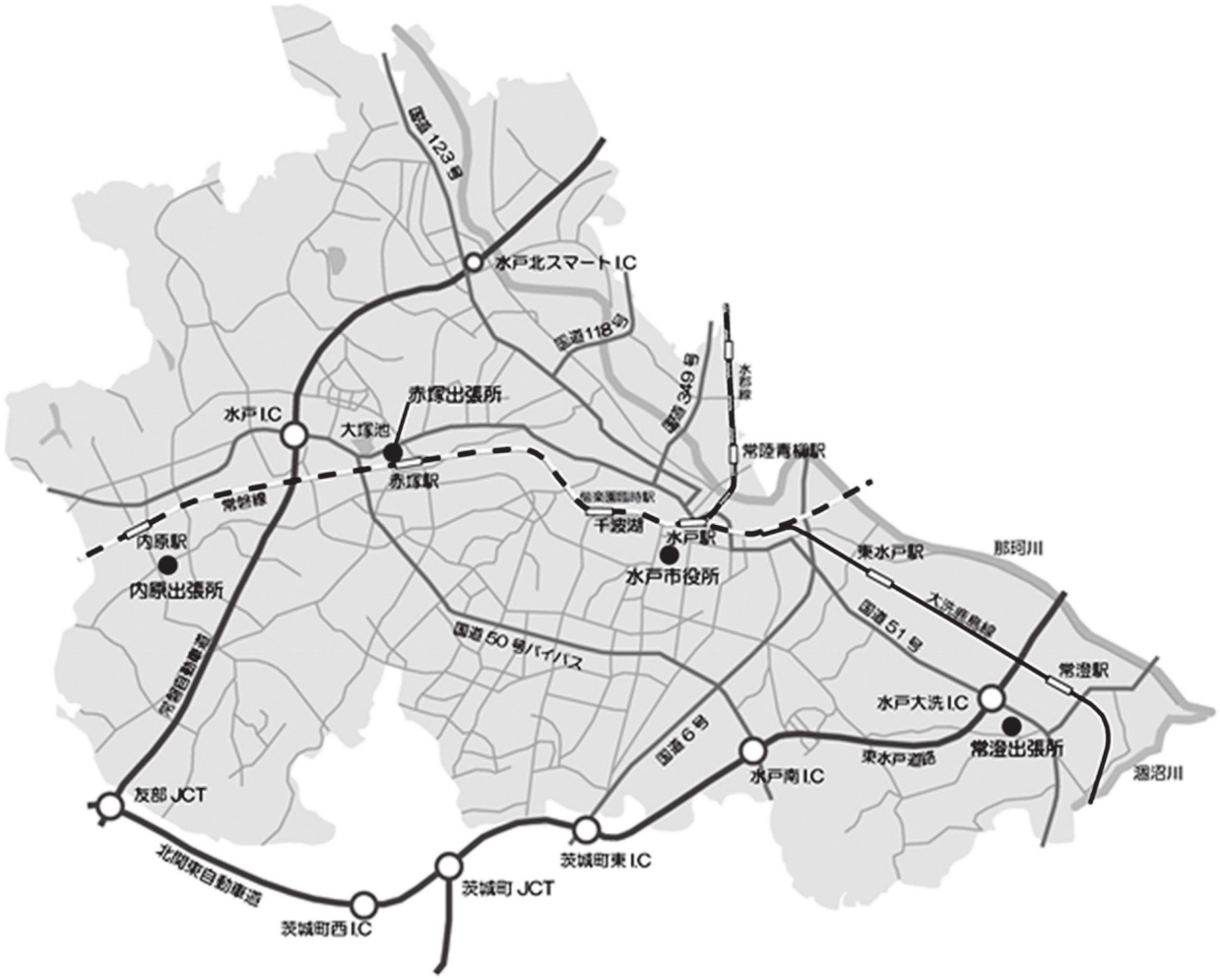

第３　気候

太平洋岸式気候に含まれる本市では，２月になると梅の花が咲き始め，春の気配が感じられるようになり，３月中旬ごろから本格的な春を迎える。この時期に毎年「梅まつり」が開催されている。

４月上旬には桜が開花するが，平年では八十八夜ごろまで霜が降りる。しかし，５月上旬には日中の気温も 20℃を超え，初夏の候に入る。

６月から７月にかけては梅雨の季節となり，梅雨が明ける７月下旬から８月末までは北太平洋の高気圧におおわれて盛夏となる。

秋は台風が襲来し，大雨が続いて那珂川や中小河川がはん濫する危険性が高まる。

10 月から 11 月にかけては，大陸から移動性高気圧が周期的にやってきて晴天をもたらすとともに次第に寒くなり，初霜，初氷をみるようになる。その後，北西の季節風が本格化するようになり，市内の千波湖や大塚池には，シベリアから白鳥が飛来する。

厳寒期は１月中・下旬で，最低気温は平均では－２℃くらいであるが，年によって－10℃くらいまで下がることがあり，凍結により水道が被害を受けることもある。

また，雪は 12 月末から３月にかけて，低気圧が日本の南岸沿いを発達しながら通過

するときに降るが，積雪は余り多くない。

１年を通してみた場合，本市では気象災害は少なく，寒さのやや厳しい冬の季節を除くと，気候は比較的温和である。

第３節　防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　水戸市
第２　茨城県
第３　茨城県警察本部・水戸警察署
第４　指定地方行政機関
第５　自衛隊
第６　指定公共機関
第７　指定地方公共機関
第８　防災協定締結団体等
第９　公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

水戸市，茨城県，茨城県警察本部・水戸警察署，指定地方行政機関，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関，防災協定締結団体，公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は，おおむね次の事務又は業務を処理する。

第１　水戸市

1　水戸市防災会議及び水戸市災害対策本部に関する事務
2　防災に関する施設，組織の整備と訓練
3　災害による被害の調査，報告と情報の収集・伝達及び広報
4　災害の防除と拡大の防止
5　救助，防疫等り災者の救助，保護
6　災害復旧資材の確保
7　被災産業に対する融資等の対策
8　被災市営施設の応急対策
9　災害時における文教対策
10　災害対策要員の動員，雇上
11　災害時における交通，輸送の確保
12　被災施設の復旧
13　管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第２　茨城県

1　茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
2　防災に関する施設，組織の整備と訓練
3　災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
4　災害の防ぎょと拡大の防止
5　救助，防疫等り災者の救助保護
6　災害復旧資材の確保と物価の安定
7　被災産業に対する融資等の対策
8　被災県営施設の応急対策

9　災害時における文教対策

10　災害時における社会秩序の維持

11　災害対策要員の動員，雇上

12　災害時における交通，輸送の確保

13　被災施設の復旧

14　市町村が処理する事務，事業の指導，指示，斡旋等

15　災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第３　茨城県警察本部・水戸警察署

1　災害警備及び交通対策の企画，調整

2　防災関係機関等からの情報収集及び連絡

3　り災者の救出及び避難誘導

4　行方不明者の捜索及び遺体の検視

5　交通規制等交通秩序の保持

6　緊急通行車両の確認

7　災害に係る各種犯罪の取り締まり

8　犯罪の予防その他社会秩序の維持

第４　指定地方行政機関

1　関東管区警察局

(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。

(2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。

(3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。

(4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。

(5) 警察通信の確保及び統制に関すること。

(6) 津波警報の伝達に関すること。

2　関東総合通信局

(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。

(2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。

(3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。

(4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

3　関東財務局

(1) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。

(2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。

(3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。

(4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。

(5) 金融上の措置に関すること。

4　関東信越厚生局

(1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。

(2) 関係機関との連絡調整に関すること。

5　茨城労働局

(1) 工場，事業場における労働災害の防止に関すること。

(2) 災害時における賃金の支払いに関すること。

(3) 災害時における労働時間の延長，休日労働に関すること。

(4) 労災保険給付に関すること。

(5) 職業の斡旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

6　関東農政局

(1) ダム，堤防，ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。

(2) 防災ダム，ため池，湖岸，堤防，土砂崩壊防止，農業用河川工作物，たん水防除，農地侵食防止等の施設の整備に関すること。

(3) 災害時における種もみ，その他営農資材の確保に関すること。

(4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。

(5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。

(6) 災害時における農作物，蚕，家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。

(7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。

(8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

7　関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林，保安施設（治山施設）等の維持，造成に関すること。

(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

8　関東経済産業局

(1) 生活必需品，復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。

(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。

(3) 被災中小企業の振興に関すること。

9　関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類，高圧ガス，液化石油ガス，電気，ガス等危険物等の保全に関すること。

(2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

10　関東地方整備局

(1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。

(2) 公共施設等の整備に関すること。

(3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。

(4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。

(5) 水防活動，土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。

(6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。

(7) 災害時における応急工事等に関すること。

(8) 災害復旧工事の施工に関すること。

(9) 港湾施設，海岸保全施設等の整備に関すること。

(10) 港湾施設，海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。

(11) 港湾施設，海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。

(12) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

11　関東運輸局

(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。

(2) 災害時における自動車及び被災者，災害必要物資等の輸送確保に関すること。

(3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

12　東京航空局

(1) 災害時における航空機による輸送に関し，安全確保するための必要な措置に関すること。

(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。

(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

13　関東地方測量部

(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。

(2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。

14　東京管区気象台（水戸地方気象台）

(1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表に関すること。

(2) 気象，地象（地震にあっては，地震動に限る），水象の予報及び警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時的確に防災機関へ伝達するとともに，これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。

(3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）についての周知・広報に関すること。

(4) 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。

(5) 災害の発生が予想されるときや，災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。

(6) 県や市町村，その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動に関すること。

15　第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

(1) 情報の収集及び連絡に関すること。

(2) 活動体制の確立に関すること。

(3) 海難救助及び緊急輸送時等に関すること。

(4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。

(5) 海上交通安全の確保に関すること。

(6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。

(7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

第５　自衛隊

1　防災関係資料の基礎調査に関すること。

2　災害派遣計画の作成に関すること。

3　茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。

4　人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。

5　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第６　指定公共機関

1　郵便事業株式会社

(1) 被害者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。

(2) 被害者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。

(4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

2　日本銀行

災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。

3　日本赤十字社

(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。

(2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。

(3) 義援金品の募集配布に関すること。

4　日本放送協会

(1) 気象予報，警報等の周知徹底に関すること。

(2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。

(3) 社会事業等による義援金品の募集，配布に関すること。

5　東日本高速道路株式会社

会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること。

6　独立行政法人水資源機構

(1) ダム，河口堰，湖沼水位調節施設，多目的水路，専用用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関すること。

(2) 前号に掲げる施設の操作，維持，修繕その他の管理及び災害復旧工事に関すること。

7　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力に関すること。

(1) 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）に関すること。

(2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）に関すること。

(3) 原子力防災に必要な教育・訓練に関すること。

8　日本原子力発電株式会社（東海発電所）

放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。

9　東日本旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社

(1) 鉄道施設等の整備，保全に関すること。

(2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

10　東日本電信電話株式会社

(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。

(2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。

(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

11　東京ガス株式会社

(1) ガス施設の安全，保全に関すること。

(2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

(3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

12　日本通運株式会社

救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

13　東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社

(1) 災害時における電力供給に関すること。

(2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

14　ＫＤＤＩ株式会社

(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。

(2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

15　株式会社ＮＴＴドコモ茨城支店

(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。

(2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

16　ソフトバンク株式会社

(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。

(2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第７　指定地方公共機関

1　茨城県土地改良事業団体連合会

各土地改良区の水門，水路及びため池等の施設の整備，防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること。

2　社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

(1) 災害時におけるボランティアの受入に関すること。

(2) 生活福祉資金の貸付に関すること。

3　医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会，公益社団法人茨城県歯科医師会，公益社団法人茨城県薬剤師会，公益社団法人茨城県看護協会）

災害時における応急医療活動に関すること。

4　水防管理団体

(1) 水防施設資材の整備に関すること。

(2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。

(3) 水防活動に関すること。

5　運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会水戸支部，ジェイアールバス関東株式会社，一般社団法人茨城県バス協会）

災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること。

6　東部ガス株式会社

(1) ガス施設の安全，保全に関すること。

(2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

7　一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

(1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。

(2) 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視に関すること。

(3) 高圧ガスの供給に関すること。

(4) 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

8　報道機関（株式会社茨城新聞社，株式会社茨城放送）

(1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。

(2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること。

(3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

第８　防災協定締結団体等

1　一般社団法人水戸市医師会，一般社団法人水戸市歯科医師会，一般社団法人水戸薬剤師会，株式会社メディセオ

(1) 災害時における応急医療救護活動及び医薬品の確保等に関すること。

(2) 医療機関との連絡調整に関すること。

2　水戸市建設業協同組合，水戸市造園建設業協同組合，水戸市測量設計業協会，水戸市電設業協同組合

災害時の応急措置及び応急復旧活動の協力に関すること。

3　いばらきコープ生活協同組合，イオンモール株式会社イオンモール水戸内原，イオンリテール株式会社イオン水戸内原店，イオンリテール株式会社イオンスタイル水戸下市，生活協同組合パルシステム茨城，ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター

災害時の食料品及び日用品類の調達に関すること。

4　株式会社茨城放送，水戸コミュニティ放送株式会社

災害時における放送に関すること。

5　水戸市管工事業協同組合

災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の協力に関すること。

6　株式会社アクアクララ水戸，株式会社伊藤園水戸東部支店，コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

災害時における飲料水の確保に関すること。

7　市民センター等の自販機設置業者

災害時における自動販売機内の在庫商品の無償提供に関すること。

8　一般社団法人茨城県トラック協会水戸支部

災害時における車両による物資の輸送・配送に関すること。

9　西尾レントオール株式会社

災害時におけるレンタル資機材の提供，運搬，設置及び撤去に関すること。

10　一般財団法人茨城県環境保全事業団，水戸市環境整備事業協同組合

災害時等における一般廃棄物の処理に関すること。

11　一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会水戸支部

災害時におけるガス燃料の確保に関すること。

12　東日本電信電話株式会社

災害時における特設公衆電話の設置・利用に関すること。

13　一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター

災害時における公衆衛生の維持又は環境の保全に係る検査に関すること。

14　水戸市獣医師会

災害時における動物救護活動に関すること。

15　茨城日産自動車株式会社

災害時における電気自動車による電力の供給等に関すること。

16　株式会社ファースト・トラスト

災害時における一時退避場所及び資機材等の仮置場の提供に関すること。

17　茨城県農業共済組合連合会

(1) 災害時における応急措置，農産物等の調達及び家畜の診療等に関すること。

(2) 災害時における施設利用及び避難者等の受け入れに関すること。

18　市内社会福祉法人21団体31施設

災害時における福祉避難所の提供に関すること。

19　株式会社フロンティア水戸，水戸都市開発株式会社

災害備蓄品配備に伴う保管場所の施設利用に関すること。

20　公益社団法人水戸青年会議所

災害時における応急措置及び応急復旧等の活動に関すること。

21　株式会社常陽銀行

(1) 電気自動車による防災活動拠点への電力の供給に関すること。

(2) 災害時における緊急避難所の提供等に関すること。

22　茨城県行政書士会

災害時における行政書士業務に関すること。

23　株式会社第一常陽タクシー，東栄観光開発株式会社ソフトＱ２車，株式会社Vita・葵民急，有限会社あんしんネット

災害時における患者等搬送等の協力に関すること。

24　一般社団法人茨城県助産師会

災害時における妊産婦・乳幼児等への支援活動に関すること。

25　ＪＡグループ茨城教育センター

洪水時における緊急避難所の提供に関すること。

26　有限会社CSKグリーンタクシー

災害時における緊急避難所の提供に関すること。

27　茨城県弁護士会

災害時における法律相談業務に関すること。

28　「５日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会

災害時における畳の供給に関すること。

29　三和シャッター株式会社，文化シャッター株式会社

災害時における公共施設等のシャッター等の緊急点検及び緊急修理に関すること。

30　株式会社ゼンリン

災害時における地図製品の供給及び利用等に関すること。

31　一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会

災害におけるタクシー車両による緊急輸送等に関すること。

32　水戸市解体業協同組合

災害時における倒壊建物の除去等応急活動の協力に関すること。

33　東日本旅客鉄道株式会社水戸支店

災害時における避難誘導・案内等の協力に関すること。

34　鹿島臨海鉄道株式会社

津波災害等における常澄駅の利用に関すること。

35　学校法人岩田学園水戸駿優予備学校

災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用に関すること。

36　一般社団法人日本福祉用具供給協会

災害時における福祉用具等の供給に関すること。

37　寶幢院，吉田神社

洪水時における緊急避難所に関すること。

38　学校法人常磐大学

災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用に関すること。

39　水戸地区中小建設業協同組合

災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関すること。

40　水戸市住みよいまちづくり推進協議会，水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する各地区会

洪水時における地域間の連携協力に関すること。

41　茨城県石油業協同組合

災害時における燃料供給の支援協力に関すること。

42　一般財団法人茨城県トラック協会

災害時における施設利用及び救護物資の保管に関すること。

43　一般財団法人スカイガード

災害時におけるドローンを使用した災害現場等の映像支援に関すること。

44　株式会社セブン-イレブン・ジャパン，株式会社ヨークベニマル

災害時における物資供給及び店舗営業の継続・早期再開に関すること。

45　株式会社ＯＬＳ

災害時におけるトレーラーハウス提供に関すること。

46　茨城県建築士会

災害時における建築物等の調査等の災害対策業務に対する応援協力に関すること。

47　ヤフー株式会社

災害時における情報発信等に関すること。

48　株式会社カインズ

災害時における生活物資などの供給協力に関すること。

49　一般社団法人茨城県ペストコントロール協会

災害時における感染症等が発生した場合の消毒業務等の協力に関すること。

50　茨城県ホテル・旅館生活衛生同業組合水戸支部

災害時における宿泊施設の提供に関すること。

51　東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社

災害時における停電復旧の連携等に関すること。

52　茨城県塗装工業組合，水戸塗装昭和会

災害時における洗浄等の支援協力に関すること。

53　一般社団法人日本ムービングハウス協会

災害時における移動式木造住宅の建設に関すること。

54　社会福祉法人水戸市社会福祉協議会，公益社団法人水戸青年会議所，水戸商工会議所青年部，水戸市常澄商工会青年部，水戸市内原商工会青年部，水戸ロータリークラブ，水戸東ロータリークラブ，水戸西ロータリークラブ，水戸南ロータリークラブ，水戸さくらロータリークラブ，水戸好文ロータリークラブ，水戸ライオンズクラブ，水戸葵ライオンズクラブ，水戸西ライオンズクラブ，水戸東ライオンズクラブ，水戸南ライオンズクラブ，水戸北ライオンズクラブ，水戸チアフルライオンズクラブ

災害時における被災者支援及び災害ボランティア活動の支援に関すること。

55　一般社団法人茨城県環境保全協会

災害時における災害し尿等の収集運搬に関すること。

56　水戸少年鑑別所，水戸刑務所

災害時における施設利用及び心理職の派遣に関すること。

57　株式会社近畿日本ツーリスト関東

災害時における宿泊施設の確保等に関すること。

58　合同会社Ｅ４

災害時におけるドローンを使用した映像・画像等の情報収集及び提供に関すること。

59　茨城トヨタ自動車株式会社

災害時における応急活動及び施設使用に関すること。

60　公益社団法人茨城県看護協会

災害時における医療救護活動に関すること。

61　一般社団法人日本下水道施設業協会

災害時における下水道施設の機械・電気設備の緊急工事に関すること。

62　一般社団法人日本下水道施設管理業協会

災害時における下水道施設の復旧支援協力に関すること。

63　公益社団法人日本下水道管路管理業協会

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関すること。

64　公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

災害時における下水道施設に関する技術支援協力に関すること。

第９　公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

１　ＪＡ水戸，水戸商工会議所，常澄商工会，内原商工会等の市域経済団体

(1) 事業所被害状況調査に関すること。

(2) 被災事業所に対する金融措置及びその相談に関すること。

(3) 被災事業所の応急対策の指導及び災害復旧に関すること。

２　社会福祉法人水戸市社会福祉協議会

(1) 被災者に対する炊き出し，救援物資の配布及び避難所の運営業務等の協力に関すること。

(2) ボランティアに関すること。

(3) その他災害応急対策についての協力に関すること。

３　一般診療所・病院

(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。

(2) 災害時における負傷者等の緊急搬送及び医療救護に関すること。

４　一般運輸事業者

災害時における緊急輸送の確保に関すること。

５　危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置に関すること。

第２章

災害予防計画

第２章　災害予防計画

第１節　水害予防計画

第１　事前対策
第２　河川の改修
第３　洪水対策
第４　下水道，都市下水路・排水路

担 当 部	建設部，消防局，下水道部
担 当 班	建設計画班，道路管理班，消防総務班，消防救助班，下水道班
関係資料	河川状況，水戸市市民センター施設状況，水戸市老人福祉施設状況，水戸市立学校・認定こども園・保育所施設状況，水戸市障害福祉施設状況，水戸市洪水ハザードマップ

第１　事前対策

市は，防災関係機関と連携し，水害の予防と被害の軽減を図るため，河川，排水路等に関する改良等の事業の実施に努める。

関係部課が実施する主な事業は，次のとおりとする。

１　国，県が定める市内河川の重要な水防箇所の周知徹底

２　河川巡視等による危険箇所の発見

３　水防訓練等による市民の防災意識の高揚

４　水防活動資機材の備蓄及び水防倉庫の設置

５　関係機関との情報交換

第２　河川の改修

市は，国，県等との連携により河川改修等を講じる。

１　河川の概要

本市には23の河川があり，その管理区分は，一級河川（国土交通省管理）４，同（県知事管理）16，準用河川（市長管理）９の計29区域に分けられている。このうち那珂川は，水源が他県にあり，流路延長も長く，本市の降水量のほか上流の降水量の影響を受けやすく，強降雨時における本市通過の流量は極めて多いことから，関係機関と連絡を密にして警戒を要する河川である。

２　河川の改修事業等

(1) 直轄河川改修

昭和61年の大水害を契機に治水，利水上の観点から，特別事業として年次計画で河川整備事業が進められてきた。

令和元年東日本台風（台風第19号）による甚大な被害を踏まえ，国が中心となっ

て取りまとめた「那珂川緊急治水対策プロジェクト」を推進し，本川・支川一体的に各種対策を強化する。

プロジェクトは，多重防御治水の推進を図るため，河道の流下能力の向上，遊水・貯留機能の確保，土地利用・住まい方の工夫の三位一体のハード対策を基本方針とし，減災に向けた，防災情報の共有化のための取組や水害に対する事前準備のための取組など，ソフト対策の強化もあわせて位置付けられている。

(2) 中小河川の改修

本市には，多くの一級河川及び準用河川があり，一部未改修となっていることから，雨量の多いときには氾濫等の危険な状態となるため，市は，県による中小河川改修，小規模河川改修及び局部改良事業の促進を図る。

(3) 流域治水対策

本市は，河川の中・上流域での宅地開発等による市街地の進展及び下水道，道路などの生活関連公共施設の整備により，河川への雨水流入量の増大が進行している。

国は，気候変動による水害リスクの増大に備え，国，県，市，企業，市民など，あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」へ転換するため，流域全体で早急に実施すべき対策を，「流域治水プロジェクト」として取りまとめ，事前防災対策の強化に向け推進している。

市は，治水の安全性を高めるため，雨水貯留・地下浸透施設の整備を進めるほか，宅地開発等での暫定的遊水地の設置を促進するなど，河川への流入制限及び低減，短時間流入の防止に努める。

第３　洪水対策

１　浸水想定区域の指定

国及び県は，洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について，想定し得る最大規模の降雨により，河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

なお，浸水想定区域の指定を行った国及び県は，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深，浸水継続時間等を公表するとともに，関係市町村の長に通知する。

市は，洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川について，河川管理者から必要な情報提供，助言等を受けつつ，過去の浸水実績等を把握したときは，これを水害リスク情報として市民へ周知する。

２　避難体制等の整備

(1) 市は，浸水想定区域の指定があったときは，当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア　洪水予報等の伝達方法

イ　避難場所及び避難経路に関する事項

ウ　洪水，雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

エ　浸水想定区域内に次の施設がある場合は，これらの施設の名称，所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(ｱ) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの

(ｲ) 社会福祉施設，学校，医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

(ｳ) 大規模工場等（工場，作業場又は倉庫の用途に供し，延べ面積10,000㎡以上の施設）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

(2) 市は，前記(1)の事項について市民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。その際，河川近傍や，浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

(3) 市は，高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）について，国又は県及び水防関係機関等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や，具体的な数値に基づいた判断基準を設定するほか，５段階の警戒レベルを明記し，伝達方法を明確にした実効性のあるマニュアルを作成する。

なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，垂直避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(4) 市は，気象庁，国土交通省，県及び関係機関の協力を得て，雨量，水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り，関係行政機関はもとより，報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また，市は，高齢者，障害者等の要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第４　下水道，都市下水路・排水路

市は，雨水による浸水の災害対策を講じる。

１　下水道，都市下水路・排水路の整備・充実

関係部課は，雨水による浸水被害を解消するため，公共下水道（雨水）の整備を推進するとともに，都市下水路・排水路の整備に努める。

2　既設下水管きょ等の維持管理

関係部課は，管きょ・水路及び付帯設備のうち，閉塞，破損等のあるものについては，清掃，修繕等を行い，災害時にその能力を最大限に発揮できるよう維持管理に努める。

第２節　土砂災害防止計画

第１　土砂災害防止法に基づく対策
第２　がけくずれ対策
第３　土砂災害警戒情報の活用

担 当 部	市民協働部，建設部，消防局
担 当 班	災害対策班，建設計画班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	河川状況，水戸市市民センター施設状況，水戸市老人福祉施設状況，水戸市立学校・認定こども園・保育所施設状況，水戸市障害福祉施設状況，急傾斜地崩壊危険区域指定一覧，土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧，水戸市土砂災害ハザードマップ

第１　土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊，土石流並びに地すべりが発生する危険のある区域における災害予防のため，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下，「土砂災害防止法」という。）に基づき，警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

１　基礎調査の実施

県は，国土交通大臣が策定した「土砂災害対策基本指針（平成13年７月９日国土交通省告示第1119号）」に基づき，急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形，地質，降水の状況に関する調査を行う。

２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の把握

市は，県が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を把握し，パトロール等の予防措置を実施する。

３　警戒避難体制の整備

(1) 市は，警戒区域の指定があったときは，市地域防災計画において，当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア　情報伝達，予警報の発令・伝達に関する事項

イ　避難場所及び避難経路に関する事項

ウ　土砂災害に係る避難訓練に関する事項

エ　避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また，市は，市地域防災計画において，土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めた施設については，市は，市地域防災計画において，当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(2) 市は，前記(1)の事項について市民に周知させるため，これらの事項のうち避難

場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

(3) 市は，避難指示等について，国，県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や，具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また，避難場所，避難路をあらかじめ指定するとともに，県等と協議し，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに，危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど，実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

(4) 市は，気象庁，県及び関係機関の協力を得て，雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り，関係行政機関はもとより，報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また，市は，高齢者，障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第２　がけくずれ対策

1　危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

県は，がけくずれ災害の発生が予想される箇所を調査し，地形，地質，地下水，立ち木，排水施設，擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等，実態の把握に努める。

市は，その情報を基に，定期的に防災パトロール等を実施するほか，大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し，災害発生時の被害縮小に努める。

2　急傾斜崩壊危険区域の指定

県は，市と協議のうえ，がけくずれ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第３条の規定により危険区域の指定を行い，対策工事を実施するとともに，がけに対する有害な行為を規制する。

3　所有者等に対する防災措置の指導

(1) 市の措置

防災パトロールの結果，著しく危険と判断される急傾斜地においては，その土地の所有者，管理者又は占有者，被害を受けるおそれのある者に対して，危険である旨の説明をし，早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定するよう県に要請する。

(2) 県の措置

急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要があると認められる場合においては，当該地区内の土地所有者，管理者又は占有者，その土地において制限行為を行った者，被害を受けるおそれのある者に対し，

急傾斜地崩壊防止工事の施工，被害を受けるおそれが著しいと認められる家屋の移転，その他必要な措置を執ることを勧告する。

第３　土砂災害警戒情報の活用

市は，県と水戸地方気象台から発表される土砂災害警戒情報を防災活動や市民の避難行動を支援するために活用する。

１　発表対象地域

土砂災害警戒情報は，市町村を発表単位とし，土砂災害警戒区域を有する次の40市町村を発表対象とする。

水戸市・日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ケ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・鉾田市・茨城町・小美玉市・大洗町・城里町・東海村・大子町・美浦村・阿見町・つくばみらい市・利根町

２　発表及び解除

(1) 発表

大雨警報発表中に，予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を上回ると予測されるとき。

(2) 解除

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り，かつ，短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

３　伝達体制

県は，土砂災害警戒情報の発表・解除があったとき，ＦＡＸにより市町村へ伝達するとともに，防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。

４　土砂災害警戒情報の活用

市は，土砂災害警戒情報が発表された場合，土砂災害警戒情報の補足情報，前兆現象及び災害発生状況などを総合的に判断し，避難指示等を発令する。

なお，土砂災害警戒情報が発表された場合，市民協働部長は，市長へその旨を伝達する。

【土砂災害警戒情報発表後の対応】

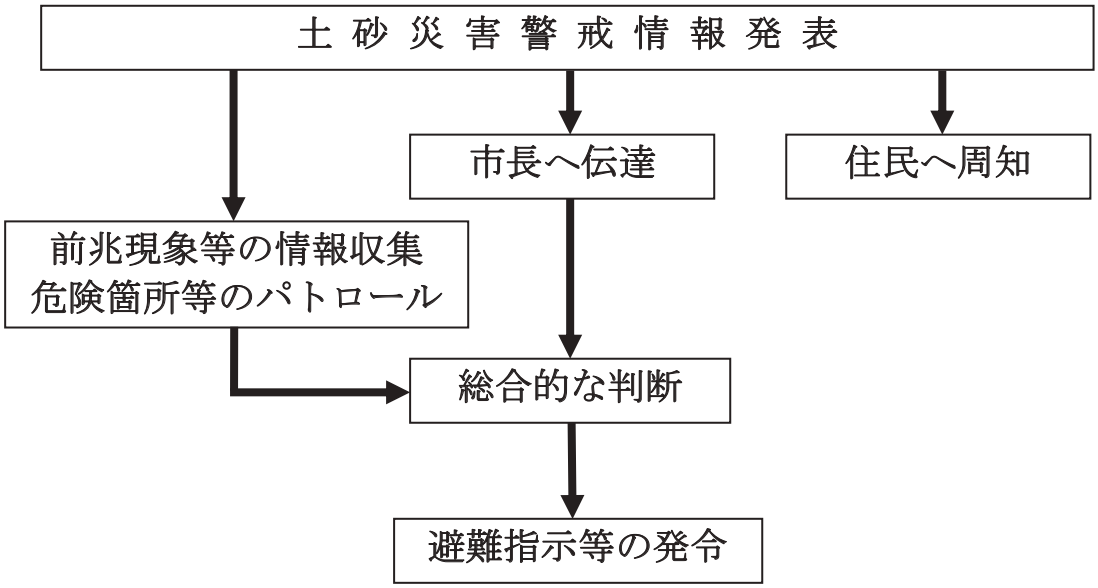

第３節　交通整備計画

第１　道路の整備

第２　橋の整備

担　当　部	建設部，都市計画部
担　当　班	建設計画班，道路管理班，都市計画班

第１　道路の整備

都市の骨格である道路は大きく幹線道路と生活道路に分けることができ，両者が適切に配置されることによってその機能が有効に発揮される。

また，道路は災害時には避難，救援救護，消防活動等に重要な役割を果たすのみならず，延焼防止のオープンスペースとして，災害に強いまちづくりに向けて重要な役割を果たす。このことから，市は，国及び県と連携し，幹線道路の整備を推進し，道路網のネットワーク化を図るとともに，救援救護，消火活動にも有効な生活道路の整備を推進する。

また，道路の建設に当たっては，次のことに配慮する。

１　平面線形は，できるだけ河川との接近や湿地，沼等を避ける。

２　縦断線形は，平たん地における切土法面はなるべく取らず，水田等を通過する場合，洪水による水位の増に対し安全な高さを確保する。

３　横断こう配は，路面水を速やかに側溝に流下させるために必要なこう配を確保する。

４　路側，横断構造物，切土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所，盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用），水田を通る部分等については，コンクリート擁壁，間知石積を設置し，法面の保護を図る。

５　横断排水構造物は，洪水時に十分な排出の出来る通水断面を確保する。

６　排水側溝は，路面水を速やかに排水路に導き，地下水位が高く，路面排水困難な所は暗きょ等を設置する。

第２　橋の整備

市管理の橋について，災害時における橋の機能確保のため，耐震設計等の基準に達しない橋について順次補強対策を実施する。

また，国又は県管理の橋についても補強対策等の実施を要請する。

第４節　都市防災計画

第１　都市防災計画
第２　上・下水道施設の整備
第３　災害危険区域の指定

担 当 部	建設部，都市計画部，水道部，下水道部
担 当 班	建設計画班，道路管理班，都市計画班，建築指導班，市街地整備班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班，下水道班
関係資料	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧，土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧，緊急輸送道路一覧，水戸都市計画図

第１　都市防災計画

市は，避難場所・避難路の整備，建築物の耐火・不燃化等の都市基盤の整備を推進する。

１　都市防災計画の充実

市は，市総合計画等の様々な行政計画との整合を図り，災害に強い都市を目指す観点から都市防災に関する方針を検討する。

２　都市の不燃化の促進

市は，市街地大火の危険性のある地域を中心に地域状況を勘案し，効果的な都市の不燃化を図る。

(1) 防火・準防火地域の指定

防火地域，準防火地域とは，都市計画法で規定されており，市街地における火災の危険を防除するため定める地域である。

これらの地域内では，建築基準法により，階数，広さ等が一定基準に該当する建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

なお，防火地域及び準防火地域以外の市街地についても，耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い火災の延焼防止を図る。

(2) 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業は，それ自体が建築物の耐火・不燃化に貢献するものであり，市街地再開発による施設建築物に延焼遮断機能を持たせ，防災拠点を形成することができることから，関係部課は計画的な事業推進に努める。

(3) 都市基盤の整備

市は，市街地再開発事業，土地区画整理事業等による面整備事業を推進するとともに，公園，緑地，道路等の整備に係る事業を推進することにより，延焼や倒壊による被害の防止に有効なオープンスペースを確保する。

(4) 公共建築物の防災性能の向上

庁舎及び公共的な建築物については，避難所及び応急対策活動や早期復旧対策を

進める上で重要な役割を果たす施設であり，関係部課は，都市機能の維持のため計画的に調査と対策を講じ，防災体制の充実に努める。

3　避難場所・避難路の確保

市は，避難場所・避難路の整備を進め，安全な避難体系を確立するとともに市民に対して具体的な避難方法の周知に努める。

(1) 避難場所の整備

安全な避難場所として，一定規模以上の公園，緑地，広場等の公共空地の整備を進める。

(2) 避難路の整備

安全な避難路として，倒壊物，落下物等の影響も考慮しながら，広域避難場所と主要な公共施設を有機的に連携させる道路を指定し，都市計画道路の整備を行うなど，一定幅員以上の道路又は緑道の整備を推進する。

また，整備された道路が避難路として十分に機能するよう，道路の維持補修を計画的に行う。

さらに，ブロック塀，看板類，老朽木造家屋，法面等で倒壊，延焼又は崩壊のおそれのある建築物，工作物等について避難する上で危険と判断される箇所の改善を促進する。

4　緊急輸送道路の整備

県及び市は，輸送道路として特に重要である幹線道路について，道路改良，急傾斜法面のがけくずれ防止及び落橋防止，橋取付部対策などの維持補修等にかかる調査及び整備を計画的に実施し，災害時における道路機能の確保を図る。

緊急輸送道路区分表

区分	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路	第三次緊急輸送道路
基準	県庁所在地，地方中心都市及び重要港湾，空港等を連絡する道路	第一次緊急輸送道路と市町村役場，主要な防災拠点を連絡する道路	その他の緊急輸送道路
路線数	高速自動車国道　2 一般国道自動車専用道路　1 一般国道　9 主要地方道　7 一般県道　4 市町村道　1	主要地方道　1 一般県道　2 市町村道　2	一般国道　1 主要地方道　3 一般県道　3 市町村道　16

※資料　緊急輸送道路一覧

第２　上・下水道施設の整備

１　上水道施設の整備

(1) 施設の保安対策

ダム施設，取水施設，導水施設，浄水施設，配水池及び送，配水ポンプ場等について，災害時の破損等による大規模な事故の発生を防止するため，施設の保安対策，予防対策，安全対策等を講じる。

(2) 施設の点検，整備

ダム施設，取水施設，導水管路，浄水設備及び機器，配水池，送・配水管路等について，平素から維持管理体制を確立するとともに，適切な人員配置，技術の確保及び施設，機器，備蓄材等の整備に努める。

また，災害時の情報連絡体制及び災害復旧が的確に活動ができるよう，初動作業の実施に当たって即応体制を確立する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材の確保

災害時の応急復旧対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう，緊急用主要資材及び機器材等を備蓄し，これを効率的かつ効果的に活用できるよう努める。

さらに，断水時の運搬給水活動を迅速に実施するため，資機材の確保に努める。

２　下水道施設の整備

(1) 下水処理場

処理場施設に被害が生じた際の復旧を早めるため，復旧用資材の確保と機器の整備を図る。

(2) 管きょ

幹線，枝線における管きょ，接合部等の破損時の連絡体制の整備及び復旧用資材の確保に努める。

第３　災害危険区域の指定（建築基準法第39条）

市は，条例で津波，出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し，同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとる。

第５節　文教計画

第１　防災上必要な教育の実施
第２　防災上必要な訓練の実施
第３　消火，避難及び救助のための施設・設備等の整備
第４　学校等施設・設備の災害予防措置
第５　文化財保護

担　当　部	市民協働部，福祉部，教育委員会，消防局
担　当　班	市民生活班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班，生涯学習班，歴史文化財班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班

教育委員会等は，学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り，教育活動の実施を確保するため，災害を予防する措置を講じる。

第１　防災上必要な教育の実施

１　学校等の長（以下「校長等」という。）は，児童生徒等の安全を図るため，防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し，安全教育が適切に行われるよう努める。

２　教育委員会等は，防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し，関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び技能の向上に努める。

３　教育委員会等は，生涯学習の観点からも，防災訓練等を通じ，防災意識の高揚を図る。

第２　防災上必要な訓練の実施

１　校長等は，児童生徒等の安全を図るため，地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。

２　校長等は，関係教職員に対し，地域の実情に応じ，災害の状況を想定した警報の伝達，初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。

３　学校等は，防災組織等が実施する合同訓練に，積極的に参加するよう努める。

第３　消火，避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合，迅速かつ適切な消火，避難及び救助が実施できるよう，消火，避難及び救助に関する施設，設備等の整備並びに救急医療用資材等の備蓄に努める。

第４　学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し，児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため，次の計画について実施する。

１　学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため，建物の建築にあたっ

ては，鉄筋コンクリート造，鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

2　校地等の選定・造成をする場合は，がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講じる。

3　学校等施設・設備を災害から防護するため，定期的に安全点検を行い，危険箇所，補修箇所等の補強補修等を実施し，特に電気工作物，電気用品，ガス設備，その他の危険物がある施設では，適切な管理に努める。

第５　文化財保護

本市には，歴史的，学術的価値のある文化財が残され，指定文化財として保護している。

文化財保護法，茨城県文化財保護条例及び水戸市文化財保護条例により，所有者及び管理責任者に対し，管理の責任を義務づけるとともに，市の役割を明確にし，市民の郷土の文化遺産に対する認識を高め，文化の向上発展に貢献する。

所有者，管理責任者又は管理団体は，市教育委員会の定める基準により，管理に必要な標識，説明板，境界標，囲さく，その他の施設を設置し，防災対策に努める。

また，災害時は初期消火が重要なため，消火器，消火栓設備，動力消防ポンプ設備，建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等を設置するとともに，自動火災報知設備，漏電火災警報設備の設置により火災の発生を報知し，迅速な消火活動を行うことができるように設備の整備促進を図る。

第６節　農地農業計画

第１　農地計画
第２　農業計画
第３　家畜対策

担 当 部	産業経済部
担 当 班	農政班

第１　農地計画

１　農業用ため池等整備事業

市は，築造後における自然的，社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。），頭首工，樋門，水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

２　湛水防除事業

市は，既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において，立地条件の変化により，湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で，これを防止するために排水機，排水樋門，排水路等の新設又は改修を行う。

３　水質障害対策事業

市は，農業用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため，用排水路の新設，改修又は水質浄化施設の整備を行う。

４　地盤沈下対策事業

市は，地盤の沈下を防止するため，地下水の採取が法令等により規制されている地域において，地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために，農業用排水施設の新設又は改修を行う。

第２　農業計画

１　災害の未然防止対策

(1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

市は，災害からの農作物被害を防ぐため，気象情報の伝達体制を確立し，農家等の事前対策に供する。

(2) 農業共済加入率の向上

市は，農作物被害による損失に備えて，農業共済加入を促進する。

２　災害の事後対策

(1) 県条例の迅速な適用

県は，被害の状況に応じ，茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し，

被害農業者に対する樹草勢回復のための補助事業や経営資金の融資による支援措置を講じる。

(2) 農業共済金の早期支払い

県は，農業共済に加入している被害農家に対し，農業共済組合連合会等に共済金を早期支払いするよう指導する。

3　農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより，農作物への影響が予測される場合や，台風等の災害により被害が生じた場合には，必要に応じて対策委員会を設置し，被害農家の救済対策，災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

4　資材の確保

(1) 防除器具の整備

病害虫防除器具及び災害防護器具を整備し，円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は，薬剤等が迅速に確保されるようＪＡ水戸等を通じて必要量の備蓄を行う。

(3) 飼料

災害に備え，最低数日間の飼料を備蓄する。

第３　家畜対策

1　低湿地畜舎は周囲の土盛り排水路の整備を行う。

2　増浸水の場合を想定して避難移動場所の留保を図る。

3　倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第７節　災害通信整備計画

第１　災害通信施設の整備
第２　茨城県防災情報ネットワークシステム
第３　アマチュア無線ボランティアの確保
第４　情報提供に係る多様な通信手段の活用

担 当 部	市長公室，総務部，市民協働部
担 当 班	情報政策班，財産活用班，災害対策班

第１　災害通信施設の整備

災害発生時の被害を最小限にとどめるために，市民に，迅速かつ的確に情報を提供・伝達しなければならない。そのため，市は，県及び防災関係機関の間で緊密な情報の連絡をとるとともに，平常時から情報通信ネットワークの整備充実を図り，訓練等を通じて通信機器等の操作の習熟に努める。

１　災害通信施設の整備

市は，指定避難所，防災拠点施設等にＭＣＡ無線機，防災ラジオ（防災用自動起動ラジオ），衛星携帯電話を配備するとともに，防災行政無線の適切な維持管理を図り，災害時の連絡が迅速かつ的確に実施できるよう努める。

さらに，市のホームページ等による情報提供の維持のため，庁内ＬＡＮ整備による防災情報の共有化等，可能な限りシステムの冗長化を図るとともに，クラウド技術やデータセンターを活用し，災害発生時の業務継続が可能となる体制の整備の充実を図る。

今後とも，情報通信の発達など社会情勢の変化に対応した機能の充実強化に努める。

なお，災害時の情報連絡網を確保するため，災対法第79条の規定により防災関係機関の協力を得ながら，通信施設（警察通信施設，鉄道通信施設等）の優先使用を確保する。

２　通信施設の機能確保

市は，災害時の通信施設の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに，停電等に備え次の事項に留意する。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化，制御装置の二重化等に努め，中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え，バッテリー，無停電電源装置，自家発電設備等の整備とともに，再生可能エネルギーの活用等に努める。

３　通信施設の整備目的

(1) 災害発生前後における災害情報，避難体制及び情報パニック防止体制の確立

(2) 発生状況，被害状況，住民動向等に関する情報の早期収集体制の確立

(3) 防災関係機関への情報連絡及び救援要請体制の確立

(4) 被災者救出，救護，医療救助活動の早期実施体制の確立

(5) 食料，飲料水，生活必需品等の確保，輸送及び配給体制の確立

(6) 住民生活関連施設の復旧体制の確立

4　マルチメディア化

近年の情報通信技術の急速な発展により，音声の他，文字，映像等多様なメディアでの通信が可能となっている。市は，これらの技術を取り入れ，より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

第２　茨城県防災情報ネットワークシステム

県は，気象情報，被害情報，映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し，県や，市町村，消防機関，救急医療機関，防災関係機関において，当該情報を共有することができる「茨城県防災情報ネットワークシステム」を整備，運用している。

市は，防災情報ネットワークシステムにより，避難情報や避難所開設情報などの災害情報を迅速に県に報告する。

1　防災情報ネットワークシステムの機能

防災情報ネットワークシステムの主な機能は次の通りである。

(1) 気象情報等（予・警報，地震情報，避難情報，避難所開設情報等）の迅速な伝達

(2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有

(3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築

(4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県，市町村等における共有

(5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

2　通信機器操作等の習熟

市は，災害時における情報収集・伝達の適正かつ円滑な対応を確保するため，下記の事項の習熟を図り，防災情報ネットワークシステムを運用する。

(1) 衛星放送の受信操作

(2) 庁舎停電時の電源確保

(3) 一斉，個別ＦＡＸの受信，送信操作

(4) 防災情報ネットワークシステム端末からの各種登録，照会操作等

衛星電話配備一覧（県防災機器）

配備先名	電話番号	備　　考
防災・危機管理課	２００－８４００	茨城県（局番）１００ 県出先（市町村） 衛星系 ９－局番－×××× 地上系 ８－局番－××××
ＦＡＸ	２００－８４５０	
災害対策本部室	２００－８４０１	

第３　アマチュア無線ボランティアの確保

災害発生時のアマチュア無線ボランティア活動が非常に有用であるため平常時から訓練等を通して密に連携する。

また，市は，災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう，「受入窓口」を迅速に開設する。

第４　情報提供に係る多様な通信手段の活用

市は，被災者等への情報提供に当たり，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得る。

また，市民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため，ホームページ，Twitter，LINE，Yahoo!防災速報，メール，Ｌアラート等を活用して，的確な情報を提供できるよう努める。

第８節　備蓄物資調達計画

第１　食料，生活必需品の供給体制整備
第２　備蓄物資の充実
第３　備蓄スペースの確保
第４　緊急調達体制の整備
第５　緊急物資等の集積場所の整備

担当部	市民協働部，産業経済部
担当班	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班

住宅の被災等による各家庭での食料，飲料水，生活必需品の喪失，流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には，被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要であるため，災害発生直後から被災者に対し円滑に食料，生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

第１　食料，生活必需品の供給体制整備

市の備蓄は，公的備蓄及び流通在庫備蓄の２形態とし，市として，想定されるり災人口の概ね３日分を目標として食料の備蓄に努める。

備蓄の確保に当たっては，地域における生産者，生活協同組合，農業協同組合，スーパー，その他販売業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが，大規模な災害が発生した場合には，企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し，供給体制の整備に努める。

第２　備蓄物資の充実

１　市は，次に示す主な備蓄物資及び応急対策用の資機材を指定避難所等に配備するよう努めるとともに，地域の自主防災組織と連携し，地域の実情に応じた備蓄物資及び資機材を必要量備蓄するよう推進する。

また，備蓄物資等については，高齢者や障害者などの要配慮者，女性，乳幼児など多様な市民ニーズに配慮するとともに，アレルギー対策・感染症対策等も考慮し，選定・更新を行う。

食料，飲料水，炊き出し用器材，毛布，保温シート，間仕切り，避難所用マット，ウェットティッシュ，簡易トイレ，トイレットペーパー，トイレ処理剤，ごみ袋，ポリタンク，ブルーシート，発電機，投光機，ランタン，工具，リヤカー，感染症対策資器材（マスク，消毒液，体温計等），布担架，応急手当救護セット　等

２　市は，市民に対して発災当日を含む，３日間は，「自力でしのげる」だけの食料等を備えることを啓発する。

第３　備蓄スペースの確保

市は，備蓄物資及び防災資機材を市役所等の市の施設及び指定避難所に分散配置し，災害時に迅速な対応を行えるよう努める。

備蓄物資の収納場所として，市の施設等に防災備蓄倉庫を整備するとともに，市立の小・中学校等の空き教室等を活用し，備蓄場所の確保に努める。

第４　緊急調達体制の整備

市内各事業所等との協定締結を推進し，物資を確保するとともに，災害時に積極的な協力が得られるよう平常時から連絡体制の強化等に努める。

また，不足が生じると判断したときは，協定等を締結している事業所や，他の自治体等に応援を要請し，物資の確保に努める。

１　協定締結事業所等一覧

株式会社アクアクララ水戸，いばらきコープ生活協同組合，イオンモール株式会社イオンモール水戸内原，イオンリテール株式会社イオン水戸内原店，イオンリテール株式会社イオンスタイル水戸下市，株式会社伊藤園水戸東部支店，一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会水戸支部，生活協同組合パルシステム茨城，コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社，ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター，５日で5,000枚の約束プロジェクト実行委員会，株式会社セブン-イレブン・ジャパン，株式会社ヨークベニマル，株式会社カインズ等

２　協定締結等により連携している自治体一覧

県内全市町村，全国梅サミット協議会加盟市町，中核市，北関東・新潟地域連携軸推進協議会，北関東中核都市連絡協議会，川口市，柏市，敦賀市，彦根市，高松市，日田市

第５　緊急物資等の集積場所の整備

災害時における緊急物資等の受入，一時保管，仕分，配布等を効率的に行うため，体育施設や公設地方卸売市場など，雨風等をしのげるスペースが確保できる施設を集積場所及び輸送拠点候補とし，災害の状況に応じて指定する。

また，その必要があると認める施設については，緊急度に応じて，災害時の物資の受入，保管を果たすために必要な施設・整備を図るとともに，フォークリフト等の搬送手段の確保に努める。

第９節　消防予防計画

第１　消防体制の整備
第２　消防施設等の整備・強化
第３　消防計画
第４　火災予防対策の徹底
第５　火災原因調査の実施

担 当 部	消防局
担 当 班	消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	署所の配置一覧，消防団配置一覧

第１　消防体制の整備

大規模な風水害が発生した場合は，広域的な災害となることが予測され，効果的な消防活動を展開する必要がある。このため，消防機関は，人命の救出・救護活動を行い，被害を最小限にとどめるために消防力を強化するとともに，災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え，各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げて活動体制を整備する。

また，大規模な洪水等の発生時は，広域的な応援が必要となることも想定されるため，防災関係機関，他の消防機関及び緊急消防援助隊への応援を要請するとともに，円滑な支援が得られるよう受入体制を整えておく。

第２　消防施設等の整備・強化

市は，「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう，消防施設，消防機械器具，消防水利，火災通報施設等の整備について年次計画を立て，その強化を図る。

１　消防施設の耐震化等

消防局，署所等の庁舎は，地震災害，風水害等において，災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため，耐震性を有するとともに，できる限り浸水や土砂災害の危険性の低い場所に立地するよう整備し，やむを得ず浸水等のおそれのある場所に立地する場合には，以下の対策を講じる。

(1) 建築物の堅牢化
(2) 非常電源の設置場所の工夫
(3) 機能確保計画の策定

２　消防力の整備・強化

各種消防車両等の消防力を計画的に配備・拡充し，消防・救急のニーズに見合った車両整備及び職員の確保を引き続き推進するとともに，消防職員の資質向上のため，教育訓練の充実を図る。

３　消防水利の充実・強化

発災時は，消火栓が使用不能になることも予想されることから，消火用水を確保するため，耐震性貯水槽・防火水槽を総合的に危険度の高い地域を優先に整備を図るとともに，消火用水として有効な河川や池等の自然水利の活用を検討する。

4　消防団の整備・強化

同時多発・広域複合的な災害の消防活動には，地域と密接につながる消防団員の活動が欠かせないため，消防団員の充足を図るとともに，教育訓練の充実に努める。

また，老朽化した詰所の整備及び車両整備等の高度化（車両等の更新及び資機材の充実）を推進する。

第３　消防計画

1　災害予想危険区域等の実態把握

次に掲げる各種災害予想危険区域について，実態を随時調査し，必要に応じ具体的な被害想定を作成し，消防活動の円滑な実施を図る。

(1) 住宅密集地帯の火災危険区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく危険区域等

(3) 水戸市水防計画に定められた重要水防区域及び浸水危険区域等

(4) 特殊火災危険区域（高層建築物，危険物及び放射線関係施設等）

2　活動計画の策定及び訓練

風水害等の災害時における応急体制及び応急活動が円滑に実施できるよう，市警防規程に基づき活動計画を策定するとともに，職員に対して必要な動作，技術及び知識の習熟訓練を実施する。

3　防災指導の実施

市は，風水害等の災害による被害の軽減を図るため，市民に対して防災意識の高揚と非常時の応急活動等必要な事項について，下記のとおり防災指導を実施する。

(1) 災害の発生態様

(2) 予想される災害の程度

(3) 日常の心得，対策

(4) 気象情報に対する注意と危険性の判断

(5) 避難指示等があった場合の処置

(6) 避難時の携行品及び避難途上の注意事項

(7) 水害時等の応急処置要領

(8) 救急知識及び応急手当の処置要領

(9) その他必要な事項

第４　火災予防対策の徹底

1　建築同意制度の推進

消防局長は，消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り，建築面からの火災予防の徹底を期する。

２　防火管理者の育成，指導

消防局長は，学校，病院，工場等消防法第８条及び第８条の２に規定する防火対象物の所有者等に対し，必ず防火管理者を置くよう指導するとともに，防火管理者に対ては，消防計画の作成，防火訓練の実施，消防施設等の整備，点検及び火気使用の監督等防火管理上必要な業務の実施について指導する。

３　予防査察の強化指導

消防局長は，消防法第４条及び第４条の２に規定する予防査察の実施に当たり，消防対象物の用途・地域等を踏まえ，計画的に実施し，常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに，当該対象物の関係者に対して，火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導する。

４　危険物施設等の保安監督の指導

消防局長は，消防法に規定する危険物施設等の所有者，管理者又は占有者に対して，自ら計画的に危険物の取扱作業を保安監督するよう指導する。

また，危険物取扱者に対して指導の強化を図るとともに，これらの施設について必要の都度，消防法第16条の５の規定による立入検査を実施し，災害防止上必要な助言又は指導をする。

５　防火思想，知識の普及徹底

消防局長は，市民の防火思想を普及するため，関係機関，団体等と協力して，講習会等の開催，広報車の巡回，広報紙の配布，新聞，ラジオ等報道機関の利用等を図る。

第５　火災原因調査の実施

消防局長は，消防法第31条の規定による火災原因の調査を行い，火災予防対策を推進する。

また，特殊火災事案や各種大規模災害等が発生し，究明調査が困難な場合は，総務省消防庁消防大学校消防研究センターに対して調査支援を要請する。

第10節　防災知識普及計画

第１　市民に対する普及啓発
第２　児童生徒等に対する防災教育
第３　職員に対する防災研修

担 当 部	総務部，市民協働部，教育委員会，消防局
担 当 班	人事班，災害対策班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会），火災予防班

災害による被害を最小限にとどめるためには，市民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め，災害から自らを守り，お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため，市及び防災関係機関は，男女双方の視点をはじめ，多様な観点を踏まえながら，防災普及啓発活動を推進する。

また，市は，防災活動を的確に行うため，市，公共的団体及び事業所の職員の防災知識を高めその理解と協力を得る。

第１　市民に対する防災普及啓発

１　普及すべき防災知識の内容

(1) 風水害時の危険性
(2) 家庭での予防・安全対策（食料，飲料水，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）
(3) 特別警報・警報・注意報の内容と発表時にとるべき行動
(4) 避難場所及び避難所の位置，避難時や避難場所での行動
(5) 避難指示等の内容と５段階の警戒レベル情報の意味
(6)「自らの命は自らが守る」という意識を持ち，自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
(7) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深，浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
(8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
(9) 自主防災組織等の地域での防災活動
(10) 要配慮者への支援協力
(11) 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）
(12) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
(13) その他地域の実情に応じて市民の安全確保に必要な情報

２　普及啓発手段

(1) 広報紙，パンフレット，ハザードマップ等の配布

市は，広報紙，パンフレット，ハザードマップ等を作成し，広く市民に配布することにより，災害・防災に関する知識の普及，防災意識の高揚を図る。

(2) 講習会等の開催

市は，防災をテーマとした講演会，講習会，シンポジウム等を催し，広く参加を呼びかけ，知識の普及，意識の高揚を図る。

また，地域の自主防災組織等と連携し，地域の実情に応じた講演会等を実施する。

(3) 住民参加型ワークショップの開催

市は，主に洪水浸水想定区域内の市民を対象に，各河川の注意すべき箇所を，水害危険度マップ等により周知するとともに，マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）や，マイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理），災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）などの住民参加型ワークショップを開催し，地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

(4) その他のメディアの活用

ア　テレビ・ラジオ局の番組の活用

イ　ビデオ・ＤＶＤの貸出

ウ　文字放送の活用

エ　インターネット（ホームページ，メール，ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用

オ　水戸市メールマガジンの活用

第２　児童生徒等に対する防災教育

1　児童生徒等に対する防災教育

保育所（園），幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校においては，各学校で策定した学校安全計画に基づき，児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い，防災に関する知識の普及啓発，防災意識の高揚を図る。

指導内容としては，災害時の身体の安全確保の方法，災害時の助け合いの重要性，災害のしくみ，防災対策の現状等が挙げられ，これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視する。

災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え，学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や，学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては，登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し，授業等による指導や避難訓練とともに，保護者も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設け，体験的学習の充実に努める。

また，大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう，避難訓練の充実に努め

る。

2　指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して，指導者の資質向上を図る。

第３　職員に対する防災研修

市民の生命，身体及び財産を各種災害から守るための防災活動には，職員の心構え及び防災知識が欠かせないことから，市は，計画的かつ継続的な職員の防災教育研修を行い，防災知識の周知徹底と意識の高揚に努め，長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

1　研修の方法

職員個々が知識を高め，災害時に有効適切な活動が実施できる体制を確立するとともに，市民への適切な対応に努める。

(1) 職場外研修

職場外研修では，一般的，共通的な防災知識の教育や防災に関する知識の普及に努める。

(2) 職場研修

職場研修では，それぞれの職場で具体的に定められた，職員個々の役割や職場の役割などの職場に合った研修を実施する。

(3) 庁内の広報による周知

職場外研修，職場研修に加え，全職員を対象とした印刷物等による防災知識の普及を行うとともに，職員の自己研鑽を促し，防災業務の周知徹底に努める。

2　研修内容

研修の内容は，次の事項を基本とし，その他必要な事項を教育する。

(1) 防災対策に関すること。

(2) 災害予防計画に関すること。

(3) 災害応急対策に関すること。

(4) 災害復旧計画に関すること。

(5) 職員等が果たすべき役割に関すること。

(6) 過去の事例による防災教育に関すること。

第11節　避難所整備計画

第１　指定緊急避難場所・指定避難所の指定
第２　避難所の耐震性の確保・代替施設の確保
第３　避難所の備蓄物資及び設備の整備

担 当 部	市民協働部，福祉部，教育委員会
担 当 班	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班

第１　指定緊急避難場所・指定避難所の指定

１　指定緊急避難場所の指定

市は，公園，市民センター，学校等の公共的施設等を対象に，地区の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に応じ，その管理者の同意を得た上で，指定緊急避難場所について，必要な数，規模の施設等をあらかじめ指定する。

また，指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は，日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して，どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに，あわせて市民等に対し周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については，地震に伴う津波や火災に対応するため，災害に対して安全な構造を有する施設，又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって，災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し，指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，必要に応じ，大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

なお，避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては，指定緊急避難場所への移動を原則とするものの，避難時の周囲の状況等により，指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は，「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて，市は，日頃から市民等への周知徹底に努める。

２　指定避難所の指定

市は，被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定するとともに，効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努める。

指定避難所は，物資の運搬，集積，炊事，宿泊等の利便性を考慮し，小・中学校，義務教育学校，市民センター等の公共施設とし，全ての指定避難所に災害初動段階で必要となる食料，飲料水，毛布，簡易トイレ，発電機等を備える。

また，避難者の中でも高齢者や障害者等で特別な配慮が必要な避難者を収容する施設として，市のいきいき交流センター，老人デイサービスセンター，老人ホーム，県

立の特別支援学校，民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所に指定する。

福祉避難所は，二次的な避難所と位置付けているため，福祉避難所への搬送方法は，二次災害等に留意し，原則，指定避難所等から市がバス等により行い，福祉避難所への避難は，介護する家族も一緒に避難することができる。

3　指定緊急避難場所・指定避難所の周知

市は，指定避難所及び福祉避難所の役割等について，日頃から市民に対し，広報紙，防災パンフレット等により周知を図る。

また，指定避難所，広域避難場所等には表示板，案内板等を設置し，周知に努める。

第２　避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は，避難所に指定している建物の耐震診断を積極的に推進し，昭和56年度以前に建築された建物については，耐震結果に応じて補強や改築に努める。

なお，大規模な地震が発生し，指定されている避難所が被災した場合には，代替施設を利用する。

代替施設として，体育施設や福祉施設等の市公共施設を避難所として利用することもあるため，整備・改修に努め，その際に指定する施設の目安は，次のとおりとする。

1　被災者の住生活が回復されるまで，あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な居所の施設であること。

2　可能な限り，現住地の最寄り場所に設置できるよう確保すること。

3　情報収集・伝達上の利便が得やすいこと。

4　耐震性に比較的優れていること。

5　被災者の生活環境と長期化等の必要に応じて，プライバシーの確保に配慮すること。

6　なるべく公共施設であること。

なお，指定避難所以外の市施設に市民が避難してきたとき，その施設の職員は，収容可能な場合，一時的に収容するとともに，近隣の指定避難所への誘導に努める。

第３　避難所の備蓄物資及び設備の整備

1　市は，指定避難所に初動段階で必要となる次のような備蓄物資を備えるとともに，通信途絶や停電等を想定し，通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努める。

また，福祉避難所の物資は，開設時に市保有の物資を搬送するとともに，要配慮者等の避難者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

○備蓄物資

食料，飲料水，炊き出しに必要な機材，毛布，保温シート，間仕切り，避難所用マット，簡易トイレ，トイレットペーパー，トイレ処理剤，ごみ袋，ブルーシート，防災ラジオ，発電機，投光機，ランタン，工具，リヤカー，感染症対策資器材（マスク，消毒液，体温計等）等

○設備等
テレビ，通信機材（ＭＣＡ無線機，特設公衆電話，衛星携帯電話），放送設備，給水用機材，照明設備（非常用発電機，太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む），物資の集積場所（備蓄倉庫等），仮設の小屋又はテント　等

2　避難所の設備の整備については，出入口の段差の解消や，表示の外国語併記のほか，空調，多目的トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や，専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置など乳児や女性への配慮とともに，性別にかかわらず誰もが抵抗なく安心して利用できるよう誰でもトイレ等の設置を積極的に行う。

3　県は，市が行う避難所の備蓄物資の整備を促進し，その整備状況について把握する。

さらに，避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため，避難者の氏名，自宅住所，性別，年齢等についての被災者情報システムを整備する。

4　市は，市民等に対し，マニュアルの作成，訓練等を通じて，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際，市民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。

また，指定管理施設が指定避難所となっている場合には，指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各避難所の運営者は，避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために，専門家等との定期的な情報交換に努める。

第12節　防災訓練計画

第１　総合防災訓練
第２　各種訓練
第３　事業所，自主防災組織及び市民等の訓練

担 当 部	市民協働部，福祉部，教育委員会，消防局，水道部
担 当 班	災害対策班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会），火災予防班，消防救助班，救急班，水道総務班，応急給水班

災害時の迅速かつ的確な行動のためには，日頃からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的，継続的に実施する。

また，訓練の実施に当たっては，多様なニーズを踏まえ，男性，女性，性的マイノリティの方の視点などに十分配慮するよう努める。

第１　総合防災訓練

１　次の訓練種目等を関係機関と連携し，実施する。

また，訓練に当たっては，展示・体験スペースを設置し，市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版，救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(1) 災害対策本部設置，運営
(2) 交通規制及び交通整理
(3) 避難準備及び避難誘導，避難所の運営
(4) 救出・救助，救護・応急医療
(5) ライフライン復旧
(6) 各種火災消火
(7) 道路復旧，障害物排除
(8) 緊急物資輸送
(9) 無線による被害情報収集伝達
(10) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
(11) 応急給水活動
(12) その他

２　訓練参加機関

県，他の自治体，防災関係機関，協定締結団体，企業及び事業所等と連携するとともに，自主防災組織，ボランティア組織，要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけ，応援の派遣，受入を中心とした協定自治体との合同訓練も含め実施する。

３　防災訓練時の交通規制

警察は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認めるときは，当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の

道路における通行を禁止し，又は制限する。

4　訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

第２　各種訓練

1　避難訓練

(1) 市による避難訓練

災害時における避難勧告及び立ち退き等の円滑，迅速，確実を期するため，市が中心となり，警察，消防及びその他関係機関の参加のもと，自主防災組織，事業者をはじめとする市民の協力を得て実施する。

(2) 保育所（園），幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，病院及び社会福祉施設等における訓練

幼児，児童，生徒や，高齢者，障害者等の避難行動要支援者等の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し，避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は，学校及び地域と連携し，児童・生徒を含めた地域住民の参加により，避難所運営等の実践的な訓練を行うよう努める。

2　非常参集訓練

市及び防災関係機関は，災害時の迅速な職員参集のため，非常参集訓練を実施するとともに，災害時の即応体制の強化に努める。

また，非常参集訓練と同時に，災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練もあわせて実施する。

3　通信訓練

市は，災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに，非常用電源設備等を活用しての通信訓練も実施する。

また，有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え，関東地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し，非常時の通信連絡の確保を図る。

4　図上訓練

図上訓練とは，災害時に生じると予想される様々な具体的事案に即した状況付与を行い，その種の事案に対する対応能力，意思決定能力を問う訓練である。

市は，図上訓練の実施に努めるとともに，実施後は，内容の検証を行い課題の改善に努める。

5　水防訓練

市は，水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため，洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選び，河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

実施については，関係機関と緊密な連携を図り，必要と認める場合は，他の関連する訓練とあわせて実施する。

第３　事業所，自主防災組織及び市民等の訓練

１　事業所（防火管理者）における訓練

学校，病院，工場，事業所，百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は，その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施する。

また，地域の一員として，市，消防局及び地域の防災組織が行う防災訓練にも積極的に参加し，事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

２　自主防災組織等における訓練

自主防災組織は地域住民の防災行動力の強化，防災意識の向上，組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため，市及び消防局の指導のもと，地域の事業所とも協調して，年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練の実施に当たっては，女性の参画の促進に努める。

訓練種目は，初期消火訓練，応急救護訓練，避難訓練及び要配慮者等安全確保訓練を主として行う。

また，市は，自主防災組織等からの指導協力の要請を受けたときは，消防団や自衛隊等の防災関係機関との連携をとり，積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

３　市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み，市及び防災関係機関は，防災訓練に際して，広く要配慮者も含めた市民の参加を求め，市民の防災知識の普及啓発，防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また，市民は，防災対策の重要性を理解し，各種の防災訓練への積極的・主体的な参加，防災教育施設での体験訓練，家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

第13節　防災組織等の活動計画

第１　自主防災組織の育成・連携
第２　企業防災の促進
第３　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

担 当 部	市民協働部
担 当 班	災害対策班
関係資料	水戸市地区防災計画

大規模な災害が発生した場合には，災害の防止又は軽減を図るため，市や防災関係機関のみならず，事業所はもとより企業を含めた市民が自主的に防災活動に参加し，地域で助け合うことが重要である。

市民は，日頃から隣近所で声をかけ合う体制づくりに努め，災害時に隣近所で声をかけ合い協力するとともに，その取り組みを重ね合わせることにより，町内会等において被害状況等を集約し，有機的な自主防災組織の活動につなげる。

また，地域防災力の向上を図るため，水戸市住みよいまちづくり推進協議会等との連携により，自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行う。その際，多様なニーズを踏まえ，男性，女性，性的マイノリティの方の視点に配慮した防災を進める。

第１　自主防災組織の育成・連携

１　自主防災組織の整備

県及び市は，自主防災組織の育成の強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また，研修の実施などによる防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備などにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促す。その際，女性の参画の促進に努める。

(1) 普及啓発活動の実施

市は，防災講演会や研修会の開催，パンフレットの作成等を通じ，広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

(2) 自主防災組織の編成

ア　市は，水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する地区等を単位として，自主防災組織を結成し，効果的な防災活動ができるよう育成する。

イ　地域内の事業所と協議の上，地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図る。

ウ　地域における昼夜間人口の構成を考慮し，昼夜間及び休日・平日においても支障のないよう組織を編成する。このため，各自主防災組織で昼間の構成員の確保ができない組織に対しては，比較的地域内にいることが多い，定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。

(3) 地区防災計画の作成及び改訂

自主防災組織をはじめとする地域住民等は，地域の実情にあわせた災害対策を行うため，地区防災計画を作成する。

地区防災計画については，平常時より評価・見直しを行い，継続して活用できるよう努める。

(4) 自主防災組織の活動内容

【平常時】

ア　要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

イ　日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

ウ　情報収集・伝達，初期消火，避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

エ　消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

オ　災害発生時における，行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

カ　地区防災計画の作成・見直し

【発災時】

ア　初期消火の実施

イ　情報の収集・伝達

ウ　救出・救護の実施及び協力

エ　集団避難の実施

オ　炊き出し及び救助物資の分配に対する協力

カ　要配慮者の安全確保等

キ　避難所の運営

2　協力体制の整備

市は，自主防災組織間の協力体制の整備を目的として，連絡協議会的な組織を設置し，組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

3　自主防災組織への活動支援

市は，自主防災組織に対し，その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

4　リーダーの養成

市は，自主防災組織のリーダーを養成するための教育，研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

第２　企業防災の促進

1　企業の責務

企業は，豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに，従業員等が屋外を

移動することのないよう，テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2　事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献，地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を構築するように努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。このため，市は，こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

さらに，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災向上の促進に努める。市は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど，自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに，防災に関するアドバイスを行う。

3　情報連絡体制の整備

市は，あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど，災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

4　施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業は，災害発生時に施設の利用者等の安全確保や機器の停止等による被害の拡大の防止を図るよう努める。

また，災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう，従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など，帰宅困難者対策に努める。

5　浸水防止計画等の作成

(1) 地下街等

浸水想定区域内に位置し，市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに，避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。

また，作成した避難確保・浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について市に報告するとともに，当該計画を公表する。

なお，避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては，接続ビル等（地下街等と連続する施設であって，当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

(2) 大規模工場等

浸水想定区域内に位置し，市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに，作成した浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について，市に報告する。

第３　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努める。

当該地区の市民等は，自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は，市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け，必要があると認めるときは，市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第14節　ボランティア活動体制の整備計画

第１　災害ボランティアセンターの設置，運営及び機能
第２　ボランティアの養成
第３　ボランティアの活動環境の整備

担 当 部	市長公室，市民協働部，福祉部，保健医療部
担 当 班	企画班，災害対策班，福祉総務班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

大規模な災害が発生した場合には，被害の防止又は軽減を図るため，市や防災関係機関のみならず，地域で助け合っていくことが重要である。このため，災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び環境を整備するとともに，円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間の連携を促進する。

第１　災害ボランティアセンターの設置，運営及び機能

市は，災害発生後直ちに，市社会福祉協議会と協議し，災害ボランティアセンターの設置と運営を要請し，ボランティアの受入体制を確保する。

また，ボランティア現地本部には市担当職員を配置し，市とボランティア現地本部との連絡調整，情報収集・提供活動等を行う。

１　災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会等は，災害発生時におけるボランティア活動を効果的に行うため，災害ボランティアセンターを設置し，災害発生時には，その活動が円滑に行われるよう，被災地ニーズの調査を行う。

県，市，県・市社会福祉協議会は，災害ボランティアセンターの設置について，ホームページ等により市民への周知を図る。

２　災害ボランティアセンターの運営

(1) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は，次に示すとおりである。

ア　災害ボランティアの受入れ
イ　被災者のニーズ調査
ウ　災害ボランティアのコーディネート
エ　災害ボランティア活動の情報の発信及び受信
オ　災害ボランティア活動に必要な保険加入及び物品，資機材等の調達
カ　災害ボランティア活動に係る支援募金等の活動
キ　市災害対策本部との連絡調整

ク　前各号掲げるもののほか，センターの運営に必要な活動

3　災害ボランティアセンターの機能

(1) ボランティアに協力依頼する活動内容

市が，ボランティアに協力依頼する活動内容は，主として次のとおりとする。

ア　災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ　避難生活者の支援（水くみ，炊き出し，救援物資の仕分け・配布，高齢者等の介護等）

ウ　在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護，食事・飲料水の提供等）

エ　配送拠点での活動（物資の搬出入，仕分け，配布，配達等）

オ　その他被災者の生活支援に必要な活動

4　災害ボランティア団体との連携

市は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに，中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り，災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図る。

また，行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し，平常時の登録，研修制度，災害時における災害ボランティア活動の受入や調整を行う体制，災害ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を，研修や訓練を通じて推進する。

第２　ボランティアの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには，その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要であるため，県等が行っている研修会や講習会を通じて，普段から災害ボランティアリーダーや市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等の養成に努める。

第３　ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は，次の活動環境の整備を実施する。

1　ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため，市民及び企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに，学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

2　災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう，平常時から活動拠点の整備に努めるとともに，情報通信手段となる非常時用電話，ＦＡＸ，パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

3　ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動を支援するため，ボランティア保険への加入促進を図るとともに，ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

第15節　要配慮者・避難行動要支援者支援計画

第１　要配慮者利用施設の安全体制の確保
第２　避難行動要支援者支援体制の確保
第３　外国人に対する防災対策の充実
第４　要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

担 当 部	市長公室，市民協働部，福祉部，保健医療部
担 当 班	企画班，市民班，災害対策班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

近年の災害では，要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者，乳幼児，障害者及び日本語での災害情報の理解が難しい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。このため，県，市及び要配慮者利用施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は，災害から要配慮者を守るため，安全対策の一層の充実を図り，平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。

市地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるとともに，地域防災計画に基づいて，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。

また，県及び市は，路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備，車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備，明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等，要配慮者に配慮した防災基盤整備を推進する。

第１　要配慮者利用施設の安全体制の確保

１　防災組織体制の整備

施設管理者は，災害時に備え，あらかじめ防災組織を整え，職員の職務分担，動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。

また，施設利用者の情報（緊急連絡先，家族構成，日常生活自立度）について整理・保管する。

市は，要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し，施設利用者等の安全を図る。

２　緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は，非常用通報装置の設置など，災害時における通信手段の整備を図るとともに，他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等との連携等施設利用者等の安全確保についての協力体制を整備する。

県及び市は，福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることによ

り，協力体制の強化を図るとともに，施設相互間の応援協定の締結，施設と近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

3　社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は，災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため，耐震診断の実施や耐震補強工事に努め，県及び市はこれを促進する。

市は，市社会福祉施設について，施設利用者の安全を図るため，計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震改修工事を行う。

4　防災資機材の整備，食料等の備蓄

施設管理者は，非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに，食料，飲料水，医薬品等の備蓄に努める。

市は，市社会福祉施設に対し，防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

5　防災教育，防災訓練の実施

施設管理者は，施設職員等に対し，防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに，夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

市は，施設管理者に対し，防災知識及び意識の普及，啓発を図るとともに，防災関係機関，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

6　避難確保計画の作成等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し，市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，関係機関の協力を得て，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し，当該計画に基づき，避難誘導等の訓練を実施する。

また，作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について，市に報告する。

市は，要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について，定期的に確認するよう努める。

第２　避難行動要支援者支援体制の確保

市は，災対法に基づき，避難行動要支援者名簿を作成し，関係団体，地域住民等の協力を得て，避難行動要支援者の救援体制の確保を図るとともに，自助・近助・共助・公助を促進し，連携することで地域防災力を強化する。

1　避難行動要支援者名簿の作成

市は，要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者の支援対策を進めるために，災対法第49条の10の規定に基づき，避難行動要支援者名簿を作成し，

避難支援等関係者との情報共有化を図り，災害時における安否確認，避難誘導等の支援活動が迅速かつ的確に実施できる体制の確保に努める。

(1) 避難行動要支援者基礎名簿

市は，以下に掲げる要件に該当する要配慮者を避難行動要支援者とし，避難行動要支援者に該当する者の名簿（以下，「基礎名簿」という。）を作成する。

なお，基礎名簿の作成に必要となる個人情報は，災対法第49条の10第３項の規定に基づき，県及び市が保有する要配慮者の情報を目的外使用し，対象とする要配慮者に関する情報を把握する。

要　件
・介護保険の要介護2以上の方 ・身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方 ・療育手帳（Ⓐ・A）の交付を受けている方 ・精神保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方 ・75歳以上のひとり暮らしの方 ・市の支援を受けている難病患者の方 ・その他市長が必要と認めた方

(2) 基礎名簿登録事項

基礎名簿には，避難行動要支援者に関する以下に掲げる事項を登録する。

名簿登録事項
・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ・避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 施設等を利用する要配慮者

登録要件に該当する要配慮者のうち，社会福祉施設利用者や長期入院患者については，利用施設等による支援を受けるため，基礎名簿登録を行わない。

２　避難行動要支援者同意名簿の作成

市は，基礎名簿に登録した者のうち，名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意した者の名簿（以下「同意名簿」という。）を作成する。

(1) 同意名簿登録に係る意向調査

市は，基礎名簿の登録者に対して，「避難行動要支援者登録申請書（兼個人情報の提供に関する同意書）（以下「申請書」という。）」により，個人情報の提供に係る意向を調査し，申請書により登録を申し出た者を，同意名簿に登録する。

なお，同意名簿に登録する事項は，上に掲げる基礎名簿の登録事項と同様とする。

(2) 意向調査の対象となる要配慮者以外の者

市は，基礎名簿の登録者以外の者から，災害時における支援活動を求められた場

合は，同意名簿に登録する。

3　名簿の提供

(1) 基礎名簿の提供

市は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，市長が避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときに，避難行動要支援者名簿を以下に掲げる避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者
・市職員 ・自主防災組織 ・消防局 ・消防団 ・民生委員 ・警察署 ・地域支援センター ・社会福祉協議会

(2) 同意名簿の提供

市は，同意名簿に登録されている情報について，平常時から避難支援等関係者に提供する。

(3) 名簿の適正管理

市は，基礎及び同意名簿の提供に当たり，名簿の適正管理について以下の措置を講じ，適正な管理を徹底する。

ア　避難支援以外には使用しないことの周知

イ　名簿の閲覧制限

ウ　紙による名簿提供及び複写，データ化の原則禁止

エ　個人情報の取扱いに関する研修の実施

4　名簿の更新

市は，基礎及び同意名簿情報について定期的な更新を行い，最新のものとするよう努める。

5　地域ぐるみの支援体制

(1) 避難支援等関係者による支援体制づくり

避難支援等関係者は，災害発生時に，地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため，同意名簿を適切に活用し，個々の避難行動要支援者と日常的に関わりのある親族や近隣住民と連携し，平常時から見守り活動を行う。

(2) 個別計画作成

市は，避難支援等関係者と連携し，同意名簿の登録者ごとに個別計画を作成する。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は，二次災害等により被災することがないよう自らの安全確保

に努め，可能な範囲で支援を行う。

6　災害時の情報提供，緊急通報システムの整備

県及び市は，災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため，聴覚障害者など情報入手困難な障害者に対して，ＦＡＸなど通信装置の貸与や情報伝達体制の確立に努める。

市は，要配慮者が迅速に避難できるよう，防災担当と福祉担当との連携のもと，防災関係機関及び福祉関係者と協力して，避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するとともに，避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する防災ラジオの無償貸与等情報伝達体制の整備に努める。

また，県及び市は，災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため，緊急通報システムの整備に努める。

7　防災知識の普及・啓発，防災訓練の実施

市は，避難支援等関係者及びボランティア組織などの協力により，要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また，市で策定した水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアルなどにより，要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する知識等の普及・啓発を図る。

第３　外国人に対する防災対策の充実

1　外国人の所在の把握

市は，市国際交流協会等と連携し，災害時における外国人への安否確認等を迅速に行い，円滑な支援ができるように，平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2　外国人を含めた防災訓練の実施市は，市国際交流協会等と連携し，平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため，外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

3　防災知識の普及・啓発

市は，市国際交流協会等と連携し，日本語を理解できない外国人のために，「やさしい日本語」による防災パンフレットや，外国語による防災に関するパンフレットを作成し，外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行うほか，インターネット通信等を利用して，防災知識の普及・啓発に努める。

4　災害時マニュアル等の携行促進

市は，市国際交流協会等と連携し，外国人が被災した場合の確認，連絡や医療活動等を円滑に行うため，様々な機会を捉え，氏名，住所，連絡先，国籍，言語，血液型，既往症，宗教等を記載する災害時マニュアル等を配布し，外国人にその作成を勧めるとともに，携行の促進に努める。

5　外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について，身近なところで気軽に相談し，適切なアドバイスを受けられるように，市は，外国人相談窓口の充実を図る。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は，避難場所や避難路等の避難施設の案内板について，外国語の併記も含め，その表示とデザインの統一を図るなど，外国人にも分かりやすいものを設置するよう努める。

また，県及び市は，案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(3) 外国人への行政情報の提供

市は，生活情報や防災情報などの日常生活にかかわる行政情報を外国人に周知するため，広報紙やガイドブック，ラジオ，インターネット通信等，各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は，外国人も日本の地域社会にとけこみ，その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう，地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 語学ボランティアの確保

市は，災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより，外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため，あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに，多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

また，市国際交流協会は，災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため，県と連携し，「多文化共生サポーターバンク」としての機能を速やかに整備する。

(6) 語学ボランティアの登録・養成

市国際交流協会は，災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い，語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努める。

第４　要配慮者利用施設等における洪水予報等の伝達体制

浸水が想定される災害では，要配慮者や不特定多数の者が利用する施設や，社会的経済活動等に深刻な被害が発生する可能性がある施設などの洪水時における迅速かつ円滑な避難を確保するため，洪水予報等の伝達が必要である。このため，これら要配慮者利用施設等における洪水予報等の伝達体制について定める。

１　要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条及び土砂災害防止法第８条に基づき，浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内において主として高齢者，障害者，乳幼児その他の特に防災上の配慮を要す

る者が利用する施設で，洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設の範囲は，次の通りとする。

要配慮者利用施設等の範囲	1　高齢者施設，保護施設，児童福祉施設，障害児施設等の社会福祉施設 2　病院，診療所の医療施設（有床に限る。） 3　幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校，特別支援学校

2　地下街等及び大規模工場等の範囲

水防法第15条に基づき，洪水予報等を伝達する浸水想定区域内の地下街等及び大規模工場等の施設の範囲は，次の通りとする。

地下街等の範囲	不特定多数の者が出入りする施設において，浸水等により被害の発生する可能性が高い床面積が5,000㎡以上の施設
大規模工場等の範囲	工場，作業場又は倉庫の用途に供し，延べ面積10,000㎡以上の施設

3　洪水予報等の伝達体制の整備

市は，前記１及び２に規定された要配慮者利用施設等に対し，防災ラジオ，電話，ＦＡＸ，電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

洪水予報等	1　那珂川の洪水予報等（氾濫注意情報，氾濫警戒情報，氾濫危険情報） 2　避難情報（高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保） 3　水位情報周知河川における避難判断水位情報 4　その他，浸水対策上，有効な情報

4　伝達系統

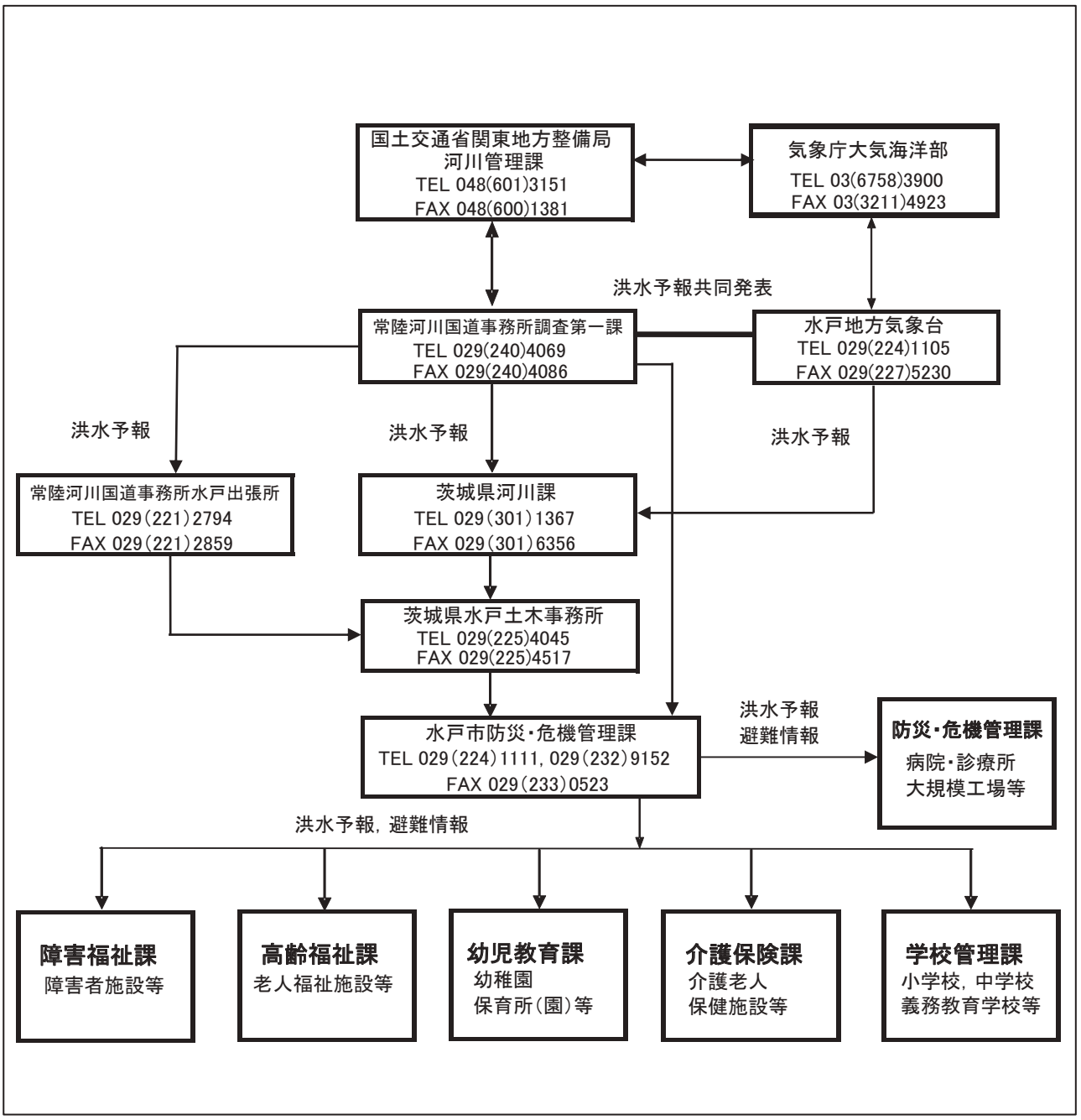
国土交通省関東地方整備局
河川管理課
TEL 048(601)3151
FAX 048(600)1381
気象庁大気海洋部
TEL 03(6758)3900
FAX 03(3211)4923
洪水予報共同発表
常陸河川国道事務所調査第一課
TEL 029(240)4069
FAX 029(240)4086
水戸地方気象台
TEL 029(224)1105
FAX 029(227)5230
洪水予報
洪水予報
洪水予報
常陸河川国道事務所水戸出張所
TEL 029(221)2794
FAX 029(221)2859
茨城県河川課
TEL 029(301)1367
FAX 029(301)6356
茨城県水戸土木事務所
TEL 029(225)4045
FAX 029(225)4517
水戸市防災・危機管理課
TEL 029(224)1111, 029(232)9152
FAX 029(233)0523
洪水予報
避難情報
防災・危機管理課
病院・診療所
大規模工場等
洪水予報, 避難情報
障害福祉課
障害者施設等
高齢福祉課
老人福祉施設等
幼児教育課
幼稚園
保育所(園)等
介護保険課
介護老人
保健施設等
学校管理課
小学校, 中学校
義務教育学校等

第16節　自衛水防計画

第１　対象施設
第２　対象施設への情報伝達
第３　避難体制等の確立
第４　避難確保計画等で定めるべき事項

担 当 部	市民協働部
担 当 班	災害対策班
関係資料	水防法第15条の３及び第15条の４対象施設一覧，水戸市洪水ハザードマップ

市は，水防法第15条第１項に規定する浸水想定区域内の要配慮者利用施設，地下街等及び大規模工場等に対し，洪水による浸水等の被害抑制及び円滑かつ迅速な避難の確保を図るために，必要な措置について「避難確保計画」及び「浸水防止計画」の策定を支援するなど，自衛水防の促進を図る。

また，土砂災害防止法第８条第１項に規定する土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設についても，「避難確保計画」の策定支援に努める。

第１　対象施設

避難確保計画等の策定の対象となる要配慮者施設等は，以下のとおりである。

１　要配慮者利用施設

(1) 高齢者施設

養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，介護老人保健施設，グループホーム（認知症対応型共同生活介護），介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者介護），有料老人ホーム，デイサービス（通所介護），ショートステイ（短期入所生活介護），小規模多機能型居宅介護施設，老人福祉センター

(2) 障害者施設

地域活動支援センター，障害者専用プール，療養介護施設，生活介護施設，短期入所施設，施設入所支援施設，自立訓練施設，就労移行支援施設，就労継続支援Ａ型施設，就労継続支援Ｂ型施設，共同生活援助施設，障害児通所施設，障害児入所施設，障害者小規模通所援護事業施設，幼児支援教室

(3) 乳幼児施設

子ども相談センター，助産施設，母子生活支援施設，保育所（市立，私立，認可外保育所，認定こども園），幼稚園，児童厚生施設，児童養護施設，乳児院

(4) 学校

小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校，特別支援学校

(5) その他

女性保護施設，病院・診療所（有床に限る）

2　地下街等

地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が出入りする施設において，浸水等により被害の発生する可能性が高い床面積が5,000㎡以上の施設である。

3　大規模工場等

用途が，工場，作業場又は倉庫であり，規模が延べ10,000㎡以上の施設のうち当該施設の所有者又は管理者から申し出のあった施設である。

第２　対象施設への情報伝達

市は，洪水予報等の伝達体制を整備し，迅速かつ円滑に対象施設へ情報を提供する。

特に，避難に時間を要する要配慮者利用施設には，防災ラジオを配備するなど，迅速かつ円滑な避難支援に努める。

※伝達系統等については，第２章第15節第４のとおりとする。

第３　避難体制等の確立

1　要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

(1) 要配慮者利用施設の管理者等は，円滑な避難誘導を図るため，避難確保計画の作成及び計画に基づく浸水災害を想定した避難訓練を実施する。

(2) 市は，避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づき実施する訓練について支援する。

2　地下街等における避難確保計画及び浸水防止計画の作成

(1) 地下街等の管理者等は，円滑な避難誘導及び浸水の防止を図るため，避難確保計画及び浸水防止計画を作成するとともに，当該計画を公表する。

また，管理者等は，自衛水防組織を置き，計画に基づく浸水災害を想定した訓練を実施する。

(2) 市は，避難確保計画等の作成及び避難確保計画等に基づき実施する訓練について支援する。

3　大規模工場等における浸水防止計画の作成

(1) 大規模工場等の管理者等は，洪水時の浸水の防止を図るため，浸水防止計画の作成及び計画に基づく浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

(2) 市は，浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づき実施する訓練について支援する。

第４　避難確保計画等で定めるべき事項

1　要配慮者利用施設において避難確保計画で定めるべき事項

(1) 洪水時の防災体制に関すること。

(2) 洪水時の避難の誘導に関すること。

(3) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関すること。

(4) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関すること。

(5) 自衛水防組織を置く場合にあっては，当該自衛水防組織の業務に関すること。

(6) その他，洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関すること

2　地下街等において避難確保計画及び浸水防止計画で定めるべき事項

(1) 洪水時の防災体制に関すること。

(2) 洪水時の避難の誘導に関すること。

(3) 洪水時の浸水の防止のための活動に関すること。

(4) 洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関すること。

(5) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関すること。

(6) 自衛水防組織を置く場合にあっては，当該自衛水防組織の業務に関すること。

(7) その他，洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関すること。

3　大規模工場等において浸水防止計画で定めるべき事項

(1) 洪水時の防災体制に関すること。

(2) 洪水時の浸水の防止のための活動に関すること。

(3) 洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関すること。

(4) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関すること。

(5) 自衛水防組織を置く場合にあっては，当該自衛水防組織の業務に関すること。

(6) その他，洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関すること。

第３章

災害応急対策計画

第３章　災害応急対策計画

第１節　組織・動員計画

第１　初動体制

第２　職員の動員

担当部	総務部，市民協働部
担当班	総務班，人事班，災害対策班

第１　初動体制

１　職員の動員配備体制区分の基準

職員配備の決定基準は，市内での災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分		基　　準	配備人員
連絡配備		大雨，洪水等のいずれかの注意報が発表され，局地的な災害が発生するおそれのあるとき。	防災・危機管理課
注意体制		大雨，洪水，暴風等のいずれかの警報が発表され，局地的な災害が発生するおそれのあるとき。	各部・各班があらかじめ定めた人員　（職員100名規模）
警戒本部体制		市内に局地的な被害が発生したとき又はその他の状況により主管副市長が必要と認めるとき。	各部・各班があらかじめ定めた人員　（職員200名規模） ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者
災害対策本部体制	第１	大規模な災害の発生が予想されたとき又はその他の状況により本部長が必要と認めるとき。	人員を大幅に増員し，災害応急対策が円滑に行える体制　（各課職員の1/2） ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者
	第２	市内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めるとき。	大規模な災害に対して，応急対策が円滑に行える体制　（全職員） ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者

※　上記の動員配備体制を原則とするが，災害状況の推移に応じて，適宜職員配備数を増減して，効率的な対策にあたる。

２　職員の動員配備体制の決定

(1) 連絡配備

防災・危機管理課長は，大雨，洪水等のいずれかの注意報が発表され，局地的な災害が発生するおそれのあるときは，情報収集活動を実施し，動員に備える。

(2) 注意体制

市民協働部長は，災害が発生したときに迅速かつ適切に応急対策を実施するため，局地的な災害の発生するおそれのあるとき又は災害規模の予測が困難な場合におい

て必要と認めるときは，注意体制を配備する。

【主な活動内容】

・　気象等の情報収集
・　災害情報に関する広報
・　必要により関係機関等への通報
・　避難その他災害の拡大防止に必要な準備
・　被害状況の把握・災害応急対策の実施
・　必要に応じて警戒本部の設置に関すること。

(3) 警戒本部体制

主管副市長は，注意体制で対応できない災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，災害対策本部を設置するまでに至らないとき，あるいは災害対策本部を設置するまでの間，警戒本部を設置する。この場合において，主管副市長は，警戒本部を設置した旨を市長に速やかに報告する。

【警戒本部の構成】

・　警戒本部長は，主管副市長とする。
・　警戒副本部長は，副市長とする。警戒副本部長は，警戒本部長が不在かつ連絡不能な場合，又は警戒本部長が欠けたときは，その職務を代理する。
・　警戒本部員は，各部長とする。
・　警戒本部事務局は，防災・危機管理課において行う。

【主な活動内容】

・　気象等の情報収集
・　災害情報に関する広報
・　災害危険箇所におけるパトロール等の警戒体制の強化
・　被害状況の把握・県への報告
・　関係機関等への通報
・　必要に応じて災害対策本部の設置に関すること
・　必要により避難所開設などの災害応急対策の実施

(4) 災害対策本部体制

市長は，状況を判断し，災害対策本部の設置を決定する。

(5) 決定者

	決定者	代決者	
		1	2
連絡配備	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐	防災係長
注意体制	市民協働部長	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐
警戒本部体制	主管副市長	副市長	市民協働部長
災害対策本部体制	市長	主管副市長	副市長

※　各体制設置決定時において，決定者が不在かつ連絡不能なとき，代決者が各体制

設置決定の職務について代行し，事後速やかに決定者に報告する。

(6) 避難所指定動員

市は，各市民センターの近隣に住む市職員を，あらかじめ避難所指定動員として指定する。

避難所指定動員は，大規模な災害の発生若しくは発生が予想されたとき又はその他の状況により市長が必要と認めるときは，地域の防災拠点である市民センターに参集し，災害初動期における避難所の運営等を行う。

なお，避難所指定動員は，一地区あたり３名程度とする。

(7) 現地災害対応班

災害時には，地域の特殊性を踏まえ，災害対策本部等と連携して，地域の被害の迅速な調査及び対応を図るため，必要と認めるときは現地災害対応班を設置する。

なお，当該地域に現地災害対策本部を設置したときは，現地災害対応班は，現地災害対策本部に吸収される。

また，現地災害対応班の運営の詳細については，別に定める。

第２　職員の動員

１　勤務時間中における動員の伝達

(1) 庁内の伝達

事務局（防災・危機管理課）は，庁内放送，庁内電話及びＭＣＡ無線機等により職員に対し，動員の伝達をする。

【庁内放送分（例：災害対策本部体制の場合)】
「市長の緊急命令を伝達します。(２回繰返す。) 台風で市内に被害が発生した模様である。○○時○○分災害対策本部を設置し，応急対策を実施することとした。職員は，応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」

(2) 使送による伝達

庁内放送等が使用できないとき，事務局（防災・危機管理課）は，使送により，各班長に動員の伝達をする。

２　勤務時間外における動員の伝達

(1) 携帯電話等による伝達

事務局（防災・危機管理課）は，携帯電話等を用いて災害対策本部員，各部連絡員に動員の伝達をする。

(2) ラジオ・テレビによる伝達

加入電話が使用不可能な場合は，「災害時における放送要請に関する協定」に基づき，茨城放送及び水戸コミュニティ放送に動員に関する放送を要請し，伝達する。

３　動員状況の報告

各部長は，次の内容を本部長に速やかに報告する。

【動員報告事項】

・　部・班名

・　動員連絡済人員数

・　動員連絡不可能人員及び同地域

・　登庁人員数

・　登庁不可能のため，最寄りの出先機関に非常参集した人員

・　その他

4　義務登庁（災害対策本部体制）

職員は，勤務時間外において，大規模な災害が発生した場合は，直ちに登庁することを義務とする。

なお，職員も市民であることに鑑み，家族の安全を確認した上で登庁する。

5　自主参集

職員は，勤務時間外において，大規模な災害が発生するおそれがある場合，又はテレビ，ラジオ，インターネット等による情報や周囲の状況から動員基準に該当すると判断した場合は，動員命令を待たずに，自主的に登庁する。

なお，勤務時間外に災害が発生し職員の動員の参集に時間がかかる場合は，先に参集した職員が各種情報の収集伝達など初動活動に当たる。

6　非常時の措置

職員は，災害発生後，２次災害に留意しながら，直ちに登庁を目指し，その際，身分証明書，食料（３食分程度），飲料水（水筒），ラジオ等の携行に努める。

また，迅速な被災状況の把握など危機管理体制の強化につなげるため，水戸市自転車活用推進計画との連携を図り，災害時の自転車による登庁も想定する。

被害状況により登庁が不可能となった場合は，次に基づき行動する。

(1) 最寄りの市の施設に参集し，施設の長（責任者）に自己の所属課，職氏名及び勤務課所に参集できない理由を報告するとともに，施設の長（責任者）の指示に基づき災害対策に従事する。

また，施設動員として指定されている職員は，指定参集場所に参集する。

なお，施設の長（責任者）は，連絡が可能又は可能になった場合は，報告を受けた職員の氏名及び勤務状況等について，当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(2) 職員は，病気その他のやむ得ない状況により，参集が不可能な場合は，何らかの手段をもって，その旨を所属長又は最寄りの施設の長（責任者）を経由し連絡する。

(3) 施設の長（責任者）は，災害状況の好転に伴い，非常参集職員の復帰が可能と認める場合は，当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

第２節　災害対策本部

第１　災害対策本部の設置

第２　災害対策本部の組織・運営

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌

市及び各防災関係機関は，組織・体制及び参集・動員の基準及び方法等に関するマニュアルに基づき，災害発生後速やかに職員の参集・動員及び災害対策本部の設置等の初動対応を行う。

また，市は，県及び国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り，総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第１　災害対策本部の設置

１　災害対策本部の設置基準

災害対策本部を設置する基準は，原則として次のとおりとする。

(1) 台風の上陸や各種警報が発令された状況で，大災害が発生し，又は大災害の発生が予想されるとき。

(2) 主要河川の増水により，避難判断水位に達したとき，又は達するおそれ（今後，水位上昇が見込まれる）のあるとき。

【国管理河川における避難判断水位】

那珂川（水府橋での水位）	５．４ｍ
涸沼川（水府橋での水位）	５．２ｍ
桜　川（水府橋での水位）	７．８ｍ
藤井川（野口での水位）	４．２ｍ

(3) 災害救助法の適用を受けるような重大な災害が発生し，又は発生するおそれのある場合で，総合的な応急対策を必要とするとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

２　災害対策本部の設置場所

本部は，原則として水戸市役所本庁舎に設置し，以下の点を主とする防災機能を整備し，災害応急活動の充実・強化を図る。

災害対策本部の設置が困難な場合には，市長が指定する代替施設に設置をする。代替施設は，消防局北消防署を第一候補とし，災害の状況に応じて市の公共施設の中から各種条件を総合的に判断したうえで指定する。

また，災害対策本部には本部連絡室を設置する。

(1) 浸水対策

(2) 施設の耐震性の確保

(3) 液状化対策

(4) 災害時のアクセス性の確保

(5) 防災センターの整備（災害対策本部会議室，災害対策本部事務局室，通信室，記者会見室，備蓄倉庫，仮眠室，啓発スペース等）

(6) 通信回線の二重化・多重化による途絶時の通信機能の確保

(7) 電力の２ルート化及び非常用自家発電機等による停電時の電源の確保

(8) ヘリポートの設置

(9) 飲料水用耐震性貯水槽，雨水槽，井戸，汚水貯留槽の設置

(10) 支援物資の受入や配布，来庁者を中心とした臨時一時避難所となるスペースの確保

(11) 備蓄物資，燃料及び飲料水等の確保

3　災害対策本部設置の決定

市長は，災対法第23条の２第１項に基づき，水戸市災害対策本部を設置する。ただし，市長が不在かつ連絡不能の場合は，主管副市長が代行する。

また，主管副市長が不在かつ連絡不能の場合は，副市長が代行する。

代決者が災害対策本部を設置した場合は，事後速やかに市長の承認を得る。

4　本部の設置

(1) 本部設置に関する指示

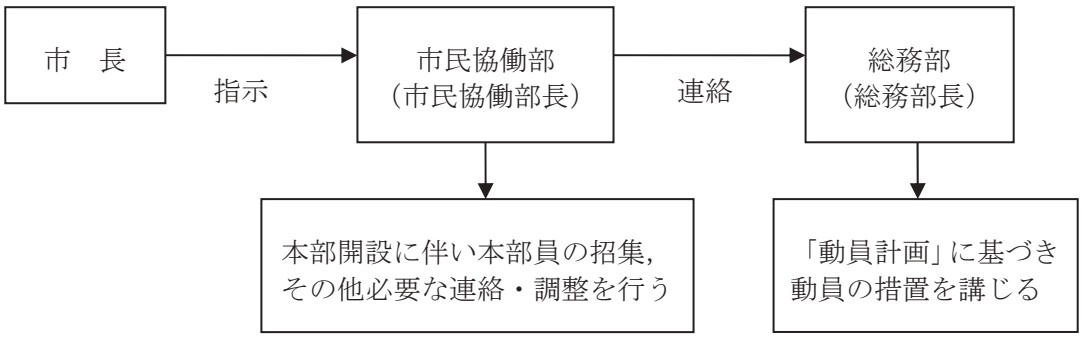

(2) 市民協働部長は，災害対策本部が設置されたときは，直ちに県，防災関係機関に報告するとともに，災害対策本部の設置時期等を報道機関に発表する。

5　廃止基準等

(1) 災害対策本部長（市長）は，本市の区域内において災害が発生するおそれがないと認められるとき，又は災害応急対策及び復旧対策がおおむね完了したと認められるとき，及び市長が必要ないと認めるときは，災害対策本部を解散する。

(2) 災害対策本部長（市長）は，災害対策本部を廃止したときは，県をはじめとする

防災関係機関にその旨を通知する。

第２　災害対策本部の組織・運営

１　組織

(1) 本部長

本部長は，市長とする。（以下「本部長（市長）」という。）

(2) 副本部長

副本部長は，副市長，教育長，上下水道事業管理者及び消防局長とする。

(3) 本部員

災害対策本部の構成員は，原則として各部長及び関係所属長とする。ただし，必要に応じて本部長（市長）が指名することができる。

(4) 本部連絡員

災害対策本部に原則として，各部筆頭課長をもって充てる本部連絡員を配置する。

(5) 事務局

災害対策本部の事務局は，市民協働部が中心となり，各部各課の応援を受け，運営する。

災害対策本部事務局の各班は，初動段階での迅速な体制の確立と総合的な調整を目的に編成するものであり，各部各班の事務分掌と重複するものについては，災害対策本部と各部各班が連携を図り，対応する。

＜事務局組織＞

事 務 局 長：市民協働部長

班　名	班　長	副班長	班　員	分掌事務
総括班	防災・危機管理課長	政策審議室長	政策企画課　１人 防災・危機管理課 ２人 生活安全課　１人	１　災害対策本部会議の開催に関すること。 ２　災害対策本部及び事務局の運営に関すること。 ３　事務局各班間の連絡調整に関すること。 ４　その他事務局長から特に指示されたこと。
情報集約班	市民相談室長	財政課長補佐	市民相談室　２人 財政課　３人 市民生活課　１人 生活安全課　３人 福祉部　１人 産業経済部　１人 建設部　１人	１　防災関係機関からの気象情報，ライフラインの被害状況その他の災害情報の収集及び伝達に関すること。 ２　各部が収集した災害情報で主として次に掲げるものの収集に関すること。

班　名	班　長	副班長	班　員	分掌事務
			教育委員会　１人 消防局　１人 水道部　１人 下水道部　１人	(1) 道路関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助，医療，防疫等関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 3　災害情報の各部等への伝達に関すること。 4　ＭＣＡ無線機の運用に関すること。 5　災害情報の整理記録に関すること。 6　災害関係資料の作成に関すること。 7　市民からの相談に関すること。 8　避難所情報に関すること。
対策班	防災・危機管理課長補佐	防災係長	政策企画課　１人 防災・危機管理課 ２人	1　国（現地対策本部を含む。）及び防災関係機関との調整に関すること。 2　各部間の連絡調整に関すること。 3　避難に係る連絡調整に関すること。 4　避難所等に対する備蓄物資及び救助資機材等の分配に関すること。 5　その他事務局長から特に指示されたこと。
原子力対策班	広域行政室長	原子力安全対策係長	防災・危機管理課 ２人 （市原子力施設安全調査員を含む。）	1　放射線防護対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 2　国，県，原子力事業所等との連絡調整に関すること。 3　環境放射線の情報収集に関すること。

班　名	班　長	副班長	班　員	分掌事務
				4　その他事務局長から特に指示されたこと。
広報班	みとの魅力発信課長	みとの魅力発信課長補佐	みとの魅力発信課　6人 防災・危機管理課　1人	1　災害に係る広報に関すること。（テレビ，ラジオ等の報道機関，ホームページ，メールマガジン，緊急速報メール，ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の活用） 2　災害時における広報に係る県及び他の自治体との連絡調整に関すること。 3　報道機関への対応に関すること。 4　災害状況の記録に関すること。
燃料調達班	財産活用課長補佐	契約検査課長補佐	財産活用課　2人 契約検査課　1人 消防局　1人	1　燃料の確保に関すること。 2　燃料調達に係る情報収集に関すること。 3　災害応急対策車両等への燃料の調達に関すること。
物資調整班	生活安全課長補佐	行政経営課経営係長	行政経営課　1人 防災・危機管理課　1人 生活安全課　1人 商工課　1人	1　備蓄物資，支援物資の調達・管理・輸送に関すること。
要配慮者支援班	福祉総務課長補佐	市民生活課市民活動・消費生活係長	防災・危機管理課　1人 福祉総務課　1人 生活福祉課　5人 障害福祉課　2人 高齢福祉課　2人 子ども課　2人 介護保険課　2人 保健医療部　4人 消防局　1人	1　避難行動要支援者等をはじめとする要配慮者の支援に関すること。 2　福祉避難所の開設等の総合調整に関すること。
応援班	※臨時に指名	※臨時に指名	※臨時に指名す	1　緊急を要する本部事務局各班

班　名	班　長	副班長	班　員	分掌事務
	する。	する。	る。	の応援に関すること。 2　特命事項に関すること。

2　運営

(1) 本部長（市長）は，災害の種類，規模及び状況等に応じて，災害対策の基本方針を決定するため必要と認めるときは，水戸市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催する。

また，本部長（市長）は，本部の事務を総括し，本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長は，直ちに災害対策本部に参集し，各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

また，副本部長は，本部長（市長）が不在かつ連絡不能な場合，又は本部長（市長）が欠けたときは，あらかじめ本部長（市長）が定めた順によりその職務を代理する。

(3) 本部員は，直ちに災害対策本部に参集し，本部長（市長）の命を受け，災害の態様等に応じた必要な措置を講じる。

(4) 本部会議の出席者は，本部長，副本部長，本部員とし，次に掲げる事項を協議する。

ア　本部の動員，活動体制に関すること。

イ　災害応急対策の総合調整に関すること。

ウ　避難指示の発令及び解除に関すること。

エ　警戒区域の設定に関すること。

オ　現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること。

カ　自衛隊，茨城県，他市町村，公共機関等への要請に関すること。

キ　災害広報に関すること。

ク　災害対策本部の廃止に関すること。

ケ　災害救助法の実施に関すること。

コ　激甚災害の指定に関すること。

サ　その他重要な事項に関すること。

(5) 市民協働部長は，災害の種類，規模，状況等に応じて「本部連絡員会議」を開催し，本部会議に諮る事項等を協議する。

なお，本部連絡員会議の事務局は防災・危機管理課が行う。

(6) 本部連絡員は，災害対策本部に常駐し，本部長（市長）の指令・指示その他連絡事項を所属の部に指示するとともに，各部の情報等を取りまとめ，本部長（市長）及び本部会議に報告する。

水　戸　市　災　害　対　策　本　部　組　織　図

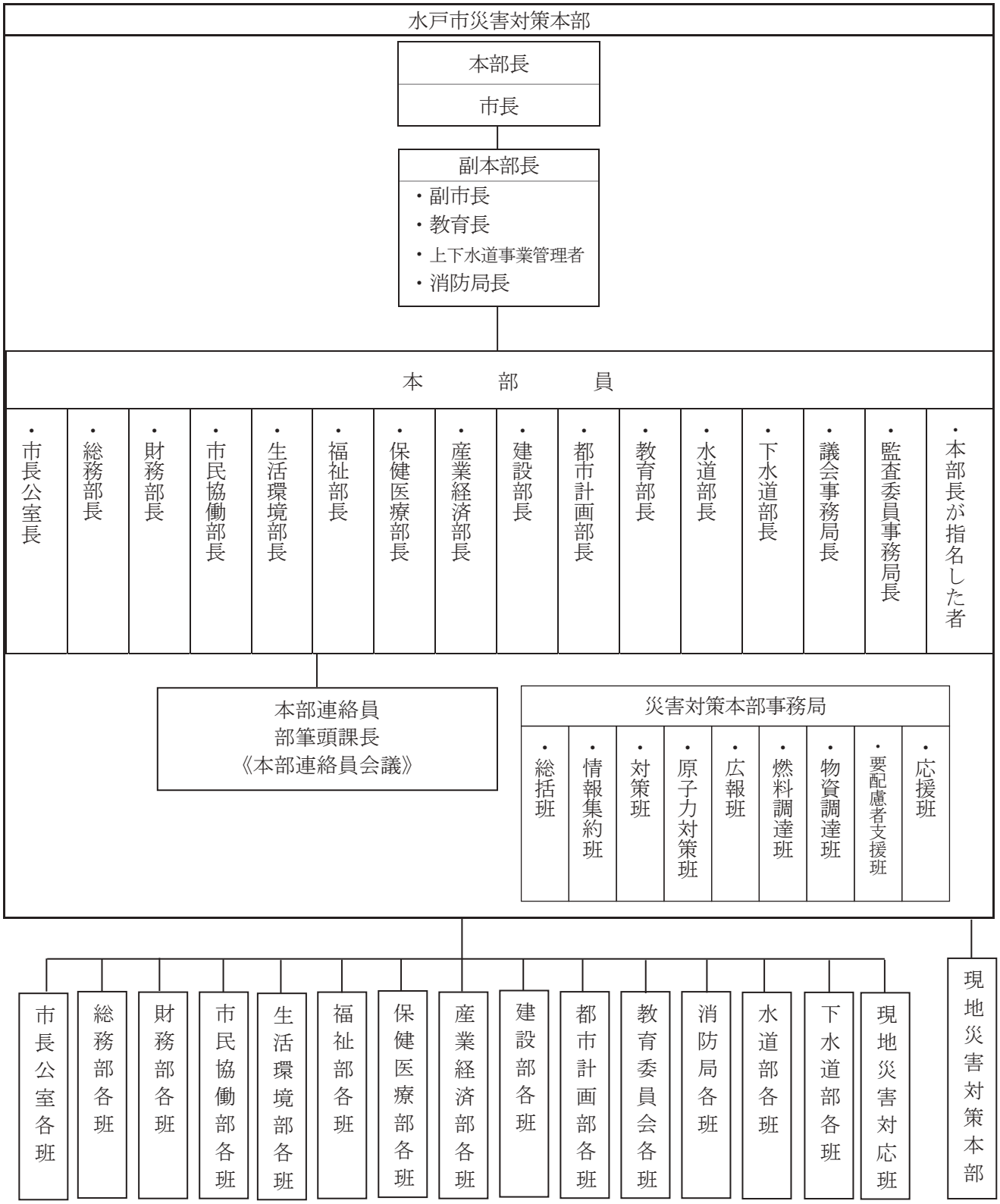

第３節　気象情報等計画

第１　特別警報・警報・注意報の種類と発表基準
第２　気象情報の種類と役割
第３　特別警報・警報・注意報の伝達
第４　河川の洪水予報
第５　水位情報周知河川の水位情報等
第６　火災気象通報
第７　異常現象発見者の通報義務等

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌

市及び各防災関係機関は，組織・体制及び参集・動員の基準及び方法等に関するマニュアルに基づき，災害発生後速やかに職員の参集・動員及び災害対策本部の設置等の初動対応を行う。

また，市は，県及び国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り，総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第１　特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に発表している特別警報，警報，及び注意報（以下「特別警報等」という。）の種類とその基準は次のとおりである。

この特別警報等は，気象現象の危険度，雨量等の予想値を時間帯ごとに明示して，市町村ごとに発表される。特別警報は，大雨や強風などの気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に，警報とは重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表されるもので，発表基準はこれらの被害の一応の目安として設けたものであるから社会環境の変化に応じて変更されることもある。

また，土砂災害や低地の浸水，中小河川の増水・氾濫，竜巻等による激しい突風，落雷等については，実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

特別警報の種類と発表基準　（気象庁）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※　発表に当たっては，降雨量，積雪量，台風の中心気圧，最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け，これらの実況および予想に基づいて判断をする。

本市における警報・注意報の種類と発表基準　　（水戸地方気象台）

区分	現象の種類	基準	
警報	大雨（浸水害／土砂災害）	表面雨量指数基準	14
		土壌雨量指数基準	130
	洪水	流域雨量指数基準	涸沼川流域=26.4，桜川流域=17.7 境川流域=7.2，田野川流域=7.1 藤井川流域=19.8，石川川流域=5.6 涸沼前川流域=13.1 沢渡川流域=9.6，西田川流域=7.4
		複合基準	那珂川流域=（5，39.6）， 涸沼川流域=（5，24）， 西田川流域=（5，6.6）
		指定河川洪水予報による基準	那珂川[野口・水府橋]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	６
		土壌雨量指数基準	89
	洪水	流域雨量指数基準	涸沼川流域=21.1，桜川流域=8.9 境川流域=5.7，田野川流域=5 藤井川流域=11.2，石川川流域=4.4 涸沼前川流域=10.4 沢渡川流域=7.6，西田川流域=5.9
		複合基準※	那珂川流域=（5，35.6） 涸沼川流域=（5，21.1） 桜川流域=（5，8.9） 境川流域=（5，5.7） 田野川流域=（5，5） 藤井川流域=（5，9） 石川川流域=（5，2.8） 涸沼前川流域=（5，9.1） 沢渡川流域=（5，7.6） 西田川流域=（5，5.9）
		指定河川洪水予報による基準	那珂川[野口・水府橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ５cm
	雷	落雷等により被害が予測される場合	
	融雪	—	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40％で，実効湿度60％（水戸地方気象台の値）	
	なだれ	—	
	低温	夏期：最低気温15℃以下が２日以上継続 冬期：最低気温－７℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

＜参考＞

表面雨量指数　：　降雨による浸水の危険性を示す指標で，降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを地面の被覆状況や地質，地形勾配等を考慮し，数値化したもの

土壌雨量指数　：　降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で，降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを数値化したもの

流域雨量指数　：　降雨による洪水発生の危険性を示す指標で，降った雨が河川にどれだけ流れ出るかを地面の被覆状況や地質，地形勾配等を考慮し，数値化したもの

第２　気象情報の種類と役割

１　台風情報

台風情報は，台風の中心位置，進行方向と速度，中心気圧，中心付近の最大風速（10分平均），最大瞬間風速，風速25m/ｓ以上の暴風域，風速15m/ｓ以上の強風域の実況と進路予報をその内容としている。台風が日本に近づいた時には，台風の位置情報は１時間ごと（毎正時の50分後），24時間後までの進路予報は３時間ごと（３，６，９，12，15，18，21，24時の50分後）に発表している。

３日（72時間）先に台風の勢力を維持すると予報した台風に対して，４日（96時間）及び５日（120時間）先の進路の予報を６時間ごと（３，９，15，21時の90分後）に発表している。ただし，予想進路及び過去の統計から４日先又は５日先に台風ではなくなっている可能性が高い場合は，４日先又は５日先の予報を省略することがある。

２　大雨情報（大雨等に関する気象情報）

大雨情報は，大雨に関する警報等を補う形で，現在観測している大雨の分布やその強弱，盛衰，移動などの状況を具体的に記述又は図示化した気象情報である。

なお，大雨による災害の発生が，あらかじめ数日前に予想される時には，予告的な気象情報を発表する。

３　記録的短時間大雨情報

県内で，数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに，気象庁が発表する。茨城県の場合は，１時間雨量として100ｍｍ以上を基準としている。

４　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で，命に危険を及ぼす土砂災害のおそれがある場合，対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で，都道府県と気象庁が共同で発表する。

５　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に，気象庁が発表する。

６　早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が，５日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として［高］，［中］の２段階で発表する。

第３　特別警報・警報・注意報の伝達

１　水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。

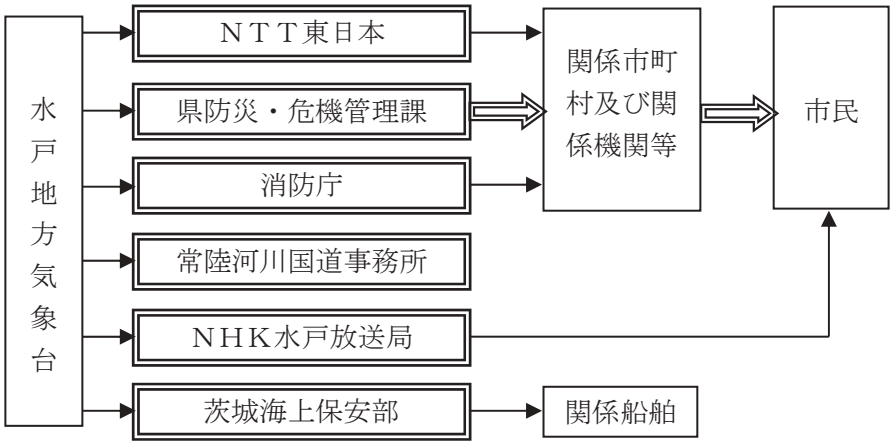

※　二重枠で囲まれている機関は，気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先

※　二重線の経路は，特別警報が発表された際に，通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

2　県及び市の関係

県は，気象等の特別警報・警報・注意報について，気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは，直ちに防災情報ネットワークシステム等により市及び消防局に通知する。

市は，気象等の特別警報・警報が発表されるなど，災害が発生，又は発生するおそれがある場合には，防災行政無線，広報車，市ホームページ，市メールマガジン，ソーシャル・ネットワーキング・サービス，防災ラジオ，yahoo!防災アプリ等の情報伝達媒体を活用し，市民に情報を提供する。

3　東日本電信電話株式会社（ＮＴＴ東日本）関係

水戸地方気象台からＮＴＴ東日本に通報された特別警報及び警報は，ＮＴＴ東日本の通信系統により関係の各市町村に伝達される。この場合，警報の種類だけで内容については伝達されない。

【参考】特別警報・警報の種類

特別警報	警報の種類
・暴風特別警報	・暴風警報
・暴風雪特別警報	・暴風雪警報
・大雨特別警報	・大雨警報
・大雪特別警報	・大雪警報
・波浪特別警報	・波浪警報
・高潮特別警報	・洪水警報
	・高潮警報

4　日本放送協会（ＮＨＫ）関係

水戸地方気象台からＮＨＫ水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており，茨城放送（ＩＢＳ）もこれに準ずる。

放送局名	コール・サイン	周波数	送信出力
ＮＨＫ東京第１放送	ＪＯＡＫ	594ＫＨｚ	300ＫＷ
ＮＨＫ東京デジタルテレビジョン放送（総合）	ＪＯＡＫ－ＴＶ	東京27ＣＨ（ＵＨＦ）	10ＫＷ
ＮＨＫ水戸ＦＭ放送	ＪＯＥＰ－ＦＭ	83.2ＭＨｚ	１ＫＷ
ＮＨＫ水戸デジタルテレビジョン放送（総合）	ＪＯＥＰ－ＤＴＶ	水戸20ＣＨ（ＵＨＦ）	300Ｗ
茨城放送水戸放送局	ＪＯＹＦ	1,197ＫＨｚ	５ＫＷ

第４　河川の洪水予報

水戸地方気象台は，宇都宮地方気象台，常陸河川国道事務所と共同で那珂川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する（警戒レベル２～５に相当する）。

洪水予報は，常陸河川国道事務所から県河川課に通報され，水戸土木事務所を経由して市に伝達される。

また，水戸地方気象台から関係防災機関・報道機関に通報される。

なお，市への伝達は，常陸河川国道事務所からも行われる。

第５　水位情報周知河川の水位情報等

常陸河川国道事務所は，管理する水位情報周知河川（涸沼川，桜川，藤井川）について，河川の水位が氾濫危険水位に達したときは，当該河川の水位又は流量を示して，県河川課及び市に伝達する。

第６　火災気象通報

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は，次のとおりである。

1　通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60％以下で，最小湿度40％以下になると予想される時。 最大風速12m/s以上になると予想される場合。但し，雨，雪を伴うときは通報を行わないこともある。

2　通報の対象地域

茨城県全域を対象とし，市町村ごとに発表される。

3　通報文の構成

(1) 標題

(2) 発表官署名及び発表・解除，日，時，分

(3) 本文は主文及び予想値（風向・風速・実行湿度・最小湿度）

4　通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は，直ちに通報する。

第７　異常現象発見者の通報義務等

1　災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は，直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

また，何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2　市民から通報を受けた警察官は，その旨を速やかに市長に，また，市長は水戸地方気象台，県，その他の関係機関に通報しなければならない。

第４節　災害情報の収集・伝達計画

第１　被害情報・措置情報の収集・伝達
第２　防災関係機関の伝達活動
第３　情報収集
第４　被害種類別の伝達方法

担当部	市長公室，財務部，市民協働部，福祉部，保健医療部，産業経済部，建設部，都市計画部，教育委員会，消防局，水道部，下水道部
担当班	交通政策班，被害調査班，市民生活班，福祉総務班，医療救護班，商工観光班，農政班，建設計画班，道路管理班，建築班，土木補修班，市街地整備班，住宅政策班，学校教育班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班，水道総務班，下水道班，
関係資料	火災・災害等即報要領（抜粋），被害の分類認定基準等

第１　被害情報・措置情報の収集・伝達

災害が発生したとき，各部は，被害状況及び応急措置実施上必要な事項について直ちに情報を収集し，災害対策本部に報告する。

１　被害情報・措置情報の種類（死者，行方不明者，負傷者，要救助者，建物損壊，火災，道路・鉄道被害，公共施設被害等）

(1) 被害情報

ア　被害発生時刻

イ　被害地域（場所）

ウ　被害様相（程度）

エ　被害の原因

(2) 措置情報

ア　主な応急措置（実施・実施予定）

イ　応急措置実施上の措置

ウ　応援の必要性の有無

エ　災害救助法適用の必要性

２　県災害対策本部等への伝達

被害情報，措置情報の収集伝達は，原則として災害情報共有システムを活用し，「茨城県被害情報等報告要領」により行う。ただし，緊急を要する場合は電話等により行い，事後速やかに報告する。

また，被害の把握ができない状況にあっても，迅速に当該情報の報告に努める。

なお，確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については，被害状況報告を用いて，災害応急対策完了後10日以内に行う。

報告すべき内容の主なものは次のとおりである。

(1) 災害概況即報

(2) 人的被害状況

(3) 災害対策本部設置状況

(4) 事務所状況報告

(5) 避難所状況報告

(6) 避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急），警戒区域設定状況

(7) 道路規制情報

(8) 列車運行状況

(9) 被害状況報告

【報告先：茨城県　防災・危機管理部　防災・危機管理課】

防災電話　　８－１００－２８８５　　ＮＴＴ電話　　０２９－３０１－２８８５

防災ＦＡＸ　８－１００－２８９８　　ＮＴＴＦＡＸ　０２９－３０１－２８９８

あわせて，「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する事象が発生した場合には，消防庁に対しても，原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲でその第一報を報告する。

ア　市災害対策本部が設置されたとき

イ　災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ　災害による被害が当初は軽微であっても，以降拡大発展するおそれがあるとき

エ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められたとき

【報告先：消防庁　応急対策室】

電話　　０３－５２５３－７５２７

ＦＡＸ　０３－５２５３－７５３７

県に報告することができない場合には，国（消防庁）に対して直接報告するものとし，報告後速やかにその内容について連絡する。

災害規模が大きく，市の情報収集能力が著しく低下した場合は，その旨を県その他の防災関係機関に伝達し，被害情報の収集に対して応援を要請する。

地域住民等から119番通報が殺到している状況下にあっては，直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

第２　防災関係機関の伝達活動

指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関等は，所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに，必要と認める関係機関及び市に伝達するように努める。

第３　情報収集

市は，災害が発生した場合，直ちに，ＭＣＡ無線機，衛星携帯電話等を活用し，各地区の被害状況を把握するとともに，甚大な被害が発生している箇所については，ドローン等を活用し，迅速かつ効果的な情報収集に努める。

また，ソーシャル・ネットワーキング・サービス等による市民からの通報にも注視し，迅速な対応に努める。

なお，所轄に係る被害状況の収集及び報告担当班は次のとおりとし，「被害状況等報告」のとりまとめは，災害対策本部事務局（情報集約班）が行う。

調　査　項　目	担　当　班
人的被害	消防救助班
住家被害	被害調査班，消防救助班
公共建物被害	※各部がとりまとめ，災害対策本部に報告する。
文教施設被害	
農林・畜産及び農林業施設被害	農政班
公共土木施設被害	建設計画班，道路管理班，土木補修班
水道被害	水道総務班
下水道被害	下水道班
商工関係被害	商工観光班
医療施設関係被害	医療救護班
福祉施設被害	福祉総務班
火災被害	火災予防班
市営住宅被害	住宅政策班

第４　被害種類別の伝達方法

発生する被害の種類によって市は，県災害対策本部に報告するとともに，県の関係機関等に次の要領で情報の伝達を実施する。

１　情報収集・伝達系統１（死者，負傷者，建物被害，その他の被害）

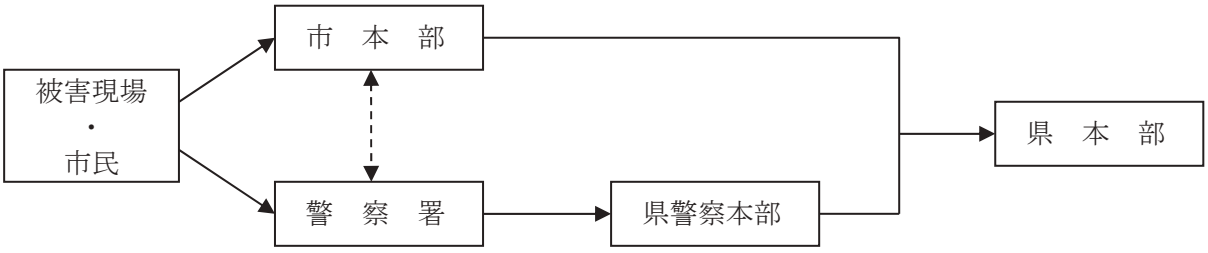

2　情報収集・伝達系統２（道路被害）

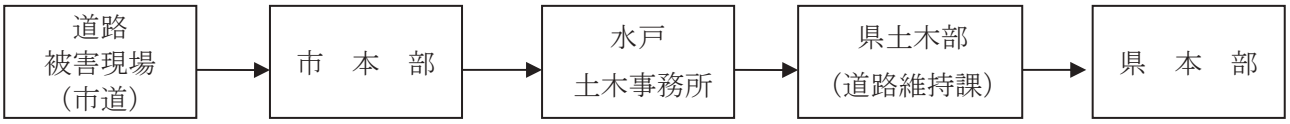

3　情報収集・伝達系統３（鉄道被害）

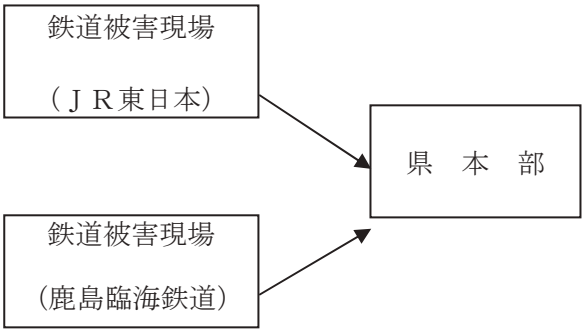

4　情報収集・伝達系統４（ライフライン被害）

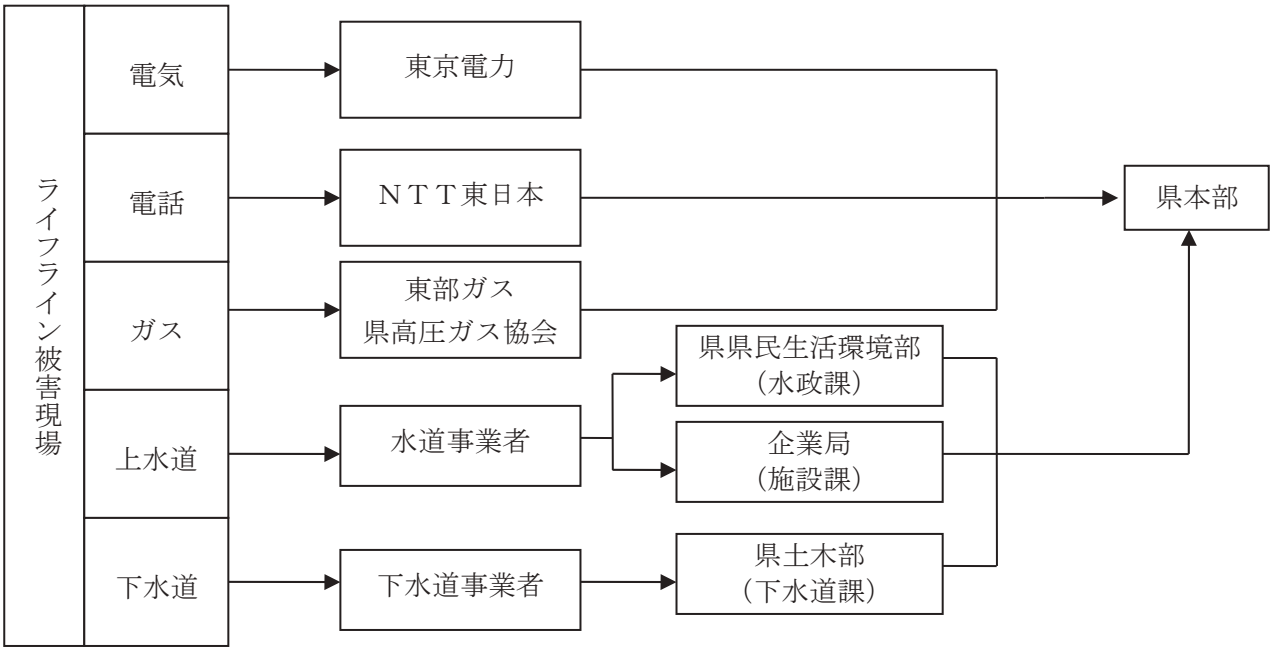

5　情報収集・伝達系統５（河川）

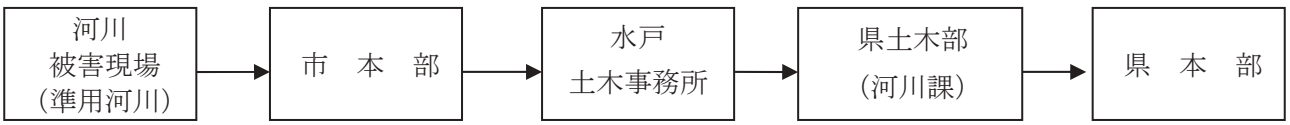

6　情報収集・伝達系統６（農作物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地）

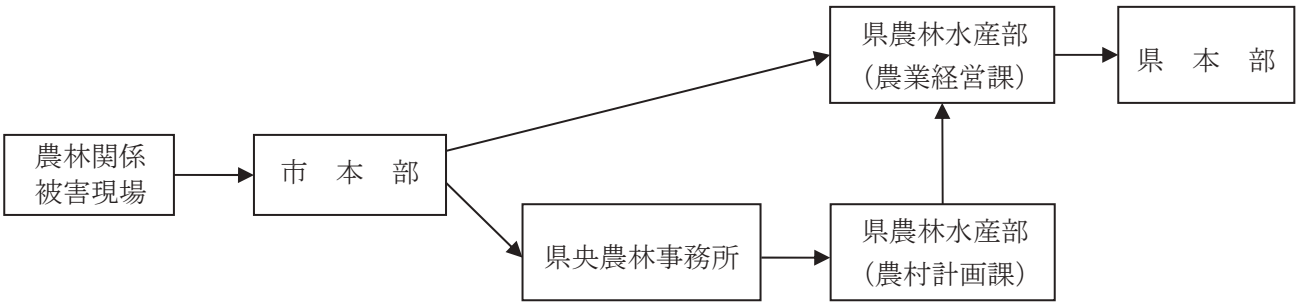

7　情報収集・伝達系統７（その他公共施設）



第５節　通信計画

第１　専用通信設備の運用
第２　代替通信機能の確保
第３　警察通信の確保
第４　公衆電気通信設備が利用できない場合
第５　アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

担当部	市長公室，総務部，市民協働部
担当班	情報政策班，財産活用班，災害対策班

市は，災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため，県及び防災関係機関等と相互に協力する。

なお，災害時における各防災関係機関の通信は，通常使用している通信手段によるほか，災害時優先通信等の利用，他機関の有線・無線通信設備の使用，非常通信，防災相互通信無線電話，放送，使送，自衛隊等の通信支援により行う。

第１　専用通信設備の運用

市は，災害後直ちに保有する無線・有線通信設備の機能確認を行い，支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

ＮＴＴ等の公衆回線を含め，すべての情報機器が使用不能となった場合には，他機関に依頼してその旨を県に連絡し，代替通信手段の確保を依頼する。

また，市が保有する設備の機能が確保された場合は，他機関の行う情報連絡を積極的支援する。

第２　代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり，対策に支障が生じる場合は，次のような代替手段を用いる。

１　災害時優先電話の指定

既設の電話番号を「災害時優先電話」として，ＮＴＴ東日本茨城支店長に申請し，承認を受け登録しておく。（事前対策）

２　災害時優先電話の利用

一般の加入電話が繋がりにくい場合は，比較的繋がりやすい「災害時優先電話」を利用する。

災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり，着信については，一般電話と同じであるので，緊急時には発信用として使用することが望ましいが，相手等の通信設備の被害状況によっては，利用が困難となる場合があることに留意する。

3　非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を利用する場合は，市外局番なしの「115番」にダイヤルし，次の事項をオペレーターに告げ申込む。

なお，電報が著しく輻輳するときは，受付を制限する場合がある。（※受付時間　8時～19時まで）

(1) 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。

(2) 発信電話番号と機関名称等

(3) 電報の宛先住所と機関名称等

(4) 通信文と発信人名

4　衛星携帯電話の利用

電話が繋がりにくい又は繋がらない場合には，他の自治体，協定事業所及び市の拠点施設等と衛星携帯電話を用いて連携する。

5　災害用伝言ダイヤル，伝言板，音声お届けサービスの利用

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため，地域住民の安否確認を可能とする災害用伝言ダイヤル「171」，伝言板，音声お届けサービスを利用する。

6　インターネット（ホームページ，ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の利用

被害の状況に応じては，職員間の情報伝達手段としても，インターネット（ホームページ，ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）を利用する。

第３　警察通信の確保

1　通信の確保措置

災害により警察専用有線電話及び極超短波，超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は，これが復旧するまでの間，応急用無線局，携帯用無線局及び有線電話の応急仮設等をもって通信の確保を図る。

2　通信施設の復旧

通信の復旧に当たっては，特に急速に復旧を要する施設の外は，次の順位により復旧を図る。

(1) 有線電話の復旧順位

ア　専用回線

(ｱ) 県警察本部～関東管区警察局線

(ｲ) 県警察本部～各警察署線

(ｳ) 警察署～交番，駐在所線

(ｴ) 加入電話

(ｵ) 官公舎電話

イ　構内施設

(ｱ) 県警察本部施設

(ｲ) 警察署施設

(ｳ) 県警察学校，その他の施設

(2) 無線施設の復旧順位

ア　極超短波通信施設

イ　県警察本部超短波施設

ウ　警察署超短波施設

第４　公衆電気通信設備が利用できない場合

1　非常通信の実施

市及び防災関係機関は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，有線通信が利用できないか，又は利用することが著しく困難であるときに，災害応急対策のため必要と認めるときは，電波法第52条第４項の規定による非常通信を利用する。

なお，非常通信は，無線免許人が自ら発受するほか，防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合は，あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼する。

また，無線局の免許人は，防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は，非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

(1) 通信の内容

非常通信における通報の内容は，次に掲げるもの，又はこれに準ずるもの。

ア　人命の救助に関するもの

イ　天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの

ウ　緊急を要する気象，地震等の観測資料

エ　電波法第74条実施の指令及びその他の指令

オ　非常事態に際しての実態の把握，復旧，交通制限その他秩序又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

カ　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

キ　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

ク　遭難者救護に関するもの

ケ　非常事態発生の場合における列車運転，鉄道輸送に関するもの

コ　鉄道，道路，電力設備，通信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬，要員の確保，その他緊急措置に関するもの

サ　中央防災会議，同事務局，非常災害対策本部，茨城県防災会議及び茨城県災害対策本部，水戸市防災会議及び水戸市災害対策本部相互間に発受する災害救援そ

の他緊急措置に要する労務，施設，設備，物資及び資金の調達，配分，輸送等に関するもの

シ　災害救助法第７条及び災対法第71条第１項の規定に基づき，県知事から医療，土木，建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 取扱い無線局

官公庁，会社等のすべての無線局は，非常通信を行う場合には，許可業務以外の通信を取扱うことができる。ただし，無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので，市は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

(3) 非常通信を依頼する場合の手続

非常通信を依頼する場合は，通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて，無線局に依頼する。

ア　あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号を記載する。

イ　本文はできる限り簡潔に記載し，字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。

ウ　本文中の濁点，半濁点は字数に数えない。
したがって，次のマスをあけない。

エ　応援要請を内容とする場合は，その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣，毛布1,000枚を送られたい。」のように）を記入する。

オ　用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し，末尾に発信人の住所，氏名（職名）及び電話番号を記入する。

２　他機関の通信設備の利用

市長は，予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは，次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。（災対法第56 57条）

また，市長は，災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは，次の者が設置する有線電機通信設備又は無線設備を使用することができる。（災対法第79条）

(1) 使用又は利用できる通信設備

ア　警察通信設備

イ　消防通信設備

ウ　水防通信設備

エ　航空通信設備

オ　海上保安通信設備

カ　気象通信設備

キ　鉄道通信設備

ク　電力通信設備

ケ　自衛隊通信設備

(2) 事前協議の必要

ア　市長は，災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については，あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。（事前対策）

イ　災対法第79条に基づく，災害が発生した場合の優先使用については，この限りではない。

3　放送機能の利用

市長は，緊急を要する場合で，他の有線電気通信設備及び無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては，あらかじめ協議して定めた手続により，災害に関する通知，要請，伝達，予警報等の放送を，知事を通じてＮＨＫ水戸放送局，茨城放送及び水戸コミュニティ放送に要請する。

4　使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能又は困難な場合は，市及び防災機関は使送により通信を確保する。

5　自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は，自衛隊による通信支援の必要が生じたときは，県知事に対して，自衛隊の災害派遣通信支援の要請を行う。

第５　アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

災害発生時のアマチュア無線ボランティアの活動を支援するため，平常時から訓練等を通して密に連携する。

また，市は，災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう，「受入窓口」を迅速に開設する。

1　アマチュア無線ボランティア「受入窓口」との連携・協力

県及び市は，災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し，県，市及びボランティア「受入窓口」との連絡調整，情報収集，提供及び広報活動等を行う。

2　アマチュア無線ボランティアの活動内容

(1) 非常通信

(2) その他の情報収集活動

第６節　広報・広聴計画

第１　広報活動
第２　広聴活動

担当部	市長公室，市民協働部
担当班	広報班，災害対策班

第１　広報活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し，被災地の住民等の適切な判断を助けるため，防災関係機関は相互に協力し，正確な情報の速やかな公表と伝達，広報活動を実施する。

市は，避難指示等の発令時には，今後の雨量・水位の予測，上流部での河川の状況等を考慮した上で，対象地区など，具体的な情報を示すなど，避難に関する情報を伝達し，市民が円滑に避難できるよう配慮する。

また，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送等により行う。

１　広報内容

(1) 災害発生状況
(2) 気象・河川水位に関する情報
(3) 地震・津波に関する情報
(4) 災害応急対策の実施状況
(5) 道路の被害状況及び公共交通の運行状況
(6) 地域住民のとるべき措置
(7) 避難指示等が発令されている地域及び内容
(8) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止，ガス漏れの警戒，放火警戒等）
(9) 流言飛語の防止の呼びかけ
(10) 治安状況，犯罪防止の呼びかけ
(11) 近隣の助け合いの呼びかけ
(12) 公的な避難所，医療救護所の開設状況
(13) ライフラインの被害状況，復旧状況
(14) 救援物資，食料，水の配布等の状況
(15) し尿処理，衛生に関する情報
(16) 被災者への相談サービスの開設状況
(17) 死体の安置場所，死亡手続き等の情報
(18) 臨時休校等の情報
(19) ボランティア組織からの連絡
(20) 鉄道，バスの被害状況，運行状況

(21) 防災関係機関が実施している対策の状況

(22) その他の必要事項

2　広報手段

(1) 市及び自主防災組織が保有する広報手段

ア　防災行政無線

重要かつ緊急な災害情報を，防災行政無線を運用して，市民や被災者に広報する。

避難指示，緊急安全確保を発令する場合には，防災行政無線から，サイレン音を吹鳴するなど，緊急性を伝える。

イ　広報車による呼びかけ

通行の可否などの道路状況に応じて，必要な地域への放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出動させ，広報を実施する。

ウ　ハンドマイク等による呼びかけ

エ　チラシ等の配布

必要に応じてチラシ等を作成し，現地において配布等を行う。

オ　インターネット（ホームページ，LINE，Twitter，Facebook，yahoo!防災アプリ等）

災害に関する情報を，随時インターネット（ホームページ，LINE，Twitter，Facebook，yahoo!防災アプリ等）により広報する。

カ　立看板，掲示板の設置

キ　住民組織等による広報

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の各地区会等を通じ，災害情報を広報する。

ク　水戸市メールマガジン登録者への災害情報の発信

ケ　ＭＣＡ無線機による災害情報の発信

コ　緊急速報メールによる災害情報の発信

サ　防災ラジオ

市は，緊急情報を発信する際には，自動で起動する防災ラジオ（水戸市自動起動型防災ラジオ）を活用し，屋内の方にも確実に情報を伝達する。

シ　その他

(2) 報道機関への依頼

市は，協定に基づき，茨城放送及び水戸コミュニティ放送に災害情報等の広報依頼をするとともに，他の報道機関，放送事業者にも依頼する。その際，聴覚障害者等に配慮し，テレビ放送については字幕をつけるようあわせて依頼する。

なお，情報提供手段は，電話，ＦＡＸ，メール等を有効に活用する。

(3) 自衛隊等への広報依頼

市は，必要な広報を行うことが困難な場合は，自衛隊，他都道府県に要請し，ヘリコプター等による広報活動を依頼する。

(4) 災害情報共有システム（Ｌアラート）

市は，避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合，災害情報共有システム（Ｌアラート）に迅速・確実に情報を送信する。

なお，庁舎の被災等，特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は，県へ依頼する。

3　報道機関への対応

(1) 報道機関への協力

市は，報道機関の独自の記事，番組制作に当たっての資料提供依頼については，可能な範囲で提供する。

(2) 報道機関への発表

ア　災害に関する情報の報道機関への発表は，応急活動状況，災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち，災害対策本部が必要と認める情報については，速やかに実施する。

イ　発表は，原則として災害対策本部広報班長（以下「広報班長」とする。）が実施する。

なお，必要に応じ，各部において発表する場合は，あらかじめ広報班長と発表事項及び発表場所等について調整し，発表後速やかにその内容を報告する。

ウ　指定公共機関，指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は，原則として広報班長と協議のうえ実施する。ただし，緊急を要する場合は，発表後速やかにその内容を報告する。

エ　広報班長は，報道機関に発表した情報を，災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

第２　広聴活動

市は，被災者の生活相談や要望苦情等を聴取し，市及び関係機関が実施する災害復旧活動に市民の要望を反映する。

また，市は，被災者の安否情報について照会があったとき，関係地方公共団体，消防機関，警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めるとともに，安否情報の提供に当たっては，被災者の個人情報の管理を徹底したうえで，可能な限り速やかに回答するよう努める。

1　地区相談窓口の開設

被災者の要望等を速やかに把握するため，市民センター等に地区相談窓口を開設し，

きめ細かな広聴活動を展開する。

2　地区相談窓口における広聴活動

地区相談窓口における公聴活動は，災害対策本部事務局情報集約班と連携し，総合的に市民の被災及び復旧に係る相談，要望等を聴取する。

3　要望等の処理

聴取した要望等について，市災害対策本部及び関係機関に連絡し，復旧計画に市民の意向を反映させる。

第７節　水防計画

第１　総則
第２　水防体制
第３　監視，警戒及び重要水防区域
第４　水防警報
第５　洪水予報
第６　観測通報
第７　通信連絡
第８　用水ぜき，樋管等の管理及び操作
第９　協力応援
第10　器具，資材，設備の整備
第11　水防活動時の安全対策
第12　決壊時の処置
第13　公用負担等
第14　避難計画
第15　水防解除
第16　水防報告
第17　水防訓練

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	河川状況，洪水ハザードマップ

水防計画は，水防法及び茨城県水防計画に基づき作成したもので，水防事務の調整及びその円滑な実施のため，必要な事項をまとめたものである。

第１　総則

１　目的

水防法第32条の規定及び茨城県水防計画に基づき,市の管内河川の洪水等による水災を警戒し，防ぎょし，これによる被害を軽減することを目的とする。

２　水防管理団体としての責任（水防法第３条）

水防法第４条の規定に基づき茨城県知事から水防管理団体として指定(平成18年茨城県告示第412号）された市は，水防計画を定め，それに基づき管轄区域内の水災の被害を防ぎょするため，諸般の準備，対策を検討して水防の責任を十分に果たさなければならない。

３　居住者等の義務（水防法第24条）

水防管理者（市長）又は消防局長は，水防のためやむを得ない必要があるときは，区域内に居住する者，又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

また，要請を受けた者は，進んで協力援助をしなければならない。

第２　水防体制

１　活動基準

市内において，水戸気象台から水防に関する警報等の発表があったとき，水防法第16条（水防警報）の通知があったとき又は氾濫注意水位に達したとき等で水防活動の必要があると認めたとき，水防活動を実施する。

２　初動体制

本章第１節組織・動員計画第１初動体制のとおりとする。

３　職員の動員

本章第１節組織・動員計画第２職員の動員のとおりとする。

４　災害対策本部の設置

本章第２節災害対策本部第１災害対策本部の設置のとおりとする。

５　災害対策本部の組織・運営

本章第２節災害対策本部第２災害対策本部の組織・運営のとおりとする。

６　消防活動計画

(1) 特別配備体制の確立

消防局長は，風水害等の災害の発生が予想され，又は発生した場合，特別配備体制を発令し，常備の部隊の増強を図る。

項　目	活　動　体　制
特別配備体制	大雨・台風等の風水害や大規模な市街地火災等の災害により火災又は救助，救急等の事象が発生した場合は，風水害特別配備体制を発令し，別に定める計画に基づき直ちに活動を開始する。
非常参集	水戸市消防職員服務規程第44条の各号に該当する事象が発生した場合は，全職員は，別命を待たず直ちに所定の場所に参集する。

(2) 消防局災害対策本部の設置

消防局長は，応急活動体制を維持するために，特別配備体制発令と同時に消防局に消防局災害対策本部を設置する。

ア　構成員

水戸市消防職員服務規程（昭和42年消防本部訓令甲第３号）第52条第２項第１号アに規定する第１幹部会議構成者とする。

イ　事務分掌

消防災害対策本部の事務分掌は，「水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌」のとおりとする。

7　消防団活動計画

風水害等の災害が発生し，又は発生が予想される場合，水戸市消防団の設置等に関する条例（昭和41年水戸市条例第32号）及び水戸市消防団規則（平成２年水戸市規則第36号）に基づき，消防団は消防局と綿密な連携を保持し，災害防止活動を実施する。

第３　監視，警戒及び重要水防区域

1　監視警戒

(1) 常時監視（水防法第９条）

水防管理者（市長），水防団長又は消防局長は，随時区域内の河川，堤防等を巡視し，水防上危険であると認められる箇所があるときは，直ちに当該河川の管理者に連絡して，必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者（市長），水防団長又は消防局長は，出動準備体制に切り替えたときから水防区域の監視及び警戒をさらに厳重にし，既往の被害箇所や重要水防箇所を中心として巡視しなければならない。

特に，次に掲げる項目に注意し，異常を発見した場合は直ちに常陸河川国道事務所長及び水戸土木事務所長に連絡するとともに，水防作業を開始しなければならない。

なお，千波湖土地改良区等所有の用水ぜき等についても，互いに緊密な連携を図り，必要な措置を求める。

ア　堤防裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ

イ　堤防表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ　堤防天端の亀裂又は沈下

エ　堤防の越水

オ　樋門せきの両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ　橋，その他の構造物と堤防との取り合わせ部分の異常

2　重要水防箇所

重要水防箇所については，常陸河川国道事務所洪水対策計画書に定められた重要水防箇所一覧図及び茨城県水防計画の重要水防箇所一覧表のうち，水戸市管轄内の該当箇所をもって水戸市重要水防箇所とする。

第４　水防警報

国土交通大臣又は河川管理者である茨城県知事は，洪水又は災害が起きるおそれがあるときは，水防法第16条の定めにより水防警報を発表し，水防の必要がある旨を警告する。

なお，国土交通大臣及び茨城県知事が水防警報を行う指定河川は次頁のとおりであり，国土交通大臣が発表する水防警報は県が受報し，市へ通報する。

1　国土交通大臣が行う水防警報（水防法第16条）

(1) 水防警報区及び発表者

水系	河川名	水防警報区		発表者
		左岸	右岸	
那珂川	那珂川	自　栃木県大田原市 亀久字大平419番4地先 至　海	自　栃木県大田原市佐良土 字野島2835番1地先 至　海	常陸河川国道 事務所長
	桜　川	自　水戸市千波町字千波山 2486番2地先 （千波大橋上流端） 至　幹川合流点	自　水戸市中央 二丁目3020番2地先 （千波大橋上流端） 至　幹川合流点	〃
	藤井川	自　水戸市藤井町字下高畑 92番4地先 （藤井新橋上流端） 至　幹川合流点	自　水戸市飯富町字塙下 54番1地先 （藤井新橋上流端） 至　幹川合流点	〃
	涸沼川	自　茨城町大字下石崎 字海東2995番2地先 至　幹川合流点	自　大洗町神山町 字神山5233番地先 至　幹川合流点	〃

(2) 水防警報の基準水位観測所の所在地，水防団待機水位，氾濫注意水位（警戒水位）及び氾濫危険水位（危険水位）は次のとおりである。

河川名	水位標所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	範　囲
藤井川	常陸大宮市野口 （野　口）	2.50m	3.50m	4.20m	4.70m	7.56m	藤井川全域
那珂川	常陸大宮市野口 （野　口）	2.50m	3.50m	4.10m	4.50m	7.56m	河口から19.5km ～46.5kmの間
那珂川	水戸市根本１丁目 （水府橋）	3.00m	4.00m	5.40m	5.80m	8.36m	河口から 19.5kmまで
桜　川	水戸市根本１丁目 （水府橋）	3.00m	4.00m	7.80m	8.10m	8.36m	千波大橋より 下流域
涸沼川	水戸市根本１丁目 （水府橋）	3.00m	4.00m	5.20m	5.70m	8.36m	涸沼より 下流域

2　水防警報の種類，内容及び発表基準等

(1) 水防警報の種類，内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1　不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に，状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2　水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが，水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報及び河川状況により必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡，水防資機材の整備，水閘門機能等の点検，通信及び輸送の確保等に努めるとともに，水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量，水位，流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により，又は水位，流量その他の河川状況により，氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき
指示及び情報	水位，滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水，漏水，法崩，亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により，又既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき，又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

(2) 待機の時期

状況	当該区域
地域的集中豪雨があったとき	上流部
出水初期において出水現象が休日あるいは夜間に急激に起こることが予想されたとき，当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	上流，中流部
当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	中流，下流部
滞水時間が長く続いているような場合水防活動を止めることは出来ないが，出動人員を減らしても差支えないと認められたとき	下流部
降雨状況から水位の再上昇が予想されるときに，当該基準観測所の水位が氾濫注意水位程度であって下降しはじめたとき	上流，中流，下流部
その他の事由により必要と認めたとき	上流，中流，下流部

(3) 指示の時期

指示については，その基準となるものは定め難いが次表を考慮し，指示区域内の危険度及びに現地状況等を勘案して行う。

指示内容	状況	水防工法
越　水	洪水警報によって予想された水位，あるいは上流部の水位より推定して越水のおそれが予想されるとき	「積土のう　蛇籠積」等
欠　壊	洪水時に既に発表された予報や警報，あるいは洪水規模から堤防の波かけや護岸の欠壊が想定されるとき	「木流し及び竹流し，表むしろ張」　水衝部には，「川倉，聖牛」
漏　水	洪水の大きさ及び滞水時間等を，洪水予報あるいは上流側の水位から推定して漏水のおそれが予想されるとき	「月の輪，釜段工」「表むしろ張」等
亀　裂	築堤施工直後の新堤あるいは基礎地盤の不良な堤防，又は洪水の滞水時間が長時間にわたる場合等の理由により亀裂の生ずるおそれがあるとき	「折返」「つなぎ縫」「五徳縫」等
法崩れ	洪水規模が大きく，かつ滞水時間が長時間にわたるとき，あるいは豪雨等により堤防が湿潤状態になることが予報，警報又は河川状況により推定されるとき	「杭打積土のう」「土のう羽口」「五徳縫」等
その他	水位の上昇下降最高水位の大きさ及びその時刻，滞水時間等の実況を示すとき	

3　水防警報の通報責任者，受報責任者

(1) 基本系

水系名	河川名	基準水位観測所名	通報責任者	受報責任者
那珂川	那珂川，藤井川	野　口	常陸河川国道事務所地域防災調整官	茨城県河川課長
	那珂川，桜川，涸沼川	水府橋	〃	〃

(2) 協力系

水系名	河川名	基準水位観測所名	通報責任者	受報責任者
那珂川	那珂川	野　口	常陸河川国道事務所水戸出張所長	水戸土木事務所長
	〃	〃	常陸河川国道事務所那珂出張所長	常陸大宮土木事務所長
	藤井川	〃	〃	水戸土木事務所長
	那珂川	水府橋	常陸河川国道事務所水戸出張所	〃
	桜川，涸沼川	〃	〃	〃

4　水防警報通知系統（水防法第16条第２項）

（1）那珂川（藤井川）［野口水位観測所］

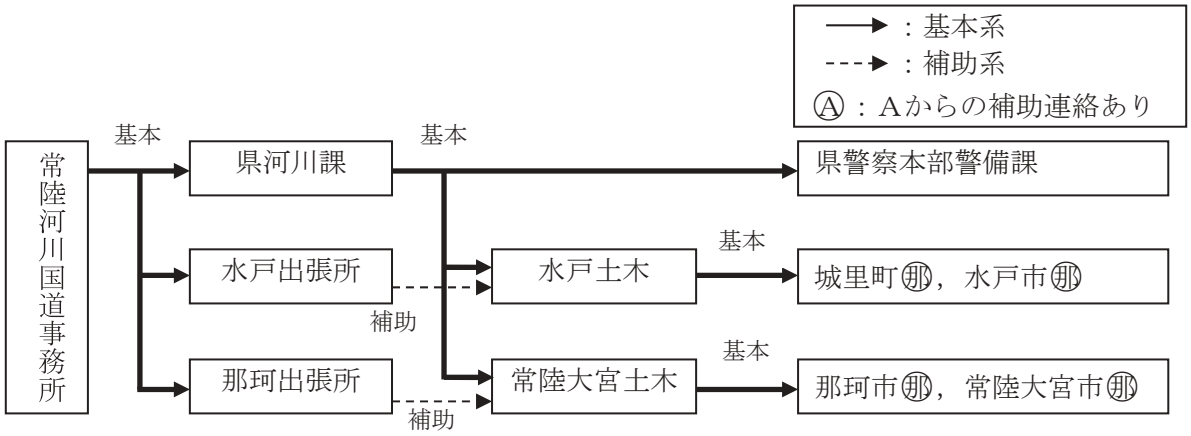

（2）那珂川（桜川）（涸沼川）［水府橋観測所］

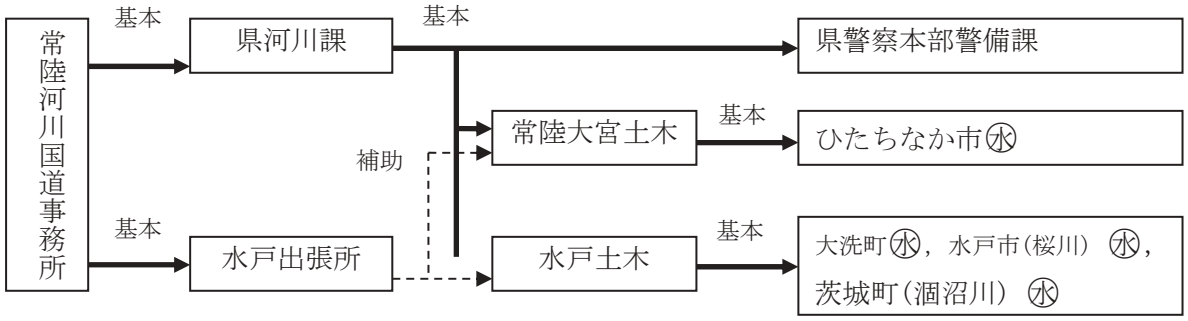

※　水防警報伝達時，災害対策本部（防災・危機管理課）は，速やかに消防局及び関係各部へ伝達する。消防局は，水防団へ伝達する。

第５　洪水予報

水戸地方気象台・宇都宮地方気象台・常陸河川国道事務所が共同で発表する那珂川洪水予報（注意報・警報）は，常陸河川国道事務所から県河川課に通報され，水戸土木事務所を経由して市に伝達される。

市は，受報した重要な気象情報について，報道機関，防災行政無線，広報車，市ホームページ，市メールマガジン，ソーシャル・ネットワーキング・サービス，防災ラジオ，yahoo!防災アプリ等の伝達手段を積極的に活用し，市民へ周知する。

また，水戸地方気象台からＮＴＴ東日本へも伝達し，ＮＴＴ東日本の通信系等により市に伝達される。この場合，警報の標題のみの伝達となる。

那珂川　洪水予報伝達系統図

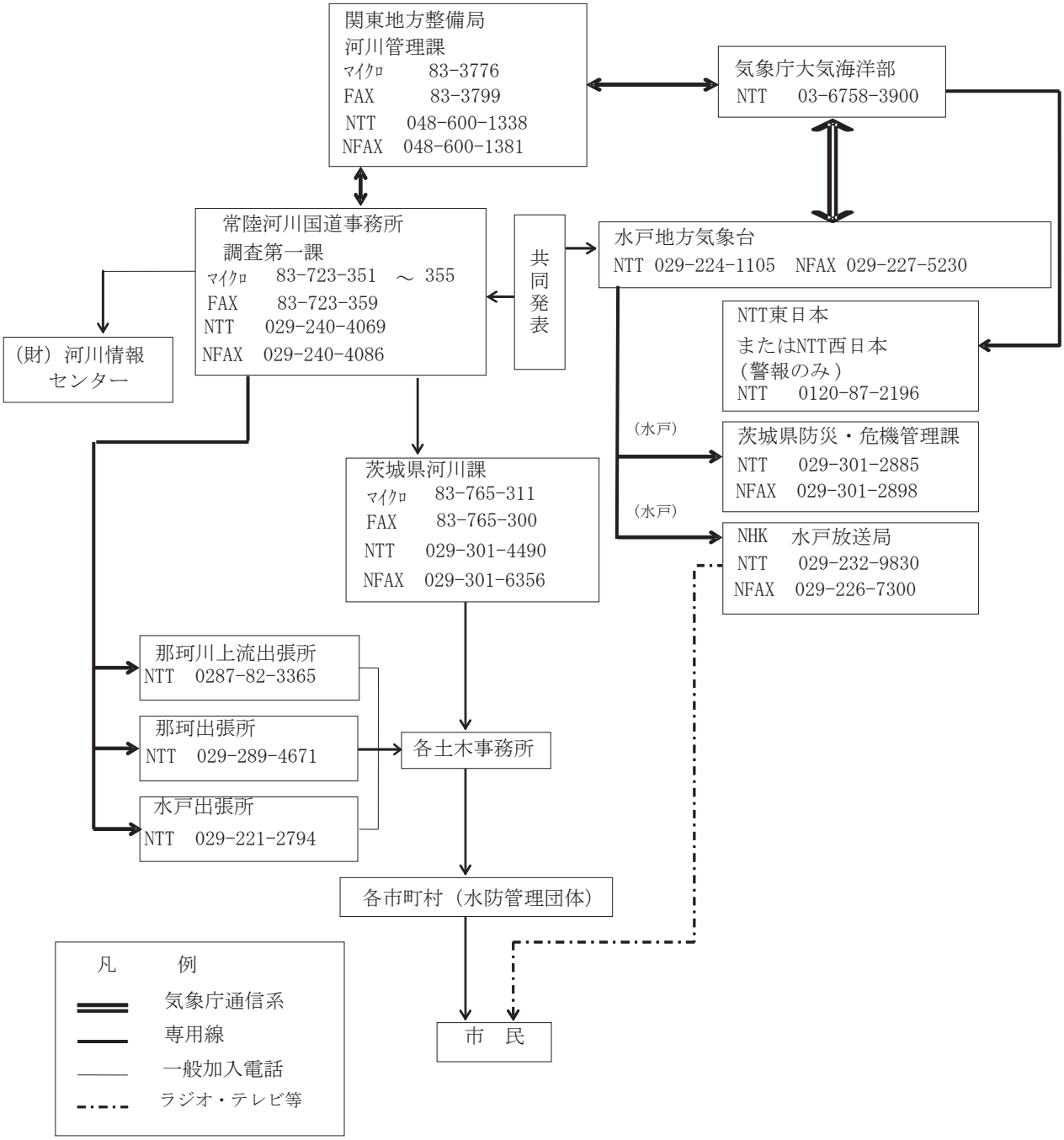

那珂川避難判断水位連絡系統図（水位情報周知河川）

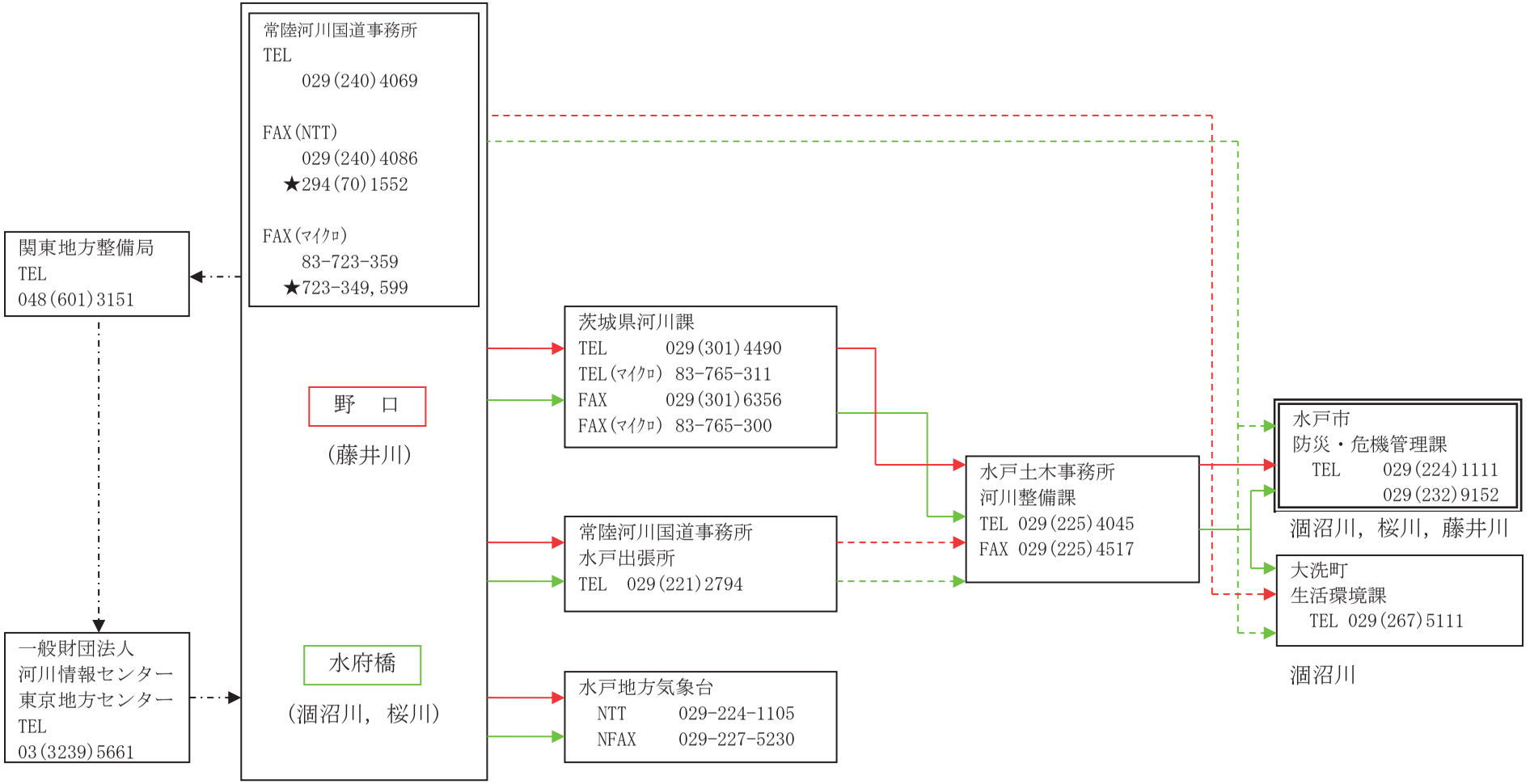

凡例
- ―――― ：基本系
- ------ ：協力系
- ★ ：故障等が生じた場合（切り替え時に連絡）

※　協力系として，常陸河川国道事務所から関係機関・各県市町村宛てにＥメールを利用した連絡も行います。

※　国土交通省常陸河川国道事務所　洪水対策計画書抜粋

第６　観測通報

１　雨量の観測通報

(1) 市は，県が水防情報テレメーターシステムにより収集した雨量の状況を把握する。

(2) 雨量観測所の観測者は，次の雨量に達したときは，遅滞なく水防管理者（市長）に報告する。

１時間雨量 …… 20ミリ　　３時間雨量 …… 50ミリ

６時間雨量 …… 60ミリ　　12時間雨量 …… 80ミリ

24時間雨量 …… 100ミリ

連続雨量80ミリを超えたときは毎時間ごと。

２　水位の通報（水防法第12条）

(1) 市は，県が水防情報テレメーターシステムにより収集した水位の状況を把握する。

(2) 水防管理者（市長）は，次の水位に達したときは，直ちに詳細な状況を（日時，観測場所及び水位の増減の傾向見込み等）を水戸土木事務所長に報告する。

ア　水防団待機水位に達したとき

イ　ア以後，水防団待機水位以下となるまでの間，毎時間

ウ　氾濫注意水位，氾濫危険水位に達したとき

エ　最高水位に達したとき

オ　氾濫注意水位を下回ったとき

カ　急激に水位上昇したとき

(3) 藤井川，那珂川，桜川，涸沼川の水位標の位置，水防団待機水位,氾濫注意水位，避難判断水位，氾濫危険水位は，第４水防警報１(2)のとおりとする。

※　国土交通省「川の防災情報」のホームページ等を利用して，国土交通省が所管する雨量・水位情報の把握にも努める。

第７　通信連絡

１　通信連絡施設等の整備強化（法第27条）

水防管理者（市長）又は消防局長は，水防時において情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

また，無線，有線等連絡施設を有しない資材備蓄場，水防作業現場等で近距離のものについては，自動車（オートバイ）伝令等により連絡の確保を図る。

2　ダム放流等連絡系統

藤井川ダム　通知の相手方一覧

名称	担当機関の名称	連絡方法	備考
国土交通省 常陸河川国道事務所長	常陸河川国道事務所	電話 FAX	029(215)9143 029(240)4087
土木部長	土木部河川課	〃	029(301)4490 029(301)1374
水戸土木事務所長	水戸土木事務所	〃	029(225)4515 029(225)4517
水戸市長	水戸市役所	〃	029(232)9152 029(233)0523
城里町長	城里町役場	〃	029(288)3111 029(288)3113
水戸警察署長	水戸警察署	〃	029(233)0110 029(233)0144
笠間警察署長	笠間警察署	〃	0296(73)0110 0296(73)0153
水戸市消防局消防局長	水戸市消防局	〃	029(221)0111 029(221)0147
沿川住民一般	水戸市役所	サイレン 広報車等	029(232)9152 029(233)0523

3　通信施設

(1) 公衆加入電話

(2) 市役所，市民センター等電話

(3) 消防専用電話

(4) 消防無線施設

(5) 警察通信施設

(6) 防災行政無線施設（電子サイレン音の吹鳴を含む。）

4　水防信号

水防に用いる信号は，茨城県水防信号等に関する規則（昭和25年茨城県規則第49条，改正昭和40年８月16日規則第78号，昭和58年４月１日規則第23号）に基づき次のとおりとする。

(1) 第１信号　氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

(2) 第２信号　消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

(3) 第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が，出動すべきことを知らせるもの

(4) 第４信号　必要と認める区域内の居住者に，避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

区　分	警　　鐘　　信　　号	サイレン信号（余韻防止付）
第１信号	●　休止　●　休止　●　休止	約5秒　休止　約15秒　約5秒　休止　約15秒　約5秒　休止　約15秒　約5秒　休止　約15秒　約5秒
第２信号	●―●―●　●―●―●　●―●―●	約5秒　休止　約6秒　約5秒　休止　約6秒　約5秒　休止　約6秒　約5秒　休止　約6秒　約5秒
第３信号	●―●―●―●　●―●―●―●	約10秒　休止　約5秒　約10秒　休止　約5秒　約10秒　休止　約5秒
第４信号	乱　　打	約1分　休止　約5秒　約1分　休止　約5秒　約1分

備考　１　信号は，適宜の時間継続すること。

２　必要があれば，警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

３　危険があったときは，口頭伝達により周知させる。

第８　用水ぜき，樋管等の管理及び操作

１　樋管等の所在地及び管理区分

(1) 水防上の主要な用水ぜき，樋管の名称，場所及び管理並びに操作区分については別に定める。

(2) 管理担当者は，平素はもとより，特に気象状況の通知を受けたときは直ちに工作物の点検を行い出水時の操作に支障のないようにしておく。

２　樋管等の操作

(1) 樋管管理担当者は操作規程に基づき，次により樋管の開閉を行う。

また，開閉を行ったときは，直ちに水防管理者（市長）に報告する。

なお，報告を受けた水防管理者（市長）は，その都度，常陸河川国道事務所長及び水戸土木事務所長に報告する。

ア　門扉の閉鎖

河川の水位が上昇し，樋管内に逆流のおそれがあると認めたとき，又は特に必要と認めたとき。

イ　門扉の開放

河川の水位が下降し，樋管内に逆流のおそれがないと認めたとき，又は特に必要と認めたとき。

(2) 水防管理者（市長）は，千波湖土地改良区や飯富土地改良区所有の用水ぜき及び

樋管の操作については，土地改良区理事長と協議する。

また，三の丸３丁目大杉山揚水機場，若宮１丁目水戸市下水道施設管理事務所管轄の樋管等についても同様とする。

〔連絡先〕

千波湖土地改良区	029-221-2621
飯富土地改良区	029-229-7218
大杉山揚水機場	029-227-1583
水戸市下水道施設管理事務所	029-221-8582

3　国土交通省から管理委託されていない樋管等の操作については，その都度，常陸河川国道事務所に連絡する。

第９　協力応援

1　水防管理団体相互の協力応援

(1) 水防管理者（市長）は，水防法第23条第１項の規定に基づき，管理団体相互の応援を行う。

(2) 相互応援活動の際は，水防資器材等についても努めて供用の便を図る。

(3) 応援のため派遣された者は，応援を求めた水防管理者（市長）の指揮の下に行動する。

2　体制強化

(1) 水防管理者（市長）は，水防法第22条の規定により警察官の援助を求めるため，あらかじめ警察署長との協定の締結しておく。

(2) 水防管理者（市長）は，区域内居住者を水防に従事させるため，あらかじめ出動人員，出動区域等を計画しておく。

(3) 水防管理者（市長）は，水防上特に著しく危険が切迫し，人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には県知事に対し，自衛隊の出動を依頼する。

【連絡先】

陸上自衛隊施設学校（ひたちなか市勝倉3433　電話 029-274-3211）

なお，依頼に当たっては，次の事項を明らかにして依頼をする。

ア　災害の状況及び派遣要請の理由

イ　派遣を希望とする期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考事項

第10　器具，資材，設備の整備

水防管理者（市長）は，水防の必要が予想される区域に水防倉庫，その他の資材等備蓄場所を設け，次の基準に示す器具，資材等を整備するとともに，その緊急調達の方法についてあらかじめ定めておく。

水防倉庫一棟当たり備蓄資器材基準

品　名	単　位	数　量	摘　要	品　名	単　位	数　量	摘　要
掛　矢	丁	2以上		メガホン	個		必要量
蛸　槌	丁	1以上		杭　木	本	50以上	長短込み
金　槌	丁	1以上		合成繊維土のう又は空土俵	袋	1000以上	
スコップ又はエンピ	丁	2以上					
竹とげ鎌	丁	2以上		縄	kg	10以上	
照明施設	基		必要量	鉄線	kg	10以上	
斧又は鉈	丁	1以上		かすがい	丁	20以上	
救命具	着		必要量	むしろ又はこもシート	枚	50以上	
鋸	丁	1以上		竹	本	100以上	伐採先を選定しておく

第11　水防活動時の安全対策

水防管理者（市長）は，避難誘導や水防作業をはじめとする水防活動に従事する者の安全確保に十分留意して，水防活動を実施する。

1　水防活動時にはライフジャケット等を着用する。

2　水防活動は必ず複数（２名以上）で活動する。

3　水防活動時には，最新の気象状況を確認するため，ラジオ等を携行する。

4　連絡を行うための通信機器を携行する。

第12　決壊時の処置

1　決壊時の通報（水防法25条）

水防管理者（市長），水防団長又は消防局長は，堤防等が破堤し，又は越水若しくは溢水，異常な漏水が発生した場合には，直ちにその旨を常陸河川国道事務所長，水戸土木事務所長及び氾濫により危険が予想される隣接の水防管理団体に通報しなければならない。

河川名	区域	連絡系統
那珂川	水戸市 右　岸　0.6　～　24.9km 左　岸　11.2　～　22.9km	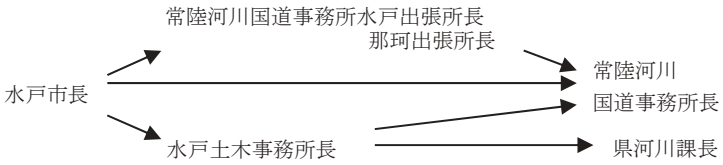
桜川	水戸市 右　岸　0.0　～　5.2km 左　岸　0.0　～　5.2km	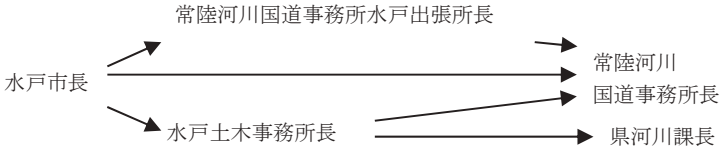
涸沼川	水戸市 左　岸　0.0　～　6.1km	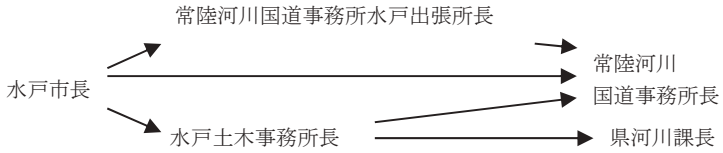
藤井川	水戸市 右　岸　0.0　～　1.8km 左　岸　0.0　～　1.8km	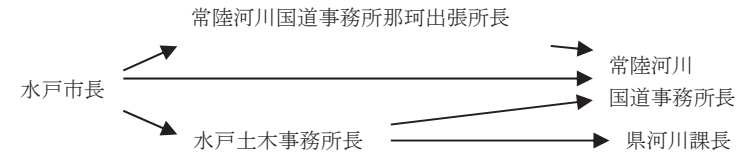

2　決壊後の処理（水防法26条）

水防管理者（市長），水防団長又は消防局長は，堤防等の決壊後においても，できる限り氾濫により被害が拡大しないよう努める。

第13　公用負担等

1　権限の行使（水防法第28条）

水防管理者（市長），水防団長又は消防局長は，水防のため緊急の必要があるときは，水防の現場において，次の権限を行使することができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石，竹木，その他の資材の使用若しくは収用

(3) 車両，その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用

(4) 工作物，その他の障害物の処分

2　公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により，公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者（市長），水防団長又は消防局長及びその委任を受けた者は，次に定める証明書を携行し，必要ある場合は，これを提示する。

公　用　負　担　権　限　委　任　証　明　書

第　　号

所属　　階級
氏名

上記の者に　　区域における水防法第28条第１項の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

水防管理者
水戸市長　　印

３　公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は，原則として水防管理者（市長）発行の次の命令票を目的物の所有者，管理者又はこれらに準ずべき者に直接交付する。

公　用　負　担　命　令　票

第　　号

住所

氏名

目　的　物　　種類　　員数
負　担　内　容　　使用　　収用　　処分

年　　月　　日

水防管理者
水戸市長
事務取扱者　　印

４　損失補償

水防管理者（市長）は，水防法第28条に基づき，工作物その他の障害物を処分したときは，損失を受けた者に対し，時価によりその損失を補償しなければならない。

第14　避難計画

1　洪水時の緊急避難所

市は，避難所として市民センター，小学校，中学校及び義務教育学校を指定しているが，洪水時には，二次的な避難所として下記のとおり，緊急避難所を開設する。

名　称	場　　所	説　　明
緊急避難所	茨城大学，水戸第一高等学校，水戸第二高等学校，水戸第三高等学校，水戸農業高等学校，水戸南高等学校，茨城大学附属小学校，ひたちなか市立市毛小学校，ＪＡグループ茨城教育センター，吉田神社，寶幢院，水戸市清掃工場	浸水などの影響で，近隣の避難所では対応できないとき，又は那珂川が増水して橋が渡れなくなったとき開設する避難所

2　立ち退きの指示（水防法第29条）

水防管理者（市長）は，必要があると認めたときは，水戸警察署長及び県災害対策本部と密接な連絡をとり，水防信号，広報車等を利用するとともに，本章第12節避難計画に定める避難誘導責任者等を通じて，危険区域の居住者に立ち退き又はその準備を指示する。

なお，避難の指示をする場合は，あらかじめ水戸警察署長にその旨を通知する。

【避難誘導の責任者等】

(1) 避難誘導責任者は，市職員，消防職員，消防団員（水防団員），警察官とする。

(2) 誘導員は，当該地域の消防団員（水防団員），自主防災組織の中から選任する。

(3) 市職員を避難場所及び危険区域に配置する。

第15　水防解除

1　解除の周知及び命令

(1) 水防管理者（市長）は，水位が氾濫注意水位以下となり，水防警戒の必要がなくなったときは，水防解除を命ずるとともに，一般に周知させ，その旨を水戸土木事務所長に報告する。

(2) 水防団員の招集解除については，別に定める水防団員招集解除命令により出動した方面の指揮者に交付し行う。

第16　水防報告

1　緊急報告

水防管理者（市長）は，次の場合は速やかに知事に報告する。

(1) 氾濫注意水位に達したとき，又はそれ以外の場合で水防団，消防局が出動したとき

(2) 水防作業を開始したとき

(3) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置を行ったとき

(4) 一般被害の生じたとき

2　水防てん末報告

水防管理者（市長）は，水防が終結し，水防活動終了後２日以内に次の事項をとりまとめ，水防てん末報告書により水戸土木事務所長を経由し，知事に報告する。

(1) 気象の状況

(2) 出水，雨量，水位，高潮及び波浪の状況

(3) 水防団員及び消防機関に属するものの出動，終結の時刻及び人員

(4) 堤防その他の施設等の異常の有無

(5) 水防作業の状況及びその結果

(6) 使用水防資材の種類及び員数，経費並びにその消耗分と回収分

(7) 水防法第28条による公用負担下命の種類及び員数

(8) 応援の状況

(9) 居住者の出動状況

(10) 警察，自衛隊援助の状況

(11) 現場指導員氏名

(12) 避難立ち退きの状況

(13) 水防関係者の死傷状況

(14) 功労者及びその功績について

(15) 今後の水防につき考慮を要する点，その他水防管理者（市長）の所見

第17　水防訓練

1　水防訓練の実施

水防作業は夜間悪天候の場合に行うことが多いので，実施に当たって円滑な作業ができるよう，次の要領で十分な訓練を行うとともに，市民に対しても水防思想の高揚に努める。

(1) 観測

(2) 通報

(3) 動員

(4) 輸送

(5) 工法

(6) 樋門，角落し等の操作

(7) 避難，立ち退き

2　水防管理者（市長）は，年１回以上，水防訓練を実施する。

3　水防団，消防局及び水防協力団体は，津波避難訓練が行われるときは，これに参加する。

第８節　土砂災害対策計画

第１　避難対策
第２　救出・救護対策
第３　二次災害防止対策
第４　施設の緊急復旧
第５　応急資材の整備

担 当 部	市長公室，市民協働部，保健医療部，建設部，消防局
担 当 班	広報班，災害対策班，医療救護班，建設計画班，道路管理班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧，土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧，土砂災害ハザードマップ

第１　避難対策

市は，防災情報システム等により市内の降雨量を把握するとともに，大雨警報や土砂災害警戒情報が発表されたとき，又は市内に相当の降雨があったときは，次により市民の早期の避難対策を講じる。

土砂災害警戒情報の伝達経路図

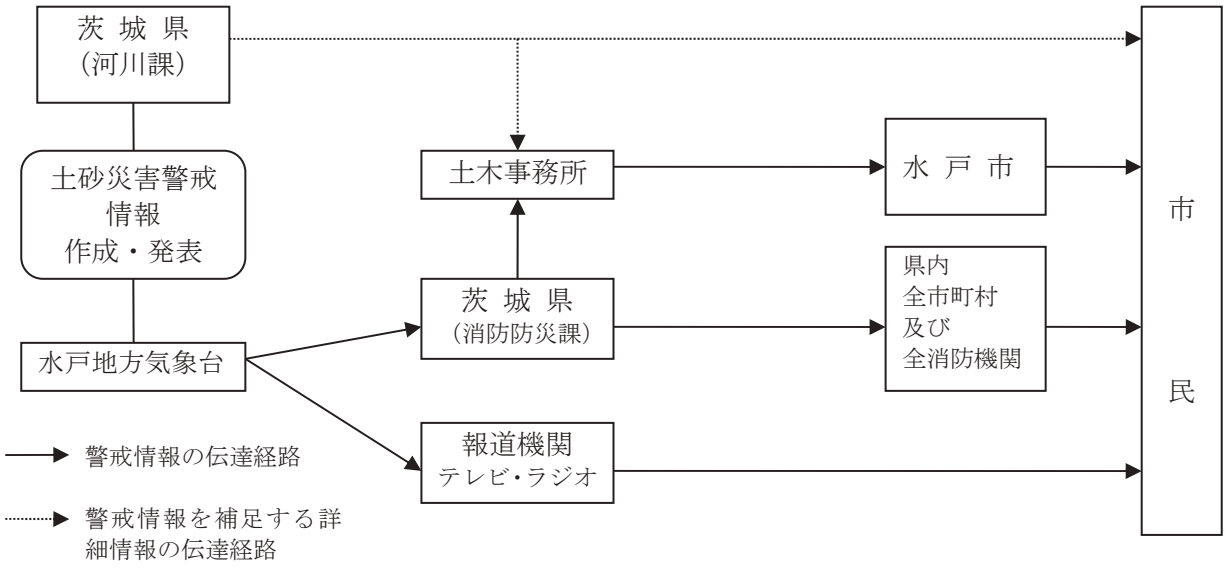

１　前兆現象等の早期把握

防災情報システム等により局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに，がけ崩れの前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。

２　がけ地の緊急警戒・巡視

土砂災害の発生が予想される場合は，次の箇所を重点的にがけ地の警戒・巡視体制を強化する。

(1) がけ崩れ危険予想区域

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害（特別）警戒区域

(4) 宅地造成中の箇所

(5) 災害経歴箇所

3　市民等への情報伝達

土砂災害の発生が予想される場合は，市民，ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し，早急に注意の喚起，又は警戒避難等の指示，伝達を行う。特に，具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域については，各警戒区域に迅速的確な個別伝達を行う。

4　事前の避難

具体的に危険が予想される危険箇所周辺の市民等に対しては，人命の安全を第一とし，迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう，指導する。

5　要配慮者の避難対策

乳幼児，高齢者，身体障害者等の自力避難が困難な要配慮者については，関係施設の管理者の他，自主防災組織，近隣居住者の協力も得て，迅速かつ適切な避難誘導に努める。

6　避難施設への受入

土砂災害により被災し，又は被災するおそれのある住民は，当該土砂災害警戒区域ごとに，近隣の指定避難所等に避難する。

第２　救出・救護対策

1　現地災害対策本部の設置

市は，負傷者，死者，行方不明者等が多数発生した土砂災害においては，必要に応じて現地本部を設置し，被災した住民等の安否を確認するとともに，防災関係機関と連携協力して二次災害の防止に留意し，行方不明者の捜索，救出を行う。

また，現地災害対策本部は，災害の状況を災害対策本部へ報告する。

2　応援の要請

救出に当たり，重機等が必要なときは，災害協定に基づき水戸市建設業協同組合，水戸市造園建設業協力組合等に応援を要請する。

3　応急救護所の設置

土砂災害により負傷者が多数発生した災害現場においては，必要に応じて応急救護所を設置し，救急隊，医療救護班は，水戸市医師会救急災害医療救護隊等の指示のもとにトリアージ等を実施し，迅速な救護活動を実施する。

第３　二次災害防止対策

1　がけの監視

行方不明者等の捜索活動，応急工事等に当たっては，建設計画班及び消防隊等が協力し，降雨等の気象状況に十分な注意を払うとともに，崩壊面及びその周辺斜面，堆積土砂等について監視を行う。

2　警戒区域の設置等

安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難を継続するとともに，警戒区域の設定，立ち入り規制等の必要な措置を行う。

3　再崩落の防止

降雨継続時においては，作業の安全を確保したうえで，崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆，応急排水路等の応急措置により再崩壊の防止に努めるもとする。

4　二次災害防止措置

応急措置を講じ，安全が確認された時点で，直ちに二次災害防止の堆積土砂等の除去，土留工事等を実施する。

第４　施設の緊急復旧

1　交通施設

道路については，法面崩落，盛土決壊，路面埋没等が予想されるが，被災直後，緊急に最小限の交通を確保する必要があることから，迂回路等を確保するとともに施設の緊急復旧を行う。

鉄道については，線路施設，電気施設の破損等の被害が予想されるが，緊急輸送のため確保すべき路線を重点的に復旧する。

2　国土保全施設

河川，急傾斜地崩壊防止施設等の国土保全施設に被害が発生した場合は，二次災害防止のため施設管理者と連絡を密にし，堆積土砂の除去，土留工事等による応急復旧を実施する。

3　通信施設

通信機能の確保は，災害応急活動の基本であるため，緊急に現地及び避難地等に臨時の通信網を確保する。

電話回線等が被災した場合には，関係機関において迅速に応急復旧を行う。

4　ライフライン施設

電気，ガス及び水道施設については，社会的，経済的重要性の観点から早期復旧に努める。

第５　応急資材の整備

市は，土砂災害が発生した場合の応急措置に必要な資材（土のう，ビニールシート等）備蓄する。

第９節　消防活動計画

第１　消防活動体制計画
第２　消防活動計画
第３　応援協力体制の確立
第４　消防団計画

担 当 部	保健医療部，消防局
担 当 班	医療救護班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	署所の配置一覧，消防団配置一覧

大規模な風水害が発生した場合には，家屋の流失，損壊，浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。よって，消防の全機能をあげて施設及び人員を最大限に活用し，救助・救急活動を行い，風水害から市民の生命と身体の安全，被害の軽減を図る。

また，市民，自主防災組織等と相互の連携を図り，効果的な対策を実施する。

第１　消防活動体制計画

１　特別配備体制の確立

消防局長は，風水害等の災害の発生が予想され，又は発生した場合，特別配備体制を発令し，常備の部隊の増強を図る。

項　　目	活　　動　　体　　制
特別配備体制	大雨・台風等の風水害や大規模な市街地火災等の災害により火災又は救助，救急等の事象が発生した場合は，特別配備体制を発令し，別に定める計画に基づき直ちに活動を開始する。
非 常 参 集	水戸市消防職員服務規程第44条の各号に該当する事象が発生した場合は，全職員は，別命を待たず直ちに所定の場所に参集する。

２　消防局災害対策本部の設置

消防局長は，応急活動体制を維持するために，特別配備体制発令と同時に消防局に消防局災害対策本部を設置する。

(1) 構成員

水戸市消防職員服務規程（昭和42年消防本部訓令甲第３号）第52条第２項第１号アに規定する第１幹部会議構成者とする。

(2) 事務分掌

消防災害対策本部の事務分掌は，「水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌」のとおりとする。

第２　消防活動計画

大雨・台風等の風水害や大規模な市街地火災等の災害が発生した場合における消防活

動は，次の方針を原則とし応急活動を実施する。

1　情報収集及び伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報，駆け込み通報，参集職員からの情報，消防団員及び自主防災組織等からの被害情報などを総合的に把握し，初動体制を整える。

また，常備隊は災害の早期発見が重要なため，危険区域等を重点として警防規程に基づく巡回警戒活動を実施する。

ア　巡回警戒活動は，消防局，消防署の管轄区域ごとに行う。

イ　巡回警戒活動は，事前計画に基づき危険区域を重点に行う。

ウ　巡回警戒活動に当たっては，市民に対する広報を行う。

エ　巡回警戒活動中，河川，堤防等に異常を発見した時は，当該管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに，防災関係機関へ通報する。

(2) 災害状況の伝達

消防局長は，災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに，応援要請等の手続に遅れないように努める。

また，各地区災害対策を円滑に実施するため，必要な情報を地域住民に対して伝達を行う。

2　消火活動

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は，人命を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は，重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は，消火可能な地域を優先して消火活動を行う。

(4) 市街地火災消火活動優先の原則

工場や危険物貯蔵施設等から出火し，多数の消防隊を必要とする場合は，市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし，部隊を集中して消火活動にあたる。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は，重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

ア　出動部隊の各級指揮者は，積極的に情報を収集して火災の態様を把握し，人命の安全確保を最優先とする。

さらに，風向，風速に配慮した転戦路確保，延焼危険大なる方向からの順次包囲態勢を主眼とした延焼防止及び救助・救急活動等限られた消防力を最大限に活用することを総合的に判断し，活動方針を決定する。

イ　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは，積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは，市民の安全確保を最優先とし，道路，河川，耐火建造物，空地等を活用し，守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(7) その他

災害時には，市民の生命，身体の安全確保を基本とし，出火防止と火災の早期鎮圧及び人命救出救助を原則として活動するとともに，警防規程に即し活動する。

3　救助・救急活動

(1) 災害発生時，多種多様な救助・救急事象が複合し，同時多発すると予想されることから，救助及び救急要請に対して別に定める規程（水戸市救助規程，水戸市救急業務規程）に基づき次の組織的な対策をとる。

ア　救助・救急活動は，緊急性の高い傷病者を優先とし，その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに，他の防災機関との連携のうえ実施する。

イ　延焼火災が多発し，同時に多数の救助・救急が必要となる場合は，火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(2) 救助効率重視の原則

延焼火災が少なく，同時に多数の救助事象が発生した場合は，原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に注力を注ぎ，効率的な救助活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊，土砂崩れ等により，通常の救助用資機材では対応困難な救助事象が発生したときは，災害協定に基づき水戸市建設業協同組合又は水戸市造園建設業協同組合等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し，医療機関，自主防災組織，医療ボランティア等と協力し，傷病者の応急手当，トリアージを行う。

(5) 後方医療施設への搬送

ア　応急救護所ではトリアージの結果によって，傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ　消防災害対策本部は，搬送先の医療機関が施設及び設備の被害，ライフライン

の途絶等により，治療困難な場合も考えられるため，広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）から，各医療機関の応需状況を早期に情報収集し，医療救護班，救急隊に対して情報伝達する。

ウ　防災ヘリコプター等による重篤傷病者等の搬送について，搬送体制の整備を行い，積極的に活用を図る。

(6) 自主防災組織等による救助・救急活動

市民及び自主防災組織等は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

4　広報活動

注意，警戒本部体制及び災害対策本部体制が発令された場合は，市民に対する広報及び報道機関に対する広報を次により実施する。

(1) 市民に対する広報は，警戒を促すための注意警戒広報と避難の勧告，指示を伝達するための避難広報があり，消防車等の拡声器によるほか，直接口頭伝達により実施する。

(2) 報道機関に対する広報は，消防局で把握した情報等のうち，災害対策本部と協議して必要に応じ発表する。

第３　応援協力体制の確立

1　茨城県広域消防相互応援

消防局長が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは，県内消防機関による広域的な応援を実施するために，「茨城県広域消防相互応援協定」等に基づき他市町村の応援部隊の派遣を要請する。

また，消防応援を求められたときは，迅速な消防相互応援を実施する。

なお，これらの応援活動が円滑に行われるよう，各種会議の開催や合同訓練を通じ，県内消防機関相互の連携の強化に努める。

2　緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は，地震等の大規模災害や毒性物質の発散等による特殊災害発生時における人命救助活動を効果的かつ迅速に実施するため，全国規模での消防応援体制を確保することを目的としている。

消防局では，水戸市消防局広域応援計画を策定し，本市登録部隊が被災地に迅速に出動する体制を確立している。

さらに，関東ブロック合同訓練等に積極的に参加することにより派遣体制の検証に努めている。

また，受け入れる場合についても，水戸市消防局受援計画を策定し，円滑な対応に努める。

第４　消防団計画

風水害等の災害が発生し，又は発生が予想される場合，水戸市消防団の設置等に関する条例（昭和41年水戸市条例第32号）及び水戸市消防団規則（平成２年水戸市規則第36号）に基づき，消防団は消防局と綿密な連携を保持し，次により災害防止活動を実施する。

１　指揮本部の設置

消防局長は，消防局に災害特別配備体制が発令され，消防局災害対策本部が設置された場合は，その中に消防団指揮本部を設置する。

２　組織及び事務分掌

消防団指揮本部及び分団指揮本部の組織，事務分掌は次のとおりとする。

（消防団指揮本部及び分団指揮本部の組織）



（消防団指揮本部等の事務分掌）

団指揮本部	団　長 副団長 本部員	１　本部の庶務に関すること。 ２　地区本部との連携に関すること。 ３　気象情報等の伝達に関すること。 ４　関係機関との連絡に関すること。 ５　応急活動の指揮に関すること。 ６　救急，救助活動に関すること。 ７　避難に関すること。 ８　災害情報等の収集に関すること。 ９　その他必要な事項に関すること。

３　消防団員の配備基準及び動員

消防団員の配備基準は，本章に定める特別配備体制基準によるものとし，動員については原則として次のとおりとする。

配備体制	動員人員
１号配備	班長以上の団員で団長が指名する団員
２号配備	班長以上の団員及び団長が指名する団員
３号配備	全団員

4　災害応急活動

消防団は，災害応急活動を次のとおり実施する。

(1) 活動範囲

消防団の活動範囲は水戸市消防団規則に定める管轄区域を原則とする。ただし，消防局長の指示があった場合は，管轄区域外においても活動する。

(2) 部隊編成

消防団の部隊は，災害規模等により編成する。

(3) 任務

ア　人命の救出，救護

イ　非常災害活動

ウ　市民の避難誘導

エ　情報の収集伝達

オ　その他消防団長の特命に関する事項

(4) 活動要領

風水害等の災害発生時には速やかに出動し，人命の安全確保を基本として，現地災害対応班，消防署・出張所，関係機関との連携のもとに，全機能を集結して活動する。

第10節　災害警備計画

第１　警備体制
第２　災害応急対策の実施

県警察は，災害が発生した場合においては，関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し，地震災害から県民の生命，身体，財産を保護することが極めて重要である。このため，県警察は，「茨城県警察災害警備計画」に基づき，関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握，救出救助，避難誘導，交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

第１　警備体制

１　警備本部の設置

県警察は，災害が発生したときは，規模及び態様等を判断して，県警察本部に警備本部，警察署に警察署警備本部等を設置し指揮体制を確立する。

２　警備部隊の編成

県警察は，警備部隊の編成を行うほか，事案の規模及び様態に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

第２　災害応急対策の実施

災害発生時に行う災害警備活動は，おおむね次の通りとする。

１　広報活動

災害に関する警報等を認知した場合，その内容，情勢等を分析し，必要がある場合は，地域に広報を行う。

２　情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い，収集した情報を，必要により関係機関へ連絡する。

３　救出救助活動

把握した被害状況に基づき，迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ，消防等の防災機関と協力して，被災者の救出救助活動を実施する。

４　避難等の措置

警察官は，警察官職務執行法第４条又は災対法第61条により，避難等の措置を講じる。

５　交通対策

被災地における交通の混乱防止を図り，災害応急対策活動が円滑に行われるように，被災規模・状況に応じて，一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

６　防犯対策

被災地の無人化した住宅街，商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送及び集積所

における混乱，避難所等の定期的な巡回を行う。

また，被災地に発生しがちな悪質商法等の生活経済犯，窃盗犯等の取締りを行い，被災地の社会秩序の維持に努める。

7　死体の検視，見分

検視は，日本法医学会，茨城県警察医会及び茨城警察歯科医会等の協力を得て実施するとともに，市と協議して，検視場所及び遺体安置場所の確保を行う。

第11節　交通計画

第１　交通規制
第２　交通規制計画
第３　発見者の通知
第４　道路・橋の応急対策

担 当 部	建設部
担 当 班	建設計画班，道路管理班

第１　交通規制

災害により道路，橋等の道路施設に被害が発生し，交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき，又は交通の混乱により応急対策に支障を来すおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策については，本計画で定める。

１　規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は，おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは，道路管理者が交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）する。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第４条，５条及び６条）

災害時において道路上の危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは，公安委員会，警察署長，警察官（以下「警察関係機関」という。）は，歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災対法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員，物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは，公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し，又は制限する。

２　道路管理者による交通規制

(1) 市道

市道については，道路管理班を派遣し，道路施設の巡回調査に努め，次のような交通規制を実施する。

交通規制を行う状況	道路の破損，欠損，その他の事由により交通が危険であると認められる場合
目的	道路の構造の保全，交通の危険防止
規制内容	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限
根拠法令	道路法第46条

(2) 市道以外

市は，市以外のものが管理する道路施設等において，道路の破損，欠損，その他

の事由により交通が危険であると認められる場合その管理者に通知し，規制する。

なお，市以外の管理者に通知して規制をするいとまがないときは，市対策本部は，直ちに警察官に通報して道路交通法第６条に基づく規制を実施し，又は市長が災対法第60条により避難の指示をし，又は同法第63条により警戒区域を設定し，立入を制限し，若しくは禁止し，又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行う。

(3) 警察関係機関

道路交通法に基づき，危険防止及び交通の安全と円滑を図り，又は災対法第76条による緊急輸送を確保するために，一時通行を禁止し，又は制限を行う場合の計画は次の通りとする。

ア　公安委員会の行う交通規制

(ｱ) 公安委員会は，当該管轄区域内の道路について，災害により道路交通に危険な状態が発生し，又はその他により必要があると認めるときは，道路交通法第４条第１項の規定に基づき，歩行者又は車両等の通行を禁止し，又は制限する。

この場合において必要があると認めるときは，まわり道を明示する等して，一般の交通に支障がないようにする。

(ｲ) 公安委員会は，当該管轄区域内又はこれに隣接する若しくは近接する都県において発生した災害について，緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは，災対法第76条の規定に基づき緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。この場合において公安委員会は災害地の実態，道路及び交通の状況を把握するとともに，災害地を管轄する公安委員会，知事または市長と緊密に連絡して，通行の禁止又は制限に関する資料を収集し，適正な判断を行う。

(ｳ) 公安委員会は，(ｲ)による通行の禁止又は制限を行ったときは，速やかにその規制内容を当該道路の管理者に電話等により通知するとともに，報道機関の協力による広報，その他表示板等を掲示する等，一般に通知するよう努める。

また，以上の措置をとったときは，関係都道府県公安委員会に対しても，速やかに電話等によりその規制の内容を通知する。

イ　警察署長の行う交通規制

警察署長は，その管轄区域内の道路について災害により道路交通に危険な状態が発生し，またはその他の状況により必要があると認めるときは，道路交通法第５条第１項の規定に基づき，歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

ウ　警察官の行う交通規制

警察官は，災害発生その他の事情により道路の交通に危険の生ずるおそれのある場合において，これを防止するため緊急措置を行う必要があると認めるときは，道路交通法第６条第４項の規定に基づき一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止

し又は制限する。

エ　緊急通行車両の確認等

(ｱ) 公安委員会の行う緊急通行車両の確認事務の処理は，原則として警察署の交通主管課とする。

(ｲ) 警察署の交通主管課は，別に定める緊急通行車両の確認に関する申請受理簿を作成し，当該申し出があった場合は，その処理てん末を明確に記載しておく。

(ｳ) 公安委員会は，あらかじめ災対法施行規則第５条に規定する標示並びに同規則第６条に規定する標章及び証明書の用紙を作成して，県警察本部及び警察署の交通主管課に配布しておく。

(ｴ) 標示並びに標章及び証明書の様式は次の通りである。

〔標示〕様式第２（第５条関係）

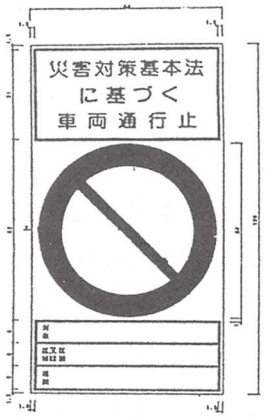

備考１　色彩は文字，縁線及び区分線を青色，斜めの線及び枠を赤色，地を白色とする。

２　縁線及び区分線の太さは，１センチメートルとする。

３　図示の長さの単位は，センチメートルとする。

４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては，図形の寸法の２倍まで拡大し，又は図形の寸法の２分の１まで縮小することができる。

なお，被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は，次表のとおりである。

【緊急交通路指定予定路線】

	地区別	路線名
1	土浦，つくば地区	常磐道（国道６号），圏央道，国道125線
2	鹿嶋，神栖地区	国道51号，国道124号
3	水戸地区	常磐道（国道６号），北関東道（国道50号，国道51号），東関東道
4	日立地区	常磐道（国道６号）

5	筑西地区	北関東道（国道50号），国道294号
6	境地区	新国道４号バイパス，国道125号

※　「（国道６号，50号及び51号）」は，常磐道及び北関東道が使用不能である場合に，緊急交通路として指定する。

〔標章〕様式第３（第６条関係）



備考１　色彩は記号を黄色，縁及び「緊急」の文字を赤色，「登録（車両）番号」，「有効期限」「年」，「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両）番号並びに年，月及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。

２　記号の部分に，表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。

３　図示の長さの単位は，センチメートルとする。

〔証明書〕様式第４（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　　事　印
公安委員会　印

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　　）　局　　番	
	氏　名		
通　行　日　時			
通　行　径　路		出　発　地	目　的　地
備　　考			

備考　用紙は，日本工業規格Ａ５とする。

3　交通規制に当たっての留意事項

(1) 災対法に基づく交通の禁止，制限を行う場合には，原則として同法施行令第32条に基づく「標示」を設置して行う。

(2) 交通検問所において交通規制を実施する場合には，車両の転回，後退，右左折等をとりうるよう規制箇所の手前に所要の場所を確保する。

(3) 車両（パトロールカー，広報車等），資機材（無線機，照明，ロープ，パイプ棚）を配置して効果的に行う。

(4) 大規模災害の発生当初は，電気，通信等の機能が停止することが予想されるのでパトロールカー，携帯無線機等を最大限に活用する。

4　広域的な協力・連携その他必要な措置

(1) 災対法第67条に基づく応援の要求

市は，交通規制区域指定が行われた場合，必要に応じて隣接市町村長に対し，被災地域内への一般車両の進入禁止に関する広報，道路啓開のために必要な要員・資機材等の派遣など必要な応援協力を要請する。

(2) その他広域的な協力・連携の要請

各道路管理者及び市は，道路の交通規制を実施するために必要と認める場合は，関係機関・事業所，団体等に広域的な協力・連携を要請する。

第２　交通規制計画

1　発災直後の交通規制

(1) 計画方針

ア　消防，警察，自衛隊等の緊急車両の通行確保を最優先とする。

イ　原則として，交通規制区域における一般自家用車両の通行は，全面的に禁止する。

ウ　要所に交通規制区域外からの一般車両の進入を禁止するための必要な措置を講じる。

(2) 交通規制

ア　交通規制は，大災害発生と同時に走行中の全車両を道路の左側に寄せて停車させ，道路中央部分を緊急通行車両等の通行路として確保する等の必要な措置を講じる。

イ　交通の妨害となっている倒壊家屋，樹木，電柱その他障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路，橋等の応急修理，復旧，機能確保に当たる関係機関（電気・通信・鉄道等を含む）と緊密な連絡を保持し，その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。

2　復旧期における交通規制

(1) 計画方針

ア　要所に交通規制区域外からの一般車両の進入を禁止又は制限するための検問所を設置する。

イ　幹線道路については，緊急車両専用車線を確保する。

ウ　幹線道路の各交差点においては，交通整理員を配置し，現場にいる警察官に協力して幹線優先の措置を行う。

(2) 救援物資等の大量輸送の効率化を図るための交通規制

ア　各幹線道路については，緊急車両専用車線を少なくとも１車線確保する。
また，あわせて可能な場合は，バス専用車線を１車線確保する。

イ　被災地外へ脱出しようとする被災者の一般自家用車両に関しては，夜間時間帯について，規制除外対象車両とする旨を広報し，幹線道路において，その通行を確保する。

３　平常時交通管制体制への移行

(1) 計画方針

ア　通常の商業活動等に不可欠な物資の輸送車両の通行を促進する。

イ　要所に交通規制区域外からの一般車両の進入を禁止，又は制限するための必要な措置を講じる。

ウ　地区内の幹線道路の各交差点の信号機が作動しない場合は，整理員を配置し優先通行車両の通行を確保する。

(2) 経済復興，市民の自立支援を促進するための交通規制

ア　交通規制は，道路交通法施行令に基づく緊急車両等を除き，原則として通常の商業活動等に不可欠な輸送車両，公共交通代替バスの通行を優先して確保する。

イ　隣接市町村に通ずる幹線道路のうち主要な地点について，交通遮断線を設定し，要所に検問所を設ける。検問所には，標識の設置，被災地内幹線道路の復旧状況の告知，検問所の明示等を行い，交通をはじめとする秩序の維持を図る。

(3) 広報活動

交通規制情報について，市広報車，警察車両，立看板，現場警察官による広報のほか，テレビ・ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて，市民に周知する。

第３　発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり，又は極めて混乱している状態を発見した者は，速やかに警察官又は市長に通知する。通知を受けた警察官又は市長は，相互に連絡する。市長は，その路線管理機関に速やかに通知する。

第４　道路・橋の応急対策

道路，橋の被害によって交通が阻害されることは，災害の救助作業・復旧作業等に重

大な支障をきたすため，市は，迅速な応急処理により交通の確保に努める。

1　迂回路を確保し，看板等により迂回路を表示する。

2　被害が甚大の場合は，建設業者等から，応援を得て復旧に当たる。

第12節　避難計画

第１　高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保
第２　避難指示等の発令基準
第３　避難措置の周知
第４　警戒区域の設定
第５　避難の誘導
第６　自主避難者への対応
第７　避難指示，緊急安全確保の解除
第８　避難所の開設・運営

担当部	市民協働部，福祉部，保健医療部，都市計画部，教育委員会
担当班	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，高齢福祉班，医療救護班，児童福祉班，公園緑地班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
関係資料	水防法第15条の３及び第15条の４対象施設一覧，土砂災害防止法第８条の２対象施設一覧，避難所・避難場所一覧，洪水ハザードマップ，土砂災害ハザードマップ，茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

市は，災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校，市民センター，神社，寺院等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受け入れ，保護する。

高齢者等避難の発令により，高齢者や障害者等，避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や，風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど，あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

また，台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては，大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで，市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難者の受入に当たっては，高齢者等の要配慮者や多様化する市民ニーズ等を踏まえ，男性，女性，性的マイノリティの方の視点を十分に配慮するとともに，感染症対策，避難の長期化等を考慮し，旅館やホテルなど被災地以外の地域にある施設を含め，多様な施設の確保に努める。

第１　高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保

１　避難情報の発令実施者

避難指示等をはじめとする避難情報の発令を行う権限のある者は，それぞれの法律によって定められているが，災害応急対策の第一次的な実施責任者である市を中心として相互に連携をとり実施する。

(1) 市町村長（災対法第56条，第60条）
(2) 警察官又海上保安官（災対法第61条，警察官職務執行法第４条）
(3) 水防管理者「市町村長，市町村水防事務管理者」（水防法第29条）

(4) 知事又はその命を受けた県職員（災対法第60条，水防法第29条，地すべり等防止法第25条）

(5) 災害のために派遣を命じられた部隊等の自衛官「その場に警察官のいない場合に限る。」（自衛隊法第94条）

市は，災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準，伝達方法等を明確にしてあるマニュアル等に基づき，発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

避難指示等の発令の際には，避難場所を開放していることが望ましいが，避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は，躊躇なく避難指示等を発令する。

また，そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

2　避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は，次の内容を明示して実施する。

(1) 避難（準備）が必要な地域（町名，施設名等）

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難（準備）の理由

(5) その他必要な事項（最小限の携帯品，介助の呼びかけ等）

3　避難所の設置

(1) 避難所の設置は，市が実施する。ただし，災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

(2) 市は，避難所の設置又は運営をすることが困難な場合，近隣市町村，県，国，その他関係機関の応援を得て実施する。

第２　避難指示等の発令基準

市が発令する避難指示等の発令基準及び避難指示等発令時の市民に求める行動は，次のとおりである。

市民は，避難準備について，自らが避難するタイミングである高齢者等避難又は避難指示が発令される前までに行うものとし，可能な限り平時に済ませておくよう努める。

区　分	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難 〔警戒レベル３〕	高齢者等，特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり，災害発生のおそれがある状況	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその避難を支援する人は避難をする。 その他の人も必要に応じ，出勤等の外出を控えるなど，普段の行動を見合わせ始めたり，避難の準備をしたり，危険を感じた場合は自主的に避難する。
避難指示 〔警戒レベル４〕	通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり，氾濫危険情報の発表や前兆現象の発生などにより，災害発生のおそれが高まった状況	避難場所への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 避難場所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には，近隣の安全な場所への避難や，建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。
緊急安全確保 〔警戒レベル５〕	既に災害が発生しているか，又は災害が切迫している状況	災害が発生又は切迫している状況であるため，近隣の安全な場所への避難や，建物内のより安全な部屋へ移動するなど，直ちに身の安全を確保する。

１　河川被害に関する避難指示等

市は，避難指示等について，次のいずれかに該当する場合に，総合的に判断し発令する。

避難が深夜・早朝となることが見込まれる場合や，立退き避難が困難となる強い降雨や暴風を伴う台風等が，接近・通過することが予想される場合は，市民の安全確保を優先し，基準にとらわれることなく早期に発令する。

区　分	発令基準
高齢者等避難 〔警戒レベル３〕	・氾濫注意水位に到達し，水位がさらに上昇することが予測できる場合 ・避難判断水位への到達が予測できる場合
避難指示 〔警戒レベル４〕	・氾濫危険水位に到達し，水位がさらに上昇することが予測できる場合 ・上流区域が被害を受け，本市域に浸水する危険があると判断される場合 ・破堤につながるおそれのある漏水・侵食等が確認された場合 ※　避難指示の発令後に，上流区域への被害や，破堤のおそれのある漏水・侵食等が確認された場合など，再度避難場所への立退き避難を促す必要があるときは，避難指示を発令していることを改めて周知する。
緊急安全確保 〔警戒レベル５〕	・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象はエリアを限定する） ・堤防本体の亀裂・漏水等を確認した場合 ・洪水が発生した場合 ・堤防が決壊した場合

２　土砂災害に関する避難指示等

市は，避難指示等について，次のいずれかに該当する場合に，総合的に判断し発令する。

避難が深夜・早朝となることが見込まれる場合や，立退き避難が困難となる強い降雨や暴風を伴う台風等が，接近・通過することが予想される場合は，市民の安全確保を優先し，基準にとらわれることなく早期に発令する。

区分	発令基準
高齢者等避難 〔警戒レベル３〕	・大雨警報（土砂災害）が発表され，かつ，土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）が「警戒（赤)」となった場合 ※　土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）は，気象庁及び茨城県から発表され，最大２～３時間先までの土砂災害の危険度を表示している。

避難指示 〔警戒レベル４〕	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され，かつ，土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）が「非常に危険（うす紫)」となった場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で，記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り，湧き水・地下水の濁り，渓流の水量の変化等）が確認された場合 ※　避難指示の発令後に，記録的短時間大雨情報が発表された場合や，土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）が「非常に危険（うす紫)」となった場合など，再度避難場所への立ち退き避難を促す必要があるときは，避難指示を発令していることを改めて周知する。
緊急安全確保 〔警戒レベル５〕	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合

第３　避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は，当該地域の市民に対して，その内容を周知させるとともに，速やかに関係機関に対して連絡する。

１　市民への周知徹底

避難指示等を発令した場合は，防災行政無線，防災ラジオ，広報車，市ホームページ等により周知徹底を図る。その場合，関係地域のすべての人に伝わるよう留意し，放送事業関係者（ＮＨＫ水戸放送局・茨城放送・水戸コミュニティ放送）の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

市は，危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること，その対象者を明確にすること，避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより，市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから，５段階の警戒レベルに応じた市民がとるべき行動については，常に一段階上の警戒レベルに備えるよう日頃から市民に対し周知を図る。

また，市は，避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には，避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお，避難時の周囲の状況等により，屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは，垂直避難を促す。

２　関係機関相互の連絡

市が避難指示等の発令を行ったとき，又は警察官等からの避難の指示を行った旨の通報を受けたときは，市は，次の要領により関係機関等へ連絡する。

(1) 隣接市町村

地域住民が避難のため，隣接市町村施設の利用が想定される場合や，避難の誘導上，経路により協力を求めなければならない場合は，当該市町村に連絡し，協力を要請する。

(2) 国・県の関係機関への要請

国土交通省常陸河川国道事務所，水戸警察署，その他関係機関に連絡し，協力の要請をする。

(3) 学校施設等の管理者への要請

教育長を通じ，避難場所として利用する学校施設等の管理者に対して連絡し，協力を要請する。

(4) 県への報告

避難の措置及びその解除について，速やかに茨城県被害状況等報告要領に基づき，県災害対策本部へ報告する。

(5) 放送事業者への連絡

避難指示等（それぞれ「解除」を含む。）を発令した際には，避難指示等発令情報をＬアラート等を通じて放送事業者へ連絡するとともに，あわせて県防災・危機管理課へ同情報を連絡する。

第４　警戒区域の設定

1　警戒区域の設定

(1) 災対法第63条に基づく警戒区域の設定

市長は，災害が発生し又は災害が発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して，当該区域への立ち入りを制限，禁止又は退去を命ずることができる。

警察官又は海上保安官は，市長又はその職権を行う職員が現場にいない場合，又は，これらの者から要請があった場合，市長の権限を代行することができる。この場合は，直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は，市長，警察官，海上保安官が現場にいない場合に限り，市長の権限を代行する。この場合は，直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 水防法第21条に基づく警戒区域の設定

水防団長，水防団員又は消防機関に属する者は，水防上緊急の必要がある場所に

おいて，警戒区域を設定し，水防関係者以外の者に対して，当該区域への立入りを制限，禁止又はその区域からの退去を命ずることができる。

警察官は，水防団長，水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいない場合，又は，これらの者から要求があった場合，その権限を代行することができる。

2　警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は，避難指示等と同様に，市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

市民に警戒区域を周知する際には，ロープ等により明示するなど，不特定多数者に対して一定時間客観的に分かるようにする。

3　警戒区域設定が想定される場合

災害発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については，次のようなものが想定される。

(1) 崩落危険のあるがけ地周辺区域

(2) 崩壊危険のある大規模建物周辺地域

(3) 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

(4) 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

(5) 放射線使用施設の被害による被ばくの危険が及ぼすと予想される地域

(6) その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

第５　避難の誘導

1　避難誘導の責任者

(1) 避難誘導責任者は，市職員，消防職員・消防団員，警察官とする。

(2) 誘導員は，当該地域の消防団員，自主防災組織の中から選任する。

(3) 市職員を避難場所及び危険区域に配置する。

2　避難誘導の留意事項

(1) 避難誘導の方法

市，警察等が行う避難誘導は，市民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

ア　避難経路は，できる限り危険な道路，橋，堤防，その他新たな災害発生場所を避け，安全な経路を選定する。

イ　危険な地点には標示，縄張りを行うほか，状況により誘導員を配置して安全を期する。

ウ　自主防災組織，その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講じる。

エ　住民に対し，高齢者，乳幼児，小児，障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ，近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図る。

オ　避難誘導は受入先での，救援物資の配給等を考慮して，できれば町内会等の単位で行う。

(2) 住民の避難対応

ア　避難の優先

避難に当たっては，病弱者，高齢者，障害者等の避難を優先する。

イ　携行品の制限

緊急を要する場合は，貴重品（現金，貯金通帳，印鑑，有価証券等）等とし，比較的時間に余裕のある場合は，若干の食料，日用身の回り品等とする。

第６　自主避難者への対応

市は，市民等が自主的に避難を開始した場合，又は自主避難を開始する旨の連絡を受けた場合は，職員を派遣し，避難行動の支援及び避難所等の開設・運営を行う。

また，市は，自主避難者への情報提供及び食料等の配給を必要に応じて継続的に行うこととするが，災害の発生状況又は諸条件を勘案し，帰宅を促す。

なお，自主避難者がペット等の動物を連れてきた場合は，施設内への持ち込みは原則禁止とし，適正な対応を図る。

第７　避難指示，緊急安全確保の解除

市は，災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき，避難指示，緊急安全確保の解除を行い，直ちにその旨を公示する。

第８　避難所の開設・運営

１　避難所の開設

避難所の開設決定は，災害対策本部長（市長）が被災者，被災地域の状況及び設置予定施設の被害状況に応じて行う。ただし，地域の被害状況に応じ，避難所開設関係者の判断により開設した場合は，災害対策本部へ報告する。

また，市民センター所長，避難所指定動員職員，学校関係者及び自主防災組織等が連携し，避難所の開設と運営実務を行う。

なお，平常時においては，災害時に迅速な開設を行えるよう開設訓練を実施するとともに，鍵の保管方法等を避難所開設関係者において情報を共有する。

(1) 対象者

ア　住家が被害を受け，住居の場所を失った者

イ　現に災害に遭遇（旅館等の宿泊人，通行人等）した者

ウ　災害によって，現に被害を受けるおそれのある者

(2) 設置場所

ア　避難所としてあらかじめ指定している施設（資料「市内避難所一覧」参照）

イ　広域避難場所等に設置する小屋，テント等の野外収容施設

(3) 費用の範囲及び限度額

費用の範囲及び限度額については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

(4) 開設の手順

ア　被害状況の把握

大規模災害時の発生とともに，直ちに職員は参集し，参集途上において，被災者の被害状況等を把握する。

イ　職員の派遣

市災害対策本部は，参集職員等の情報に基づき，開設の必要性が高い避難所から職員を派遣し，避難所の開設に必要な業務にあたる。

ウ　受付窓口の設置

市は，避難所を開設したとき，避難者の氏名・自宅住所・性別・年齢・体調（基礎疾患を含む。）等を把握できるよう，避難所に受付窓口を設置する。

(5) 避難所開設の要請

市は，避難所が不足する場合は，県に対し，避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(6) 避難所開設の報告

市は，避難所を開設した場合には，直ちに次の事項を県に報告する。

ア　避難所開設の目的

イ　箇所数及び受入人員

ウ　開設期間の見込み

2　避難所の運営・管理

市は，避難所の開設に伴い，職員を配置し，学校関係者，自主防災組織及びボランティアとの連携のもと，あらかじめ策定した避難所運営マニュアル等に基づいて避難所の運営・管理を行う。

避難者の受入に当たっては，高齢者等の要配慮者や多様化する市民ニーズ等を踏まえ，男性，女性，性的マイノリティの方の視点を十分に配慮するとともに，感染症対策を講じるなど，避難所の安全性の確保に努める。

また，公営住宅等の利用可能な既存住宅の斡旋等により，避難所の早期解消に努めるとともに，必要があれば，県，近隣市町村に対しても協力を要請する。

(1) 避難者等の調査の実施

市は，災害救助法の適用，避難所の開設，食料・水・生活必需品の供給等にかかわる事項の調査を実施する。

(2) 避難者と児童・生徒との住み分け措置

避難所が学校である場合は，避難者と児童・生徒の住み分けを行い，学校の早期回復に配慮する。

(3) 要配慮者対策

高齢者や身体等に障害のある要配慮者のための場所を確保する。

また，必要により要配慮者の避難所を開設し，介護の体制を整備する。

(4) 避難者のプライバシー確保

避難生活におけるプライバシー確保のため，間仕切り（パーテーション）を設置するなど，避難者への配慮を行う。

また，入浴時においては，共同入浴が難しい方に配慮し，一人ずつ入浴する時間を設けるなど，誰もが気兼ねなく入浴できる環境を整えることに努める。

(5) 特設公衆電話の設置・運用

市民センター所長は，施設に配備している特設公衆電話を玄関付近に設置し，市民に開放する。

(6) 炊き出し

災害直後は，市で備えている非常食等を避難者に提供し，設備の安全が確認できるなど，準備が整い次第，自主防災組織等の協力を得て炊き出しを行う。

災害対策本部は，炊き出しに必要なプロパンガスやコンロを高圧ガス保安協会水戸支部の協力のもと，確保する。

(7) 避難所における市民の心得

避難所に避難した者は，避難所の混乱回避，秩序維持及び生活環境悪化防止に努め，次のような点に心掛ける。

また，市は平時から避難所における生活上の心得について，市民に周知を図る。

ア　自治組織の結成と主体的な運営及びとリーダーへの協力

イ　正確な情報の伝達，食料・飲料水等の配布，清掃等への協力

ウ　ごみ処理，洗濯，入浴等生活上のルールの遵守

エ　要配慮者への配慮

オ　プライバシーの保護

カ　その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

3　福祉避難所の開設・運営

要配慮者は，心身の状態や障害の種別によっては，指定避難所内の一般避難スペースでは生活を送ることが難しく，症状が悪化したり，体調を崩したりすることがあるため，市は，必要に応じて福祉避難所として事前に指定し，必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。その際，避難生活が長期にわたることも想定し，要配慮者が過ごしやすいような設備が整備されているもの等を指定する。

また，災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる

体制が整備され，主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(1) 対象者

高齢者，障害者等の特別な配慮が必要な避難者（要配慮者）等

(2) 設置場所

福祉避難所としてあらかじめ指定している施設（資料「避難所・避難場所一覧」参照）

(3) 費用の範囲及び限度額

費用の範囲及び限度額については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

(4) 開設の手順

ア　災害時，指定避難所の開設と同時に，福祉避難所の状況（被害状況，収容可能人数，開設可能時期等）を確認する。

イ　指定避難所等の避難者の状況を確認し，福祉避難所の開設について，災害対策本部で協議し，福祉避難所の開設について決定する。

ウ　福祉避難所へ搬送する人数及び避難者の配慮すべき点を確認する。

エ　市として，人数及び避難者の配慮すべき点を考慮し，開設する福祉避難所を選定する。

オ　選定した施設と開設時期や収容受入可能な人数などについて調整する。

カ　調整ができた時点で，市のバス等で避難者を搬送することを原則とする。

(5) 福祉避難所開設の要請

市は，福祉避難所が不足する場合は，県に対し，福祉避難所の開設への協力を要請する。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は，福祉避難所を開設した場合には，直ちに次の事項を県に報告する。

ア　避難者名簿（名簿は随時更新する。）

イ　福祉避難所開設の目的

ウ　箇所名，各対象収容受入人員（高齢者，障害者等）

エ　開設期間の見込み

4　避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

市は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため，被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供，仮設トイレの管理，必要な消毒及びし尿処理を行うとともに，入浴の提供を行うほか，食事供与の状況等の把握に努め，必要な対

策を講じる。必要に応じ，避難所におけるペットのためのスペースの確保に努める。

また，避難の長期化等必要な場合には，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，扇風機，暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

さらに，やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても，食料等必要な物資の配布等により，生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

市は，避難所に部屋が複数ある場合には，乳幼児用や高齢者用，障害者用，体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

市は，一般の避難所で対応が困難である場合は，必要に応じて福祉避難所を設置する。

(3) 男女双方の視点

市は，女性専用の物干し場，授乳室，男女別の更衣室の設置に努めるとともに，女性用品（生理用品・女性用下着等）については，女性による配布を行う等，配布方法についても配慮する。

また，トイレについては，車いす利用者や，性別にかかわらず誰もが抵抗なく安心して利用できる多目的トイレ等の設置に努める。

(4) 避難所の安全性の確保

市は，避難所において，女性や子ども等に配慮し，定期的な巡回警備，防犯ブザーの配布を行うなど，警察と連携し，避難所の安全性を確保する。

5　健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

市は，避難所において，被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。

また，必要時は，医師及び保健師等で構成するチームを編成し，避難所ごとに健康状態の把握等を行う。

(2) 避難所の感染症対策

市は，避難所における感染症の発生を防止するため，県が策定した「避難所感染症対策の手引き」等に基づき，体調に応じた避難場所の振り分け，部屋の換気，居室の定期的な消毒等を行うなど，避難所における感染症予防対策を徹底する。

※　新型コロナウイルス感染症の流行が収まるまでは，市が策定した「新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における避難所運営に関する指針」に基づき，感染症対策を講じる。

(3) 要配慮者の把握

市は，避難者の中から要配慮者を早期に把握し，その対応に十分配慮する。

また，必要に応じて福祉避難所への移動，社会福祉施設への緊急入所，避難所内の個室利用等を行う。

(4) 継続的要配慮者名簿のリストアップ

市は，援助者が変更しても継続援助が提供できるよう，個別的に継続援助が必要なものについて，避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を作成する。

(5) 関係機関との連携の強化

市は，県及び他市町村と，支援を必要とする高齢者，障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス，ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

第13節　食料，生活必需品等供給計画

第１　実施機関
第２　食料，生活必需品等の調達
第３　食料，生活必需品等の応急供給
第４　災害救助法による炊き出しの実施及び生活必需品の給与等

担当部	市民協働部，産業経済部
担当班	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

市は，災害時に，住家の被害等により自宅で炊飯ができず，また，食品の販売機構が麻痺し，食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い，又は，住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し，一時的に被災者の食生活を保護する。

第１　実施機関

１　食料等の供給は，市が実施する。

また，災害救助法適用時には県と連携して行う。

２　市において実施が困難な場合は，近隣市町村，県，国，災害協定先等の応援を得て実施する。

第２　食料，生活必需品等の調達

市は，被害の状況等から判断して必要と認めたときは，市が備蓄している食料等を放出することはもとより，さらに不足が生じたときは，県，あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食料等を調達し供給を行う。

１　公的備蓄

市は，食料等について，必要量を備蓄し，次の手順により迅速に供給する。

(1) 被害の状況等から判断して必要と認めた場合は，市の備蓄物資の放出を決定する。

(2) 備蓄に不足が生じた場合には，県に支援要請を行い県備蓄の提供を受ける。

(3) 輸送業者等は，県の備蓄場所から市の緊急物資集積所までの物資輸送及び引き渡しを行う。

２　流通在庫備蓄

市及び県は，流通在庫備蓄協定締結企業から，次の手順により食料等を調達し，市民に供給する。

(1) 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合は，水戸市の緊急物資集積所までの物資輸送及び引渡しを行う。

(2) 輸送が困難な場合は，自衛隊の航空機等及びトラック協会等に輸送を要請する。

協定企業名	所在地	締結日	連絡先
いばらきコープ生活協同組合	小美玉市西郷地1703	H16.3.1	0299-35-7828
イオンモール株式会社 イオンモール水戸内原	中原町135	H18.8.24	029-259-1000
イオンリテール株式会社 イオン水戸内原店	中原町135	H18.8.24	029-259-1400
イオンリテール株式会社 イオンスタイル水戸下市	柳町2-11-8	H18.8.24	029-302-2222
生活協同組合パルシステム茨城	梅香2-1-39	H25.1.18	029-227-2225
ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501-1	H27.3.20	025-371-4185
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	H30.6.15	03-6238-3711
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	H30.6.15	024-924-3111
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1	R2.3.31	0495-88-7100

3　米穀の調達

(1) 市長は，販売業者から所有の米穀を購入し，被災者に供給する。この場合，各関係機関の措置は次のとおりである。

ア　市長は，応急食料の供給を必要とする人員を，農林事務所長を通じて知事に報告する。

イ　知事は，アの報告に基づき，必要とする応急用米穀の数量等を米穀販売業者に通知し，手持精米の販売を要請する。

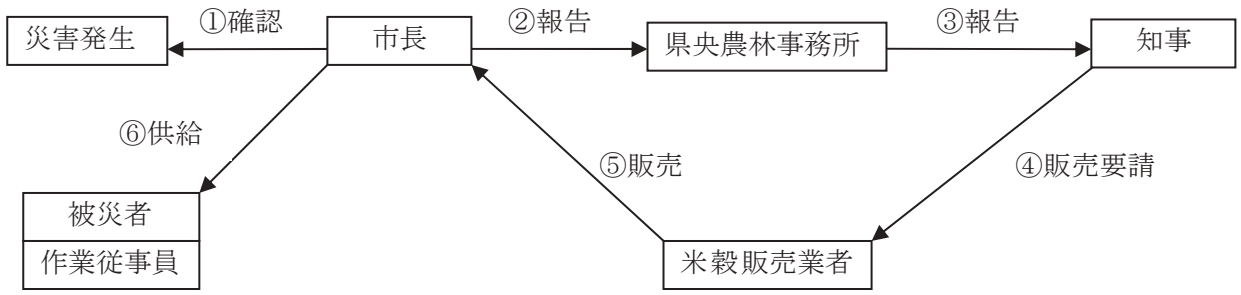

(2) 災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合，市長は，あらかじめ知事から指示されている範囲で，知事を通じ農林水産省政策統括官に対し，応急用米穀の緊急引渡しを要請し，必要量を確保する。

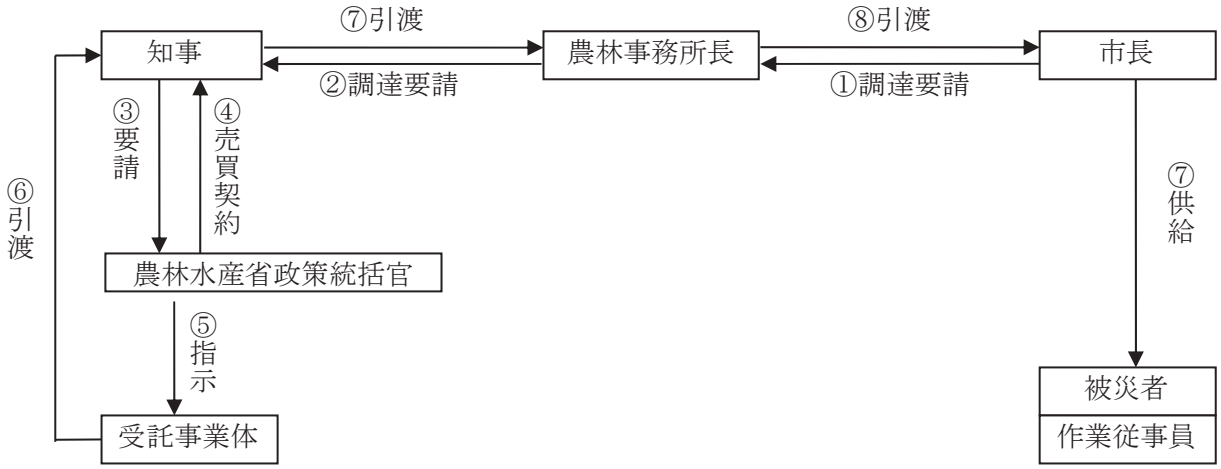

※　受託事業体：政府が所有する米穀の保管，輸送，販売等の業務を一括して受託する企業

(3) 市長は，交通通信の途絶により(2)による引渡しを受けられない場合は，農林水産省政策統括官に対し，応急用米穀の調達を要請し，必要量を確保する。この場合，市長は，事後速やかに知事に報告しなければならない。

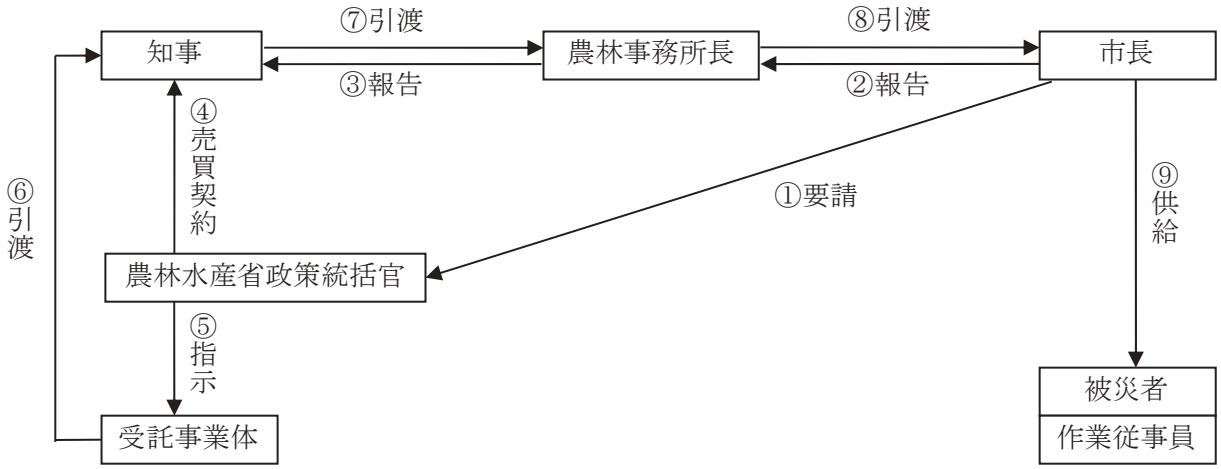

4　産業経済部長は，市内の被害状況と米穀の在庫場所を勘案し，調達先の決定，放出の要請及び配送手配等の必要な措置をとるとともに，各部長に連絡し，それぞれの所管に係る食料の調達について依頼する。

5　食料の調達は，市内小売販売業者所有米穀を第一次調達，市内卸売販売業者所有米穀を第二次調達とし，市内卸売販売業者所有米穀が不足する場合には，市長は，農林水産省所管の応急用米穀の調達を要請する。

6　副食，調味料等の調達は，公設地方卸売市場を供給基地として，魚介，野菜類の調達及び供給体制を確立する。

また，必要に応じ市内大型小売店，卸売関係業者等に弁当，副食，調味料等の供給を要請し，必要な輸送手段を講じる。

7　炊き出しに必要なプロパンガスやコンロについては，協定を締結している茨城県高

圧ガス保安協会水戸支部の協力のもと確保に努める。

第３　食料，生活必需品等の応急供給

産業経済部長は，次により食料等の応急供給を行う。

１　応急供給を行う場合

(1) 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合

(2) 被災により食料等の供給機関が通常の供給を行うことができないため，それらの機関を通じないで供給を行う必要がある場合

(3) 被災地における救助作業，急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合

２　供給対象者

応急供給を行う対象者の決定は，産業経済部長が各部長と協議し，地区内の被害状況及び被災者の状況等から次の事項を勘案し，選定する。

(1) 避難所等に収容された者

(2) 住家の被害が全焼，全壊，流失，半壊又は床上浸水等であって炊飯のできない者

(3) 市内の旅行者又は一時的滞在者等

(4) 被害を受け，一時縁故先に避難する者

(5) その他産業経済部長が必要と認める者

３　緊急時食料連絡員の配置

産業経済部長は，食料供給に関する情報を迅速かつ的確に把握し，応急供給の円滑を図るため，緊急時食料連絡員を配置し，災害時又は災害発生のおそれのある場合の情報収集活動や，行政機関及び他の機関の食料供給に関する指示等の連絡活動を行う。

４　県，他市町村への協力要請

市は，市内に多大な被害を受けたことにより，炊き出し等による食料，生活必需品等の供給の実施が困難と認めたときは，県及び災害時相互応援に関する協定に基づき他の自治体に協力を要請する。

県は，市から食料の給与要請を受けたときは，次により措置を講じる。

(1) 日赤奉仕団，自衛隊等への応援要請

(2) 集団給食施設への炊飯委託

(3) 調理不要な乾パン，食パン等の供給

５　品目

(1) 食料

主食のほか，必要に応じて副食，調味料を提供できるよう配慮する。乳児に対しては，粉ミルク又は液体ミルクを提供する。

ア　主食（米穀，パン，おかゆ等）

イ　副食（野菜，漬物等）

ウ　調味料（味噌，醤油，食塩等）

(2) 生活必需品等

ア　寝具（毛布等，段ボール製ベッド・シート・間仕切り）

イ　日用品雑貨（石鹸，タオル，歯ブラシ，歯磨き粉，マウスウォッシュ，トイレットペーパー，ごみ袋，軍手，バケツ，洗剤，洗濯ロープ，洗濯バサミ，蚊取線香，携帯ラジオ，老眼鏡，雨具，ポリタンク，生理用品，ティッシュペーパー，ウェットティッシュ，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，おしりふき，使い捨てカイロ，マスク，ガムテープ等）

ウ　衣料品（作業着，下着（上下），靴下，運動靴，雨具等）

エ　炊事用具（鍋，釜，やかん，ケトル，包丁，缶切等）

オ　食器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳瓶等）

カ　光熱材料（発電機，ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，ＬＰガス容器一式，コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等）

キ　その他（ビニールシート，仮設トイレ，土のう袋等）

第４　災害救助法による炊き出しの実施及び生活必需品の給与等

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第14節　応急給水計画

第１　応急給水計画

担当部	市民協働部，生活環境部，水道部
担当班	災害対策班，環境保全班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第１　応急給水計画

市は，災害時における速やかな飲料水等の確保と施設の応急復旧に万全を期するとともに，応急給水活動においては，自主防災組織及びボランティアと連携し迅速かつ円滑な対応に努める。

また，本市のみでの給水活動が困難である場合には，協定を締結している自治体等に協力を要請する。

１　応急給水活動

市は，災害により水道施設が破壊され，飲料水が枯渇，汚染又は断水した地区の被災者に対しては，近隣の配水池や，耐震型循環式飲料水貯水槽の水を有効利用し，給水車による対応及び臨時に設ける給水栓等により飲料水を供給する。

なお，給水基準は，１人あたり１日３リットルとする。

２　給水拠点及び給水基地

市の給水拠点及び給水基地は，次表のとおりである。

(1) 給水拠点（応急給水活動の拠点となる常設給水所）

浄水場・配水場等	所在地	給水能力
耐震型循環式飲料水貯水槽（白梅資材置場）	白梅2-11-10	100㎥
耐震型循環式飲料水貯水槽（東町運動公園）	緑町2-3-9	100㎥
耐震型循環式飲料水貯水槽（十軒町児童公園）	東台1-11-1	100㎥
耐震型循環式飲料水貯水槽（三の丸緑地）	北見町126-32	100㎥
耐震型循環式飲料水貯水槽（偕楽園公園【四季の原】）	千波町2631	100㎥
耐震型循環式飲料水貯水槽（梅が丘小学校）	姫子1-827-2	100㎥
耐震型循環式飲料水貯水槽（石川小学校）	石川4-4035	100㎥
耐震型循環式飲料水貯水槽（渡里小学校）	堀町468-1	100㎥
千波配水池	千波町1508-3	10,000㎥

※　上記以外に，仮設給水所として各市民センターに応急給水タンクを設置し，飲料水の供給を行う。

(2) 給水基地（仮設給水所等へ運搬給水を行うための飲料水補給施設）

浄水場・配水場等	所在地	給水能力
開江配水池（４池）	開江町465	21,200㎥
楮川第１配水池	田野町1662-14	14,400㎥
楮川第２配水池	〃	12,000㎥
常澄配水池	大場町997	2,500㎥
内原配水池	有賀町1903-7	3,000㎥
千波配水池	千波町1508-3	10,000㎥
国田配水池	田谷町1964-2	1,500㎥

3　応急給水用資器材

市は，応急給水に要する給水用資器材類を備蓄する。

4　災害時の飲料水の確保に関する協定

協定企業名	所在地	締結日	連絡先
株式会社アクアクララ水戸	西原1-10-6	H19.6.13	029-252-4132
株式会社伊藤園水戸東部支店	笠原町字下組652-2	H23.12.28	029-243-0339
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	渋井町80	H25.2.18	029-221-7141

※　市民センターに設置している飲料水の自動販売機は，各設置業者と「災害時の飲料水の確保に関する協定」を締結していることから，災害発生時には，自動販売機内の在庫商品の無償提供を受けることができる。

5　輸送計画

市は，応急給水及び応急復旧に必要な人員及び資材の輸送は，水道部所管の車両，各部所管の車両等をもって行うことを原則とする。車両等が不足する場合は，災害対策本部を通じて外部に応援要請を依頼する。

また，自力での給水活動が困難である場合には，協定を締結している自治体等に協力を要請する。

6　生活用水の確保

市は，災害発生が予想される場合は，停電等による断水を考慮し，事前に各家庭において必要な水道水をできる限り貯水するように，広報活動等を通じて市民に呼びかける。

また，市は，災害時生活用水協力井戸の登録を促進し，生活用水の確保に努める。

災害等による停電で当該井戸の汲み上げが不可となった場合には，自主防災組織及びボランティアと連携し，各避難所等に配備している発電機を利用する。

さらに，市は，雨水貯留施設等の住居等への設置を促進し，災害時の生活用水対策に努める。

7　広報

市は，断水した場合，市民に対し，応急給水の実施，復旧の見通し等について適切な広報活動を実施する。

また，災害時生活用水協力井戸については，市民センターでの井戸マップの掲示，市ホームページへの井戸情報の掲載，敷地内への看板設置，地区会を通じての周辺住民への周知などにより，周知徹底に努める。

8　経費の負担等

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

9　検査の実施

市は，車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など，井戸水等を飲用しなければならない場合は，協定を締結している茨城県薬剤師会検査センターと連携し，飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は，県に検査の実施を要請することができる。

県は，市から要請があった場合又は県が必要と認める場合は，検査機構に検査を依頼する。

第15節　要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画

第１　要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策
第２　要配慮者・避難行動要支援者に対する安全確保対策
第３　外国人に対する安全確保対策

担当部	市長公室，保健福祉部
担当班	災害対策班，市民生活班，福祉総務班，高齢福祉班，障害福祉班，児童福祉班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

災害時に自力で避難が困難になる，高齢者や障害者等の要配慮者に対し，避難誘導，安否確認，救助活動，搬送，情報提供，保健・福祉巡回サービスの実施，相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い，安全確保を図るとともに，必要な救助を行う。

また，要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は，施設管理者が実施する。在宅の要配慮者に対する安全確保対策は，市が実施する。

さらに，当該施設及び市限りで困難な場合は，近隣市町村，県，国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第１　要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

１　救助及び避難誘導

施設管理者は，避難誘導計画に基づき，入所者に対し，安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。県及び市は，施設管理者の要請に基づき，施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため，職員を派遣するとともに，近隣市町村に応援を要請する。

また，近隣の要配慮者利用施設，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等にも協力を要請する。

２　搬送及び受入先の確保

施設管理者は，災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

県及び市は，施設管理者の要請に基づき，関係機関と連携し，安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに，病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

３　食料，飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は，食料，飲料水，生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに，不足が生じたときは，市に対し応援を要請する。

県及び市は，施設管理者の要請に基づき，食料，飲料水，生活必需品等の調達及び

配布を行う。

4　介護職員等の派遣

施設管理者は，介護職員等を確保するため，施設間の応援協定に基づき，他の社会福祉施設及び市に対し応援を要請する。

県及び市は，施設管理者の要請に基づき，介護職員等の確保を図るため，他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

5　巡回相談の実施

県及び市は，被災した施設入居者や他の施設に避難した入居者等に対して，近隣住民(自主防災組織)，ボランティア等との協力により巡回相談を行い，要配慮者の状況やニーズを把握するとともに，各種サービスを提供する。

6　ライフライン優先復旧

電気，ガス，水道等の各ライフライン事業者は，要配慮者利用施設におけるライフラインの早期回復を図るため，優先復旧に努める。

第２　要配慮者・避難行動要支援者に対する安全確保対策

1　安否確認，支援活動

災対法に基づく避難行動要支援者名簿を活用し，避難支援等関係者びボランティア等の協力を得て，居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認，救助活動を実施する。

また，あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(1) 避難行動要支援者への安否確認

市及び避難支援等関係者は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，避難行動要支援者名簿の情報等を活用し，迅速な安否確認に努める。

なお，平常時における名簿情報の提供に同意した者以外の避難行動要支援者については，市長が特に必要と認める場合において，名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

(2) 避難行動要支援者への支援活動

避難支援等関係者は，避難行動要支援者の安否確認を行った際には，地域の防災活動拠点施設である市民センターにその情報を集約する。

また，市及び避難支援等関係者は，市民センターに集約された安否確認等の情報や各要支援者に関する個別計画を活用し，支援活動を実施する。

2　搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送は，避難支援等関係者等の協力を得るとともに，市有自動車，社会福祉施設所有自動車及び搬送等に係る災害協定締結団体等の所有自動車により行う。

また，これらが確保できない場合，県等が確保した輸送車両により，避難行動要支援者の搬送活動を行う。

3　要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は，民生委員，ホームヘルパー，点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し，住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など，状況調査を実施するとともに，保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4　食料，飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は，要配慮者に配慮した食料，飲料水，生活必需品等を確保する。

なお，市は，福祉避難所の食料品の提供に当たっては，メニューの多様化，栄養バランスの確保に留意し，食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

また，配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

5　保健・医療・福祉巡回サービス

市は，医師，民生委員，ホームヘルパー，保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し，在宅，避難所等で生活する要配慮者に対し，巡回により介護サービス，メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6　保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は，災害発生後，直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し，総合的な相談に応じる。

第３　外国人に対する安全確保対策

1　外国人の避難誘導

県，県国際交流協会及び市国際交流協会は，市の要請に基づき，語学ボランティアに協力を要請する。

市は，広報車や防災無線，インターネット通信等を活用して，外国語による広報を実施し，外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2　安否確認，救助活動

市は，警察，近隣住民（自主防災組織），語学ボランティア等の協力を得て，住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3　情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援，確保するため，市国際交流協会は，県国際交流協会と連携し，地域国際化協会連絡協議会や語学ボランティアの協力による災害多言語支援センター等を設置し，外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や，外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営，外国

人の避難誘導等への支援を行う。

(2) テレビ，ラジオ，インターネット通信等による情報の提供

市は，外国人に適正な情報を伝達するため，テレビ，ラジオ，インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

4　外国人相談窓口の開設

市は，市国際交流協会及び県国際交流協会と連携し，語学ボランティアの協力を得て，災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し，総合的な相談に応じる。

また，県及び市は「相談窓口」のネットワーク化を図り，外国人の生活相談に係る情報の共有化及び相互連携に努める。

5　語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等

(1) 受入体制の確保

市国際交流協会は，災害発生後直ちに「受入窓口」を開設し，語学ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入窓口」の運営

市国際交流協会が運営する「受入窓口」における主な活動内容は，次のとおりである。

ア　語学ボランティアの募集，登録，受入，協力依頼，派遣

イ　市担当窓口及び県等との連絡調整

ウ　その他

(3) 語学ボランティア「受入窓口」との連携・協力

市は災害発生後，災害多言語支援センターに語学ボランティア「受入窓口」が設置された際には，「受入窓口」との連絡調整担当者を定め，「受入窓口」と県内部との連絡調整や，情報の収集・提供及び広報活動等を行う。

(4) 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は，次のとおりである。

ア　外国語の通訳

イ　外国語の資料の作成・翻訳

ウ　その他，外国人被災者の生活支援に必要な活動

第16節　応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画

第１　応急仮設住宅の提供

第２　住宅の応急修理

担当部	都市計画部
担当班	住宅政策班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第１　応急仮設住宅の提供

市は，災害のため住家が全壊し，自らの資力では住家を確保することのできない者等に対し，応急仮設住宅を提供し，被災者の居住支援に努める。

応急仮設住宅の提供に当たっては，避難者の実情に応じ，その構造，配置に十分配慮することが必要である。

また，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，避難者の多様なニーズを反映できるよう配慮する。

応急仮設住宅におけるペットの受入にも配慮する。

１　実施機関

応急仮設住宅提供の実施機関は，次のとおりとする。

(1) 応急仮設住宅の提供は，市が実施する。ただし，災害救助法を適用したときには県が行う。

(2) 市又は県において実施が困難な場合は，国，その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 都市計画部長は，被害状況を勘案して応急仮設住宅の建設計画を策定するとともに，市内の建設業者等に建設を委託して実施する。

２　対象者

応急仮設住宅への入居基準は，次のとおりとする。

(1) 住家が全壊，全焼又は流失した者であること。

(2) 居住する住家がない者であること。

(3) 自らの資力により，住家を確保することができない者で，おおむね次に例示する事項のいずれかに該当するものであること。

ア　生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ　特定の資産のない失業者

ウ　特定の資産のない母子世帯，老人世帯，身体障害者世帯，病弱者等

エ　特定の資産のない勤労者，中小企業者

オ　前各号に準ずる経済的弱者

3　提供期間等

応急仮設住宅の建設は，原則として災害発生の日から20日以内に着工するものとし，その提供期間は完成の日から２年以内とする。

4　建設設置場所

建設設置予定場所は，国，県又は市の公有地とするが，私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結する。その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水，高潮，土砂災害の危険性に配慮するとともに，飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

また，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮する。

5　設置計画

市は，被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告し，県は，市からの報告を基に全体計画を作成する。

6　応急仮設住宅の借り上げ等

市は，借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書，協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等が県から提供され次第，必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

7　要配慮者への配慮

市は，玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など，要配慮者に配慮した応急仮設住宅を建設するとともに，要配慮者の優先入居に努める。

8　応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は，県が行い，市はこれに協力する。ただし，状況に応じ市が委任を受けて行う。

9　経費の負担等

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第２　住宅の応急修理

1　実施機関

住宅の応急修理の実施機関は次のとおりとする。

(1) 住宅の応急修理は，市が実施する。ただし，災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

(2) 市での対応が困難な場合は，近隣市町村，県，国，その他関係機関の応援を得て実施する。

2　対象世帯

(1) 災害のため住家が半壊，半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け，自らの資力では応急修理をすることができない世帯（「半壊」及び「準半壊」）

(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯（「大規模半壊」）

3　期間

応急修理は，災害発生の日から１ヵ月以内に完了する。

4　修理の範囲

応急修理は，災害に直接起因する損壊のうち居室，炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

5　資材調達

市において，資材が不足した場合は県（土木部）に要請し，調達の協力を求める。

6　経費の負担等

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第17節　応急医療計画

第１　応急医療体制の確保
第２　応急医療活動
第３　後方支援活動
第４　災害救助法による医療及び助産
第５　医療ボランティア活動

担当部	保健医療部，消防局
担当班	医療救護班，救急班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第１　応急医療体制の確保

１　初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救護を行うために，市の災害対策本部設置にあわせ，各医療機関，医療関係団体においても災害対策部門を設置し，初動体制を整える。

また，全ての医療関係者は，可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め，被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに，自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には，自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努める。

２　医療救護チーム，災害派遣医療チームの編成，派遣

国，県，各医療関係団体等は，状況に応じ速やかに医療救護チーム，災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）を編成し，被災地域内の県保健福祉部現地対策本部又は保健所に派遣するよう努める。県保健福祉部現地対策本部又は保健所は，派遣された医療救護チーム，ＤＭＡＴの配置調整等を行う。

(1) 市

市は，必要に応じて医療救護班等を編成し出動するとともに，災害の種類及び程度により水戸市医師会，水戸市歯科医師会及び水戸薬剤師会に出動を要請し，災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また，災害の程度により市で十分な対応ができないときは，県及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 県（保健福祉部）

県は，市から医療救護に関する協力要請があったとき又は医療救護を必要と認めたときは，県立病院をはじめ国立病院機構病院，日赤茨城県支部，県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県看護協会等関係団体，災害拠点病院，ＤＭＡＴ指定医療機関及び災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）登録機関に対し協力を要請する。

また，必要に応じ，国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「Ｊ

ＭＡＴ」という。）の派遣を要請する。

なお，ＤＭＡＴによる活動と並行し，ＤＭＡＴ活動の終了以降，ＪＭＡＴ，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人地域医療機能推進機構，国立大学病院，日本歯科医師会，日本薬剤師会，日本看護協会，民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て，指定避難所等，医療救護所も含め，被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整に当たっては，災害医療コーディネーターを活用し，医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう，被災地における診療情報の引継ぎを適切に行う。

(3) 国，各医療関係団体

国立病院機構病院，国立大学法人病院及び県医師会等医療関係団体は，原則として，県の要請により医療救護チーム，ＤＭＡＴ等を編成・派遣して医療救護活動を行う。

(4) 日赤茨城県支部

日赤茨城県支部は，県の要請又は自主的な判断に基づき，医療救護班を派遣する。

医療救護班は，「災害救助法に基づく委託契約書」の定めにより救護活動を行う。

また，日赤茨城県支部職員及び日赤災害医療コーディネートチームを茨城県災害対策本部保健福祉部に派遣し，県災害医療コーディネーター等と協議・調整等を行う。

なお，他都道府県支部からの応援救護班の行動等については，県支部救護班と同様の取扱いとする。

3　医療救護所の設置

市は，学校，市民センター等の避難所，病院及び保健所等に医療救護所を設置する。

また，市災害対策本部は，必要に応じ，県に医療救護所の設置要請を行う。ただし，県は，被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には，市の要請を待たず，医療救護所を設置する。

4　医薬品・資機材等の確保

市は，医療品等（必要資機材も含む。）を災害の規模・種類に応じて，水戸薬剤師会，医薬品事業者，県などに対して必要な医薬品等の調達について協力要請を行う。

県は，医療機関や救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は，茨城県医薬品卸業組合，日本産業・医療ガス協会関東支部又は茨城県医療機器販売業協会に連絡し，流通備蓄している災害用品等を速やかに供給する。

輸血用血液製剤等については，茨城県赤十字血液センターに協力要請を行う。

県は，医薬品等の陸路での供給が困難な場合には，速やかにヘリコプターによる搬送を行う。

第２　応急医療活動

１　医療施設による医療活動

被災地域内の国立病院機構病院，国立大学法人病院，公立病院，日赤病院及び災害拠点病院等は，設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに，トリアージを効果的に実施する。

２　医療救護班，医療救護チーム・ＤＭＡＴ等による医療活動

(1) 医療救護班，医療救護チーム・ＤＭＡＴ等の輸送

医療救護班・ＤＭＡＴ等は，自らの移動手段の確保等に努める。

市は，医療救護活動を円滑に実施できるよう，医療救護班，医療救護チーム・ＤＭＡＴ等の輸送にあっては，輸送手段の最優先確保など特段の配慮を行う。

(2) 医療救護班の業務

ア　傷病者のスクリーニング（症状判別）

イ　傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

ウ　医療機関への転送の要否判断及び順位の決定

エ　死亡の確認

オ　遺体の検案

カ　その他状況に応じた処置

(3) ＤＭＡＴ等の業務

ＤＭＡＴ等は，被災地における活動（域内搬送病院内支援，現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

(4) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは，被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り，医療を必要とする被災者の情報収集に努め，医療活動を行う。

第３　後方支援活動

１　後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については，後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し，入院・治療等の医療救護を行う。

市及び県は，市内救急告示医療機関及び救急協力医療機関の協力を得て，収容にあたるほか，県は，広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を中心として，県全域の救急医療施設の応需情報等を収集・提供し，これにより消防局は，重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

２　搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は，傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報シ

ステム（ＥＭＩＳ）や県保健福祉部現地対策班等の情報に基づき，迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上，傷病者を搬送する。

なお，病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合，自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか，必要に応じて消防局又は県に対し救急自動車，ヘリコプター等の出動を要請する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けたとき，市及び消防局は，自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により搬送を実施する。消防局で救急自動車を確保できない場合，あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は，市が関係機関と連携し，安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

また，必要に応じて県に対して救急自動車，防災ヘリコプター等の出動を要請する。

さらに，ヘリコプターによる患者搬送に当たっては，関係消防機関と協議のうえ，次の受入体制を確保する。

ア　離発着場の確保，病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

イ　患者の搬送先の離発着場及び受入病院への搬送手配

被災現場から医療救護所までは，警察署，自衛隊，自主防災組織及びボランティア等の協力を得て，車両又は担架等により搬送する。

3　医療体系図

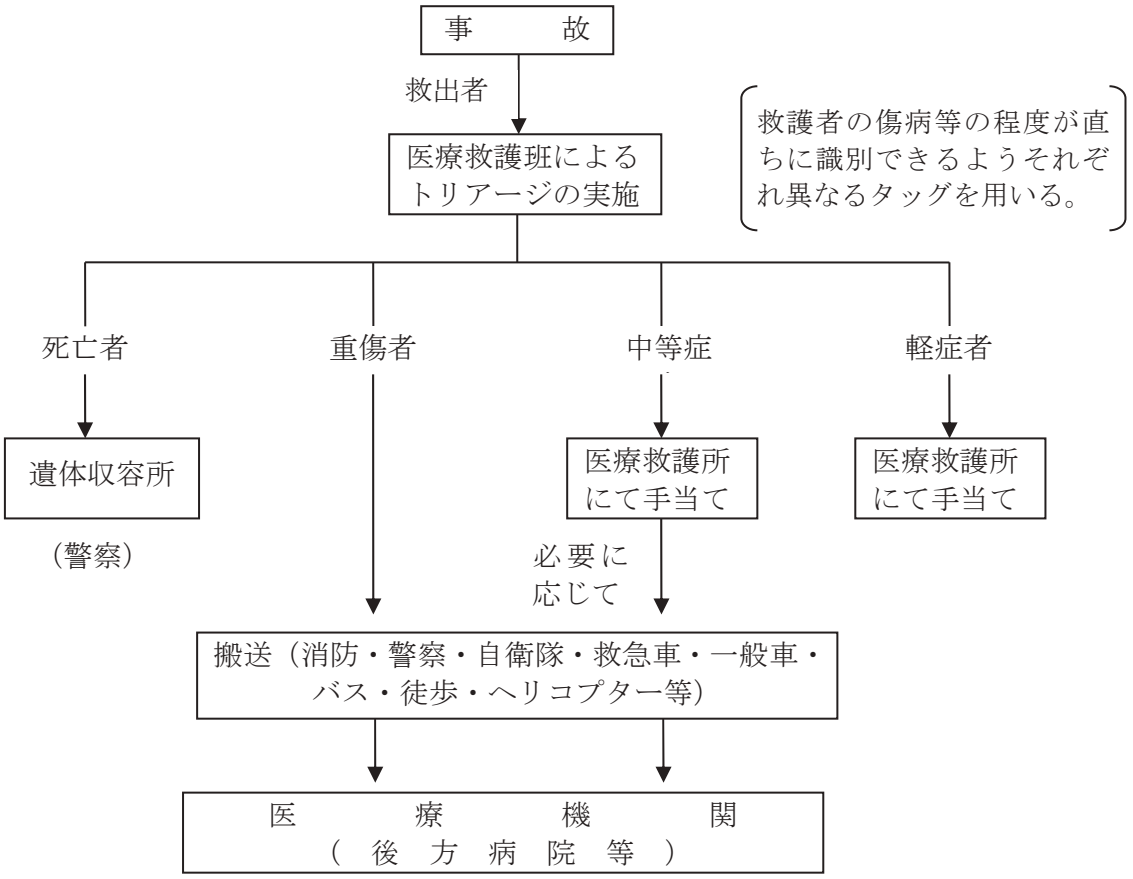

4　人工透析の供給等

(1) 人工透析の供給

透析医療については，慢性透析患者に対し，災害時においても継続して提供する必要があるほか，クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要である。そのため，市は，茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し，被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し，透析患者，患者団体及び病院等へ，その情報を提供するなど受療の確保に努める。

病院等は，断水時にも人工透析医療を継続するため，備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努める。

なお，人工透析の提供ができなくなった場合は，災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し，他の病院等への斡旋に努める。

県は，病院等からの要請を受けて，医薬品等の供給や患者移送の確保に努める。

(2) 人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等

市は，被災地内の在宅患者等の被災状況を確認し，県災害対策本部保健福祉部に報告する。

また，経静脈栄養剤，経管栄養剤，人工呼吸用酸素等の医薬品に不足があった場

合は，関係団体（茨城県医薬品卸売組合，日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

(3) 周産期医療

市は，被災地の小児慢性疾患及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。

あわせて，消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については，災害時小児周産期リエゾンを活用する。

第４　災害救助法による医療及び助産

1　実施機関

(1) 医療及び助産は，市が実施する。ただし，災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

(2) 市及び県限りで困難な場合は，国，その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) (1)により県が行う場合は，日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤茨城県支部」という。）長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し，必要に応じて医師会，国立病院機構病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

2　医療

(1) 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(2) 実施方法

救護班が実施する。ただし，緊急患者等については病院，診療所に移送し治療する。

(3) 医療の範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置，手術，その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への受入

オ　看護

(4) 費用の限度額

ア　救護班による場合

使用した薬剤，治療材料及び医療器具の修繕費の実費

イ　一般病院，診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ　施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

(5) 実施期間

災害発生の日から14日以内

3　精神保健，心のケア対策

(1) 心の健康相談窓口の設置及び救護活動の実施

市は，県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が設置する心の健康相談窓口に協力する。

市及び県は，連携して次のことを実施する。

ア　第１～２段階

心の健康相談，ＤＰＡＴによる避難所への巡回診療のサポート及び必ＤＰＡＴとの同行訪問

イ　第３段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

継続的な対応が必要なケースの把握，対応，ＤＰＡＴへの情報提供

ウ　第４段階

(ｱ) 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療，訪問活動（必要時同行訪問）

(ｲ) ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）への対応

(2) 高齢者，障害者，こども，外国人に対する心のケア対策の実施

市は，ボランティアの支援を得ながら，医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに，心理的サポートが必要となる遺族，安否不明者の家族，高齢者，子ども，障害者，外国人に対しては十分に配慮するとともに，適切なケアを行う。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

市は，被災者の心理的ケアに対応するため，「心のケア」や「ＰＴＳＤ」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに，避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

4　助産

(1) 対象者

災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者。

(2) 実施方法

医療と同様救護班により実施する。ただし，必要に応じて助産師，産院又は一般医療機関で行う。

(3) 助産の範囲

ア　分べんの介助

イ　分べん前，分べん後の処置

ウ　脱脂綿，ガーゼ，その他衛生材料の支給

(4) 費用の限度額

ア　救護班，産院，一般医療機関の場合

衛生材料費，処置費（救護班の場合を除く。）薬剤の実費

イ　助産師による場合

当該地域における慣行料金の８割以内の額。

(5) 実施期間

分べんした日から７日以内とする。

5　経費の負担等

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第５　医療ボランティア活動

1　受入体制の確保

災害発生後，直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し，医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い，医療ボランティアを確保する。

2　受入窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は，次に示すとおりである。

(1) ボランティアの募集，登録，協力依頼，派遣

(2) 県保健福祉部との連絡調整

(3) その他

3　医療ボランティアの配置

県は，医療ボランティアの現地従事に関し，被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで，各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い，登録手続きの済んだ医療ボランティアを受け入れ，被災地内保健所において，必要な医療救護所等に配置する。

4　活動内容

(1) 医師

ア　医療救護チームに加わり，医療救護所で診療を行う。

イ　被災地の医療機関において診療を行う。

ウ　後方医療施設において診療を行う。

エ　避難所等を巡回し診察等を行う。

オ　遺体の検案を行う。

※　精神科医の医師についてはイ，エの精神科領域を担当

(2) 看護師

ア　医療救護チームに加わり，医療救護所で診療補助を行う。

イ　被災地の医療機関において診療補助を行う。

ウ　後方医療施設において診療補助を行う。

エ　避難所等を巡回し，診療の補助等を行う。

(3) 臨床検査技師

ア　被災地の医療機関において臨床検査を行う。

イ　後方医療施設において臨床検査を行う。

ウ　避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。

(4) 診療放射線技師

ア　被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。

イ　後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。

(5) 理学療法士

ア　被災地の医療機関等において理学療法を行う。

イ　後方医療施設等において理学療法を行う。

ウ　避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。

(6) 作業療法士

ア　被災地の医療機関等において作業療法を行う。

イ　後方医療施設等において作業療法を行う。

ウ　避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。

(7) 薬剤師

ア　医療救護チームに加わり，医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。

イ　被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。

なお，薬を滅失した被災患者からは，聞き取り情報等により，服用薬の特定を行う。

ウ　医薬品集積センターにおいて，医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

エ　避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。

オ　避難所等において，環境検査，飲料水の検査等の衛生管理を行う。

カ　被災地等において，消毒方法等の防疫指導を行う。

(8) 保健師

避難所等を巡回し，被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに，医療ニーズを把握し，医療救護チームに連絡する。

(9) 助産師

避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。

(10) 栄養士

避難所等を巡回し，給食の管理や被災者の栄養指導を行う。

(11) 歯科医師

避難所等を巡回し，被災者の歯科診療を行う。

(12) 歯科衛生士

避難所等を巡回し，被災者の歯科診療の補助，口腔ケア指導等を行う。

(13) 歯科技工士

避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。

(14) 精神保健福祉士

被災地の精神科病院，精神障害者福祉施設等において精神障害者の相談・援助を行う。

(15) 臨床心理士

ア　避難所等を巡回し，被災者の心の相談を行う。

イ　県及び市が設置する心の相談窓口において相談を行う。

ウ　災害対策要員のメンタルケアを行う。

(16) あん摩マッサージ指圧師

避難所等において，あん摩マッサージ指圧の施術を行う。

(17) はり師

避難所等において，はりの施術を行う。

(18) きゅう師

避難所等において，きゅうの施術を行う。

第18節　防疫計画

第１　防疫計画

担当部	生活環境部，保健医療部
担当班	環境保全班，清掃班，医療救護班

第１　防疫計画

市は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）及び予防接種法の規定に基づく県知事の指示に基づき，水戸薬剤師会をはじめとする関係機関との連携により，迅速かつ的確な防疫活動を実施して，感染症の発生を防止する。

１　防疫活動組織

県は，感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし，保健福祉部内及び保健所ごとに防疫関係の組織を設置するとともに，市町村の防疫担当者を対象とする研修を行う。

市は，防疫班を組織し，必要な訓練を行う。

防疫班は，災害の状況等により班数及び編成人員を適宜増減し，防疫活動等を行う。

２　防疫措置情報の収集・報告

市は，災害の発生後において，県，気象庁，警察及び消防等との連絡をとり，被害の状況などの情報を収集するとともに，防疫措置の必要な地域又は場所を把握し，相互に情報の伝達を行う。

また，医療機関においても，被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに，発見した場合又は疑いのある場合は，保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお，適切な防疫措置を講じるため，被災地に設けられる医療救護所との連絡を密にするとともに，避難所感染症サーベイランス（調査・監視）を実施し，定期的な状況の把握に努める。

３　防疫計画及び対応策

県及び市は，地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し，災害予想図を作成するとともに，できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

災害発生後においては，防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

４　防疫措置

市は，感染症予防法に基づく県の指示によるほか，必要な防疫措置等を行う。

なお，被災家屋等の消毒については，市で薬剤を配布するが，各家屋において自主的に消毒するよう協力を求める。

市は，被災実情に応じ，保健所職員をもって組織する防疫班などにより，次の事項

を行う。

(1) 積極的疫学調査

(2) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導

(3) 井戸水の消毒指導

(4) その他の防疫措置に必要な事項

県は，被災状況に応じ，自衛隊に対し防疫活動を要請する。

5　防疫用薬剤及び資機材の確保

市は，防疫に関する薬剤等を，県と協議し，速やかに確保する。

また，必要に応じ，薬業団体，近隣市町村，県等に協力を求める。

6　患者等の措置

被災地において，就業制限若しくは入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合，感染症予防法に基づき適正な措置を講じる。

また，交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は，近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講じる。

7　予防教育・広報活動

市は，平常時から，災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。

また，避難所や災害発生地域においても予防教育を行うとともに，パンフレット，広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

8　医療ボランティア

市は，必要に応じて水戸薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し，消毒の指導等について協力を要請する。

9　その他

災害防疫の実施に当たっては，災害防疫実施要綱（昭和40年５月10日付衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

第19節　清掃計画

第１　ごみ処理計画
第２　し尿処理計画

担当部	生活環境部
担当班	衛生事業班，清掃班

災害時における廃棄物（粗大ごみ，可燃・不燃ごみ，し尿等）については，混乱の最中に同時大量の収集，運搬及び処理が必要となる。処理施設の被害，通信，交通の輻輳等多くの困難が予想されるが，市災害廃棄物処理計画に基づき，市民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るため迅速かつ適切に行う。

第１　ごみ処理計画

１　組織体制・処理体制の確立等

市は，災害廃棄物の処理に必要な組織体制を構築し，市内の被災状況や，廃棄物処理施設の被害状況の把握に努めるとともに，災害廃棄物，生活ごみの処理体制を確立する。

２　収集方法の決定及び収集運搬体制の構築

市は，災害廃棄物，生活ごみの収集方法を決定し，収集運搬体制を構築する。

３　仮置場の設置・管理

市は，災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間，被災状況に応じて適正な場所に仮置場を設置する。

また，その後の処理を適正かつ円滑・迅速に実行するため，災害廃棄物を品目毎に分別仮置きし，保管する。

４　市民への周知・広報

市は，災害廃棄物の排出方法，仮置場の開設状況，市清掃工場の稼働状況等の情報について，市民へ周知・広報を行う。

５　排出・収集運搬・処理

(1) 排出

市民及び事業者は，災害廃棄物を分別後，市の指定する場所へ排出・搬入する。

(2) 収集運搬

市は，市民及び事業者が排出した災害廃棄物を収集し，市清掃工場等へ運搬する。

(3) 処理

市は，災害廃棄物の種類や性状に応じた破砕・選別や焼却等の中間処理を行う。

処理に当たっては，再生利用の推進を図り，処分量や費用の削減に努める。

６　協力・連携

市は，災害廃棄物の処理に当たり，各種協定に基づき，県，県内市町村，一部事務組合及び協定締結団体と協力・連携体制を構築する。

第２　し尿処理計画

市は，被災地域の汲取作業について早急に被災状況を把握し，委託企業との緊密な連携により迅速に作業を行う。

１　し尿処理排出量の推計

倒壊家屋，焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については，被災地における防疫上，収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行うことが必要である。このため，市は，地区ごとの被災状況を速やかに把握し，被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに，処理計画を策定する。

２　作業体制の確保

市は，し尿処理の実施に必要な人員，機材等の確保に努めるとともに，し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ，早急に処理する必要がある場合には，近隣市町村へ収集，処理の応援要請を行う。

３　地区別処理計画

市は，対象世帯数，滞水量，必要車両数等を算定し，地区別に処理計画を策定する。

処理施設は，見川クリーンセンター等とする。

４　公衆トイレ

関係各部所管の公衆トイレは，順次，巡回点検して清掃消毒等の作業を行い，早急に利用可能な状態に復旧する。

５　災害対策用仮設トイレの設置

必要に応じて避難所，又は地区ごとに仮設トイレを設置する。

また，必要があれば，県，近隣市町村，民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

６　市民への啓発

水洗トイレを使用している世帯に対しては，断水に対処するため，広報紙やパンフレットにより水の汲み置き等の生活用水確保に努めるよう啓発する。

７　し尿処理の広域応援体制

関係機関との協議等を通して，災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し，災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

第20節　行方不明者等の捜索及び埋葬計画

第１　行方不明者の捜索
第２　遺体の処理
第３　遺体の火葬
第４　災害救助法による死体の捜索及び処理

担当部	総務部，生活環境部，保健医療部，消防局
担当班	市民班，衛生事業班，医療救護班，消防救助班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第１　行方不明者の捜索

１　捜索活動の実施

市は，災害により現に行方不明の状態にあり，かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を，消防機関，消防団員，自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して捜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合，市及び県は，周辺市町村，自衛隊等に対し応援の要請を行い，これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは第３章第25節「自衛隊の派遣要請計画」を参照のこと。

２　身元確認・検案

市は，人命救助，救急活動及び行方不明者の捜索中に死体を発見したときは，災害対策本部及び水戸警察署に連絡するとともに，身元確認を行い，遺体の収容時には，水戸警察署長に遺体の検案を要請する。

第２　遺体の処理

遺体の処理は市が実施する。ただし，災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

上記により県が行う遺体の処理は，日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき，日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し，必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

市及び県だけでは対応が困難な場合は，国，その他関係機関の応援を得て実施する。

１　遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には，医療救護班は，人心の安定上，腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い，遺体を一時保存し，身元確認，検案，火葬に備える。

２　検案

検案とは，医師法上，医師の診察中の患者ではない者が死亡した場合，又は医師の診療中の患者が，最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に，その遺

体について死因その他の医学的検査を行うことである。

検案は，医療救護班により実施する。ただし，遺体が多数の場合等で医療救護班のみで十分な対応が困難な場合には，一般開業の医師の協力を得て実施する。

また，県，日赤県支部，関東信越地方医務局等は医療救護班の検案活動に協力する。

3　遺体の収容（安置），一時保存

検視，検案を終えた遺体は，市の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体収容所（安置所）の設置

市は，被害地域の周辺の適切な場所（寺院，公共建物，公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が大きい場合は，市では遺体の収容，収容所の設営が困難な場合も考えられるため，必要に応じて周辺市町村に，設置，運営の協力を要請する。

また，他市町村から要請があった場合は，これに協力する。

(2) 棺等の確保

市は，死者数，行方不明者数を早期に把握し，棺，ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は，延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には，遺骨，遺品共に少なく，身元確認に長時間を有する場合も考えられることから，寺院等に集中安置場所を設定し，身元不明遺体を集中安置する。

(4) 身元確認

市は，警察の協力を得て，遺体の身元を確認し，遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し，埋火葬許可証を発行する。

身元不明者については，地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

(5) 遺体の引渡し

縁故者による遺体引取りの申し出があった場合は，十分調査のうえ，これを引き渡す。

(6) 一時保存期間

身元確認のために収容所（安置所）に一時保存しておく期間は，概ね夏は２日程度，冬は３日程度とする。

第３　遺体の火葬

災害の際，死亡した者に対して，混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合は，市が火葬を実施する。ただし，災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

1　遺体は，火葬場に埋火葬許可証を送付し，火葬する。

2　身元の判明しない遺骨は，公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し，身元が判明し次第遺族に引き渡す。

3　市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は，周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

第４　災害救助法による死体の捜索及び処理

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第21節　障害物の除去計画

第１　障害物の除去
第２　障害物の集積場所
第３　災害救助法による障害物の除去

担当部	生活環境部，建設部
担当班	清掃班，建設計画班，道路管理班，土木補修班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第１　障害物の除去

１　建築関係障害物の除去

市は，災害によって建築物又はその周辺に運びこまれた土石，竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について，被災地における状況を把握し，必要と認められる場合は，水戸市建設業協同組合，水戸市造園建設業共同組合等の協力を得て除去を実施する。

また，市のみでは処理が困難な場合は，県に対して協力を要請する。

２　道路関係障害物の除去等

(1) 市は，管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し，必要と認められる場合は除去を実施する。その際，あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし，各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

(2) 道路法面崩壊が予想される箇所については，パトロールを行い，交通規制や土のう積み，シートで養生する等の措置を行うとともに，民間の建設，土木業者等に対し，出動体制を整えておくよう要請する。

(3) 樹木倒壊による道路寸断等が予想される箇所（送配電設備への影響で停電が発生するおそれがある場合を含む）については，パトロールの実施，樹木の所有者・管理者への注意喚起，電力会社等の関係企業・団体と協働した樹木の伐採等により，迅速かつ適切な応急措置に努める。

(4) 災害が発生した場合，直ちに被害状況について現場調査を行い，警察に連絡し，交通規制等の措置を行うとともに，早急に土砂の処分や土のう積等の応急を行う。

３　河川障害物の除去

河川管理者は，所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し，危険と認められる場合は除去を実施する。

第２　障害物の集積場所

１　障害物の集積場所として，市管理地及び公共有地を原則として選定する。

また，集積場所については，災害廃棄物の仮置場の活用を検討する。

２　崩落土は，応急措置として最寄りの遊休地に運搬する。

第３　災害救助法による障害物の除去

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第22節　緊急輸送計画

第１　緊急輸送の実施
第２　緊急輸送道路等の確保
第３　緊急車両等の確保

担当部	市民協働部，建設部
担当班	災害対策班，道路管理班，土木補修班

市は，災害時の緊急輸送を効率的に行うため，関係機関と協議の上，指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し，緊急輸送道路の確保を最優先として，啓開作業を行う。

また，運送事業者等と連携し，輸送車両，ヘリコプター等の確保や，救援物資の輸送拠点の整備，輸送体制の充実等を図るとともに，緊急交通路の確保，被災地及びその周辺道路の交通渋滞の解消を目的とした，交通規制を関係機関と連携し実施する。

第１　緊急輸送の実施

１　総括的に優先されるもの

(1) 人命の救助，安全の確保

(2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

２　災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第１段階（災害発生直後の初動期）

ア　救助，救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員・物資

イ　消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資

ウ　被災地外の医療機関へ搬送する負傷者，重症患者

エ　災害対策要員，ライフライン応急復旧要員等，初動期の応急対策要員・物資

オ　緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員・物資

(2) 第２段階（応急対策活動期）

ア　前記(1)の続行

イ　食料，水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災地外へ退去する被災者

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

(3) 第３段階（復旧活動期）

ア　前記(2)の続行

イ　災害復旧に必要な人員・物資

ウ　生活用品

エ　郵便物

オ　廃棄物の搬出

第２　緊急輸送道路等の確保

１　被害状況の把握

市，県及び各道路管理者は，緊急輸送道路の確保を最優先に行うために，県防災ヘリコプター，トライアル車等を効果的に活用して，所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに，応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

２　道路啓開等の実施

市は，行政区域内の道路の被害状況，道路上の障害物の状況を把握し，速やかに県土木事務所に報告するとともに，所管する道路については，緊急輸送道路の確保を最優先に，啓開作業を実施する。その際，第１次緊急輸送道路を最優先とし，第２次緊急輸送道路，第３次緊急輸送道路，災害時主要道路の順に行う。

また，２車線確保を原則とするが，やむを得ない場合には１車線とし，適当な箇所に車両の交互通行ができる待避所を設ける。

３　放置車両対策

市，県及び各道路管理者は，放置車両や立ち往生車両等が発生し，かつ緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合は，関係機関と協力して，運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては，道路管理者は，自ら車両の移動等を行う。

４　啓開等に必要な人員・資機材の確保

市は，被害状況に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努める。

第３　緊急車両等の確保

１　車両の調達

市は，災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合，市内輸送業者，近隣市町村又は県に対して調達・斡旋を要請する。

２　鉄道による輸送の確保

災害時において自動車による輸送が不可能なとき，遠隔地のため鉄道による輸送が適切な場合には，東日本旅客鉄道株式会社に依頼する。

３　ヘリコプター等による輸送の確保

地上交通が途絶した場合又は輸送に急を要する場合には，県にヘリコプター等による輸送を要請し，被害の情報収集，救出，救助活動を行う。

４　緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）

について，緊急通行車両としての申請に基づき，緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。

(1) 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は，知事又は県公安委員会に対し，緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

(2) 前記(1)により確認したときは，知事又は県公安委員会は，緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し，災対法施行規則第６条に規定する標章及び証明書を交付する。

(3) 県公安委員会は，緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届け出があった場合，事前に審査し，災害時に速やかに標章等の交付を図る。

また，この事前届け出の取扱いについて，災害応急対策に携わる見込みのある者に対し，平時から周知に努める。

(4) 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。

なお，緊急通行車両の標章及び証明書の様式は次のとおりである。

〔標章〕様式第３（第６条関係）



備考１　色彩は記号を黄色，縁及び「緊急」の文字を赤色，「登録（車両）番号」，「有効期限」「年」，「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両）番号並びに年，月及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。

２　記号の部分に，表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。

３　図示の長さの単位は，センチメートルとする。

様式第４（第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
年　月　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

知　事　印
公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては，輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　行　径　路</td><td colspan="2">出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は，日本工業規格Ａ５とする。

第23節　災害救助法の適用計画

第１　災害救助法の適用基準
第２　災害救助法の適用手続
第３　災害救助法による救助
第４　災害対策基金等の管理
第５　郵政事業に係る特別取扱い

担当部	総務部，財務部，市民協働部，生活環境部，福祉部，保健医療部，産業経済部，建設部，都市計画部，教育委員会，消防局，水道部
担当班	市民班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，衛生事業班，清掃班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，医療救護班，商工観光班，土木補修班，住宅政策班，教育企画班，学校教育班，消防救助班，応急給水班
関係資料	災害救助法の適用関係資料

市内に一定基準以上の被害が発生し，応急的な救助を必要とする場合，市長は，直ちに，知事に災害救助法の適用を要請し，必要な救助を行うことにより，被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第１　災害救助法の適用基準

１　適用となる災害

災害救助法が適用となる災害は，災害救助法施行令第１条第１項第１号から第４号の規定に該当する災害で，本市における適用基準は，次のとおりである。

(1) 市内の100世帯以上の住家が滅失した災害

(2) 県内の2,000世帯以上の住家が滅失かつ市内の50世帯以上の住家が滅失した災害

(3) 県内の9,000世帯以上の住家が滅失かつ市内の多数世帯の住家が滅失した災害

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じた場合であって，厚生労働省令で定める基準に該当する災害

※参考　　茨城県人口　　2,845,097人（令和３年４月１日現在）
　　水戸市人口　　268,869人（令和３年４月１日現在）

２　滅失世帯の算定

(1) 住家が全壊，全焼，流失等した世帯については，１世帯

(2) 住家が半焼，半壊等著しく損傷した世帯については，１／２世帯

(3) 床上浸水，土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については，１／３世帯

３　住家の被害種別

(1) 住家の全壊，全焼，流失

住家の損壊，焼失又は流失した部分の床面積が，その延床面積の70％以上に達した程度のもの若しくは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊，半焼

住家の損壊，焼失又は流失した部分の床面積が，その延床面積の20％以上70％未満のもの若しくは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの

(3) 住家の床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であって，浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂，竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

4　住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし，耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断，独立しており，日常生活に必要な設備を有しているもの等は，それぞれ１住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第２　災害救助法の適用手続

市長は，市内における災害が災害救助法の適用基準に該当し，又は該当する見込みであるときは，直ちに市内の被災状況，救助の措置に関する情報を収集するとともに，その状況を，知事に対して報告し，災害救助法の適用を要請する。

知事は，市長の報告により，災害救助法を適用する必要があると認めるときは，同法に基づく救助の実施について，市及び県各部局に指示するとともに，内閣総理大臣に報告する。

県は，災害救助法を適用したときは，速やかに告示するとともに，被災者台帳を作成する市からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供する。

第３　災害救助法による救助

市は，地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

救助は，国の責任において行われるものであるが，その実施に関する事務は，県の法定受託事務となっている。ただし，救助活動を迅速に実施するため必要なときは，救助の実施に関する事務の一部を市が行う。この場合，県は，事務の内容及び期間を市に通知する。

市は，救助を実施したときは，速やかにその内容を県に報告する。

1　災害救助法に定める救助の種類は，次のとおりである。

(1) 避難所の設置

(2) 応急仮設住宅の供与

(3) 炊き出しその他による食品の供与

(4) 飲料水の供給

(5) 被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(6) 医療

(7) 助産

(8) 被災者の救出

(9) 被災した住宅の応急修理

(10) 学用品の給与

(11) 埋葬

(12) 死体の捜索

(13) 死体の処置

(14) 障害物の除去

(15) 輸送費及び賃金職員等雇上費

(16) 実費弁償

第４　災害対策基金等の管理

1　災害対策基金の管理

県は，災害により被災した地域の復興事業で，国庫補助や既存の税財政・金融措置だけでは対応できない分野を補完するため，災害対策基金を積立てておく。

また，市においても，災害に備え災害対策基金を積み立てておく。

2　災害救助基金の管理

(1) 災害救助基金の積立

県は，災害救助法を適用した災害における救助の実施に要する経費に充当するため，同法第22条の規定により災害救助基金を積立てておく。

(2) 災害救助基金の運用

災害救助基金の運用は次の方法によらなければならない。

ア　財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

イ　国債証券，地方債証券，その他確実な債券の応募又は買入

ウ　災害救助法第４条第１項に規定する給与品の事前購入

3　り災救助基金の管理

県は，災害救助法の適用には至らないが，被害が一定基準以上の災害における救助の実施に要する経費に充当するため，り災救助基金を積立てておく。

第５　郵政事業に係る特別取扱い

日本郵便株式会社は，災害が発生した場合において，災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ，郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

１　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合，被災１世帯あたり，郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。

２　被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお，取り扱いは郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

３　被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業株式会社が，公示して，被災者の救助を行う地方公共団体，日本赤十字社，共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお，引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

４　利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため，やむを得ないと認められる場合は，郵便の利用を制限し，又は郵便の業務の一部を停止することがある。

５　郵便局窓口業務関係

災害時において，被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため，被災により業務継続が不能となった郵便局について，仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開，臨時窓口の開設，窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第24節　応急教育計画

第１　児童・生徒等の安全確保
第２　応急教育
第３　学校の衛生管理
第４　文化財の保護

担当部	教育委員会
担当班	教育企画班，学校教育班 ，応援班（教育委員会）
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

災害のため，平常の学校教育の実施が困難となった場合は，市教育委員会，国立大学法人及び私立学校施設設置者は，連携し，関係機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保する。

第１　児童・生徒等の安全確保

１　情報等の収集・伝達

(1) 市は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，学校の長（以下「校長等」という。）に対し，災害に対する情報を迅速・的確に伝達するとともに，必要な措置を指示する。

(2) 校長等は，関係機関から災害に関する情報を受けた場合は，速やかに教職員に伝達するとともに，自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお，児童・生徒等への伝達にあっては，混乱を防止するよう配慮する。

(3) 校長等は，児童・生徒等及び学校施設に被害を受け，又はそのおそれがある場合は，直ちにその状況を市その他の関係機関に報告する。

(4) 県，市及び各学校は，停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し，電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに，情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

２　児童・生徒等の誘導等

(1) 避難の指示

校長等は，的確に災害の状況を判断し，屋外への避難の要否，避難場所等を迅速に指示する。

なお，状況によっては，教職員が個々に適切な指示を行う。

(2) 避難の誘導

校長等は，避難を指示した場合は，児童・生徒等の安全を確保するため，あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお，状況により校外への避難が必要である場合は，市その他の関係機関の指示

及び協力を得て行う。

ア　避難誘導にあっては，教職員を必ず配置させる。

イ　避難の順序は，秩序正しく非常出入り口に近いところから低学年あるいは年少者を優先に避難させる。

ウ　避難は，まず屋外運動場等広場を目標とし，状況判断のうえ第２目標へ移動する。

エ　避難に当たっては，状況判断のうえ，履物，学用品等の携行を考慮する。

オ　状況により校外への避難が必要である場合は，市その他の関係機関の指示及び協力を得て行う。

カ　校長等は，避難誘導の状況を逐次教育長又は市長に報告するとともに，保護者に報告する。

キ　災害時には，人命尊重を第一に考えて行動する。

(3) 下校時の危険防止

校長等は，下校途中における危険を防止するため，児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに，状況に応じ，通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講じる。

なお，通学路の安全について，日頃から点検に努める。

(4) 校内保護

校長等は，災害の状況により，児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合には，校内に保護し，速やかに保護者へ連絡し，引き渡しの措置を講じる。この場合，速やかに県及び市に，児童・生徒数や保護者の状況等必要な事項を報告する。

また，保護者との連絡が取れない場合や，保護者が迎えに来ることが困難な場合は，保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお，通信網の遮断等を想定し，日頃から児童・生徒等の引き渡し方法等について，保護者と連絡を図り，共通理解に努める。

(5) 保健衛生

県，市及び各学校は，帰宅できず校内で保護する児童・生徒等のため，日頃から食料，飲料水，毛布等の備蓄に努める。

また，校長等は，災害時においては，建物内外の清掃等，児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる。

第２　応急教育

1　教育施設の確保

市教育委員会，国立大学法人及び私立学校設置者は，相互に協力して教育施設等を確保し，教育活動を早期に再開するため次の措置を講じる。

(1) 校舎の被害が軽微なときは，速やかに応急修理をして授業を行う。

(2) 校舎の被害が相当大きいが，一部校舎の使用が可能な場合は，残存の安全な校舎で，合併又は二部授業を行う。

(3) 学校施設の使用不可能又は通学不能の状態にあるが，短期間に復旧できる場合は臨時休校し，家庭学習等の適切な指導を行う。

(4) 校舎が全面的な被害を受け，復旧に長時間を要する場合は，市民センター・体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

(5) 施設・設備の損壊の状態，避難所として使用中の施設の状況等を勘案し，必要がある場合は，仮校舎を設営する。

(6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2　教科書・学用品等の給与

(1) 市は，災害により教科書・学用品（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し，就学上支障をきたしている小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒等に対して学用品等を給与するよう努める。

なお，災害救助法が適用された場合の救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

(2) 市は，自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は，県へ学用品等の給与の実施，調達について応援を要請する。

3　教職員の確保

市教育委員会，国立大学法人及び私立学校設置者は，災害にともない教職員の不足により，応急教育の実施に支障がある場合には，学校間における教職員の応援，教職員の臨時採用等必要な教職員確保の措置を講じる。

4　避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために，災害応急対策を行う担当部局，教育委員会，学校は事前に次の措置を講じる。

(1) 市は，教育機能維持の視点から使用施設について，優先順位を教育委員会と協議する。

(2) 市は，避難所に指定する学校の担当職員を決め，教育委員会，学校，自主防災組織等との災害時の対応を協議し，避難所運営マニュアル等を作成し，それぞれの役割分担を明確にする。

(3) 避難所に指定された学校は，あらかじめ教職員の役割を明確にし，教職員間で共通理解しておくとともに，マニュアル等を整備する。

(4) 学校は，帰宅できず校内で保護している自校の児童・生徒等への対応と，避難し

てきた地域住民等への対応の双方に留意する。

(5) 避難所に指定されていない学校においても，災害時には地域住民等が避難してくることを想定し，避難所と同様の対応ができるよう努める。

(6) 校長等は，避難指示等が発令された場合，速やかに避難者の収容に必要な準備を開始する。

第３　学校の衛生管理

教育長は，学校長に指示して，災害時の衛生管理に努める。

1　事前措置

(1) 校長等は，教職員による救急班及び防疫班を編成し，学校における衛生管理の徹底を期する。

(2) 校長等は，風水害等による被害が発生するおそれがあるとの通報を受けた際は，消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。

(3) 校長等は，衛生器材について，風水害等による被害を受けることのないよう安全な場所に移動する。

2　応急措置

(1) 校長等は，授業の再開に備え，浸水被害校では学校内全部を消毒し，また，浸水を免れた学校においても，便所，給食施設その他防疫上必要な箇所の消毒を行う。

(2) 校長等は，災害を受けた後の感染症の発生に留意し，その発生があった場合は，速やかに保健所及び教育長に届け出て適切な措置を講じる。

第４　文化財の保護

教育長は，文化財の被害の把握と速やかな修復措置に努める。

1　被害状況報告

文化財の所有者及び管理者は，指定文化財に被害が発生した場合は，被害状況を調査・把握し，教育長へ報告する。

2　防災措置

関係機関の長は，被災文化財の被害拡大を防止するため，防火及び防災措置を行うとともに，重要文化財の応急防護措置を講じる。

3　修復措置

教育長は，破損を受けた文化財について所有者及び管理者の許可を受け，速やかに修復等の措置を講じる。

第25節　自衛隊の派遣要請計画

第１　自衛隊に対する災害派遣要請
第２　自衛隊の判断による災害派遣
第３　自衛隊の活動範囲
第４　自衛隊との連絡
第５　自衛隊の受入
第６　自衛隊の撤収要請
第７　経費の負担

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

第１　自衛隊に対する災害派遣要請

１　災害派遣要請要件の範囲

市長は，自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し，以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに知事に自衛隊の派遣を要請する。

【災害派遣要件の範囲】

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため，人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

２　自衛隊への災害派遣要請

(1) 市長は，市域に係る災害が発生し，又は発生しようとしている場合において，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，自衛隊の「災害派遣要請依頼書」（様式１）により，知事に対してその旨を申し出る。ただし，緊急を要する場合は電話等により行い，事後速やかに文書を提出する。

提出（連絡）先　：　茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課

０２９－３０１－１１１１

０２９－３０１－２８８５（直通）

(2) 市長は前記(1)の要求ができない場合には，その旨及び市域に係る災害の状況を，直接最寄りの部隊に通知し，速やかに知事に対してその旨を通知する。

自衛隊の連絡先

部隊等（所在地）		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	施設学校長〔勝田駐屯地司令〕（ひたちなか市勝倉３４３３）	警備課長	駐屯地当直司令	０２９(２７４)３２１１ 内線　時間内　２３０ ２３４ 時間外　３０２

第２　自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は，災害が発生又は発生するおそれがある場合で，災害派遣要請を受けた場合は，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し，部隊等を派遣する。ただし，災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお，要請を待たないで災害派遣を行う場合，その判断の基準とすべき事項については，次に掲げるとおりである。

１　災害に際し，関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため，自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

２　災害に際し，県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に，直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

３　災害に際し，自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に，当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

４　その他災害に際し，上記に準じ特に緊急を要し，県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第３　自衛隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。

項　　目	内　　容
被害状況の把握	車両，航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され，避難，立退き等が行われる場合で必要があるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者，負傷者等が発生した場合は，通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防，護岸等の決壊に際しては，土のう作成，運搬，積込み等の水防活動を行う。

消　防　活　動	火災に際しては，利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって，消防機関に協力して消火にあたるが，消火薬剤等は，通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し，又は障害物がある場合は，それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療，救護及び防疫	被災者に対し，応急医療及び防疫を行うが，薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し，炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき，被災者に対し救援物資を無償貸付けし，又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通　信　支　援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広　報　活　動	航空機，車両等を用いて，住民に対する広報を行う。
そ　の　他	その他臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては，所要の措置をとる。

第４　自衛隊との連絡

市長及び知事は，自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，迅速・的確にその状況を把握し，陸上自衛隊施設学校（警備課）又は自衛隊（施設教導隊〔ひたちなか市〕）に通報するほか，必要な情報の交換をする。

第５　自衛隊の受入

１　体制整備の連絡

市長は，自衛隊の災害派遣が決定したときは，派遣部隊の受入体制を整備するとともに，派遣部隊及び県との連絡にあたるため，必要に応じ県から職員を受け入れる。

２　受入側の活動

市長は，派遣部隊の受け入れに際しては，次の事項に留意して，派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

(1) 災害派遣部隊到着前

ア　応援を求める活動内容について，速やかに作業が開始できるよう計画し，資機材等を準備する。

イ　連絡職員を指名する。

ウ　派遣部隊の展開，宿営のための後方支援拠点等を提供する。

(2) 災害派遣部隊到着後

ア　派遣部隊を目的地に誘導するとともに，作業が他の機関と競合重複しないよう，かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ　派遣部隊指揮官名，編成装備，到着日時，作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

3　ヘリコプターの受入

市長は，ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は，次の事項に留意し受入体制を整える。

(1) 下記内容を参考としたヘリポートを確保する。この際，土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

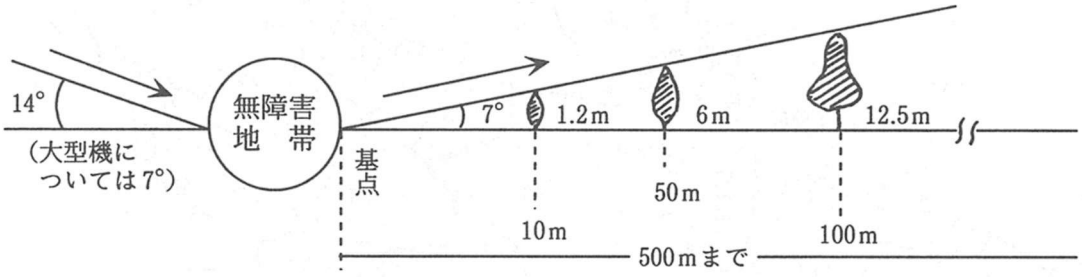

ア　離着地点及び無障害地帯の基準

(ｱ) 小型機（ＯＨ－６）の場合

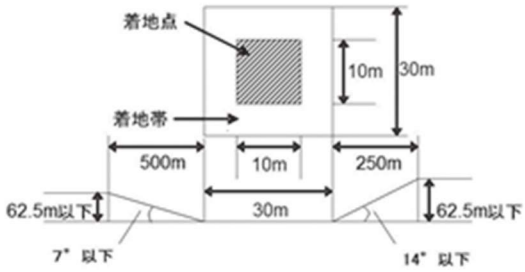

(ｲ) 中型機(ＵＨ－１(１Ｊ)，ＵＨ－60ＪＡ)の場合

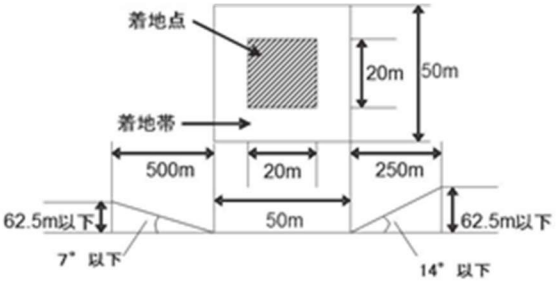

(ｳ) 大型機（ＣＨ－47）の場合

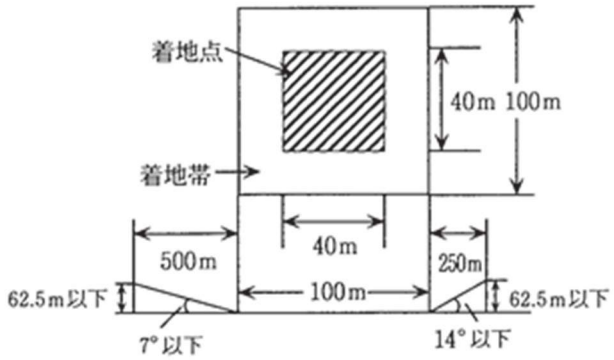

イ　離着地点の地盤は，堅固で平坦地であること。

(2) 離着地点には，下記基準のＨ記号を風と平行方向に向けて標示するとともに，へ

リポートの近くに上空から風向，風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

なお，夜間使用時においては，着陸に必要な灯火施設を設置する。

ア　H記号の基準

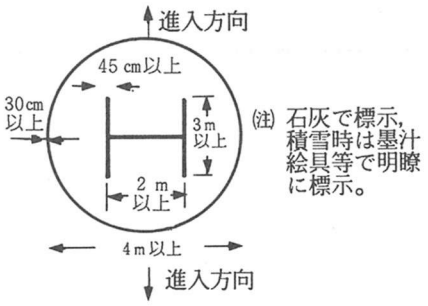

イ　吹き流しの基準

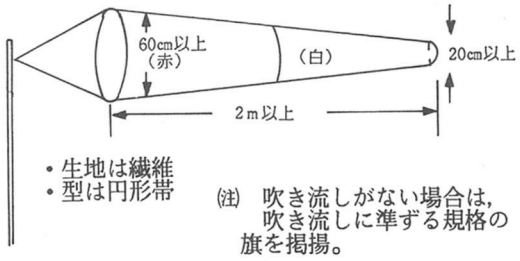

(3) 危害予防の措置

ア　離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には，立ち入らせない。

イ　防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは，航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

(4) 水戸市災害用応急ヘリコプター発着場

市長が災害応急対策のため自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する場合は，下記ヘリコプター発着場一覧又は他の適切な箇所に前記(1)及び(2)の要領により設営する。

また，離着陸の際には，土埃を防ぐため散水等を行うとともに，安全管理の徹底を図る。

ヘリコプター発着場

名　　称	所　在　地	土地の状況	T　E　L
県立水戸第一高等学校運動場	三の丸3－10－1	土	029-224-2254
水戸市常澄運動場	大場町468－1	土	029-269-4779
県庁ヘリポート	笠原町978－6	コンクリート	029-301-2873
楮川浄水場北側空地	田野町1662－14	芝	029-229-7141
市立競技場補助競技場	小吹町2058－1	芝	029-241-8484
千波公園ふれあい広場	千波町532	芝	—
千波公園さくら広場	千波町553－1	芝	—
内原市民運動場	内原町1398－1	土	029-259-6889
内原ヘルスパーク多目的広場	内原町1384－2	芝	029-259-6889
中妻市民運動場	牛伏町114－2	土	029-259-6889
鯉淵市民運動場	鯉淵町4632－1	土	029-259-6889
水戸市役所本庁舎ヘリポート	中央1－4－1	コンクリート	029-224-1111

第６　自衛隊の撤収要請

市長は，自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは，次に掲げる「部隊撤収要請依頼書」（様式２）により，速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

第７　経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち，依頼者が負担する経費は概ね次のとおりである。

１　派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費，借上げ料及び修繕費

２　派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料

３　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

４　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお，疑義が生じた場合は，自衛隊と依頼者が協議する。

様式１

災害派遣要請依頼書

文　書　番　号
令和　年　月　日

茨　城　県　知　事　　殿

水戸市長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて，自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を，下記のとおり依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣要請の理由
(1) 災害の種類　水害，地震，津波，風害，火災，土砂崩れ，遭難，交通事故，その他（　　）
(2) 災害発生の日時　令和　年　月　日　時　分
(3) 場所　茨城県水戸市
(4) 被害状況
(5) 要請する理由

２　派遣を希望する期間　自　令和　年　月　日（　）　時　分
至　令和　年　月　日（　）　時　分

３　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣希望区域　茨城県水戸市
(2) 活動内容

４　その他参考事項
(1) 現地において協力しうる団体，人員，機材等の数量及びその状況
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

様式２

部隊撤収要請依頼書

文　書　番　号
令和　年　月　日

茨　城　県　知　事　　殿

水戸市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和　年　月　日付　　号で依頼した自衛隊の災害派遣については，下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

１　撤収要請理由

２　撤収期日　　令和　年　月　日（　）　時　分

３　その他必要事項

第26節　応援要請・受入体制の確保計画

第１　応援要請の実施
第２　応援受入体制の確保
第３　消防機関の応援要請・受入体制の確保

担当部	市長公室，市民協働部，消防局
担当班	企画班，災害対策班，消防総務班，消防救助班
関係資料	災害時における応援協定一覧

市は，市内に災害が発生し，自力による応急対策等が困難な場合，締結した相互応援協定に基づき，迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに，受入体制の確保を図る。

第１　応援要請の実施

１　他市町村への要請

市長は，適切な災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは，「災害時等の相互応援に関する協定」等に基づき，他の市町村長に対し応援要請を行う。

２　県への応援要請・職員派遣の斡旋

市長は，知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の斡旋を求める場合は，県に対し，次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし，緊急を要し，文書をもってすることができないときは，口頭又は電話等により要請し，事後速やかに文書を送付する。

【応援要請時に記載する事項】

(1) 災害の状況
(2) 応援を求める理由
(3) 応援を求める職種別人員，車両，資機材，物資等
(4) 応援を求める場所
(5) 応援を求める期間
(6) その他応援に関し必要な事項

【職員派遣斡旋時に記載する事項】

(1) 派遣の斡旋を求める理由
(2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
(3) 派遣を必要とする期間
(4) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

３　国の機関に対する職員派遣の要請

市は，市域における災害応急対策又は災害復旧のため，必要があると認めるときは，指定地方行政機関の長に対し，次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

(1) 派遣を要請する理由

(2) 派遣を要請する職員の職種別人員

(3) 派遣を必要とする期間

(4) その他職員の派遣について必要な事項

4　民間団体等に対する要請

市長は，市域における災害応急対策又は災害復旧のため，必要があると認めるときは，民間団体に協力を要請する。

第２　応援受入体制の確保

1　連絡体制の確保

市長は，応援要請を必要とする災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，迅速・的確にその状況を把握し，国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか，必要な情報交換を行う。

2　受入体制の確保

市は，国及び関係都道府県・市町村等と連絡を行う窓口を，防災・危機管理課におく。

3　受入施設の整備

市は，国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備する。

また，防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

4　海外からの支援の受入

市は，国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入を決定した場合には，その円滑な受入に努める。

5　経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし，原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

(1) 職員等の応援に要した交通費，諸手当，食料等

(2) 応援のために要した資機材等物品の費用及び輸送費等

また，指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については，各計画に定めるもののほかは，その都度定めたもの，あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

第３　消防機関の応援要請・受入体制の確保

1　応援要請

(1) 県内の市町村間の要請

市は，消防機関の現有消防力では十分な活動が困難である場合，県下の他の消防

機関に対し，茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

ア　大規模災害又は災害の多発等により，災害の防ぎょが困難又は困難が予想される場合

イ　災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害

ウ　多数の要救助者があり，早期に多数の人員，資機材等が必要な災害

エ　特殊資機材を使用することが災害防ぎょに有効である災害

オ　その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(2)「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

ア　事前計画の作成

市は，円滑な広域航空消防応援を受けるため，広域消防応援による災害応急対策活動を実施するに当たって必要な事項をあらかじめ定めておく。

イ　ヘリコプター活動体制の整備

市は，ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため，必要な活動体制を整備するとともに，ヘリコプター活動のための飛行場外着陸場を確保する。

(3)「緊急消防援助隊」の要請

市長は，災害規模及び被害状況を考慮し，県内の消防力をもってしても，これに対処できないと判断した場合は，県知事に対し「緊急消防援助隊」の応援が必要である旨の連絡をする。

なお，知事と連絡を取ることができない場合は，消防庁長官に対して直接連絡し，事後，速やかにその旨を知事に対して報告する。

2　応援受入体制の確保

(1) 応援受入窓口

市の応援受入窓口は，消防局（消防指揮本部）とする。ただし，災害対策本部が設置された場合は，市災害対策本部とする。

(2) 受入施設の整備

市は，人及び物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

(3) 応援部隊との連携

指揮系統，情報伝達方法等を明確にし，「茨城県消防広域応援基本計画」，「茨城県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき，応援部隊との連携により効果的な消防応援活動を行う。

ア　災害状況の情報提供，連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）

イ　応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）

ウ　部隊の活動・宿営等の拠点の整備・提供（公園等）

エ　消防活動資機材の調達・提供

オ　茨城県消防応援活動調整本部への要員派遣（県庁内設置）

カ　緊急消防援助隊指揮支援本部との連携及び連絡調整（本部長：指揮支援隊長）

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は，原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

第27節　農地農業計画

第１　農地
第２　農作物

担 当 部	産業経済部
担 当 班	農政班

第１　農地

１　河川等の氾濫により農地が冠水した場合は，ポンプ排水又は堤防切開工事により冠水排水を図る。

なお，ポンプ排水又は堤防切開工事を行うに当たっては，河川管理者などと事前協議を行う。

２　農業用施設

(1) 排水機

排水機場に浸水のおそれがあるときは，土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。

被災により機能を失ったときは，応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により，冠水排除に努める。

(2) 堤防

湖岸堤防，溜め池堤防用の法面崩れの場合は，腹付け工事及び杭棚工事を行う。

(3) 農業用ため池

農業用ため池が増水し，漏水，溢水のおそれがある場合，堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか，必要があると認められるときは取水樋管を開放し，下流への影響を考慮のうえ，水位の低下に努める。

(4) 水路

水路は，取水樋門，立切等操作あるいは仮水路，土管敷設工事など応急工事の実施により水路の決壊防止に努める。

(5) 頭首工

頭首工の保全について，必要な措置をとるとともに，決壊するおそれがある場合は応急工事を行う。

第２　農作物

１　農作物の応急措置

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に則し，必要な技術対策を立案し，農業協同組合等農業団体と一体となって，技術指導を行う。

(2) 種苗の確保

災害により農作物に被害を受け，種苗の供給の必要がある場合は，県に対して種苗の確保措置を要請するとともに，農業協同組合等を通じて搬出計画をたて，供給措置を行う。

2　家畜の応急措置

(1) 風害

ア　被害畜舎の早期修理，復旧に努めること。

イ　外傷家畜の治療と看護に努めること。

ウ　事故畜等の早期処理に努めること。

(2) 水害

ア　畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること。

イ　清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。

ウ　家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し，あわせて病症家畜に対する応急手当を受けること。

エ　栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。

オ　必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第28節　被災者支援計画

第１　被災者の把握
第２　ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

担 当 部	市長公室，財務部，市民協働部，福祉部，保健医療部，教育委員会
担 当 班	交通政策班，広報班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，福祉総務班，高齢福祉班，障害福祉班，児童福祉班，医療救護班，教育企画班，学校教育班

災害が発生した場合には，迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。

特に，災害救助法の適用，避難所の開設，救援物資の供給，応急仮設住宅入居者の選定，義援金の配分，災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については，被災者状況を十分に把握し，それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため，被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

第１　被災者の把握

１　登録窓口の設置

市は，各避難所等に窓口を設置し，被災者の氏名，自宅住所，性別及び年齢等を把握する。

２　被災者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市及び県は，災害救助法の適用，避難所の開設，食料・水・生活必需品等の供給，義援金の配分，災害弔慰金等の支給及び応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

ア　調査チームの編成

被災者状況，建物被害等を把握するため，関係所属の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し，調査責任者を定め調査を行う。

イ　調査・報告方法の確立

調査用紙，報告用紙を作成し，その周知徹底を図るとともに，調査方法，報告方法についてもあらかじめ定める。

(2) 調査の実施

市は，(1)に基づき調査を実施する。必要があれば，県に調査を要請する。

県は，市からの要請があった場合及び被害状況により必要だと認められる場合は，(1)に基づき調査を実施する。

(3) 調査結果の報告

市は，調査結果を統括し，災害救助法の適用，避難所の開設，食料・水・生活必需品等の供給，義援金品の配分，災害弔慰金等の支給及び応急仮設住宅の入居者選

定について，県に対し調査結果を報告する。

県は，県が行った調査についての調査結果を統括し，関係部局に対し調査結果を報告する。

また，市が行う調査結果を把握しておく。

第２　ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

災害発生後に不便で不安な生活を余儀なくされる，被災者にできるだけ早期の自立を促していくためには，きめ細やかで適切な情報提供を行う。

また，被災者の多種多様な悩みに対応するため，各種相談窓口を設置する。

１　ニーズの把握

市は，被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに，住民代表，民生委員，ボランティア等との連携により，ニーズを集約する。

さらに，被災地域が広域にわたり，多数の避難所が設置された場合には，数カ所の避難所を巡回するチームを設けて，ニーズの把握にあたる。

(1) 家族，縁故者等の安否

(2) 不足している生活物資の補給

(3) 避難所等の衛生管理（入浴，洗濯，トイレ，ごみ処理等）

(4) メンタルケア

(5) 介護サービス

(6) 家財の持ち出し，家の片付け，引っ越し（荷物の搬入・搬出）

２　高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり，独居），障害者等のケアニーズの把握については，県職員及び市職員，民生委員，ホームヘルパー，保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて，各種サービス供給の早期確保を図るとともに，円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても，語学ボランティアの活用等により，ニーズ把握に努める。

(1) 介護サービス（食事，入浴，洗濯等）

(2) 病院通院介助

(3) 話相手

(4) 応急仮設住宅への入居募集

(5) 縁故者への連絡

(6) 母国への連絡

３　総合窓口の設置

市は，各種の相談窓口を代表する「総合窓口」を速やかに設置し，県，防災関係機関及びその他団体の設置する窓口業務を把握しておき，様々な形で寄せられる問合せ

に対して，適切な相談窓口を紹介するように努める。この総合窓口は，被災状況等に応じて開設時間を延長するなど，弾力的な運営を行う。

4　各種相談窓口の設置

市は，被災者のニーズに応じて以下の相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は，専門的な内容も多いため，水戸市消費生活センターをはじめとする関係団体，業界団体，ボランティア組織等の協力を得て準備，開設及び運営を実施する。

また，災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

(1) 生命保険，損害保険（支払い条件等）
(2) 家電製品（感電，発火等の二次災害）
(3) 法律相談（借地借家契約，マンション修復，損害補償等）
(4) 心の悩み（恐怖，虚脱感，不眠，ストレス，人間関係等）
(5) 外国人（安否確認，災害関連情報等）
(6) 住宅（仮設住宅，空家情報，公営住宅，復旧工事）
(7) 雇用，労働（失業，解雇，休業，賃金未払い，労災補償等）
(8) 消費（消費者トラブル，物価，必需品の入手）
(9) 教育（学校等）
(10) 福祉（障害者，高齢者，児童等）
(11) 医療・衛生（医療，薬，風呂）
(12) 廃棄物（がれき，ごみ等）
(13) 金融（融資，税の減免）
(14) ライフライン（電気，ガス，水道，下水道，電話，交通）
(15) 手続き（り災証明書，死亡認定等）
(16) 複合災害に関する相談

5　被災者への情報伝達

市及び各機関は，被災者のニーズを十分把握し，災害の被害状況，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報など，被災者等に役立つ情報を適切に提供する。その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅への避難者，広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行う。

(1) テレビ，ラジオの活用

県内のテレビ，ラジオ局の協力を得て，定期的に被災者に対する放送を行い，生活情報の提供を行う。

なお，聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て，災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに，防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して，被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ＦＡＸの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため，ＮＴＴ，電器メーカー等の協力を得て，ＦＡＸを活用した，定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 広報紙の発行

様々な生活情報を集約した臨時の広報紙発行や，新聞紙面への掲載などにより，災害ニュースとして，避難所，各関係機関等に広く配布する。

(6) ＦＭラジオ等の活用

協定を締結している水戸コミュニティ放送や茨城放送等を活用し，生活情報を提供する。

第29節　災害ボランティア活動による支援計画

第１　ボランティアの分野
第２　ボランティアの活動内容
第３　ボランティア活動への支援
第４　ボランティアの自主性，自発性の尊重

担当部	市長公室，福祉部，保健医療部，建設部
担当班	企画班，福祉総務班，医療救護班，建築指導班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

大規模な災害が市内で発生した場合，災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには，市及び防災関係機関だけでは，十分に対応できないことが予想される。このため，市は，被災者の生活支援のため，ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

第１　ボランティアの分野

災害ボランティアは，個人の立場で活動するボランティアとＮＰＯ等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち，「一般ボランティア」と「専門ボランティア」（医療・防疫，語学，アマチュア無線，建築物等の危険度判定等）については関係団体等がそれぞれ受入，紹介等に係る調整を行う。

また，災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し，災害ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

第２　ボランティアの活動内容

１　一般ボランティア

(1) 避難所の運営

(2) 救援物資の仕分け・配布

(3) 炊き出し，食事の提供

(4) 要配慮者等の介助等

(5) 災害情報の収集整理や提供

(6) 清掃

(7) 井戸水の汲み上げ作業

(8) その他被災地における軽作業等

※関係機関等：福祉総務班，市社会福祉協議会，県社会福祉協議会等

２　専門ボランティア

(1) 医療・防疫

ア　医療救護所での医療救護活動（医師・看護師等）

イ　調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師）

ウ　健康管理・栄養指導（保健師）

エ　歯科診療（歯科医師，歯科衛生士）

※　関係機関等：医療救護班，水戸市医師会，水戸歯科医師会，水戸薬剤師会等

(2) 語学

外国語の通訳・翻訳，情報提供

※　関係機関等：企画班，市国際交流協会，県国際交流協会等

(3) 建築物等の危険度判定

ア　被災地における建物の危険度判定（応急危険度判定士）

イ　被災地における宅地の危険度判定（被災宅地危険度判定士）

※　関係機関等：建築指導班，（社）茨城県建築士会県央支部等

(4) 愛玩動物

ア　負傷した動物の治療及び保護（獣医師等）

イ　飼育困難となった動物の一時保管

※　関係機関等：医療救護班，水戸市獣医師会

(5) その他

その他の専門的知識，技能を要する活動

第３　ボランティア活動への支援

１　災害時におけるボランティア活動への支援

市は，被災者に対する救援と被災地の復興・復旧が，ボランティア活動により円滑に進むよう，支援を行う。

(1) 被災状況，被災者の救援ニーズ等の情報提供

(2) ボランティアの活動内容・必要人員

(3) 活動拠点等の提供

(4) コピー，ＦＡＸなど通信装置等の提供

(5) その他ボランティア活動に必要な支援

２　一般ボランティアの登録

市社会福祉協議会は，災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い，災害発生時には，市と連携しボランティアの派遣コーディネートを行う。

３　専門ボランティアとの協力体制

市は，災害時における専門ボランティア及び各関係機関等と平常時から連絡体制を構築するとともに，災害発生時には，情報を提供し円滑な活動が行えるよう支援に努める。

４　ボランティア保険の加入促進

市及び県は，ボランティア活動中の事故に備え，ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに，ボランティア保険の助成に努める。

第４　ボランティアの自主性，自発性の尊重

災害ボランティアの自主性，自発性を尊重しつつ，関係機関等において活動環境の整備に努める。

１　ボランティア意識の醸成

ボランティア意識の普及を図るためには，家庭，学校，地域において，幼少時からボランティア活動への理解，関心を育むことが必要であるため，防災講習会等を積極的に行う。

２　既存のボランティア組織の活用

既存のボランティア組織がある場合は，できるだけこの組織を防災体制に組み入れ，活用を図る。

３　ボランティア団体のネットワーク

県内及び市内のボランティア団体，ボランティア関連団体，ＮＰＯ，企業，大学等とのネットワーク化を進め，災害時における協力体制を整備する。

また，市は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに，中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図る。

４　ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため，市民及び企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに，学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

第30節　上・下水道施設の応急復旧計画

第１　上水道施設の応急復旧

第２　下水道施設の応急復旧

担当部	市民協働部，生活環境部，建設部，水道部，下水道部
担当班	災害対策班，衛生事業班，建設計画班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班，下水道班

第１　上水道施設の応急復旧

災害が発生した場合，水道施設の機能を維持するため，迅速かつ的確な応急対策を実施する。

また，応急対策の諸活動については，「水戸市水道災害（事故）対策マニュアル」のとおり対応する。

１　応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は，被害状況を迅速に把握し，速やかに作業体制を確立する。

また，広域的な範囲で被害が発生し，本市のみでは作業が困難な場合は，県に対し協力を要請する。

県は，市から協力要請があった場合は，他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

(2) 応急復旧作業の実施

市は，次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際，医療施設，避難場所，福祉施設，老人施設等の施設については，優先的に作業を行う。

［応急復旧の行動指針］

・　応急復旧の完了の目標を明らかにすること。

・　応急復旧の手順及び方法を明らかにすること。

特に，応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。

・　応急復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際，被災して集合できない職員があることを想定すること。

・　被災状況の調査，把握方法を明らかにすること。

・　応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。

・　応急復旧の公平感を確保するため，復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等，応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア　配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は，応急修理により給水を開始するほか，弁操作により他系統の管網より給水を行う。

また，配水管の破損が大規模な場合は，復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い，仮設共用栓を設置する。

イ　水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は，那珂川の取水地点付近に応急的ポンプ設備を設けて，仮設配管によって導水管へ連絡する。

ウ　水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは，破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに，特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は，水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

2　応急復旧資機材の確保

市は，日頃から応急復旧作業機器・資機材等の整備を図り，削岩機，掘削機等の応急復旧用資機材が不足した場合は，県に対し調達を要請する。

県は，市からの要請があった場合は，他の関係機関に対し，協力を要請するなど資機材の確保に努める。

3　市民への広報

市は，断減水の状況，応急復旧の見通し等について，市民への広報を実施する。

4　協力要請

災害が発生し，本市のみで対応が困難な場合，県に対し協力を要請する。

県は，市から協力要請があった場合は，他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

また，市は，協定に基づき関係市町村及び事業所に協力を要請する。

第２　下水道施設の応急復旧

下水道施設の被害に対して，汚水，雨水の処理，排除に障害がないよう，万全を期するため，応急対策を実施する。

1　応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は，被害状況を迅速に把握し，速やかに作業体制を確立する。

また，広域的な範囲で被害が発生し，市のみでは作業が困難な場合は，県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

ア　下水管きょ

管きょ，マンホール内部の土砂のしゅんせつ，止水バンドによる圧送管の止水，可搬式ポンプによる下水の送水，仮水路，仮管きょの設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ　ポンプ場，終末処理場

停電のため，ポンプ施設の機能が停止した場合は，自家発電により運転を行い，機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

また，断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け，排水機能や処理機能に影響が出た場合は，市街地から下水を排除させるため，仮設ポンプ施設や仮管きょ等を設置し，排水機能の応急復旧を図る。

次に，周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため，処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに，早急に高度処理機能の回復に努める。

2　応急復旧資機材の確保

市は，日頃から応急復旧作業機器・資機材等の整備を図り，応急復旧用資機材が不足した場合は，県に対し調達を要請する。

県は，市から協力要請があった場合は，必要な物資，資機材等の調達や職員の派遣，関係機関に対する協力要請など，広域的な作業体制の確保に努める。

3　市民への広報

市は，被害状況，応急復旧の見通し等について，市民への広報を実施する。

第31節　義援物資供給計画

第１　情報の収集・発信

第２　物資の受入

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

大規模災害時には，全国から提供される多くの義援物資を受け入れ，迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため，各避難所等が必要としているものを的確に把握し，効率的に配分することが必要となる。

第１　情報の収集･発信

１　市の対応

(1) 市は，各避難所等における必要な物資・数量を集約し，不足する場合には，県に対し，要請を行う。

(2) 市は，各避難所等のニーズ及び受入方針等を，ホームページ等を通じて情報発信する。

２　県の対応

(1) 県は，ニーズを的確に把握するとともに県の保有する義援物資のリスト等を市へ提供する。

(2) 県は，ニーズ及び県･市の受入方針等を，ホームページ等を通じて情報発信する。

第２　物資の受入

１　市の受入体制

(1) 受入施設

市は，本庁舎や公設地方卸売市場等を活用し，物資の受入等を行う。

２　県の受入体制

(1) 受入施設

県は，県庁福利厚生棟や防災活動拠点等指定した管理・配送拠点施設を活用し，被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え，事前に候補施設を選定しておくよう努める。

(2) 県は，提供申出者による被災地への配送が困難な場合は，一時保管し，在庫管理を行う。

(3) 物資の管理は，災害時応援協定に基づき，茨城県トラック協会等物流事業者の資機材や人材，ノウハウ等を活用し，的確に行う。

(4) 物資の搬送は，災害時応援協定に基づき，茨城県トラック協会等に要請し，行う。

第32節　愛玩動物の保護計画

第１　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護
第２　避難所における動物の適正飼養に係る措置

担当部	市民協働部，保健医療部
担当班	災害対策班，医療救護班

災害時には，飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため，市は，動物愛護の観点から，県と連携を図りながら，県獣医師会や水戸市獣医師会，動物愛護関係団体等との協力体制を確立し，愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

第１　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

市は，県と連携を図りながら，県獣医師会や水戸市獣医師会，動物愛護関係団体，ボランティア等と協働して，飼い主の発見，一時的な保護収容，愛玩動物保護施設の確保その他の被災地に残された愛玩動物や，負傷した愛玩動物の保護のために必要な支援に努める。

第２　避難所等における動物の適正飼養に係る措置

市は，避難所又は避難所に近接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに，県と連携を図りながら，県獣医師会や水戸市獣医師会，動物愛護関係団体，ボランティア等と協働して，愛玩動物の健康保持，動物由来感染症の発生予防その他の避難所等における動物の適正飼養のために必要な措置を講じる。

県は，関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

また，飼い主は，平時から，愛玩動物との同行避難や避難所での適正飼養のため，ケージやキャリーバック，非常用の餌等の必要な物資を備える。

第33節　東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画

第１　非常災害対策の体制
第２　応急復旧の実施
第３　災害時における広報

管内において災害が発生した場合，電力施設の応急復旧等を東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社（以下，「総支社」という。）が行う。

市は，応急復旧が必要な電力施設の情報提供，または電力復旧の支障となる道路啓開及び障害物の除去等，必要に応じて復旧について協力する。

第１　非常災害対策の体制

１　非常災害対策本部・支部の構成

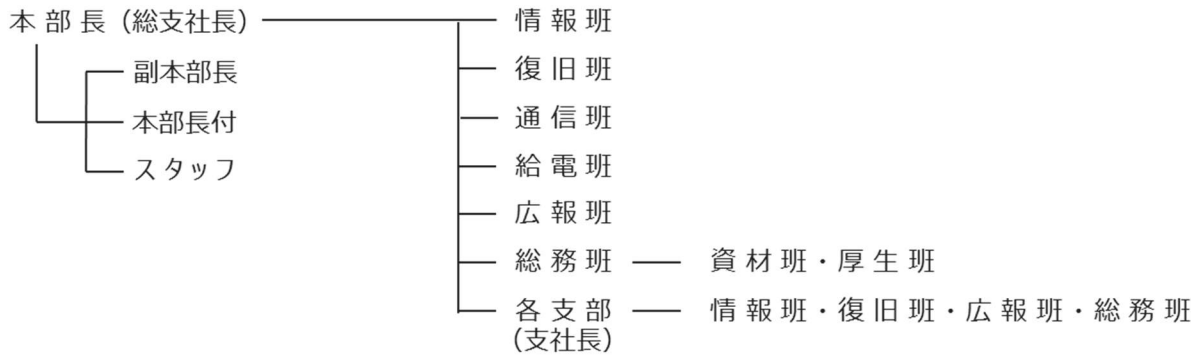

２　非常態勢の発令

非常態勢の発令は，非常災害の情勢に応じ，次表のとおり区分して行う。

区　　分	情　　勢
第１非常態勢	○被害の発生が予想される場合 ○被害が発生した場合
第２非常態勢	○大規模な被害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合を含む）
第３非常態勢	○大規模な被害が発生し，復電復旧に長期化が予想される場合 ○警戒宣言が発せられた場合

○　警戒宣言が発せられた場合は，上記区分に基づき，非常態勢を発令する。
○　第１～第３非常態勢は，地震・台風・雪等の自然災害，社会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障となる災害について，被害の規模（局地的・広範囲），停電復旧の状況に応じて関係部門と協議のうえ，適用区分を決める。

３　組織の運営

総支社長および支社長は，情勢に応じ適用すべき体制区分（第１～第３非常態勢）を発令する。

第２　応急復旧の実施

１　災害時における基本方針

(1) 応急工事の基本方針

総支社は，災害に伴う応急工事については恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して，迅速・適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については，次の基準により実施する。

ア　送電設備

ヘリコプター，車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき，迅速に行う。

イ　変電設備

機器損壊事故に対し，系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ　配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速，適切な復旧を行う。

エ　通信設備

可搬型電源，車載型衛星通信地球局，移動無線機等の活用による通信を確保する。

２　災害時における復旧計画

(1) 総支社は，各設備の被害状況を把握し，次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア　復旧応援要員の必要の有無

イ　復旧要員の配置状況

ウ　復旧資材の調達

エ　電力系統の復旧方法

オ　復旧作業の日程

カ　仮復旧の完了見込

キ　宿泊施設，食料等の手配

ク　その他必要な対策

３　災害時における情報の収集，連絡

(1) 情報の収集，連絡

災害が発生した場合は，次に掲げる情報を迅速，的確に把握し，速やかに連絡する。

ア　被害状況の把握において知り得た道路陥没，水没，土砂崩落，樹木倒壊等による道路寸断等の情報及び人身災害の発生等の一般被害情報

イ　停電の発生状況や復旧見込等，停電に関する情報

第３　災害時における広報

１　災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合，又は発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また，災害による断線，電柱の倒壊，折損等による公衆感電事故や電気火災等の２次災害を未然に防止するため，一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

ア　電柱の倒壊・折損，電線の断線，垂下等設備の異常を発見した場合は，電線には絶対に触らないことに加え，速やかに通報すること。

イ　浸水，雨漏りなどにより冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。

ウ　屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

エ　その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 広報の方法

広報については，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関を通じて行うほか，総支社が広報車により停電地域へ直接周知を行うが，必要に応じて市所有の広報手段の活用について協力要請を行う。

第34節　東部ガス株式会社茨城支社の復旧計画

第１　ガス停止時の代替措置
第２　応急復旧の実施
第３　災害時の活動体制
第４　災害時の広報

管内において災害が発生した場合に，ガス設備被害の早期復旧を図るための計画である。

第１　ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては，都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが，防災上重要な施設を点検し，機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに，臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

１　需要家情報から，設備の復旧方法を整備し，臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。

２　一般需要家の代替熱源としてカセットコンロ等による対応が図れるよう，調達できる体制を整備しておく。

第２　応急復旧の実施

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧により，社会公共施設としての機能を維持する。

なお，被害が甚大で東部ガス株式会社及び協力会社の社員のみで復旧が困難な場合には，一般社団法人日本ガス協会を通じて全国のガス事業者に応援を要請する。

１　応急対策

非常災害対策本部は，大規模災害発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

(1) 官公庁，報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報収集

(2) ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断

(3) 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報

(4) その他，状況に応じた適切な措置

２　復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき，各班は有機的な連携を保ちつつ，次の応急復旧作業を実施する。

(1) 施設の機能，安全性の点検及び必要に応じた調整・修理

(2) 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の展開

(3) 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報

(4) その他，現場の状況により適切な措置

３　被害復旧活動資機材の備蓄

(1) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は，各事業所，メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(2) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。

なお，必要に応じて県内の他の事業所が被災事業所に諸機材を貸与し，緊急事態に対応する。

第３　災害時の活動体制

非常災害が発生した場合，災害の種類，規模等に応じて第１次より第３次までの非常体制組織を支社内に編成し対応する。

これにより二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を，迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

第４　災害時の広報

非常災害時における広報は，その種類，規模等に応じて広報車による広報を行うとともに，防災関係機関にも広報を依頼する。さらに広範囲の広報が必要な場合には，テレビ，ラジオ等の報道機関にも協力を要請する。

また，関係官庁及び防災関係機関に対しては，ガス設備の被害状況，供給状況，災害復旧の現状と見直しについて逐一報告，連絡を行う。

第35節　東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画

第１　電話停電時の応急措置
第２　災害時等応急復旧の実施
第３　復旧を優先する電気通信サービス
第４　大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

管内において災害が発生した場合，通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

第１　電話停止時の代替措置

１　通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成，中継順路の変更等そ通確保の措置，及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

２　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され，災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

３　通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は，重要通信を確保するため，通話の利用制限等の措置を行う。

４　災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら，家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“１７１”を提供する。

第２　災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し，災害等の状況，電気通信設備の被害状況に応じ，次の各号に示す復旧順位を参考とし，適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関，水防機関，消防機関，災害救助機関，警察機関，防衛期間，輸送の確保に直接関係のある機関，通信の確保に直接関係のある機関，電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関，選挙管理機関，預貯金業務を行う金融機関，新聞社，通信社，放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位，第二順位に該当しないもの

※　上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関，内閣府，防衛省，主要自治体本庁等）については，最優先での対応に努める。

第３　復旧を優先する電気通信サービス

１　電話サービス（固定系・移動系）

２　総合デジタル通信サービス

３　専用サービス（国際・国内通信事業者回線，社内専用線含む）

４　パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）

５　衛星電話サービス

第４　大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	復旧第一順位及び第二順位機関が利用する復旧優先サービスの復旧の他，避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取り付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等，重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては，24時間以内，その他サービス及び重要加入者については，３日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに，住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐一行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内（※）を目標とする。

※　激甚な災害等発生時は，被災状況により最大１ヵ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で，約２週間，東日本大震災の場合で約１ヵ月）も想定されるが，応急復旧期間の短縮に最大限努める。

第36節　株式会社ＮＴＴドコモ茨城支店の非常災害対策計画

第１　組織及び役割

管内において災害が発生した場合，電気通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

第１　組織及び役割

１　災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所等へ携帯電話の貸出し及び無料充電サービスの実施に努める。

２　応急復旧の実施

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は，災害対策本部を設置し該当設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

３　株式会社ＮＴＴドコモ茨城支店災害対策本部組織図

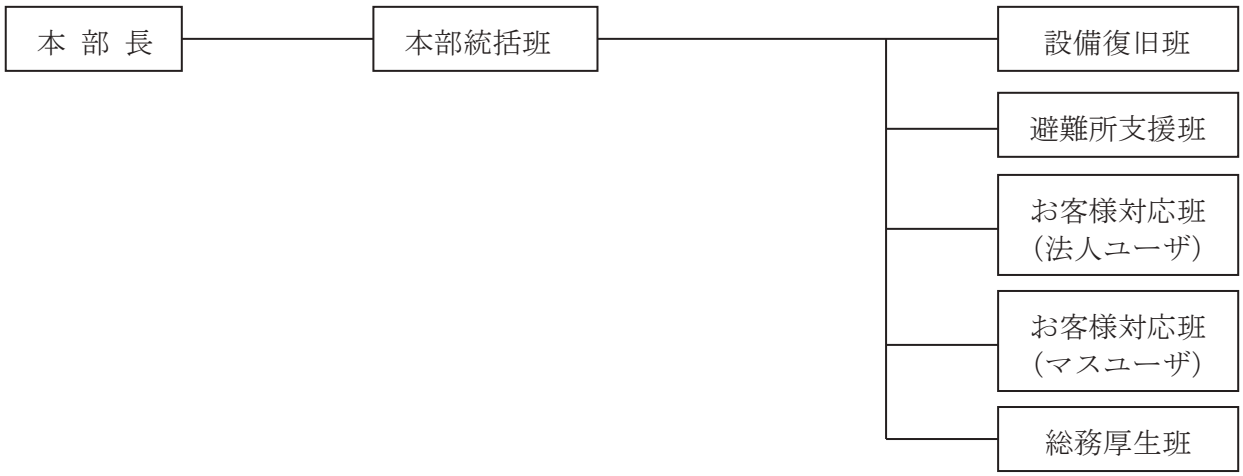

４　各班の役割

班	業務内容
本部長	・本部の業務を統括，本部員の指揮統括に関すること。
本部統括班	・県，市町村災害対策本部との情報連絡に関すること。 ・被害状況の把握と速報，各班との連携と統制に関すること。
設備復旧班	・通信設備被害状況の把握と応急復旧に関すること。 ・移動電源車，移動無線基地局車の設置，運用に関すること。
避難所支援班	・避難所等での避難者支援に関すること。
お客様対応班 (法人ユーザ)	・法人ユーザ，自治体等の対応に関すること。
お客様対応班 (マスユーザ)	・ドコモショップ等お客様窓口の被災状況及び運営状況の把握等に関すること。 ・臨時お客様窓口及び電話受付に関すること。
総務厚生班	・通話利用状況及び復旧に関する利用者，報道への周知に関すること。 ・復旧活動の後方支援（食料，宿泊施設，衛生，救護等）に関すること。

第４章

災害復旧計画

第４章　災害復旧計画

災害復旧計画は，災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて，災害の再発を防止するため，必要な施設の新設又は改良を行う等，将来の災害に備える事業計画を樹立し，早期復旧を目標に，その実施を図る。

なお，この計画は，災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成する。

第１節　災害復旧事業にかかわる資金計画

第１　義援金品の募集，受付及び配分
第２　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付
第３　災害見舞金の支給
第４　母子父子寡婦福祉資金の貸付
第５　農林漁業復旧資金
第６　中小企業復興資金
第７　住宅復興資金
第８　生活福祉資金
第９　り災証明書

担当部	市長公室，財務部，市民協働部，福祉部，産業経済部
担当班	秘書班，情報政策班，被害調査班，会計班，災害対策班，福祉総務班，障害福祉班，児童福祉班，商工観光班，農政班
関係機関	市社会福祉協議会
関係資料	り災証明書等に関する取扱い

大規模な災害時には，多くの人々が生命又は身体に危害を受け，住居や家財の喪失，経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで，市は，災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため，関係機関，団体等と協力し，被災者に対する義援金の募集及び配分等の措置を講じる。

第１　義援金品の募集，受付及び配分

１　義援金品の受付

市は，県内及び他県市町村等からの義援金品の募集及び受付を適正に行う。

募集に当たっては，新聞，テレビ，ラジオ等の報道機関と協力し，義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

(1) 義援金は，会計班において受け付け，受領したときは，寄託者に受領書を発行す

る。

(2) 義援品は，災害対策班において受け付け，受領したときは，寄託者に受領書を発行する。

（義援金品受付フロー）

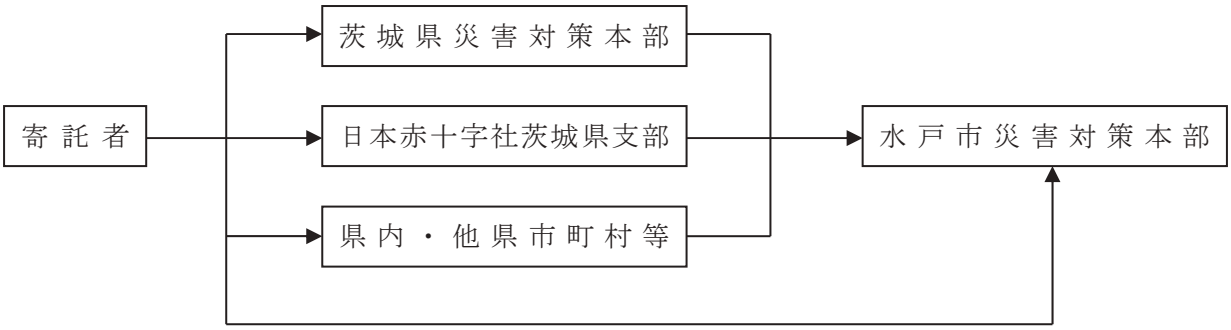

2　委員会の設置

市は，被災者あてに寄託された義援金を，被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

なお，委員会は，次の関係機関をもって構成するが，被害の状況によりその他の関係機関，団体等を構成員に加えることができる。

(1) 水戸市

(2) 水戸市議会

(3) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会

(4) 水戸市地域女性団体連絡会

3　義援金品の保管

市は，義援金品を適正に保管する。

(1) 義援金は，会計班が保管する。

(2) 義援品の保管場所は，市公共施設とする。

4　義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

義援金の被災者に対する配分方法（対象，基準，時期及びその他必要な事項）については，市が組織する委員会において，協議のうえ決定する。

また，義援品については，被災地区の需給状況を勘案し，配分計画を策定し，効果的に配分する。

なお，応急対策上，不足している物資で義援品のうち直ちに利用できる物資は，市長の指示において有効に活用する。

(2) 配分の実施

市は，委員会において決定された義援金の配分方法に基づき，被災者に対し，迅速かつ適正に配分する。

また，配分の際は，茨城県，日本赤十字社茨城県支部等関係機関と連携し行う。

(3) 義援金品の配分に関する事務

ア　義援金は，福祉総務班が担当する。

イ　義援品は，災害対策班が担当する。

(4) 配分の公表

委員会は，被災者に対する義援金の配分結果について，水戸市防災会議に報告するとともに，市民に対して義援金の配分結果等を公表する。

第２　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

災害により家族を失い，精神若しくは身体に著しい障害を受け，又は住居や家財を失った被災者を救済するため,「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」に基づく「水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年水戸市条例第36条）」に定めるところにより，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行い，「水戸市災害見舞金等に関する条例（昭和46年水戸市条例第７号）」により災害見舞金を支給する。

各種支援措置の実施に資するため，発災後，早期にり災証明書の交付体制を確立し，り災者にり災証明書を交付する。

１　災害弔慰金の支給

対象災害	・ 市において住居が５世帯以上滅失した自然災害 ・ 県内において,住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の自然災害 ・ 県内において,災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害
支給限度額	①　生計維持者が死亡した場合　500万円 ②　その他の者が死亡した場合　250万円
受給遺族	①　配偶者，子，父母，孫，祖父母 ②　①の遺族がいずれも存在しない場合は，死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時の同居者，又は生計を同じくしていた者に限る。）
費用負担割合	国（１/２），県（１/４），市（１/４）

2　災害障害見舞金の支給

対象災害	・市において住居が５世帯以上滅失した自然災害 ・県内において，住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の自然災害 ・県内において，災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害
受給者及び障害の程度	上記の災害により，精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①　両眼が失明したもの ②　咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し，常に介護を要するもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し，常に介護を要するもの ⑤　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥　両上肢の用を全廃したもの ⑦　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧　両下肢の用を全廃したもの ⑨　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	①　生計維持者が障害を受けた場合　250万円 ②　その他の者が障害を受けた場合　125万円
費用負担割合	国（１/２），県（１/４），市（１/４）

3　災害援護資金の貸付

対象災害		・　県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害	
貸付限度額		上記の災害により，負傷又は住居，家財に損傷を受けた者 ①　世帯主の１ヵ月以上の負傷　150万円 ②　家財の１/３以上の損害　150万円 ③　住居の半壊　170（250）万円 ④　住居の全壊　250（350）万円 ⑤　住居の全体が滅失　350万円 ⑥　①と②が重複　250万円 ⑦　①と③が重複　270（350）万円 ⑧　①と④が重複　350万円 （　）特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額
		１人	220万円
		２人	430万円
		３人	620万円
		４人	730万円
		５人以上	１人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし，その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。	
	貸付利率	年1.5％（据置期間中又は保証人がある場合は無利子）	
	据置期間	３年（特別な事情のある場合は５年）	
	償還期間	10年（据置期間を含む）	
	償還方法	年賦，半年賦又は月賦	
貸付原資負担		国（２/３），県（１/３）	

第３　災害見舞金の支給

市内において，発生した災害により被害を受けた者等に対して，「水戸市災害見舞金等に関する条例」及び「茨城県見舞金支給要項」に基づき，見舞金を支給する。

１　市災害見舞金等の額

(1) 死亡等の場合

区　　分	金　　額
死　　亡	100,000円
全治３ヵ月以上の入院加療を要する負傷	30,000円
全治１ヵ月以上３ヵ月未満の入院加療を要する負傷	20,000円
全治１週間以上１ヵ月未満の入院加療を要する負傷	10,000円

(2) 住家の損壊，滅失又は床上浸水の場合

区　　分	１世帯あたりの支給額
全　　壊　　等	70,000円
半　　壊　　等	30,000円
床　上　浸　水	25,000円

２　県災害見舞金等の額

対象災害	県内において発生した自然災害であって，以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において，５世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1)「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2)「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第３条第２項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	・死　　亡　　１人当たり　　10万円 ・重度障害　　１人当たり　　５万円 ・住家全壊　　１世帯当たり　５万円 ・住家半壊　　１世帯当たり　３万円 ・床上浸水　　１世帯当たり　２万円
費用負担割合	県（10/10）

第４　母子父子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき，災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し，その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため，母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母，父子家庭の父又は寡婦
	貸付限度	150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)
	償還期間	６月以内の据置期間経過後６年以内（特に必要と認められる場合７年以内）
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）

（住宅資金）

住宅に被害を受けた者について，被災後１年以内に貸付される住宅資金，事業開始資金及び事業継続資金の据置期間を，２年を超えない範囲内において延長することができる。

また，各種資金において貸付を受けた者が災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合は，１年以内の支払猶予期間を設け，その支払いを猶予することができ，その猶予期間中は利子が課されない。

第５　農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し，農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため，天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

１　天災融資法第２条第１項の規定に基づき，政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方　　被害農林漁業者

貸付対象事業　　種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る），家畜，家きん，しいたけほだ木，漁具（政令で定めるものに限る），稚魚，稚貝，餌料，漁業用燃油等の購入資金，漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金，その他農林漁業の経営に必要な資金

貸付利率　　年6.5%以内（利率はその都度定める。）

償還期限　　６年以内（ただし，激甚災害のときは７年以内）

貸付の限度額　　被害農林漁業者当り200万円以内（激甚災害のときは250万円）

貸付機関　　農業協同組合，森林組合，漁業協同組合又は金融機関

その他　　市長の被害認定が必要

２　茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第２条第12号に基づき，条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方　　被害農林漁業者

貸付対象事業　　種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具，家畜，しいたけほだ木，

漁具，稚魚，稚貝，餌料，漁業用燃油等の購入資金，漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金

貸付利率　５％以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は３％以内）
償還期限　６年以内
貸付限度額　被害農林漁業者当たり200万円以内
貸付機関　農業協同組合，森林組合，漁業協同組合又は金融機関
その他　市長の被害認定が必要

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第２条第13号に基づき，被害組合に対し，条例で指定された災害により，被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。

貸付の相手方　被害組合
貸付対象事業　被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
貸付利率　6.5％以内
償還期限　３年以内
貸付の限度額　2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
貸付機関　農業協同組合連合会，森林組合連合会，漁業協同組合連合会又は金融機関

(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第２条第14号に基づき，被害農業者等指定災害により，被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

貸付の相手方　被害農業者又は特別被害農業者
貸付対象事業　指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率　５％以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は３％以内）
償還期限　12年以内（共同利用施設は15年以内）
貸付限度額　被害農林漁業者当たり200万円以内
（共同利用施設は2,000万円以内）
貸付機関　農業協同組合，農業協同組合連合会又は金融機関
その他　市長の被害認定が必要

３　株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し，被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである

償還期限　〈共同利用施設〉

20年（据置３年を含む。）以内

〈主務大臣指定施設〉

15年（据置３年を含む。）以内

貸付利率　年0.20%～0.30%(償還期間により異なる)

※公庫所定の利率による

貸付限度額　〈共同利用施設〉

貸付対象事業費の80%

〈主務大臣指定施設〉

貸付対象事業費の80%又は１施設当たり300万円（特認600万円，漁船1,000万円）のいずれか低い額

担保　保証又は担保

その他　農業協同組合，漁業協同組合，同連合会，農林中央金庫等に申し込む。

4　農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について，災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速，適正化を図るとともに，早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

第６　中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として，一般金融機関（普通銀行，信用金庫，信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫，株式会社商工組合金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証，災害融資特別県費預託等により，施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し，国に対しても要望する。

1　資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し，再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い，その状況を通報する。

2　資金貸付の簡易迅速化，条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化，貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3　中小企業者に対する金融制度の周知

県は，市，中小企業関係団体を通じ，国，県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4　一般金融機関及び政府系金融機関に対し，県資金を預託し資金の円滑化を図る。

5　県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

第７　住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては，独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し，建設資金又は補修資金の貸付を行う。

1　災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」，「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で，13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則1,500万円以内
土地取得費	原則970万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	①木造（一般）　25年以内 ②耐火，準耐火，木造（耐久性）35年以内

2　新築購入，リ・ユース（中古住宅）購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」，「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けた者で，50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	①新築住宅　原則2,470万円以内（土地取得資金を含む） ②リ・ユース住宅　原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）
償還期間	25～35年以内

3　補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上の被害を受け，「り災証明書」の発行を受けた者
貸付限度額	660万円以内
移転費	400万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	20年以内

4　県及び市の措置

(1) 災害復興住宅資金

県及び市は，災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し，独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは，災害復興住宅資金の融資について，借入れ手続きの指導，融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し，災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市町村長は，り災者の希望により災害の実態を調査したうえで，り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに，り災者に融資制度の周知徹底を図り，借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

第８　生活福祉資金

県社会福祉協議会は，「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき，災害により被害を受けた低所得世帯等に対し，経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて，市社会福祉協議会を窓口とし，民生委員の協力を得ながら生活福祉資金の貸し付けを行う。

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は，原則として本資金の貸付対象としない。ただし，特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは，福祉資金及び教育支援資金について，貸付対象とすることができる。

また，東日本大震災においては，被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要となる経費等の貸付をする生活復興支援資金が，生活福祉資金の特例措置として講じられた事例がある。

『生活福祉資金貸付内容一覧』

（令和２年11月１日現在）

資金種類／資金の目的			貸付対象（○＝対象） 低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間（据置期間中無利子）	償還期限	利子
総合支援資金（※１）		生活支援費	○	—	—	貸付期間12月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	６月以内	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5％
		住宅入居費	○	—	—	400,000円			
		一時生活再建費	○	—	—	600,000円			
福祉資金	福祉費	生　業　費	○	○	○	4,600,000円	６月以内（※２）	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5％
		技能習得費	○	○	—	技能を習得する期間が ６月程度　1,300,000円 １年程度　2,200,000円 ２年程度　4,000,000円 ３年程度　5,800,000円		８年	
		住宅増改築等	○	○	○	2,500,000円		７年	
		福祉用具費	—	○	○	1,700,000円		８年	
		障害者自動車購入費	—	○	—	2,500,000円		８年	
		中国残留邦人等国民年金追納費	○	○	○	5,136,000円		10年	
		負傷又は疾病の療養費	○	—	○	療養期間１年以内 1,700,000円 療養期間が１年を超え，１年６月以内であって，世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		５年	
		介護サービス，障害者サービス受給費	○	○	○	介護サービス受給期間 １年以内 1,700,000円 介護サービス受給期間が１年を超え，１年６月以内であって，世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		５年	
		災害臨時経費	○	○	○	1,500,000円		７年	
		冠婚葬祭経費	○	○	○	500,000円		３年	

資金種類／資金の目的			貸付対象（○＝対象） 低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間（据置期間中無利子）	償還期限	利子
福祉資金	福祉費	住居移転等，給排水設備等経費	○	○	○	500,000円	6月以内（※2）	3年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
		就職，技能習得等経費	○	○	○	500,000円		3年	
		その他日常生活必要経費	○	○	○	500,000円		3年	
	緊急小口資金		○	○	○	100,000円	2月以内（※2）	1年	
教育支援資金	教育支援費		○	—	—	高校 月額35,000円 高専 月額60,000円 短大 月額60,000円 大学 月額65,000円 （※3）	卒業後6月以内	20年	無利子
	就学支度費		○	—	—	500,000円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金		○	—	○	・居住している不動産（土地）の評価額の7割程度 ・月額300,000円	契約終了後3月	措置期間終了時	年3％又は長期プライムレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金		○	—	○	・居住用不動産の評価額の7割（集合住宅5割） ・貸付基本額（世帯の最低生活費等を勘案し，保護の実施機関が定めた額）			

※1　原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

※2　災害を受けたことによる貸付けの場合には，災害の状況に応じ，貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を延長することができる。

※3　特に必要と認める場合に限り，記載の金額の1.5倍の金額まで貸付けることができる。

第９　り災証明書

1　り災証明書及びり災届出証明書（以下「り災証明書等」という。）の対象

り災証明書等は，災対法第２条第１項に規定する災害により，被害があった建物の所有者等に対し，交付をする。

(1) 市長（防災・危機管理課・市民課）が交付するもの〔自然災害〕

【被害程度】

全壊，大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊，一部損壊，床上浸水，床下浸水等

※　被害の認定は，内閣府作成の「災害の被害認定統一基準」，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき行う。

(2) 消防局長（火災予防課）が交付するもの〔火災〕

2　り災証明書等の申請

(1) り災証明書等の申請は，り災者からの申請書の提出により行う。

(2) り災証明書等の申請者は，原則として，り災物件の所有者，占有者又は管理者とし，その他の者が申請を行う場合は，委任状を必要とする。ただし，大規模災害の発災直後等で，市長が認める場合に限り，委任状を要しない。

(3) 災害の規模に応じては，被災者生活再建支援システムを活用し，り災証明書等の申請の受付を行う。

3　被害調査及びり災証明書等の交付

(1) り災証明書等の申請がされたときは，市は，り災物件の被害状況を調査し，確認終了後，り災証明書等を交付する。ただし，水害等により，被害区域が明確な場合，市は，り災者からの申請にかかわらず，速やかに被害調査を行い，迅速なり災証明書の交付に努める。

(2) 大規模災害時には，被害の大きな建物の調査を優先し，生活再建に配慮する。

(3) 一部損壊の認定に限り現地調査を省略し，写真等の確認により交付することができる。

(4) 災害の規模に応じては，被災者生活再建支援システムを活用し，り災証明書等の被害調査及び交付を行う。

4　証明書の交付手数料

り災証明書等の交付手数料については，免除とする。

5　被災証明書の交付

市は，国等による被災者支援に係る各種支援策に対応するため，必要とする場合に，被災状況を証明するものとして，被災証明書を交付する。

第２節　租税，公共料金等の特例措置計画

第１　国税等の徴収猶予及び減免の措置
第２　市税等の徴収猶予及び減免の措置
第３　その他公共料金の特例措置

担当部	財務部，保健医療部
担当班	被害調査班，国保年金班

第１　国税等の徴収猶予及び減免の措置

市，県及び国は，災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について，法令及び条例の規定に基づき，申告，申請，請求，その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長，国税，地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第２　市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は，災害により被災者の納付すべき市税等について，法律及び条例の規定に基づき，申告，申請，請求，その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長，市税（市民税・固定資産税・国保税・軽自動車税等）等の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第３　公共料金等の特例措置

１　郵政事業（日本郵便株式会社）

(1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が適用された場合，被災１世帯当たり，郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。

なお，交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(2) 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。

なお，取扱場所は，日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して，被災者の救助を行う地方公共団体，日本赤十字社，共同募金会，又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお，引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

2　通信事業

(1) 東日本電信電話株式会社茨城支店

「電話サービス契約約款通則15」に基づき，災害が発生し，又は発生するおそれがあるときは，臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

(2) 株式会社ＮＴＴドコモ茨城支店

ＮＴＴドコモの各種サービスの契約約款に基づき，災害が発生し，又は発生するおそれがあるときは，臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

3　電気事業（小売り電気事業者等）

災害救助法適用地域の被災者に対し，経済産業大臣の許可を得て，電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

4　都市ガス事業（東部ガス株式会社）

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。

なお，特例措置を行う場合は，経済産業省又は関東経済産業局の認可が必要である。

(1) 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸

(2) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も，上記(1)を適用する。

第３節　雇用対策計画

第１　離職者への措置
第２　雇用保険の失業給付に関する特例措置
第３　被災事業主に関する措置

担当部	財務部，産業経済部
担当班	契約検査班，商工観光班

災害により，離職を余儀なくされたり災者に対し，国は，職業の斡旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進する。

また，県は国と連携を図り，再就職の支援を行う。

第１　離職者への措置

公共職業安定所の長は，災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため，離職者の発生状況，求人，求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに，以下の措置を行い，離職者の早期再就職への斡旋を行う。

１　窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

２　公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において，臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

３　諸制度の活用

職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。

４　就職の斡旋

市は，災害救助法が適用された場合，国から労働者の斡旋を受けることができる。

県は，茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り，災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し，再就職を支援する。

また，災害応急対策，災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労働者等の雇上げは，公共職業安定所を通じて行う。

第２　雇用保険の失業給付に関する特例措置

１　証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は，災害により失業の認定日に出頭できな

い受給資格者に対して，証明書により事後に失業の認定を行い，失業給付を行う。

2　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は，災害が，「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は，災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して，失業しているものとみなし基本手当を支給する。

第３　被災事業主に関する措置

国は，災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して，必要があると認めるときは，概算保険料延納の方法の特例措置，延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

第４節　住宅建設の促進計画

第１　住宅建設の促進

担当部	財務部，都市計画部
担当班	被害調査班，建築指導班，住宅政策班

第１　住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅を確保するため，住宅建設計画及び復旧計画を作成し，迅速な災害公営住宅の建設や，被災した既設公営住宅の復旧を図り，居住の安定を図る。

１　市の対応

市は，住宅被害の実態を把握し，住宅災害確定報告書，り災者名簿，滅失住宅地図を作成する。

２　県の対応

県は，市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導，支援を適切に行い，市で対応が困難な場合は県が代わって公営住宅を建設し，居住の安定を図る。

また，予算の確保，用地の確保等を含めて支援方法を検討する。

３　入居者の選定

市は，特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行い，県はこれを助言・指導する。

４　住宅建設の促進

県及び市は，自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と，指導等の迅速な事務処理体制の検討を行う。

第５節　被災者生活再建支援金の支給計画

第１　被災者生活再建支援法による支援金の支給
第２　水戸市被災者生活再建支援支給規則による支援金の支給

担当部	財務部，市民協働部
担当班	財政班，被害調査班，会計班，災害対策班

第１　被災者生活再建支援法による支援金の支給

市又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等，法に定める基準を満たした場合に，被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し，支援金を支給することにより，生活再建を支援し，市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また，被害状況に応じては，茨城県被災者生活再建支援制度補助金交付要項及び水戸市被災者生活再建支援金支給規則（以下「規則」という。）に基づき支援をする。

１　支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は，支援法施行令第１条の定めにより次に掲げるとおりである。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害

(2) 10世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

(3) 100世帯以上の住宅の全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

(4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で，５世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

(5) (1)～(3)の区域に隣接し，５世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

(6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が２以上ある場合に，

ア　５世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

イ　２世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）の区域に係る自然災害

２　制度の対象となる被災世帯

前記１に記載の自然災害により，

(1) 居住する住宅が全壊した世帯

(2) 居住する住宅が半壊，又は居住する住宅の敷地に被害が生じ，その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3) 災害による危険な状態が継続し，住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(4) 居住する住宅が半壊し，大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。）

(5) 居住する住宅が半壊し，相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。）

3　支援法の適用手続き

(1) 市の被害状況報告

市長は，当該自然災害に係る被害状況を収集し，知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は，市長の報告を精査した結果，発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは，内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに，支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

なお，市には，支援法が適用されたことを通知する。

4　支援金の支給額

支給額は，以下の２つの支援金の合計額となる。（世帯人数が１人の場合は，各該当欄の金額の３/４の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 （２.(1)に該当）	解体 （２.(2)に該当）	長期避難 （２.(3)に該当）	大規模半壊 （２.(4)に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※　大規模半壊による申請後，その住宅を解体した場合は，合計で100万円支給となる。

※　中規模半壊世帯（２．(5)に該当）は，基礎支援金の対象外。

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法		建設・購入	補修	賃借 （公営住宅等を除く。）
支給額	全壊・解体 長期避難 大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円

※　賃借による申請後，自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は，合計で200（又は100）万円支給となる。

5　支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は，制度の対象となる被災世帯に対して支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は，支給申請書に添付する必要のある書類について，被災者からの請求に基づき発行する。

ア　住民票など世帯が居住する住所の所在，世帯の構成が確認できる証明書類

イ　り災証明書

ウ　その他

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は，被災者から提出された支給申請書及び添付書類をとりまとめの上，速やかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の基金への送付

県は，市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6　支援金の支給

被災者生活再建支援法人は，支給申請書類を審査し，支援金の支給について，申請者本人に通知書により決定内容を通知する。

(1) 支援金の口座振替払い

支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより，申請者に支給される。

(2) 支援金の現金支給

市は，口座振替払いによる支援金支給ができないものについて，被災者生活再建支援法人からの委託に基づき，申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第２　水戸市被災者生活再建支援支給規則による支援金の支給

1　規則の適用基準

規則の対象となる自然災害は，規則第２条の定めにより，市内において１以上の住宅が全壊する被害を発生させた自然災害で，その災害による被害に対し，市長が支援金の支給が必要であると認めたものとする。

2　制度の対象となる被災世帯

市内に居住する世帯のうち，前記１に記載の自然災害により，

(1) 居住する住宅が全壊した世帯

(2) 居住する住宅が半壊，又は居住する住宅の敷地に被害が生じ，その住宅をやむを

得ず解体した世帯

(3) 居住する住宅が半壊し，大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）（(2)に掲げる世帯を除く。）

(4) 居住する住宅が半壊した世帯（(2)に掲げる世帯を除く。）

ただし，(1)～(3)に掲げる世帯のうち，支援法の対象となる被災世帯は，規則の対象外とする。

3　支援金の支給額

支給額は，以下の２つの支援金の合計額となる。（世帯人数が１人の場合は，各該当欄の金額の３/４の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（２.(1)に該当）	解体（２.(2)に該当）	大規模半壊（２.(3)に該当）	半壊（２.(4)に該当）
支給額	100万円	100万円	50万円	25万円

※　大規模半壊又は半壊による申請後，その住宅を解体した場合は，合計で100万円支給となる。

※　半壊での申請後，その住宅を解体し，支援法の対象となった場合は，半壊の申請で受給した支援金を市に返金した後に，支援法による解体の申請ができる。

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅等を除く）
支給額	200万円	100万円	50万円

※　基礎支援金を半壊で申請した世帯は，加算支援金の対象外。

※　賃借による申請後，自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）した場合は，合計で200（又は100）万円支給となる。

4　支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は，制度の対象となる被災世帯に対して，支給申請手続き等について個別に説明をする。

(2) 必要書類の発行

市は，支給申請書に添付する必要のある書類について，被災者からの請求に基づき発行する。

ア　住民票など世帯が居住する住所の所在，世帯の構成が確認できる証明書類

イ　り災証明書

ウ　その他

(3) 申請の受付及び申請書類の確認・点検

市は，支援金の申請の受付を行う。その後，被災者から提出された申請書及び添

付書類の確認・点検を行う。

5　支援金の支給

市は，支援金の支給について，通知書により支給決定内容を通知する。

市は，支給決定の通知後，速やかに申請者に対し支援金の支給を行う。

6　支援金に対する県の補助

県は，市が被災者に支援金を支給した場合，支給の実績に基づき，「茨城県被災者生活再建支援制度補助金交付要項」に基づきその費用の一部を補助する。

市は，支援金の支給後，支給の実績等を県に報告し，県から補助を受ける。

第６節　被災施設の復旧計画

第１　災害復旧事業計画の作成
第２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画
第３　災害復旧事業の実施
第４　がれき等の処理

担当部	市長公室，市民協働部，生活環境部，建設部
担当班	企画班，災害対策班，清掃班，建築班，土木補修班

災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて，再度災害の発生を防止するため，必要な施設の設計又は改良を行う等，将来の災害に備える事業計画を樹立し，早期復旧を目標に，その実施を図る。

１　地域間・組織間の応援協力体制の整備

災害発生後の施設の復旧に関しては，迅速かつ的確な対応が求められるが，災害時の混乱の中，復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため，地域間，組織間の人員の応援協力体制の整備を行う。

２　迅速な復興のための意思決定等の必要性

災害発生後，被災状況を的確に把握し，原状復旧とするか，復興とするかを，迅速に意思決定し，早急に復興対策本部の設置，復興方針・計画の策定，関連事務手続等を実施する。

３　市，県及び国の密接な連携

都市計画決定や，事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるために，市，県及び国は，密接に連携する。

第１　災害復旧事業計画の作成

市及び県は，災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し，それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

１　災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては，被災原因，被災状況等を的確に把握し，災害の再発防止に努めるよう関係機関は，十分連絡調整を図り，計画を作成する。

２　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては，被災状況を的確に把握し，速やかに効果のあがるよう，関係機関は十分連絡調整を図り，事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上，下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設，病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) 復旧上必要な金融その他資金計画

(11) その他の計画

第２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

関係機関は，被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに，国又は県が費用の全部若しくは一部を負担又は補助するものについては，復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し，査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち，特に公共土木施設の復旧については，被災施設の被害の程度により，緊急の場合に応じて，公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお，災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については，国庫負担法，同施行令，同施行規則，国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は，知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが，法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は，次のとおりである。

１　法律に基づき一部負担又は補助するもの

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

(3) 公営住宅法

(4) 土地区画整理法

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(7) 予防接種法

(8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

2　激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には，県及び市は，公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう災害の状況を速やかに調査し，実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第３　災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県，市，指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関等は，復旧事業の事業費が決定され次第，早期に実施するため，必要な職員の配備，職員の応援及び派遣等について措置する。

第４　がれき等の処理

1　作業体制の確保

市は，迅速にがれき等の処理を行うため，組織体制及び指揮系統を定めるとともに，業務委託等による作業員の確保を検討する。

また，災害時に備え，県や近隣市町村，民間事業者等と連携体制を構築する。

2　処理対策

市は，職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握し，所管の道路及び河川について，がれき等の処理を実施する。

損壊家屋の解体又は撤去は，原則として，所有者が行うものとするが，倒壊の危険や通行上の支障など，緊急性が高いものは，市が実施することを検討する。

また，必要があれば，県，近隣市町村，民間事業者等に応援を要請する。

3　仮置場の確保

市は，がれき等を集積するため，必要に応じて仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は，交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに，近隣市町村に対して集積地の提供を要請する。

4　再生利用・最終処分

市は，がれき等の処理・処分に当たっては，再生利用を推進し，最終処分量の削減に努める。

5　石綿飛散防止対策

市は，解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿

飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年９月　環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

第７節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

第１　激甚災害の指定
第２　激甚災害に係る財政援助措置の対象

担当部	財務部，市民協働部
担当班	財政班，会計班，災害対策班

第１　激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として，「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号，以下「激甚法」という。）」が制定されている。

市長は，大規模な被害が生じたときは，激甚法による援助，助成等を受けて適切な復旧対策を実施する。

１　激甚法による助成措置

(1) 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が，適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助

(2) 激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等

２　激甚災害の指定

(1) 市長は，災害が発生した場合は，速やかにその災害の状況及びこれに対する市の措置の概要を県知事に報告する。

(2) 県知事は，市長からの報告内容により，必要と認めたときは，内閣総理大臣に報告する。

(3) 内閣総理大臣は，県知事の報告に基づき，必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて，その災害が激甚法第２条第１項に規定する激甚災害に指定すべきかどうか判断する。

(4) 中央防災会議は，「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて，激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

(5) 内閣総理大臣は，この答申を受けて閣議を開き，激甚災害指定が閣議決定され，政令として公布される。

３　激甚災害に関する調査報告

市長は，大規模な災害が発生した場合，激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し，災害対策基本法第53条第１項に定めるところにより，速やかに次の事項を県知事に報告する。

(1) 災害の原因

(2) 災害が発生した日時

(3) 被害が発生した場所又は地域

(4) 被害の程度

(5) 災害に対する市の措置

(6) その他必要な事項

4　激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認める場合，市長及び関係事業を所管する各部長は，県知事及び担当部局長と連絡をとり，指定の促進に努める。

5　特別財政援助額の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは，適用対象事業を所管する各部長は，速やかに関係調書等を作成し，県及び国の関係部局に提出する。

(激甚災害指定のフロー)

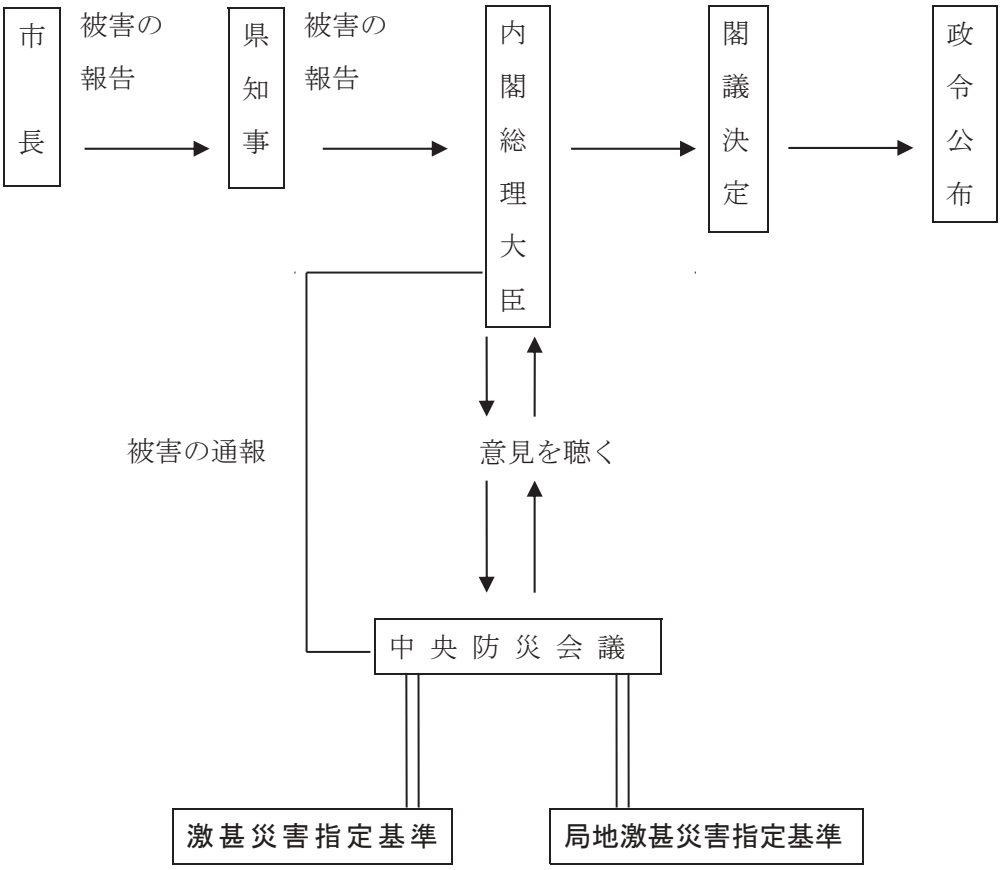

第２　激甚災害に係る財政援助措置の対象

激甚災害に係る国の財政援助等は，次のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業

(2) 公共土木施設災害関連事業

(3) 公立学校施設災害復旧事業

(4) 公営住宅等災害復旧事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

(7) 幼保連携型認定こども園及びみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

(8) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(9) 身体障害者参加支援施設災害復旧事業

(10) 障害者支援施設等の事業の用に供する施設の災害復旧事業

(11) 婦人保護施設災害復旧事業

(12) 感染症指定医療機関災害復旧事業

(13) 感染症予防事業

(14) 特定私立幼稚園災害復旧事業

(15) 堆積土砂排除事業

(16) 湛水排除事業

２　農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地，農業用施設及び林道の災害復旧事業

(2) 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業

(7) 共同利用小型漁船の建造

(8) 森林災害復旧事業

３　中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(2) 事業協同組合等の災害復旧事業

４　その他の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業

(2) 私立学校施設災害復旧事業

(3) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(5) 水防資材費の補助の特例

(6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(7) 公共土木施設，公共学校施設，農地，農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の助成補助

(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

資　料　編

資 料 編

第 1　　総則

１－　１　防災関係機関連絡先 …… 1
１－　２　災害時における応援協定一覧 …… 5
１－　３　面積，人口及び世帯数の推移 …… 13
１－　４　水戸市市民センター施設状況 …… 15
１－　５　水戸市立学校・認定こども園・保育所施設状況 …… 17
１－　６　水戸市老人福祉施設状況 …… 21
１－　７　水戸市障害福祉施設状況 …… 26
１－　８　署所の配置一覧（消防局）…… 33
１－　９　消防団配置一覧…… 34
１－１０　救急告示病院等一覧 …… 35
１－１１　緊急輸送道路一覧 …… 37
１－１２　河川状況 …… 40

第 2　　条例・規則関係

２－　１　水戸市防災会議条例 …… 41
２－　２　水戸市防災会議運営規程 …… 43
２－　３　水戸市災害対策本部条例 …… 44
２－　４　水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌 …… 45
２－　５　水戸市防災行政無線局管理運用規程 …… 54
２－　６　水戸市防災行政無線局通信運用細則 …… 79
２－　７　水戸市ＭＣＡ無線運用マニュアル …… 84
２－　８　水戸市地区防災組織補助金交付要項 …… 92
２－　９　水戸市災害時生活用水協力井戸登録事業実施要項 …… 99
２－１０　水戸市災害対策基金条例 ……108
２－１１　水戸市災害見舞金等に関する条例……110
２－１２　水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例 ……112
２－１３　水戸市現地災害対応班運営要項 ……117

第 3　　風水害関係

３－　１　水戸市の風水害の記録 ……121
３－　２　気象概況 ……125
３－　３　急傾斜地崩壊危険区域指定一覧 ……127
３－　４　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧 ……128
３－　５　水防法第15条の３及び第15条の４対象施設一覧 ……131
３－　６　土砂災害防止法第８条の２対象施設一覧 ……135

第 4　手続き・様式関係

４－　１　避難・収容計画関係様式等 ……137
４－　２　火災・災害等即報要領（抜粋） ……142
４－　３　被害の分類認定基準等 ……149
４－　４　災害救助法の適用関係資料 ……152
４－　５　災害時における通報受理票 ……158
４－　６　り災証明書等に関する取扱い……159
４－　７　水戸市地区防災計画 ……169
図　１　避難所・避難場所一覧 ……189
図　２　水戸都市計画図 ……190
図　３　水戸市洪水ハザードマップ（北地区版）……191
図　４　水戸市洪水ハザードマップ（南地区版）……192
図　５　水戸市津波ハザードマップ ……193
図　６　水戸市土砂災害ハザードマップ① ……194
図　７　水戸市土砂災害ハザードマップ② ……195
図　８　水戸市土砂災害ハザードマップ③ ……196
図　９　水戸市土砂災害ハザードマップ④ ……197
図１０　水戸市土砂災害ハザードマップ⑤ ……198
図１１　水戸市土砂災害ハザードマップ⑥ ……199
図１２　水戸市土砂災害ハザードマップ⑦ ……200
図１３　水戸市土砂災害ハザードマップ⑧ ……201

第1　総　則

１－１　防災関係機関連絡先

機関名	所在地	電話番号	備　考
県 関 係			
防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6	301-2885	
原子力安全対策課	水戸市笠原町 978-6	301-2922	
河川課	水戸市笠原町 978-6	301-4477	
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1	225-4045	
水戸土地改良事務所	水戸市柵町 1-3-1	224-3411	
千波湖土地改良区	水戸市三の丸 3-9-28	221-2621	
中央保健所	水戸市笠原町 993-2	241-0100	
警　察			
警察本部	水戸市笠原町 978-6	301-0110（代）	
水戸警察署	水戸市三の丸 1-5-21	233-0110	
消　防			
消防本部	水戸市城南 2-6-7	221-0111（代）	
北消防署	水戸市緑町 2-1-2	221-0117	
南消防署	水戸市城南 1-7-4	231-0764	
自 衛 隊			
陸上自衛隊　施設学校	ひたちなか市勝倉 3433	274-3211	
指定地方行政機関			
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	03-6238-1600	
関東財務局 （水戸財務事務所）	水戸市北見町 1-4	221-3188	
関東信越厚生局 （茨城事務所）	水戸市北見町 1－11 水戸地方合同庁舎 4 階	277-1316	
茨城労働局	水戸市宮町 1-8-31	224-6212	
関東農政局 （茨城県拠点）	水戸市北見町 1-9	221-2184	
関東森林管理局 （茨城森林管理署）	水戸市笠原町 978-7	243-7211	
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　合同庁舎 1 号館	048-600-0213	
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　合同庁舎 1 号館	048-600-0433	

機関名	所在地	電話番号	備　考
関東地方整備局 （常陸河川国道事務所）	水戸市千波町 1962-2 常陸太田市木崎一町 700-1	240-4061（代） 0294-72-4042	
関東運輸局 （茨城運輸支局）	水戸市住吉町 353	247-5244	
東京管区気象台 （水戸地方気象台）	水戸市金町 1-4-6	224-1106	
第三管区海上保安本部 （茨城海上保安部）	ひたちなか市和田町 3-4-16	263-4118	

指定公共機関

日本郵便株式会社 （水戸中央郵便局）	水戸市三の丸 1 丁目 4-29	224-7138（代）	
日本銀行 （水戸事務所）	水戸市南町 2-5-5	224-2734	
日本赤十字社 （茨城県支部）	水戸市小吹町 2551	241-4516	
日本放送協会 （ＮＨＫ水戸放送局）	水戸市大町 3-4-4	232-9885	
東日本高速道路株式会社 関東支社（水戸管理事務所）	水戸市加倉井町 2206	252-6151	
独立行政法人水資源機構	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-6500	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	那珂郡東海村大字舟石川 765-1	282-1122	
日本原子力発電株式会社	那珂郡東海村白方 1-1	282-1211	
東日本旅客鉄道株式会社 （水戸支社）	水戸市三の丸 1-4-47	227-5884	
東日本電信電話株式会社 （茨城支店）	水戸市北見町 8-8	232-4242	
日本通運株式会社 （水戸支店）	水戸市元石川町 276-16	248-0202	
東京電力パワーグリッド株式会社 （茨城総支社）	水戸市南町 2-6-2	387-3600	
ＫＤＤＩ株式会社 （水戸支店）	水戸市大工町 1-2-3 トモスみと	228-6671	
株式会社ドコモ CS（茨城支店）	水戸市宮町 1-1-83	222-5285	
ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋１丁目９－１	03-6889-6386	

機関名	所在地	電話番号	備　考

指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会	水戸市宮内町 3193-3	225-5651	
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918	241-1133	
一般社団法人茨城県医師会	水戸市笠原町 489	241-8446	
公益社団法人茨城県歯科医師会	水戸市見和 2-292-1	252-2561	
公益社団法人茨城県薬剤師会	水戸市笠原町 978-47	306-8934	
公益社団法人茨城県看護協会	水戸市緑町 3-5-35	221-6900	
茨城交通株式会社	水戸市袴塚 3-5-36	251-2331	
関東鉄道株式会社 （水戸営業所）	水戸市住吉町 348	247-5111	
鹿島臨海鉄道株式会社	東茨城郡大洗町桜道 301	267-5200	
一般社団法人 茨城県トラック協会	水戸市見川町 2440-1	303-6363	
ＪＲバス関東株式会社 （水戸支店）	水戸市城東 1-15-65	221-2836	
一般社団法人茨城県バス協会	水戸市見川町 2440-1	306-8700	
東部ガス株式会社 （茨城支社）	水戸市宮町 2-8-14	231-2241	
一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会（水戸支部）	水戸市桜川 2-2-35	225-3261	
株式会社茨城新聞社	水戸市笠原町 978-25 開発公社ビル内	239-3001	
株式会社茨城放送	水戸市千波町 2084-2	244-2160	

災害時における協力機関

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会	水戸市赤塚 1-1 MIOS2 階	309-5001	福祉関係
一般社団法人水戸市医師会	水戸市笠原町 993-17	305-8811	医療関係
水戸市建設業協同組合	水戸市住吉町 63-1	239-3731	応急措置関係
水戸市測量設計業協会	水戸市河和田町 4471-45	257-1234	〃
茨城県電設業協会	水戸市笠原町 1754-4	305-7301	〃
一般財団法人関東電気保安協会 （茨城事業本部）	水戸市白梅 1-4-35	226-3221	〃
水戸市環境整備事業協同組合	水戸市見川 4-460-20	305-0088	〃
水戸市再資源化事業協同組合	水戸市東前 3-234 東水戸ビル 2 階B室	269-4165	〃
水戸地方綜合食品協同組合	水戸市青柳町 4566	225-6611	物資関係
水戸青果仲卸協同組合	水戸市青柳町 4566	226-4060	〃
水戸市公設市場関連店舗組合	水戸市青柳町 4566	228-3202	〃

機関名	所在地	電話番号	備　考
水戸市中央水産協同組合	水戸市青柳町 4566	225-8903	〃
水戸地方青果物商業協同組合	水戸市青柳町 4566	225-6610	〃
水戸水産仲卸協同組合	水戸市青柳町 4566	227-0579	〃
水戸トラック事業者協同組合	水戸市平須町 234-1	241-6131	〃
茨城県石油業協同組合 （水戸支部）	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階	224-2421	燃料関係

１－２　災害時における応援協定一覧

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時等の相互応援に関する協定	県内全市町村	H6.4.1	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	県内全市町村
	北関東・新潟地域連携軸推進協議会の災害時における相互応援	19 市町	H8.10.14	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	
	災害時における相互援助に関する協定（首都圏県都）	千葉市 前橋市 宇都宮市 さいたま市 甲府市 横浜市	H8.10.23	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供） ※協定改正経緯 S58.6.1 協定締結 S58.11.16 甲府市を追加 S61.11.28　横浜市を追加 H8.10.23　協定内容の改正	千葉市中央区千葉港 1-1　043-245-5113 前橋市大手町 2-12-1　027-224-1111 宇都宮市旭 1-1-5　028-632-2052 さいたま市浦和区常盤 6-4-4　048-829-1126 甲府市丸の内 1-18-1　055-237-5331 横浜市中区港町 1-1　045-671-2171
	災害時における相互応援に関する協定	川口市	H8.3.27	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	川口市青木 2-1-1　048-258-1110
	災害時における相互応援に関する協定	柏市	H9.2.25	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	柏市柏 5 丁目 10-1　0471-67-1111
	災害時における相互協力に関する覚書	日本郵便株式会社	H9.7.14	災害発生時の郵政に関する相互協力	水戸市三の丸 1-4-29　029-221-2988
	災害時における応急措置の協力に関する協定書	水戸市建設業協同組合	H14.5.31 H21.5.18	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市酒門町 2921　029-247-9991
		水戸市造園建設業協同組合	H14.5.31		水戸市元石川町 611-230　029-248-2351
	全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書	安中市 越生市 青梅市 小田原市 熱海市 知多市 奈良市 みなべ町 武雄市 人吉市 湯河原町	H18.2.23	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	群馬県安中市安中 1-23-13 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2 東京都青梅市東青梅 1-11-1 神奈川県小田原市荻窪 300 静岡県熱海市中央 1-1 愛知県知多市緑町 1 奈良県奈良市二条大路南 1-1-1 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 1-1 熊本県人吉市麓町 16 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-2-1
	災害等による応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水戸市管工事業協同組合	H18.5.19	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市大場町 997　029-269-5461
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	茨城大学 水戸第一高等学校 水戸第三高等学校 水戸農業高等学校 水戸南高等学校	H22.3.1	洪水時における緊急避難所	水戸市文京 2-1-1　029-228-8111 水戸市三の丸 3-10-1　029-224-2254 水戸市三の丸 2-7-27　029-224-2044 那珂市東木倉 983　029-298-6266 水戸市白梅 2-10-10　029-247-6173

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水　戸　市 測量設計業協会	H23.3.31	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市河和田町 4471-45　029-257-1234
	災害時相互応援協定	敦　賀　市	H23.10.10	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供），職員の派遣，児童・生徒の受入れ	福井県敦賀市中央町 2-1-1　0770-21-1111
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水戸市電設協会	H23.12.22	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市笠原町 1754-4　029-243-5288
	災害時応援協定	高　松　市 彦　根　市	H24.1.16	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	香川県高松市番町 1-8-15　087-839-2011 滋賀県彦根市元町 4-2　0749-22-1411
	津波・洪水時における緊急避難所に関する覚書	水戸高等 特別支援学校	H24.1.17	津波・洪水時における緊急避難所	水戸市下大野町 6212　029-269-6212
	津波・洪水時における緊急避難所に関する覚書	茨城県立産業技術 短期大学校	H24.1.17	津波・洪水時における緊急避難所	水戸市下大野町 6342　029-269-5500
	災害時における緊急救援輸送等の協力に関する協定書	一般社団法人 茨城県トラック 協会水戸支部	H24.2.16	災害時における緊急救援輸送等	水戸市城南 2-4-28　029-300-0015
	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書	西尾レントオール 株式会社	H24.2.16	災害時におけるレンタル資機材の提供	（水戸営業所） 水戸市吉沢町 315-5　029-247-1131
	災害時相互応援協定	日　田　市	H24.3.1	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	大分県日田市田島 2-6-1　0973-23-3111
	地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道 株式会社	H24.3.7	災害等における帰宅困難者に対する相互協力	（水戸駅） 水戸市宮町 1-1-1　029-221-2709
	災害時等における一般廃棄物処理に関する支援協定書	一般財団法人 茨城県環境保全事業団	H24.3.8	緊急時等における一般廃棄物処理	笠間市福田 165-1　0296-70-2511
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話 株式会社茨城支店	H24.6.26	災害時の被災者等の通信の確保	水戸市北見町 8-8　029-232-4060
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	水戸飯富特別支援学校 水戸特別支援学校 内原特別支援学校 盲学校	H24.11.6	災害時における福祉避難所	水戸市飯富町 3436-20　029-229-7453 水戸市吉沢町 3979　029-232-4060 水戸市鯉淵町 2570　029-259-5813 水戸市袴塚 1-3-1　029-221-3388
	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査に関する協定書	一般財団法人 茨城県薬剤師会 検査センター	H24.11.20	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査	水戸市笠原町 978-47　029-306-9086
	災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書	市内社会福祉法人 21 団体 31 施設	H25.1.11	災害時における福祉避難所	

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における電気自動車による電力供給に関わる協定	茨城日産自動車株式会社	H25.2.25	電気自動車による電力供給	水戸市千波町 1949 番地 1　029-241-4123
	災害時における施設利用の協力に関する覚書	株式会社 ファースト・トラスト	H25.3.18	災害時における施設利用	水戸市桜川 2-5-26　029-212-4666
	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書	水戸市環境整備 事業協同組合	H25.3.29	災害時における廃棄物処理等の協力	水戸市見川 4-460-22　029-305-0088
	災害時における応急活動及び施設使用に関する協定書	茨城県農業共済組合 連合会	H25.5.13	災害時における応急活動及び施設使用	水戸市小吹町 942　029-215-8881
	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市他 61 市町	H25.7.12	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	北茨城市磯原町磯原 1630　0293-43-1111
	災害時における施設利用に関する覚書	学校法人 水戸女子商業学園 水戸女子高等学校	H25.7.18	災害時における施設利用	水戸市上水戸 1-2-1　029-224-4124
	災害備蓄品の施設利用の協力に関する覚書	株式会社 フロンティア水戸	H25.9.1	災害時における施設利用	水戸市大工町 1-3-2　029-300-2050
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定	公益社団法人 水戸市青年会議所	H25.12.24	災害時における応急活動及び企業等の防災対策推進	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 11 階　029-221-6384
	災害時における電気自動車による電力供給及び施設利用に関する協定書	株式会社 常陽銀行	H26.5.2	災害時における施設利用及び電気自動車による電力供給	水戸市南町 2-5-5　029-231-2151
	災害時における支援協力に関する協定書	茨城県行政書士会	H26.5.20	災害時における被災者支援相談窓口の開設及び会員派遣	水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 5 階　029-305-3731
	北関東中核都市連携会議災害時相互支援に関する協定書	前橋市 宇都宮市 高崎市	H26.8.21	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	群馬県前橋市大手町2-12-1　027-224-1111 栃木県宇都宮市旭 1-1-5　028-632-2222 群馬県高崎市高松町 35-1　027-321-1111
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	茨城県 (県立あすなろの郷)	H26.11.6	災害時における福祉避難所	水戸市笠原町 978-6　029-301-1111
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	JAグループ 茨城教育センター	H26.12.25	洪水時における緊急避難所	水戸市梅香 1-1-4　029-232-2068
	災害時における法律相談業務に関する協定書	茨城県弁護士会	H27.7.1	災害時における法律相談業務	水戸市大町 2-2-75　029-221-3501
	災害時における畳の供給に関する協定書	「５日で 5000 枚の約束。プロジェクト」 実行委員会	H27.7.21	災害時における畳の供給	水戸市見和 2-232-53 (関川畳商店)　029-212-5820
	災害時における応急活動に関する協定書	三和シャッター株式会社 文化シャッター株式会社	H27.7.27	災害時における公共施設等のシャッター等の緊急点検及び緊急修理	水戸市袴塚 3-12-32 (水戸ﾒﾝﾃｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ)　029-225-1625 029-225-1651

区分＼項目	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H27.8.21	災害時における地図製品の供給及び利用等	水戸市白梅2-6-3 （水戸営業所）　029-231-1566
	災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用に関する協定書	学校法人岩田学園 水戸駿優予備学校	H28.2.9	災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用	水戸市三の丸1-1-42　029-227-5551
	災害におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会	H28.3.29	災害におけるタクシー車両による緊急輸送等	水戸市住吉町292－5　029-247-6602
	災害時における倒壊建物の除去等応急活動に関する協定書	水戸市 解体業協同組合	H28.5.30	災害時における倒壊建物の除去等応急活動	水戸市東野町167-2　029-303-5977
	災害時における福祉用具等の供給に関する協定書	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	H28.10.4	災害時における福祉用具等の供給	東京都港区浜松町2-7-15　03-6721-5222
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人高福会 特別養護老人ホーム かさはら	H28.10.11	災害時における福祉避難所	水戸市笠原町75－3　029-243-3715
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人愛の会 特別養護老人ホーム 双葉陽だまり館	H28.10.17	災害時における福祉避難所	水戸市開江町7　029-306-7521
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	寶幢院	H29.2.23	洪水時における緊急避難所	東茨城郡城里町那珂西1958　029-288-2567
	災害時の支援等に関する協定書	財務省関東財務局 水戸財務事務所	H29.3.24	災害時の支援等	水戸市北見町1-4　029-221-3189
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	吉田神社	H29.3.28	洪水時における緊急避難所	水戸市宮内町3193-2　029-247-6464
	災害時の支援等に関する協定書	水戸地方合同庁舎 水戸地方検察庁 国税庁関東信越国税局 水戸税務署 農林水産省関東農政局 茨城拠点 財務省関東財務局水戸 財務事務所	H29.3.31	災害時の支援等	水戸市北見町1-11　029-277-1316 水戸市北見町1-11　029-221-2196 水戸市北見町1-17　029-231-4212 水戸市北見町1-9　029-221-2184 水戸市北見町1-4　029-221-3188
	災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用に関する覚書	学校法人 常磐大学	H29.5.30	災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用	水戸市見和1-430-1　029-232-2717
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定	水戸地区 中小建設業協同組合	H29.7.4	災害時における応急措置及び応急復旧の協力	水戸市米沢町365-7 オフィス八雲ビル２階　029-297-2530
	洪水時における地域間の連携協力について	水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する各地区会 水戸市住みよいまちづくり推進協議会	H29.8.30	洪水時における地域間の連携協力	
	災害時における茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）使用に関する協定書	一般財団法人 茨城県トラック協会	H30.3.26	災害時における茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）使用	水戸市見川町2440-1　029-303-6363

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における支援協力に関する協定書	一般財団法人 スカイガード	H30.5.2	災害時における情報収集等の支援協力	水戸市酒門町 4228-1　029-246-6955
	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書	株式会社0LS	H30.10.1	災害時におけるトレーラーハウスの提供	水戸市大塚町 1559-8　029-246-6717
	災害時における施設使用に関する協定書	茨城県水戸警察署	H31.2.21	災害時における施設使用	水戸市三の丸 1-5-21　029-233-0110
	災害時における対策業務の応援協力に関する協定書	茨城県建築士会	H31.3.6	災害時における対策業務の応援協力	水戸市笠原町 978-30　029-305-0329
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人樅山会	R元.5.20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市酒門町 3158　029-350-2055
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人 翠清福祉会	R元.5.20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市大塚町 1763　029-297-5220
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人仁心会	R元.5.20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市酒門町 1177-3　029-350-6100
	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	R元.6.3	災害に係る情報発信等	東京都千代田区紀尾井町１番３号
	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	R2.2.25	地理空間情報の活用促進のための協力	029-864-1111
	中核市災害相互応援協定	中核市 59 市	R2.4.1	災害時における相互応援協力	
	災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部	R2.6.29	災害時における宿泊施設の提供	
	洪水時における緊急避難所等に関する覚書	茨城県立 水戸第二高等学校	R2.7.1	洪水時における施設の使用	水戸市大町 2-2-14　029-224-2543
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	東京電力パワーグリッド株式会社総支社	R2.8.19	災害時等における防災力強化と早期電力復旧に資する活動	水戸市南町 2-6-2　029-387-3223
	災害時における洗浄等の支援協力に関する協定書	茨城県塗装工業組合 水戸塗装昭和会	R2.8.20	災害時における建物の汚泥洗浄等の協力	水戸市千波町 1853-1（県）　029-244-3581 水戸市笠原町1226-1(水戸)　029-241-5258
	洪水時における緊急避難所等に関する覚書	茨城大学教育学部 付属小学校	R2.8.24	洪水時における施設の使用	水戸市三の丸 2-6-8　029-221-2043
	災害時等における移動式木造住宅の建設に関する協定書	一般社団法人日本 ムービングハウス協会	R2.9.25	災害時等における移動式木造住宅の建設	北海道千歳市泉沢1007-168　0123-28-8811

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）	
応急措置一般	災害時相互協力に関する協定書	水戸青年会議所 水戸商工会議所青年部 水戸ロータリークラブ 水戸東ロータリークラブ 水戸西ロータリークラブ 水戸南ロータリークラブ 水戸さくらロータリークラブ 水戸好文ロータリークラブ 水戸ライオンズクラブ 水戸葵ライオンズクラブ 水戸西ライオンズクラブ 水戸東ライオンズクラブ 水戸南ライオンズクラブ 水戸北ライオンズクラブ 水戸チアフルライオンズクラブ	R2.9.28	災害時における被災者支援について		
	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	一般社団法人 茨城県環境保全協会	R2.12.21	災害時における災害し尿等の収集運搬	水戸市平須町1828-192	029-303-6007
	災害発生時等における相互協力に関する協定書	水戸少年鑑別所 水戸刑務所	R3.2.9	災害時における施設利用及び心理職の派遣	水戸市新原1-15-15 ひたちなか市市毛847	029-251-3038 029-272-2424
	災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書	株式会社 近畿日本ツーリスト関東	R3.3.3	災害時における宿泊施設の確保	水戸市宮町2-4-33 小林ビル２階（水戸支店）	029-225-1015
	自然災害による下水道施設の機械・電気設備緊急工事に関する協定書	一般社団法人 日本下水道施設業協会	R3.3.25	災害時における下水道施設の機械・電気設備の緊急工事	東京都中央区新川2-6-16	03-3553-0991
	災害時における復旧支援協力に関する協定	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	R3.3.25	災害時における下水道施設の復旧支援協力	東京都中央区八丁堀3-25-9	03-6228-3291
	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	R3.3.25	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力	東京都千代田区岩本町2-5-11	03-3865-3461
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関東支部	R3.3.25	災害時における下水道施設に関する技術支援協力	東京都荒川区西日暮里5-26-8	03-6806-5751
	災害時等における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書	合同会社　E4	R3.4.23	災害時におけるドローンによる情報集	水戸市三の丸1-1-42	029-227-5551 （水戸駿優）
	災害時等における応急活動及び施設使用に関する協定書	茨城トヨタ自動車 株式会社	R3.6.1	災害時における施設使用等	水戸市千波町1887番地	029-241-1511
放送	災害時における放送要請に関する協定書	茨城放送 株式会社	H14.6.6	災害のため，公衆電気通信，有線電気通信，無線設備により通信不可の場合等特別の必要があるとき	水戸市千波町2084-2	029-244-2160
	災害時における放送要請に関する協定書	水戸コミュニティ放送 株式会社	H14.6.6	災害のため，公衆電気通信，有線電気通信，無線設備により通信不可の場合等特別の必要があるとき	水戸市酒門町1261-6	029-248-2727
消防	消防相互応援協定 （隣接市町村）	那珂市 ひたちなか市 大洗町 茨城町 笠間市	H17.2.1 H 7.3.23 H 4.3.3 S44.10.1 H17.3.31	火災その他の災害における消防力の活用	那珂市菅谷651-3 ひたちなか市笹野２丁目8-1 大洗町磯浜町6881-191 茨城町奥谷1923-4 笠間市箱田2564	029-295-2111 029-273-0211 029-266-1119 029-292-1515 0296-73-0119

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
消防	茨城県高速自動車道等消防相互応援協定	協定市町村	H12.3.18	消防相互応援	
	茨城県広域消防相互応援協定	協定市町村	H7.1.1	消防相互応援	
水道・飲料水	水道災害相互応援に関する覚書	宇都宮市 川口市 前橋市	S56.6.5	役務提供，緊急援助物資の調達	宇都宮市旭1-1-5　028-632-2222 川口市青木2-1-1　048-258-1110 前橋市大手町2-12-1　027-224-1111
	災害時における相互応援給水に関する協定書	ひたちなか市	S59.6.18	応急給水に関する人員，器材の応援	ひたちなか市東石川2-10-1　029-273-0111
	災害時の飲料水の確保に関する協定書	株式会社 アクアクララ水戸	H19.6.13	災害時の飲料水の確保	水戸市西原1-10-6　029-222-1117
	災害時の飲料水の確保に関する協定書	市民センター 自動販売機設置業者	H19.9.3	市民センターにおける 災害時の飲料水の確保	
	災害時における救援物資の提供等に関する協定書	株式会社伊藤園	H23.12.28	災害時の救援物資（主に飲料水）の確保	水戸市笠原町652-2 （水戸東部支店）　029-243-0339
	災害時における救援物資の提供等に関する協定書	コカ・コーラ ボトラーズジャパン 株式会社	H25.2.18	災害時の救援物資（主に飲料水）の確保	水戸市渋井町80　029-221-7141
	災害時等における支援及び協力に関する協定書	第一環境株式会社	H25.4.23	給水活動に関する応援	東京都港区赤坂2-2-12
	耐震型循環式飲料水貯水槽の設置及び管理に関する協定書	茨城県	H25.11.21	耐震型循環式飲料水貯水槽の設置及び管理	水戸市笠原町978-6　029-301-1111
医療	災害時の医療救護活動についての協定書	一般社団法人 茨城県水戸市医師会	S59.7.17 H24.10.3	災害時の医療救護活動	水戸市笠原町993-17　029-305-8811
	災害時の医療救護活動の実施に関する協定書	一般社団法人 水戸薬剤師会	H24.11.14	災害時の医療救護活動	水戸市金町3-1-13　029-233-1510
	災害時の動物救援活動に関する協定書	水戸市獣医師会	H24.12.3	災害時の動物救援活動	水戸市笠原町1357-5　029-243-8818
	災害時の歯科医療救護活動等に関する協定書	一般社団法人 水戸市歯科医師会	H25.3.6	災害時の医療救護活動	
	災害時における患者等搬送等の協力に関する協定書	株式会社 第一常陽タクシー 東栄観光開発 株式会社ソフトQ2 株式会社Vita･葵民急 有限会社あんしんネット	H26.9.9	災害時の患者搬送等	水戸市渋井町620-3　029-225-6362 水戸市五軒町1-5-48　029-224-5992 水戸市千波町1661-4　029-306-9989 水戸市浜田町415-3　029-228-3333
	災害時における助産師による支援活動に関する協定書	一般社団法人 茨城県助産師会	H26.11.6	災害時の妊産婦・乳幼児等への支援	那珂市豊喰1108-4　029-219-7823

項目／区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
医療	災害時における医薬品等の調達に関する協定書	株式会社メディセオ	H27.3.5	災害時の医薬品等の調達	東京都中央区八重洲2-7-15　029-304-5010（北関東支社）
	災害発生・感染症流行時における消毒業務等に関する協定書	一般社団法人茨城県ペストコントロール協会	R2.4.2	消毒業務等の協力	水戸市元吉田町1736-8　029-248-3011
	災害時等における医療活動に関する協定書	公益社団法人茨城県看護協会	R3.6.30	災害時の医療活動	水戸市緑町3-5-5　029-221-6900
物資	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	いばらきコープ生活協同組合	H16.3.1	災害救助に必要な物資の調達	小美玉市西郷地1703　0299-48-3243
	災害時における救援活動に関する協定書	イオンモール株式会社イオンモール水戸内原 イオンリテール株式会社イオン水戸内原店 イオンリテール株式会社イオンスタイル水戸下市	H18.8.24	災害救助に必要な物資の調達	水戸市中原町135　029-259-1021 水戸市中原町135　029-259-1400
	災害時における物資の供給に関する協定書	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会水戸支部	H24.8.21	災害時のガス燃料の確保	水戸市姫子1-97　029-255-2051
	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書	生活協同組合パルシステム茨城	H25.1.18	生活必需物資の調達及び安定供給，物価等の生活情報の収集・提供活動等	水戸市梅香2-1-39　029-227-2225
	災害時における支援協力に関すること	茨城県石油業協同組合	H29.12.20	災害時の燃料の確保	水戸市桜川2-2-35　029-224-2421
	災害時における物資供給及び店舗営業の継続・早期再開に関すること	株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ヨークベニマル	H30.6.15	災害救助に必要な物資の調達	東京都千代田区二番町8-8　029-231-6101 福島県郡山市朝日2丁目18-2　024-924-3111
	災害時における生活物資などの供給協力に関する協定書	株式会社カインズ	R2.3.30	災害救助に必要な物資の調達	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1　0495-88-7874

１－３　面積，人口及び世帯数の推移

（各年 10 月 1 日現在）

年別	面積（km^2）	世帯数（世帯）	人口（人）		
			総数	男	女
明治 22 年	6.17	5,052	25,591	12,745	12,846
25	〃	5,007	26,099	12,969	13,130
30	〃	5,357	32,368	16,153	16,215
35	〃	6,124	35,731	17,854	17,877
40	〃	6,631	37,532	18,797	18,735
大正元 年	〃	7,749	42,223	21,048	21,175
5	〃	8,323	46,555	22,887	23,668
10	〃	8,737	43,930	21,762	22,168
15	〃	9,752	47,983	23,700	24,283
昭和 5 年	〃	10,269	50,422	25,003	25,419
8	13.26	12,950	64,771	32,663	32,108
10	〃	12,946	62,770	30,627	32,143
15	〃	13,082	60,327	29,468	30,904
20	〃	11,304	49,495	23,161	26,334
24	13.37	15,824	67,885	32,946	34,939
25	〃	14,909	67,163	31,939	35,224
27	39.23	18,696	82,351	39,372	42,979
30	86.93	23,850	110,436	53,063	57,373
32	111.54	26,065	120,775	58,130	62,645
33	146.02	28,558	132,944	64,061	68,883
35	145.99	32,717	139,389	67,103	72,286
36	145.96	33,412	143,268	69,330	73,938
40	〃	40,122	154,983	74,812	80,171
45	〃	49,488	173,789	83,868	89,921
50	〃	60,158	197,953	96,244	101,709
55	〃	69,651	215,566	105,065	110,501
60	〃	76,429	228,985	111,855	117,130
平成元 年	147.01	80,988	233,962	114,300	119,662
2	〃	83,409	234,968	114,772	120,196
4	175.90	88,644	246,600	120,581	126,019
5	〃	89,852	246,851	120,900	125,951
6	〃	91,131	247,281	121,093	126,188
7	〃	91,578	246,347	120,701	125,646
8	〃	92,650	246,383	120,622	125,761
9	〃	93,740	246,559	120,731	125,828
10	〃	94,988	247,186	120,909	126,277
11	〃	96,186	247,566	121,163	126,403
12	〃	96,067	246,739	120,449	126,290
13	〃	97,208	247,165	120,419	126,746
14	〃	98,443	248,216	120,777	127,439
15	〃	99,684	248,987	121,105	127,882
16	〃	100,519	249,257	121,217	128,040
17	217.45	104,521	262,603	127,435	135,168
18	〃	106,104	263,267	127,758	135,509
19	217.43	107,282	263,661	127,829	135,832
20	〃	108,755	264,171	128,013	136,158
21	〃	112,397	266,559	130,641	135,918
22	〃	114,015	267,681	131,103	136,578
23	〃	112,099	268,750	130,918	137,832
24	〃	114,509	269,681	131,533	138,148
25	〃	116,042	270,859	132,147	138,712

年　　別	面　　積	世　帯　数	人　　口　（人）		
	（km^2）	（世　帯）	総　数	男	女
26	217.32	117,163	270,876	132,193	138,683
27	〃	117,590	270,783	132,799	137,984
28	〃	118,953	271,047	132,905	138,142
29	〃	119,985	270,775	132,758	138,017
30	〃	121,091	270,289	132,507	137,782
令和元 年	〃	122,116	269,661	132,170	137,491
2	〃	123,536	269,343	132,046	137,297

１－４　水戸市市民センター施設状況

令和２年10月１日現在

番号	施設名	電話番号	所在地	構　　造	対象学区
1	三の丸　市民センター	224-6600	三の丸1丁目6-60	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ３階	三の丸
2	五　　軒　市民センター	226-4156	五軒町1丁目2-12	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ６階	五　軒
3	新　　荘　市民センター	221-7851	新荘2丁目11-2	鉄骨平屋	新　荘
4	城　　東　市民センター	221-9974	城東3丁目1-47	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	城　東
5	竹　　隈　市民センター	231-2045	柳町2丁目5-8	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	浜　田
6	常　　磐　市民センター	233-7005	西原1丁目3-12	鉄骨平家	常　磐
7	緑　　岡　市民センター	241-1510	見川町2563	鉄骨平家	緑　岡
8	寿　　市民センター	241-4011	平須町1636	鉄骨平家	寿
9	上大野　市民センター	233-3401	吉沼町1768-2	鉄骨平屋	上大野
10	柳　　河　市民センター	226-8256	柳河町673-1	鉄骨平家	柳　河
11	渡　　里　市民センター	221-4511	堀町466-7	鉄骨２階一部平家	渡　里
12	吉　　田　市民センター	247-5026	元吉田町1736-5	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	吉　田
13	酒　　門　市民センター	247-1356	酒門町1374-6	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平家	酒　門
14	石　　川　市民センター	252-2989	石川2丁目4243	鉄骨平家	石　川
15	飯　　富　市民センター	229-7832	飯富町4449-8	鉄骨２階一部平家	飯　富
16	国　　田　市民センター	239-7105	下国井町1212-4	鉄骨平家	国　田
17	桜　　川　市民センター	251-0359	河和田町2894-4	鉄骨平家	河和田
18	上中妻　市民センター	251-9402	大塚町1157-1	鉄骨平家	上中妻
19	山　　根　市民センター	252-0966	全隈町78-1	鉄骨平家	双葉台
20	見　　川　市民センター	243-6733	見川2丁目179-1	鉄骨平家	見　川
21	千　　波　市民センター	243-3174	千波町1396-4	鉄骨２階一部平家	千　波

番号	施設名	電話番号	所在地	構　　造	対象学区
22	見　　和　市民センター	253-1273	見和2丁目224-1	鉄骨平屋	梅が丘
23	双 葉 台　市民センター	251-3991	双葉台2丁目1-5	鉄骨平屋	双葉台
24	笠　　原　市民センター	243-3769	笠原町358-5	鉄骨平屋	笠　原
25	赤　　塚　市民センター	252-4090	河和田3丁目2329-3	鉄骨平屋	赤　塚
26	吉　　沢　市民センター	247-1989	吉沢町243-3	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋	吉　沢
27	堀　　原　市民センター	252-2750	新原1丁目9-16	鉄骨平屋	堀　原
28	下 大 野　市民センター	269-1288	下大野6094-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋	下大野
29	稲荷第一　市民センター	269-2213	大串町2134	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ３階	稲荷第一
30	稲荷第二　市民センター	269-1031	栗崎町1695-4	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋	稲荷第二
31	大　　場　市民センター	269-1006	大場町2283-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋	大　場
32	鯉　　淵　市民センター	259-7821	鯉淵町2989-2	鉄骨平屋	鯉　淵
33	妻　　里　市民センター	259-6665	有賀町2242	鉄骨平屋	妻　里
34	内　　原　市民センター	259-4044	内原町1395-6	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	内　原

１－５　水戸市立学校・認定こども園・保育所施設状況

（小学校）　　令和３年４月１日現在

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）※クラブハウスを含む	校地面積（㎡）
1	三の丸小学校	224-4533	三の丸1丁目6－51	4,228	940	18,346
2	五軒小学校	224-2900	金町3丁目2－25	6,109	※ 1,145	39,391
3	新荘小学校	221-4659	新荘2丁目11－1	5,197	※ 1,121	19,029
4	城東小学校	231-4297	城東2丁目7－62	6,027	945	23,557
5	浜田小学校	224-2717	浜田1丁目1－1	6,236	800	21,442
6	常磐小学校	224-2272	西原1丁目3－12	6,522	1,164	28,867
7	緑岡小学校	241-1923	見川町2563	6,162	※ 1,414	24,834
8	寿小学校	241-0854	平須町1809－1	4,861	922	19,080
9	上大野小学校	221-6242	東大野106－1	1,757	800	12,780
10	柳河小学校	221-5997	柳河町318－1	2,378	800	13,896
11	渡里小学校	221-6291	堀町468－1	5,924	1,049	23,380
12	吉田小学校	247-5252	元吉田町1757－1	5,680	900	26,821
13	酒門小学校	247-5952	酒門町1445－1	5,179	838	16,986
14	石川小学校	251-1519	石川4丁目4035	5,518	1,060	17,834
15	飯富小学校	229-7104	飯富町4420－1	3,184	531	12,380
16	河和田小学校	251-9540	河和田町1019	4,234	※ 1,117	15,583
17	上中妻小学校	251-9122	大塚町1086－2	3,230	725	17,561
18	見川小学校	241-1423	見川2丁目96－3	4,465	1,213	13,418
19	千波小学校	243-1021	千波町1538－1	5,666	801	21,253
20	梅が丘小学校	253-0098	姫子1丁目827－2	5,484	936	19,654
21	双葉台小学校	253-1862	双葉台5丁目26	6,062	945	28,170
22	笠原小学校	243-3261	笠原町347－17	4,446	800	25,401
23	赤塚小学校	253-4301	河和田2丁目2116－1	5,165	945	26,665
24	吉沢小学校	247-8113	吉沢町169－1	4,337	945	21,159
25	堀原小学校	251-3133	新原1丁目7－1	4,602	945	23,899
26	下大野小学校	269-2003	塩崎町666	2,496	495	17,723
27	稲荷第一小学校	269-2253	大串町142－1	4,602	※ 1,119	22,929
28	稲荷第二小学校	248-8011	百合が丘町997－204	4,102	※ 1,119	28,438
29	大場小学校	269-2103	大場町2489	2,912	1,057	11,738
30	鯉淵小学校	259-2239	鯉淵町3000	4,376	641	18,917
31	妻里小学校	259-2034	中原町682	3,601	611	17,448
32	内原小学校	259-4151	内原町1451	3,706	938	29,338
	合　　計	32校		148,448	※ 29,781	677,917

（中学校）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）※クラブハウスを含む	校地面積（㎡）
1	第一中学校	224-2424	東原3丁目1－1	6,741	※ 1,422	25,988
2	第二中学校	224-4422	三の丸2丁目9－22	6,149	※ 1,332	39,183
3	第三中学校	224-5508	朝日町2882－1	7,657	※ 1,422	30,125
4	緑岡中学校	241-1069	見川町2563－81	5,280	981	36,447
5	第四中学校	247-5554	元吉田町1987－3	6,499	1,020	33,370
6	飯富中学校	229-7132	飯富町4479－1	2,228	※ 1,030	19,753
7	赤塚中学校	251-9435	河和田1丁目1708－4	5,673	※ 1,425	24,589
8	第五中学校	251-1414	堀町1166－1	6,088	1,232	29,108
9	見川中学校	241-2309	見川2丁目98	7,517	1,482	30,528
10	双葉台中学校	253-1861	双葉台5丁目27	4,411	796	27,189
11	笠原中学校	241-5363	笠原町417－3	5,275	1,020	32,140
12	石川中学校	254-1700	堀町2304－2	4,780	945	27,283
13	千波中学校	248-4080	元吉田町599－2	5,303	※ 1,347	31,801
14	常澄中学校	269-2116	塩崎町1016	5,445	※ 1,465	27,934
15	内原中学校	259-2032	内原町1463-29	5,587	1,085	38,400
	合　　計	15校		84,633	※ 18,004	453,838

（義務教育学校）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	国田義務教育	239-7118 236-7125	下国井町2595－1	4,536	1,419	29,193
	合　　計	1校		4,536	1,419	29,193

（幼稚園）

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	城東幼稚園	221-9220	城東2丁目7－11	528		小学校敷地に併設
2	浜田幼稚園	221-5268	浜田1丁目1－2	622		小学校敷地に併設
3	常磐幼稚園	221-6426	西原1丁目3－65	551		小学校敷地に併設
4	緑岡幼稚園	241-1319	見川町2563	885		小学校敷地に併設
5	見川幼稚園	241-1926	見川2丁目96－18	361		1,789
6	寿幼稚園	241-4595	平須町1761	611		3,420
7	千波幼稚園	243-1022	千波町1443-2	706		3,643
8	国田幼稚園	239-7401	下国井町2595－1	143		国田義務教育学校内で保育
9	酒門幼稚園	247-7980	酒門町1245－3	530		2,492
10	飯富幼稚園	229-8251	飯富町4420－1	190		小学校内で保育
11	梅が丘幼稚園	253-0097	姫子1丁目823－14	556		1,644
12	吉田が丘幼稚園	247-8145	元吉田町1736－9	412		3,213
13	笠原幼稚園	243-4124	笠原町92－1	415		3,333
14	稲荷第二幼稚園	248-2766	百合が丘町997－204	482		小学校敷地に併設
15	妻里幼稚園	259-2624	有賀町2249－2	608		2,011
	合　　計	15園		7,600		※21,545

※小学校敷地に併設の幼稚園等の面積は除く。

（認定こども園〔幼稚園型〕）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	石川認定こども園	252-2990	石川4丁目4037－6	504		2,749
	合　　計	1園		504		2,749

（認定こども園〔幼保連携型〕）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	常澄認定こども園	269-4592	大串町789－2	957		6,004
2	内原認定こども園	259-4656	内原町720－1	1,038		4,043
	こども園計	2園		1,995		10,047

（保育所）

番号	施設名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）※クラブハウスを含む	校地面積（㎡）
1	白梅保育所	304-2070	元吉田町3250－１	899		3,350
2	杉山保育所	221-7219	三の丸3丁目12－5	740		4,153
3	新原保育所	251-2262	新原2丁目6－20	645		2,600
4	緑岡保育所	241-0707	見川町2131－1519	589		2,649
5	城東保育所	231-5972	城東2丁目6－39	452		1,894
6	平須保育所	241-1172	平須町1820－7	423		1,671
7	渡里保育所	224-8908	堀町480－7	445		2,602
8	若宮保育所	226-3923	若宮1丁目10－30	421		1,906
9	河和田保育所	253-1482	河和田3丁目2536－2	852		4,343
10	双葉台保育所	252-8749	双葉台2丁目19	433		2,011
11	一の牧保育所	243-8899	見川町2131－1741	385		1,999
	合　　計	11所		6,284		29,177

１－６　水戸市老人福祉施設状況

令和２年10月１日現在

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
（養護老人ホーム）				
愛友園	（福）愛友園	緑町3丁目9－35	221-6157	○
開江老人ホーム	（福）水戸市社会福祉協議会	双葉台4丁目254－1	251-2619	○
（特別養護老人ホーム）				
ライフピア青柳	（福）恒勝会	青柳町3796	224-5855	○
桜川陽だまり館	（福）愛の会	河和田町58	257-7011	○
ライフピア河和田	（福）恒勝会	河和田町4126－201	257-6411	○
もみじ館	（福）北養会	鯉淵町2222-1	259-9295	○
森の家ひらす	（福）高福会	小吹町702-1	240-3155	○
ヴィレッジみと	（福）公重会	小吹町2053-36	243-6008	○
アクティブハートさかど	（福）豊心の会	酒門町4390	248-5511	○
はぎの郷	（福）木犀会	酒門町2946-3	291-7780	○
グリーンハウスみと	（福）尚生会	塩崎町3503	240-5580	○
東野の家	（福）徳泉会	東野町215-1	247-1551	○
もくせい	（福）北養会	東原3丁目2-7	303-7373	○
ケアステーション藤が原	（福）親愛会	藤井町1117-1488	222-9988	○
長生園	（福）北養会	堀町1185	251-5345	○
渡里すずらん苑	（福）北友会	堀町95	257-9555	○
フォレストヴィラ水戸	（福）鳳凰会	全限町1256－7	253-6551	○
ケアステーション梅寿園	（福）親愛会	見川町1820－17	243-5322	○
愛友園	（福）愛友園	緑町3丁目9－35	221-6157	○
ユーアイの家	（福）ユーアイ村	吉沼町1839-1	222-1822	○
かさはら	（福）高福会	笠原町75-3	243-3715	○
祐功の館	（福）祐徳会	飯島町1308-1	353-7011	○
双葉陽だまり館	（福）愛の会	開江町７	306-7521	○
欅倶楽部	（福）樅山会	酒門町3158	350-2055	○
かたくりの郷	（福）翠清福祉会	大塚町1763-12	297-5220	○
みと東部特別養護老人ホーム	（福）仁心会	酒門町1177-3	350-6100	○
ヴィレッジみと桜ノ牧館	（福）公重会	小吹町2053番地36	291-7150	－
（ケアハウス）				
サンピア	（福）サンピア	内原町122-3	259-5656	○
ハートピア水戸	（福）愛の会	大塚町1803－26	255-3211	○
あんず館	（福）北養会	河和田町3334－1	255-0045	○
ケアハウスみと	（福）翠清福祉会	酒門町4231－2	246-1112	○
みどりおか	（福）親愛会	見川町1820－16	305-3300	○
（老人デイサービスセンター）				
ライフピア青柳通所介護事業所	（福）恒勝会	青柳町3796	224-5855	－
なごみの家	ＮＰＯなごみの家	青柳町4713	353-6753	－
老人デイサービスセンターあかつか	（福）水戸市社会福祉協議会	赤塚1丁目1	309-7733	○
コープ菜の花デイサービスセンター	いばらきコープ生活協同組合	赤塚1丁目2029-121	257-7870	－
デイサービスなかよしの森	（有）ファスト	赤塚2丁目2028-26	255-9771	－
デイサービスセンター　祐功の館	（福）祐徳会	飯島町1308-1	353-7011	－
ゆりかごデイサービス	（株）ゆりかご	飯富町3467-1	222-9666	－
ゆりかご　あっとホーム	（株）ゆりかご	飯富町3467-1	222-9668	－
ゆりかご☆ファイト	（株）ゆりかご	飯富町3467-1	222-9666	－
デイサービス ここいち内原	（株）いっしん	内原町1丁目168	259-0761	－
サンピア　デイサービスセンター	（福）サンピア	内原126	259-2666	－
デイサービス　てんしん	合同会社天眞	内原町817-2	259-0102	－
デイホームゆめ	（株）Mie Corporation	内原町845-1	259-5355	－
デイサービスはらだ	（医）三真会	内原町846-2	259-2496	－
ケアステーションあさひ水戸内原	（株）ヴァティー	内原町910 - 1	259-0180	－
デイホーム　アリア　大串	（株）アリア	大串町876	353-7961	－
デイサービスここいち水戸	（株）いっしん	大塚町1612-2	353-6761	－
ケアレジデンス水戸新館 デイサービスセンター	（株）ケアレジデンス	大塚町1741	251-6602	－
レッツ倶楽部水戸	（有）マイシティー	笠原町1191-2 第一斉藤ﾋﾞﾙ101号室	305-5022	－
デイサービス　オリーブ　かさはら	（株）エムケア	笠原町1200-13	246-6030	－

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
茶話本舗デイサービス上水戸亭	（株）ＨＲＴ	上水戸1丁目2-34	222-5605	－
デイサービスセンター　悠壽上水戸	（株）蒼杜	上水戸2丁目7-11	353-8988	－
ニチイケアセンター上水戸	（株）ニチイ学館	上水戸4丁目6-45	257-8050	－
ＮＰＯ法人 いきいきほろの里	ＮＰＯいきいきほろの里	萱場町1013-7	255-5671	－
通所介護事業所　桜川陽だまり館	（福）愛の会	河和田町58	257-7011	－
介護予防デイサービスセンター 元気はつらつ館	（株）テンダーケアジャパン	河和田町1181-1	309-5581	－
ケアサービス24(休止中)	（株）タカ	河和田町1109-1	257-9367	－
ケアサービス25(休止中)	（株）タカ	河和田町1109-1	257-9367	－
フロイデ総合在宅サポートセンター 水戸河和田	（医）博仁会	河和田町2893	257-1755	－
医療法人社団北水会 リハビリ デイサービスセンターかわわだ	（医）　北水会	河和田町3003-1	257-6617	－
ライフピア河和田　通所介護事業所	（福）恒勝会	河和田町4126-201	257-6411	－
かたくりケアセンターもくせい	（福）翠清福祉会	河和田町4510-1	255-1818	－
オレンジケア水戸 デイサービスセンター	ログ建築（株）	河和田1丁目1704-12	306-8273	－
あおぞらデイサービスひまわり	（有）ファイブアローズ	河和田1丁目2430-4	251-4122	－
ケアセンターきらり	（株）イディア・コーポレーション	河和田1丁目2444-2	309-4165	－
総合福祉ツクイ水戸赤塚	（株）ツクイ	河和田2丁目1-16	309-5131	－
つねずみ接骨院リハビリデイサービス	（有）つねずみ接骨院	栗崎町1561-1	240-5885	－
デイサービス　ケアプラスけやき台	（株）キャリアプラス	けやき台1丁目53-1	247-2979	－
デイサービスセンターもみじ館	（福）北養会	鯉淵町2222-1	259-9295	－
レッツ文化村　いきいきこいぶち	（株）レッツ文化村	鯉淵町4888-66	239-5788	－
デイサービス笑がお	サンハート（株）	鯉淵町6123-223	306-8699	－
ケアレンジデンス水戸 デイサービスセンター五軒町	（株）ケアレジデンス	五軒町3丁目4-7	300-5120	－
我がまま館	（株）栄光通商	小吹町267-250	305-6575	－
デイサービスセンター森の家ひらす	（福）高福会	小吹町702-1	240-3155	－
特別養護老人ホーム はぎの郷	（福）木犀会	酒門町2946-3	291-7780	－
デイサービスセンター・リビング	（有）オオモリ・ケアサービス	酒門町3248	304-6884	－
フロイデ総合在宅SC水戸けやき台 小規模デイサービスつどいの家	（医）博仁会	酒門町3282-6	291-3311	－
フロイデ総合在宅サポート センター水戸けやき台	（医）博仁会	酒門町千束3283-1	304-1515	－
デイサービスセンターさかど	（福）翠清福祉会	酒門町4231-2	246-1113	－
デイサービスセンター アクティブハートさかど	（福）豊心の会	酒門町4390	248-5511	－
デイサービスセンター　お多福	ＮＰＯ認知症ケア研究所	酒門町4637-2	240-1556	－
通所介護センター グリーンハウスみと	（福）尚生会	塩崎町3503	240-5580	－
デイサービスあすか	（有）アンビション	島田町3403-1	266-3337	－
レッツ文化村	（株）レッツ文化村	下野町311-5	257-5555	－
デイサービス　ハートライフ城東	（株）ハートライフ	城東3丁目2-23	291-3303	－
助川接骨院 機能訓練特化型デイサービス	合同会社武心	末広町1丁目4-11	233-9275	－
茶話本舗デイサービス住吉亭	（株）フィールドスカイ	住吉町22-14	248-0655	－
アサミ園　デイサービス	（有）アサミ	住吉町60	247-0549	－
デイサービスセンター千波湖倶楽部	（医）相川会	千波町214-6	243-2822	－
ご長寿くらぶ 水戸千波デイサービスセンター	（株）アーバン・アーキテック	千波町291	291-6205	－
おさえんデイセンター	（株）ＪＨＧメディカル	千波町369-8	246-5007	－
デイサロン千波山	（福）　樅山会	千波町508-63	305-1888	－
茶話本舗デイサービス千波亭	（株）フィールドスカイ	千波町598-10	244-1250	－
リハビリ専門デイサービス たんぽぽ	（株）オーガスタ	千波町1264-5	291-3225	－
ジョイリハ 千波緑岡	（株）グッド・オフ	千波町1799-5	244-4066	－
総合福祉ツクイ水戸千波	（株）ツクイ	千波町2049-2	305-3351	－
デイサービスセンターなご家 水戸千波サービス	（株）レオ・ケアー	千波町2274-10	291-5328	－
デイサービス桜香	（有）オルソメディカルサービス	千波町2776-16	353-8386	－
デイサービス野ばら	（株）マネジメントセンター	千波町2872-35	306-7742	－
ツクイ・サンフォレスト水戸	（株）ツクイ	中央2丁目6-32	303-3151	－
デイサービス　東野の家	（福）徳泉会	東野町215-1	247-1551	－

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
デイサービスまごころの家赤塚	コンテック（株）	中丸町270	309-0056	－
デイサービスセンターしゃらく	（医）　協栄会	中丸町604-1	257-2565	－
デイサービス　百寿庵	（有）関東メディア	中丸町2052-9	212-3591	－
アシストケアクラブ水戸北	（株）鳳凰ライフケア	袴塚3丁目10-15	353-8915	－
ホームケア心の里 デイサービスセンター	（株）ＢＨＣ	東赤塚4353	254-6610	－
アズハイム水戸 デイサービスセンター	（株）アズパートナーズ	東原1丁目2-40	302-7150	－
デイサービスセンターもくせい	（福）北養会	東原3丁目2-7	303-7373	－
デイデイサービスセンター アテンドハウス・ウエスト	（福）北養会	東原3-2-12	303-2005	－
デイサービス　ふたば	合同会社　はらだ	姫子2丁目33 Gコート南赤塚103号	246-5003	－
デイサービスセンター　はーとぴあ	（福）愛の会	開江町8	257-6001	－
桔梗　デイサービス	茨城ケアサービス(株)	平須町2-72	305-3225	－
茶話本舗デイサービス平須亭 (休止中)	（株）フィールドスカイ	平須町1628-467	244-1369	－
デイサービスセンターひらす	茨城保健生活協同組合	平須町1819-34	241-8054	－
デイサービス　ローズ苑みと	（株）県央福祉サービス	開江町297-2	306-8021	－
デイホームローズガーデン	原口商事（株）	平須町957-3	350-1088	－
デイホーム　暖	原口商事（株）	平須町1075-2	297-9668	－
デイサービス　かりん	（株）ウェルフェア水戸	平須町1820-122	291-8961	－
デイホーム　花音	（株）花音	平須町1828-539	305-5265	－
デイサービスセンターDistage悠壽	（株）蒼社	堀町1075-11	353-7522	－
デイサービス・どすこい	（株）オオモリ・ケアサービス	藤井町878-1	229-8885	－
デイ　藤が原	（福）親愛会	藤井町1117-1488	222-9988	－
渡里すずらん苑 デイサービスセンター	（福）北友会	堀町95	257-9555	－
デイサービスセンター さとのこハウス水戸堀町	ウエルシア介護サービス(株)	堀町878-3	309-0058	－
デイサービスまごころの家水戸堀町	コンテック(株)	堀町920-1	309-1250	－
デイサービス野ばら堀町館	（有）クレーンマーケット	堀町1147-125	353-8951	－
デイサービスセンター 長生園	（福）北養会	堀町1185	251-5345	－
種村デイサービス	（有）　アニテック	堀町2294-10	212-7887	－
さくらさくら	（福）親愛会	本町1丁目9-2	350-5550	－
デイサービス野ばら　てまり館	マネジメントセンター	本町2丁目5-18	353-7933	－
デイサービスセンター フォレストヴィラ水戸	（福）聖蘭会	全隈町1256-7	253-6551	－
ケアサービス２８（休止中）	（株）タカ	松本町1-3	257-9367	－
デイ緑岡	（福）親愛会	見川町1820-17	243-7709	－
明日葉ケアセンター	（有）エリア・ネットワーク・サービス	見川町丹下一ノ牧2131-1303	305-6911	－
デイサービス水戸桑林	（株）桑林	見川町2537-2	243-3335	－
ほっと水戸　デイサービスセンター	（有）ほっと水戸	見川2丁目93-4	305-1677	－
デイサービス はな・はな	（株）227	見川2丁目95-6	306-8877	－
フィットネスデイ　樹樹	（株）ケア・アミティ	見川4丁目447-1	303-6234	－
木の葉リハステージ	（株）ケア･アミティ	見川4丁目447-1	353-8702	－
デイサービスゆうみん水戸見川店（休止中）	(株)オーシーエス	見川4丁目504-18	241-5113	－
あおぞらデイサービス水戸	（有）ファイブアローズ	見川5-1250-6	252-0838	－
デイサービスセンターつぐみ	（株）ケアセンターつぐみ	緑町3丁目9-12	291-6058	－
水戸ケアセンターそよ風	（株）ユニマットそよ風	見和1丁目298-9	309-1281	－
マイカイフィットネスクラブ見和	（株）エースプロジェクト	見和2-191-1 緑川ビル1Ｆ	353-8367	－
デイサービスセンター　輝	（株）愛優	見和3丁目1398-67	306-7342	－
ケアレジデンス水戸 デイサービスセンター元吉田館	（株）ケアレジデンス	元吉田町223	309-3301	－
デイサービスまごころの家水戸駅南	コンテック（株）	元吉田町575-1	239-5820	－
ムーランリッツ水戸	(株)理研機能食品研究所	元吉田町779-2	304-6550	－
聖愛園元吉田デイサービスセンター	（福）聖愛会	元吉田町894-16	353-6100	－
デイサービスセンターお多福　元吉田	ＮＰＯ認知症ケア研究所	元吉田町1691-2	291-3660	－
デイサービス光ホーム	（有）光ホームヘルプ	元吉田町1023-7	240-0656	－
コミュニティガーデン百合が丘	（株）ケアレジデンス	百合が丘町814-524	304-5321	－
フルールみとみなみ	（有）ブリッジ	吉沢町115-1	304-6032	－

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
茶話本舗デイサービスセンター 水戸吉沢亭	（有）ユージン	吉沢町569-50	303-8820	－
通所介護事業所　ユーアイの家	（福）ユーアイ村	吉沼町1839-1	222-1822	－
デイサービス　ヘルサ	（株）サンテ	米沢町82-3	304-6020	－
デイサービス百合が丘	（株）カインドケア水戸	六反田町1000-2	306-8761	－
茶話本舗デイサービス笑むの里	（株）エムサン	渡里町2412-4	239-5122	－
（地域包括支援センター）				
水戸市地域包括支援センター	直営	中央1-4-1 水戸市役所高齢福祉課内	232-9110	－
（高齢者支援センター）				
中央高齢者支援センター （「水高スクエア」内）	（医）　北水会	東原3丁目2-9	306-9582	－
東部高齢者支援センター （「まるごとカフェ」内）	（福）ユーアイ村	吉沼町1839-1	246-6216	－
南部第一高齢者支援センター （「ケアハウスみと」内）	（福）翠清福祉会	酒門町4231-2	246-5690	－
南部第二高齢者支援センター （「葉山荘」内）	水戸市	千波町1677	241-4821	－
北部高齢者支援センター （「はぁもにか」隣）	（医）協栄会	石川4丁目4039-26	246-6003	－
西部高齢者支援センター （旧地区センター内）	（福）翠清福祉会	双葉台2丁目１	246-6333	－
常澄高齢者支援センター （「グリーンハウスみと」内）	（福）尚生会	塩崎町3503	246-6155	－
内原高齢者支援センター （「もみじ館」内）	（福）北養会	鯉淵町2222-1	257-5466	－
（老人福祉センター）				
いきいき交流センター柳堤荘	水戸市	本町1丁目3－28	221-5761	○
いきいき交流センターあかね荘	水戸市	石川2丁目4094－1	252-5868	○
いきいき交流センター葉山荘	水戸市	千波町1677	243-5508	○
いきいき交流センター長者山荘	水戸市	渡里3201－3	228-0723	○
いきいき交流センター常澄	水戸市	大場町472－1	240-5255	○
いきいき交流センターふれしあ	水戸市	吉沢町850	247-6377	○
いきいき交流センターあじさい	水戸市	末広町2丁目3-13	232-0012	○
（認知症高齢者グループホーム）				
アサミ園	（有）アサミ	住吉町60	247-0549	－
いろり端水戸	（福）愛の会	開江町国置8	257-6666	－
グループホームハイブリッジ	（有）ハイブリッジ	米沢町98-1	304-0190	－
ケアホーム日なた家	（株）ハートピア	酒門町1739	304-6677	－
グループホームお母さんの家	（有）敬愛	小吹町2297-17	241-6610	－
グループホームあすなろ	（有）アンビション	島田町3403-1	267-7301	－
グループホームむくげ	（医）正信会	笠原町358-2	305-5666	－
グループホームぐるんぱの杜	（株）四方建築設計事務所	大串町116-4	240-5678	－
水戸ケアセンターそよ風	（株）ユニマット　リタイアメント・コミュニティ	見和1丁目298-9	309-1281	－
グループホームかたくり	（福）翠清福祉会	河和田町4517-1	309-5622	－
グループホームゆう	（有）ドゥ・ライフ	元石川町2523	247-3177	－
グループホーム堀安の舎	（有）共同生活舎	堀町1319	255-6541	－
グループホームすばる	ホシサン工業（株）	東野町96－5	246-1105	－
グループホーム暖	原口商事（株）	小吹町267－87	244-0022	－
グループホームすみれ	（医）正信会	小吹町3135-1	305-5010	－
グループホームなのはな	（医）正信会	鯉淵4708-41	257-0601	－
グループホームしゃらく	（医）協栄会	中丸町604-1	257-2565	－
グループホームハイジの丘	衛検産業（株）	住吉町302-1	247-2448	－
グループホームあしたば	（有）エリア・ネットワーク・ サービス	見川町丹下一ノ牧2131-1303	305-6914	－
グループホームいっしん館水戸	（株）いっしん	大塚町1612-14	253-6547	－
グループホームひかり	（株）伊藤建設	小吹町267-43	240-3511	－
グループホームいっしん館内原	（株）いっしん	杉崎町195-1	257-5580	－
グループホーム小吹ケアセンター	（有）サンパル	小吹町710-1	305-6800	－
グループホームメロン	（株）トゥルーケア	平戸町舟渡380-1	264-5111	－
グループホームばなな	（株）トゥルーケア	河和田町4433-40	257-6100	－

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
グループホームいちご	（医）愛優会	笠原町1614-9	305-3077	－
グループホームうちはら	（医）正信会	鯉淵町4708-41	259-0577	－
（有料老人ホーム）				
ケアレジデンス水戸本館	（株）ケアレジデンス	大塚町1661	252-6615	－
ケアレジデンス水戸新館	（株）ケアレジデンス	大塚町1741	255-3336	－
ケアレジデンス水戸元吉田館	（株）ケアレジデンス	元吉田町223	309-3301	－
ローズヴィラ水戸	（財）安寿苑	堀町1444－1	254-8111	－
やすらぎ梅寿園	（福）親愛会	見川町1820－17	241-1210	－
べるび一水戸	（医）それいゆ会	赤塚1丁目1ミオスビル　3F	309-0770	－
コンフォルト水戸	（有）ケアハーモニー	新荘3丁目8－18	302-1135	－
はぴね水戸	グリーンライフ東日本(株)	堀町915-1	257-1780	－
しまナーシングホーム河和田	（株）しまナーシングホーム	河和田3丁目2351-1	257-1377	－
しまナーシングホーム平須	（株）しまナーシングホーム	平須町1416	305-5800	－
しまナーシングホームガーデン	（株）しまナーシングホーム	河和田町3461	297-8120	－
モデスティア水戸	（株）日本エイジレス・ライフ・コア	平須町2205	244-1110	－
介護専用棟マリアン	（財）安寿苑	堀町1444-1	309-4477	－
（介護老人保健施設）				
くるみ館	（福）北養会	河和田町3335－1	255-4774	－
ナーシングホームかたくり	（福）翠清福祉会	河和田町4516－1	255-5222	－
こすもぴあ	（医）協栄会	石川4丁目4027	252-4777	－
つねずみ	（医）相川会	大場町2－14	247-6250	－
つまさと	（医）省和会	有賀町2228	259-7677	－
みがわ	（医）大橋会	見川町2131-105	305-6868	－
はぁもにか	（医）協栄会	石川4丁目4039-26	254-5777	－
大串の里	（医）鳳香会	大串町584-1	269-6477	－
はなみずき	（福）北養会	東原3丁目2-8	303-3501	－
しもいち	（医）青潤会	柳町2丁目10-11	231-2341	－
ひまわり水戸	（医）古宿会	百合が丘町814-477	240-1007	－
渡里の里	（医）鳳香会	渡里町285-1	353-6300	－

１－７　水戸市障害福祉施設状況

(1) 障害福祉サービス事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ユーアイファクトリー	生活介護	（社）ユーアイ村	吉沼町1843-3	350-9202
ユーアイキッチン	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）ユーアイ村	吉沼町1429-12 まるごとｶﾌｪ内	212-3775
スペース・ドリーム	生活介護 就労継続支援(Ｂ型)	（社）木犀会	住吉町148-8 住吉町210-1 1階	304-6860
水戸どんぐりの家	生活介護	（社）育実会	田野町831-1	229-8860
水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	河和田町123-1	257-8861
育心園	生活介護	（社）清香会	酒門町4280-2	247-5151
もちの木作業所	生活介護 就労継続支援(Ｂ型)	（社）木犀会	田島町133	257-0020
障害福祉サービス事業所　かがやき	生活介護 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）友幸会	下大野町6743-1	269-1181
水戸市知的障害者就労支援施設はげみ	就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	河和田町123-1	254-6600
水戸市知的障害者就労支援施設みのり	就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	文京1-2-24	233-2468
水戸市身体障害者福祉センターつどい	生活介護	水戸市	河和田町123-1	254-6600
水戸市福祉作業所むつみ	生活介護 自立訓練(生活訓練)	水戸市	河和田町123-1	254-6600
水戸市重症心身障害児（者）通園施設	生活介護	水戸市	見川5-127-91	253-1076
通所生活施設　きつつきの家	生活介護 自立訓練(生活訓練)	（特非）心身障害児者療育会きつつき会	堀町227-3	252-4527
やまびこ作業所	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（特非）オプティマム	平須町1225-3	244-5556
（特非）法人　ボイス社	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型) 就労定着支援	（特非）ボイス社	平須町1657-11	241-0944
障がい者自立支援事業所 ディライトホーム	生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）ひだまり会	加倉井町104	254-7814
ショートステイあんじゅ	短期入所	（有）アンビション	島田町3403-1	266-0123
就労継続支援事業所「すみれ」	就労継続支援(Ｂ型)	（特非）朋秀会	開江町1988-1	252-8977
就労支援事業所水戸市リサイクルセンター	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型)	水戸市	下入野2100	090-2729-0487
くれよん工房	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）くれよん	元吉田町1873-8	247-9040
聴覚障がい者就労支援施設　工房ふくろう	就労継続支援(Ｂ型)	（特非）ふくろう	双葉台2-1	253-2960
精神障害者自立支援事業所ひだまり	生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	笠原町1370-1	243-3601
かしの木　水戸	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）やまびこの里福祉会	水府町1544-1	297-8757
ハミルトン	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型) 就労継続支援(Ｂ型)	（株）セレンディピティ	東赤塚2164-1	246-5335
スリーアール水戸	短期入所 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型) 就労定着支援	（特非）スリーアール茨城	住吉町269-3	246-3314
障害福祉サービス事業所　きらきら	生活介護	（社）友幸会	開江町483-1	255-5541
就労支援事業所あかつか	就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	赤塚1-1	254-8786
スマイル水戸　かがやき	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（特非）喜友会	見和3-568-3	251-5882
短期入所　そら	短期入所	（特非）宙の会	見川町2563-475	243-3159

たけのこ	生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(B型)	(同) ライフパートナー	元石川町2523-2	248-7009
なかよし館	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 大成会	堀町652-5	252-8577
障害者自立支援センター　ゆきわりそう	生活介護 就労継続支援(B型)	(社) ひだまり会	笠原町1006-1	244-0901
障害者自立支援センター　みなみかぜ	生活介護 就労移行支援 就労継続支援(B型)	(社) ひだまり会	城東4-1-41	233-2912
就労支援施設オオダラワークス	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(有) はなぶさ	大足町1011-1	259-5570
おおぞら館	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 友愛会	河和田町5006	251-0010
あい・愛・あかつか	生活介護	(有) オフィスリブ	赤塚1-2010-12	353-7039
ライフステーション樹林（きりん）	生活介護	(特非) だいち	堀町767-1	291-4165
茨城県立あすなろの郷	生活介護	茨城県	杉崎町1460	259-3121
ともにー	就労継続支援(A型)	(特非) 茨城自立支援センター	見川町2131-404	291-4154
フレンドハウス	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 広栄会	城東2-9-1号	225-5865
自立支援センター奏	就労継続支援(B型)	(特非) 虹の会	笠原町1492-2	244-2767
さぼてん	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 康生会	大塚町1905-25	353-8138
みらいの森	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非) 未来会	西原2-10-57号	291-5141
水戸自立支援センター グリーンカンパニーファーム	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(一社) グリーンカンパニー	河和田町4359-7	239-3630
レインボー	就労移行支援 就労継続支援(B型) 就労定着支援	(株) パートナーズ	飯富町3562-5	353-7003
生活介護支援施設いずみ	生活介護	(社) 梅寿会	泉町2-4-21	302-6550
まなーるもちの木	生活介護	(社) 木犀会	田島町792-1	353-8976
愛正会記念 茨城福祉医療センター	療養介護 短期入所	(社) 愛正会	元吉田町1872	353-7171
スペース・ゆい	生活介護	(社) 木犀会	吉沢町742-1	291-5208
たけのこホーム	短期入所	(同) ライフパートナー	元石川町2523-2	248-7009
特別就労支援センターココカラ 就労定着支援センター　ココカラ	就労移行支援 就労定着支援	(株) Ｒｅｍｅｍｂｅｒ	城南2-8-38 常磐第一ﾋﾞﾙ4階	224-0415
短期入所施設　蛍	短期入所	(特非) 蛍の会	元吉田町2115の3	231-8738
ｍｉｒａｉｅ	就労移行支援 就労継続支援(A型)	エスケーネクステージ（株）	千波町2832-10	244-1294
就労サポートセンター うさぎファクトリー	就労継続支援(B型)	(有) 大槻流通サービス	小林町1205-2	259-0141
オールマスターズ	就労継続支援(B型)	(株) オーバースロー	柵町1-5-20	212-7008
障害者自立支援センターつばさ	生活介護 就労継続支援(B型)	(社) ひだまり会	元山町1-6-15	231-7374
コテロ元吉田	短期入所	(株) オーバースロー	元吉田町1328-3	291-3474
短期入所　にこの家	短期入所	(一社) サンメイト	元吉田町2649-17	246-6756
self-A・アドバンフォース水戸堀町	就労継続支援(A型)	(株) 茨城プラネッツ福祉センター	堀町916-4	350-6300
ＰＡＳ　Ａ　ＰＡＳ・菜の花ハウス	生活介護	(同) オフィスＰＡＳＡＰＡＳ	見川2-109-1	244-2434
さくら	就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	(一社) 春風	河和田2-2230-37	350-1417
生活訓練センター ココカラlife	宿泊型自立訓練 自立訓練(生活訓練)	(株) Ｒｅｍｅｍｂｅｒ	城南2-8-38 常磐第一ﾋﾞﾙ4階	224-0415
就労継続支援事業所 ピアニッシモ	就労継続支援(B型)	(特非) ピアニッシモ	河和田町151	257-8166
生活介護事業所　宙の会 就労移行支援事業所　宙の会	生活介護 就労移行支援	(特非) 宙の会	笠原町147-12	291-4607
KURITAワークサポートセンター 「Work-Work」	就労継続支援(B型)	(一社) こころの未来創造舎	青柳町3923-5	231-7066
就労支援サービス はじめの一歩	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(一社) ぱすてるはうす	大工町3-11-21	297-1160

（同）水戸就労ケアマネジメント	就労移行支援	（同）水戸就労ケアマネジメント	城南1-2-43 NKCﾋﾞﾙ406号室	303-6222
ケアホームスマイルすみよし	短期入所	（社）木犀会	住吉町148-8	212-8324
あさひ弁当工房	就労継続支援(Ｂ型)	（株）オーバースロー	朝日町2753-4	291-7387
self-A・アドバンフォース水戸駅南	就労継続支援(Ａ型)	（株）茨城プラネッツ福祉センター	城南2-5-19 水戸城南ﾋﾞﾙ4階	291-7600
生活介護施設　千波ハピネス	生活介護	（社）青樹会	千波町2770-21	246-6660
クオリティ・オブ・ライフ 就労支援センター	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	双葉台5-789-22	246-5155
ときわくらぶ	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	常盤警備保障（株）	渡里町3266-1	353-6363
就労移行支援事業所　陽向	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（社）梅寿会	小吹町705-8	353-8460
生活介護支援事業所ふう	生活介護	アイルマネーマネジメント（有）	青柳町3822-2	350-3350
就労支援事業所ふう	就労継続支援(Ｂ型)			
樹もれびハウス	短期入所	（特非）だいち	成沢町831-16	303-8211
グリーンピース	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（一社）サイコー	梅香2-283-1	302-7377
ステップワン　水戸	就労継続支援(Ａ型)	（株）ＡＲＣＨ	堀町1122-4-2	303-8655
コミュニティパルプラス	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（一社）アットホームパル	千波町1793-5	297-4440
エナベル水戸駅南	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型)	（同）ハーモニーワークス	桜川2-1-43 ｱｶﾃﾞﾐｰﾌﾟﾗｻﾞ3階	291-6644
ＱＯＬ就労継続支援Ａ型事業所	就労継続支援(Ａ型)	（株）ＱＯＬ	赤塚1-2067-3 ｺｰｷﾋﾞﾙ2A･4F･5F	297-3883
就労移行支援事業所　ブルーム	就労移行支援	（医）Epsylon	梅香1-2-50号	303-7119
就労定着支援事業所　ブルームプラス	就労定着支援			
サポート愛いばらぎ	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援(Ａ型)	（株）サポート愛いばらぎ	赤塚1-1978-13	291-8502
精神障害者自立支援事業所ひだまり 就労定着支援事業	就労定着支援	水戸市	笠原町1370-1	243-3601
障がい者自立支援事業所 ディライトホーム・就労定着支援	就労定着支援	（社）ひだまり会	加倉井町104	254-7814
ＪＩＭＯＮ	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（株）慈門	笠原町600-41	297-8330
就労継続支援Ｂ型事業所　ひまわり	就労継続支援(Ｂ型)	（特非）ひまわりの家	見川2-93-6	241-4899
はたらくガッツ村 ビストロ・ラ・ポルト・アミ	就労移行支援	（社）茨城補成会	住吉町110-5	293-7401
はたらくガッツ村　スイーツ工房	就労継続支援(Ｂ型)		茨城県東茨城郡 茨城町上石崎4698-2	
グループホームすばる	短期入所	（一社）サイコー	梅香2-285-1	302-7377
ポルテ	就労継続支援(Ａ型)	（株）千手	桜川2-1-6 ｱｲﾗﾝﾄﾞﾋﾞﾙ204	306-6970
ゆずりは	就労継続支援(Ｂ型)	（特非）優心会	大塚町1471-4	350-7474
フロイデ工房みと堀町	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型)	（医）博仁会	堀町967-1	353-8302
短期入所　水戸酒門町	短期入所	ソーシャルインクルー（株）	酒門町1011-1	246-6023
おさえん通りめだか販売店	就労継続支援(Ｂ型)	（株）Ｄ	千波町302-8	306-6181
えみてる水戸見川	就労継続支援(Ｂ型)	（株）アーバンアーキテック	見川町2131-2502	297-3307
エナベルビズ水戸駅南	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（同）ハーモニーワークス	桜川2-1-43 ｱｶﾃﾞﾐｰﾌﾟﾗｻﾞ3階B号室	353-7674
手仕事工房のっぱらの扉	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（株）ひとは	根本1-146	
とまとくらぶ	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	フィールドアップ（株）	鯉淵町539	259-4136
キルト千波	就労継続支援(Ａ型)	（株）楽腰館	千波町2320-2	350-8989
Take off	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	（株）つくよみ	城南3-10-17 ｶｰﾆｰﾌﾟﾚｲｽ水戸8階E号	080-3017-2886
障害福祉サービス事業所　クオリード	就労継続支援(Ｂ型)	（株）ＡＢＭ	笠原町99-2	246-5307
あおぞら	短期入所	（社）清香会	酒門町4280-1	247-5151
就労移行支援事業所ブルーム水戸宮町	就労移行支援	（医）Epsylon	宮町2-4-33 小林ﾋﾞﾙ5階	303-7333
福祉サポートセンターあすなろ	生活介護 就労継続支援(Ｂ型)	（社）茨城県社会福祉事業団	赤尾関町986-1	353-7111

(2)共同生活援助事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ひらす館	共同生活援助	（社）城北福祉会	平須町1885-10	0296-72-9346
ふたばホーム	共同生活援助	（特非）オプティマム	平須町1225-3	244-5556
はっぴぃハウスかくらい	共同生活援助	（社）ひだまり会	加倉井町104	254-7814
グループホームやまと	共同生活援助	（特非）並木会	鯉淵町5065-89	259-5843
水戸どんぐりの家	共同生活援助	（社）育実会	田野町831-1	229-8860
グループホーム集まれガッツ村	共同生活援助	（社）茨城補成会	住吉町16-57	293-7401
グループホーム千波寮	共同生活援助	（医）南山会	千波町2817-5	240-1060
グループホーム　さつき	共同生活援助	（特非）朋秀会	開江町1988-1	252-8977
あすなろホーム	共同生活援助	（社）茨城県社会福祉事業団	内原町1427-7	297-3225
ユーアイホーム	共同生活援助	（社）ユーアイ村	吉沼町1768-1	239-5062
森のふくろう	共同生活援助	（株）栄光通商	杉崎町1555-1	259-7606
グリーンホーム	共同生活援助	（特非）グリーンホーム	見川町2563-121	241-3738
ケアホームスマイル	共同生活援助	（社）木犀会	住吉町148-8	212-8324
ケアホーム　きらきら	共同生活援助	（社）友幸会	開江町483-1	255-5546
スマイルホーム見和	共同生活援助	（特非）喜友会	見和3-568-3	251-5882
みらい館	共同生活援助	（特非）未来会	大工町3-6-11	224-5630
共同生活介護支援施設タウンいずみ	共同生活援助	（社）梅寿会	泉町2-4-21	302-6550
ケアホームたじま	共同生活援助	（社）木犀会	田島町792-1	353-7411
たけのこホーム	共同生活援助	（同）ライフパートナー	元石川町2523-2	248-7009
あおぞら	共同生活援助	（社）清香会	酒門町4280-1	247-5151
かきのきホーム	共同生活援助	（特非）かきのき	田島町294-2	239-3923
グループホーム　ピアニッシモ	共同生活援助	（特非）ピアニッシモ	河和田町151	257-8166
コテロ元吉田	共同生活援助	（株）オーバースロー	元吉田町1328-3	291-3474
グループホーム　かがやき	共同生活援助	（社）友幸会	中大野661-1	269-1181
グループホーム　ティピ１	共同生活援助	（特非）宙の会	見川町1814-21 ﾌｫｰﾗｲﾌﾊｳｽ見川町Ⅱ-C	243-3159
はっぴぃハウス　かさはら	共同生活援助	（社）ひだまり会	笠原町1213-30	305-5851
共同生活援助施設　千波ハピネス	共同生活援助	（社）青樹会	千波町2770-21	246-6660
樹もれびハウス	共同生活援助	（特非）だいち	成沢町831-16	303-8211
グループホームすばる	共同生活援助	（一社）サイコー	梅香2-285-1	302-7377
グループホーム　あゆむ	共同生活援助	（株）八重櫻	河和田町56-39	353-7186
グループホームうさぎの家	共同生活援助	（有）大槻流通サービス	見和2-189-27	350-9720
えみてる水戸見川	共同生活援助	（株）アーバンアーキテック	見川町2131-2502	297-7735
ソーシャルインクルーホーム水戸酒門町	共同生活援助	ソーシャルインクルー（株）	酒門町1011-1	246-6023
グループホームわおん水戸	共同生活援助	ＳＬＩＮＥ（株）	千波町2556-12	297-8578
共同生活援助水戸白鳥の湖	共同生活援助	イチフジ（同）	浜田町53 ﾘｯﾂｶﾞｰﾃﾞﾝⅡ206号	210-1666
さくらの丘	共同生活援助	（社）勇成会	下入野町1923-3	0291-37-4811

(3)障害者支援施設

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ありすの杜	生活介護 短期入所 施設入所支援	（社）勇成会	下入野町1924-1	304-4666
茨城県立あすなろの郷	療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援	茨城県	杉崎町1460	259-3121
水戸市身体障害者 生活支援施設 いこい	生活介護 短期入所 施設入所支援	水戸市	河和田町655	255-5720

第二若葉園	生活介護 短期入所 施設入所支援	（社）栄寿会	上国井町3116-47	239-7171
若葉園	生活介護 施設入所支援 就労継続支援（B型）	（社）栄寿会	上国井町3285-8	239-7326
障害者支援施設 水戸友舞の郷	生活介護 短期入所 施設入所支援 就労移行支援 就労継続支援（B型）	（社）二十一世紀会	河和田町4405-15	306-9920
障害者支援施設　蛍	生活介護 短期入所 施設入所支援	（社）清順会	吉沼町519-6	231-7222

(4)障害児通所支援事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
あゆみ園	児童発達支援	（福）清香会	酒門町4291-4	247-5931
茨城県立あすなろの郷	児童発達支援 放課後等デイサービス	茨城県	杉崎町1460	259-3121
児童デイサービス事業所　風の子	放課後等デイサービス	（特非）発達支援グループ風の子	双葉台二丁目1番地	253-3341
ドリーム・キッズ	放課後等デイサービス	（福）木犀会	住吉町210-1　2階	304-6860
児童デイサービス事業所　ふう	放課後等デイサービス	（有）アイルマネーマネジメント	青柳町3864	350-3350
あゆみ園放課後等 デイサービス事業所	放課後等デイサービス	（福）清香会	酒門町4291-4	247-5931
水戸市重症心身障害（者）通園施設 あけぼの学園	児童発達支援 放課後等デイサービス	水戸市	見川5丁目127番地の91	253-1076
障害児学童保育所 きつつきの家	児童発達支援 放課後等デイサービス	（特非）心身障害児者療育会きつつき会	堀町227-3	252-4527
児童デイサービス ひまわりのお家	児童発達支援	（特非）子育て支援グループ ひまわりのお家	笠原町1396-3	243-9213
児童デイサービス ひまわりのお家 すみよし分園	放課後等デイサービス	（特非）子育て支援グループ ひまわりのお家	住吉町192番地の48	247-0277
児童デイサービス　宙	児童発達支援 放課後等デイサービス	（特非）宙の会	見川町2563－475	243-3159
キッズ・あい・ランド	放課後等デイサービス	（有）オフィスリブ	赤塚一丁目2010－12	353-7039
ＰＡＳ　Ａ　ＰＡＳ・菜の花ハウス	放課後等デイサービス	（同）オフィス　ＰＡＳ　Ａ　ＰＡＳ	見川2丁目109番地の1	353-8878
キララこども園	児童発達支援	（特非）キララこそだて支援センター	河和田町1193番地の5	353-6251
樹の子クラブ	児童発達支援 放課後等デイサービス	（特非）だいち	堀町764番地の3	291-4167
ゆりかご☆ドリーム	放課後等デイサービス	（株）ゆりかご	飯富町3467－1	222-9668
さくら塾	児童発達支援 放課後等デイサービス	（同）未来工房	酒門町4386-3 DCハイツ酒門101号室	306-8508
キララ姫子	放課後等デイサービス	（特非）キララこそだて支援センター	河和田１丁目2881－6 河和田高岡店舗２F	291-5861
みときっず	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）プロシード	見川5-124-2	246-5317
障害児通所支援事業所　チェリタン	児童発達支援 放課後等デイサービス	（福）愛正会	元吉田町1872番地1	353-8121
クオリティ・オブ・ライフ中丸支援教室	放課後等デイサービス	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	中丸町23-8	291-6603
キッズパーク水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）プロシード	河和田町3430番地4	246-5317
放課後等デイサービスたんぽぽ　平須店	放課後等デイサービス	（一社）スマイルライフ	平須町1829-13	246-6340
放課後等デイサービスきぼう	放課後等デイサービス	（株）皇城コーポレーション	新荘3-8-10	291-8835

ゆりかご☆キッズ	放課後等デイサービス	（株）ゆりかご	田野町170番地の1	222-9668
放課後等デイサービスにこの家	放課後等デイサービス	（一社）サンメイト	元吉田町2649-17	246-6756
運動学習支援教室　アトムハウス	放課後等デイサービス	（株）コムズケア水戸	姫子一丁目781-7 ＴＫビル202号室	291-5615
ハッピーテラス水戸教室	放課後等デイサービス	（有）マイ・シティー	千波町2466番1	303-7100
みときっず２	放課後等デイサービス	（株）プロシード	見川2-80-4	246-5317
こぱんはうすさくら 水戸備前堀教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）道進	紺屋町1377-1	300-2275
学童デイサービス 放課後等デイサービス ハイジの丘	放課後等デイサービス	（株）衛検産業	住吉町302番地の2	350-9997
みらっぷ	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）水戸心理・療育センター	千波町344-14	357-2657
放課後等デイサービス たんぽぽ笠原店	放課後等デイサービス	（一社）スマイルライフ	笠原町1246-1	350-5824
放課後等デイサービスなかよし	放課後等デイサービス	（同）新秀	城東2丁目10番24号	350-7066
あゆみ園第２放課後等 デイサービス事業所	放課後等デイサービス	（福）清香会	酒門町4276-12	350-3633
クオリティ・オブ・ライフ 子育て支援教室	児童発達支援	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	赤塚1-2067-3　3F	350-3100
学童デイサービス　よつば　水戸校	放課後等デイサービス	（同）ＯＵＬＡ	元吉田町842-4 パルネット中村101	350-4277
クオリティ・オブ・ライフ千波支援教室	放課後等デイサービス	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	千波町770番地10	297-2915
みらい会	放課後等デイサービス	（特非）未来会	西原二丁目10番57号	291-5141
ステップクラブ姫子	放課後等デイサービス	（一社）ステップライフ	姫子一丁目820番7 ヴィラ・エスポワールⅡ1階	306-8844
クオリティ・オブ・ライフ 赤塚支援教室	放課後等デイサービス	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	赤塚1-2067-3 コーキビル１Ｆ	297-3883
コミュニティパルプラス	児童発達支援 放課後等デイサービス	（一社）アットホームパル	千波町1793-5	297-4440
コミュニティパル支援教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	（一社）アットホームパル	笠原町549-2　1F	241-4711
クオリティ・オブ・ライフ 赤塚第２支援教室	放課後等デイサービス	（一社）クオリティ・オブ・ライフ	赤塚1-2067-3 コーキビル103号	297-3883
キッズスタディー水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）プロシード	千波町1253-4	212-7026
社会福祉法人尚生会 多機能型重症児デイサービス グリーンハウスおおつか	児童発達支援 放課後等デイサービス	（福）尚生会	大塚町1504-7	350-8126
コペルプラス　水戸見川教室	児童発達支援	（株）ブックエース	見川1丁目1154-6	297-1110
こどもサークル水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）サシノベルテ	大塚町1852番	255-1000
クオリティスクール	放課後等デイサービス	（株）ＱＯＬ	赤塚1丁目2067番地3 コーキビル2A・2F・5F	297-3811
キララ堀町	児童発達支援 放課後等デイサービス	（特非）キララこそだて支援センター	堀町906番地の5	350-7781
ブライトパル	放課後等デイサービス	（一社）アットホームパル	米沢町578-3	246-6365
アクティブスクール　河和田校	放課後等デイサービス	（株）ＱＯＬ	河和田町3820-5	383-8637
デイサービス　ローズ苑みと	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）県央福祉サービス	開江町297-2	306-8021
ハッピーテラス水戸おさえん通り教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	（有）マイ・シティー	千波町302-8	306-9655
ひと・まちすりーえす	児童発達支援 放課後等デイサービス	（同）ひと・まちぷらす	末広町一丁目5番28号	297-3397
放課後等デイサービス スポーツ療育ステーション　コロ	放課後等デイサービス	（株）オーガスタ	平須町1368－10	303-8885
障害者支援施設　蛍	放課後等デイサービス	（福）清順会	吉沼町519番地6	231-7222

ぐろうりぃきっず	児童発達支援 放課後等デイサービス	（株）プロシード	見川5－124－2　2Ｆ	212-7026
放課後等デイサービス ウィズ・ユー水戸	放課後等デイサービス	（株）ワゾ・フル―	見川2-104-29	291-7785

(5)点字図書館

施設名称	設置主体	住所	電話
県立点字図書館 県立視覚障害者福祉センター	茨城県 (指定管理者：(一社)茨城県視覚障害者協会運営)	袴塚1-4-64	221-0098

(6)聴覚障害者福祉センター

施設名称	設置主体	住所	電話
県立聴覚障害者福祉センター 「やすらぎ」	茨城県 (指定管理者：(一社)茨城県聴覚障害者協会運営)	住吉町349-1	248-0029

１－８　署所の配置一覧（消防局）

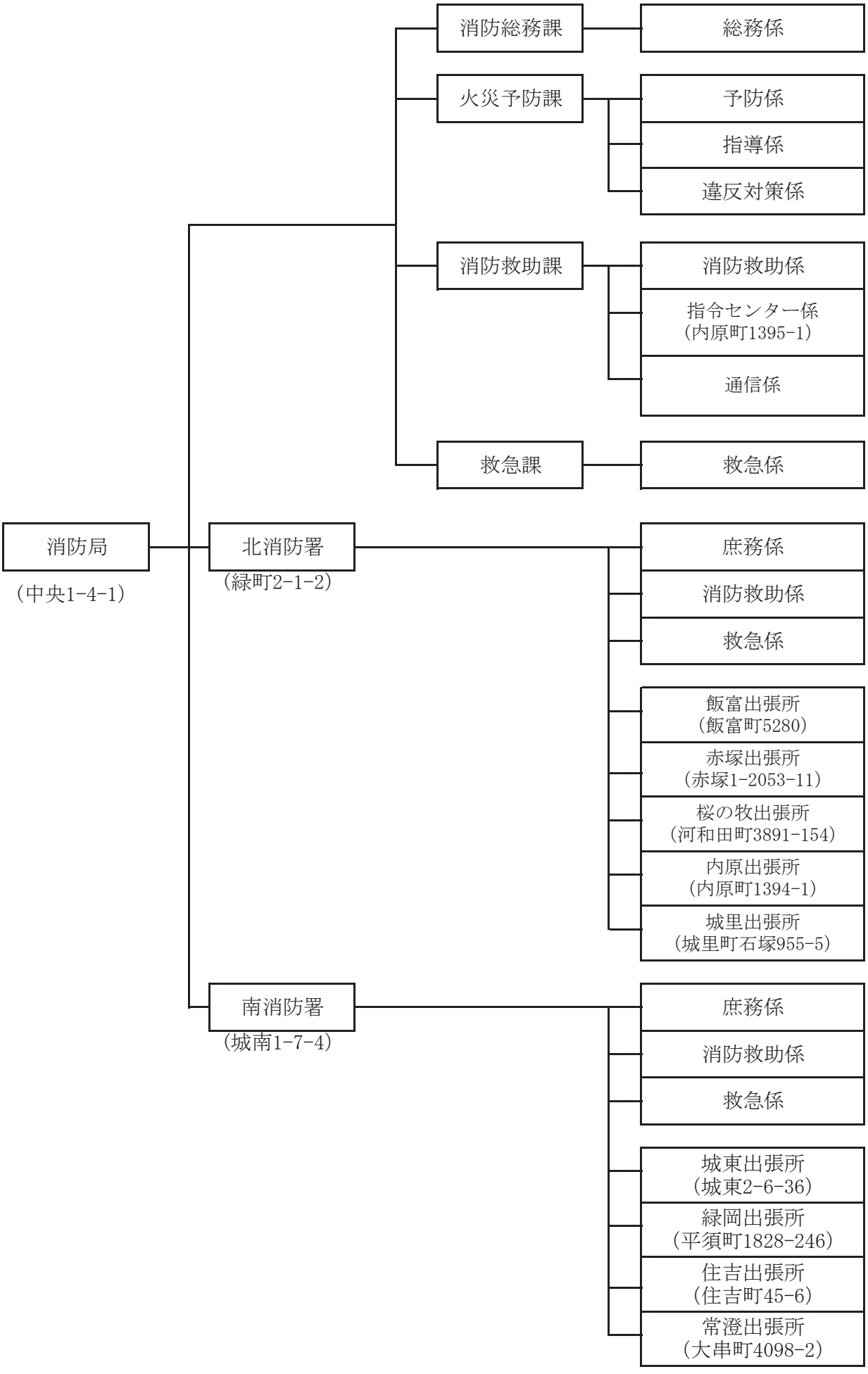

１－９　消防団配置一覧

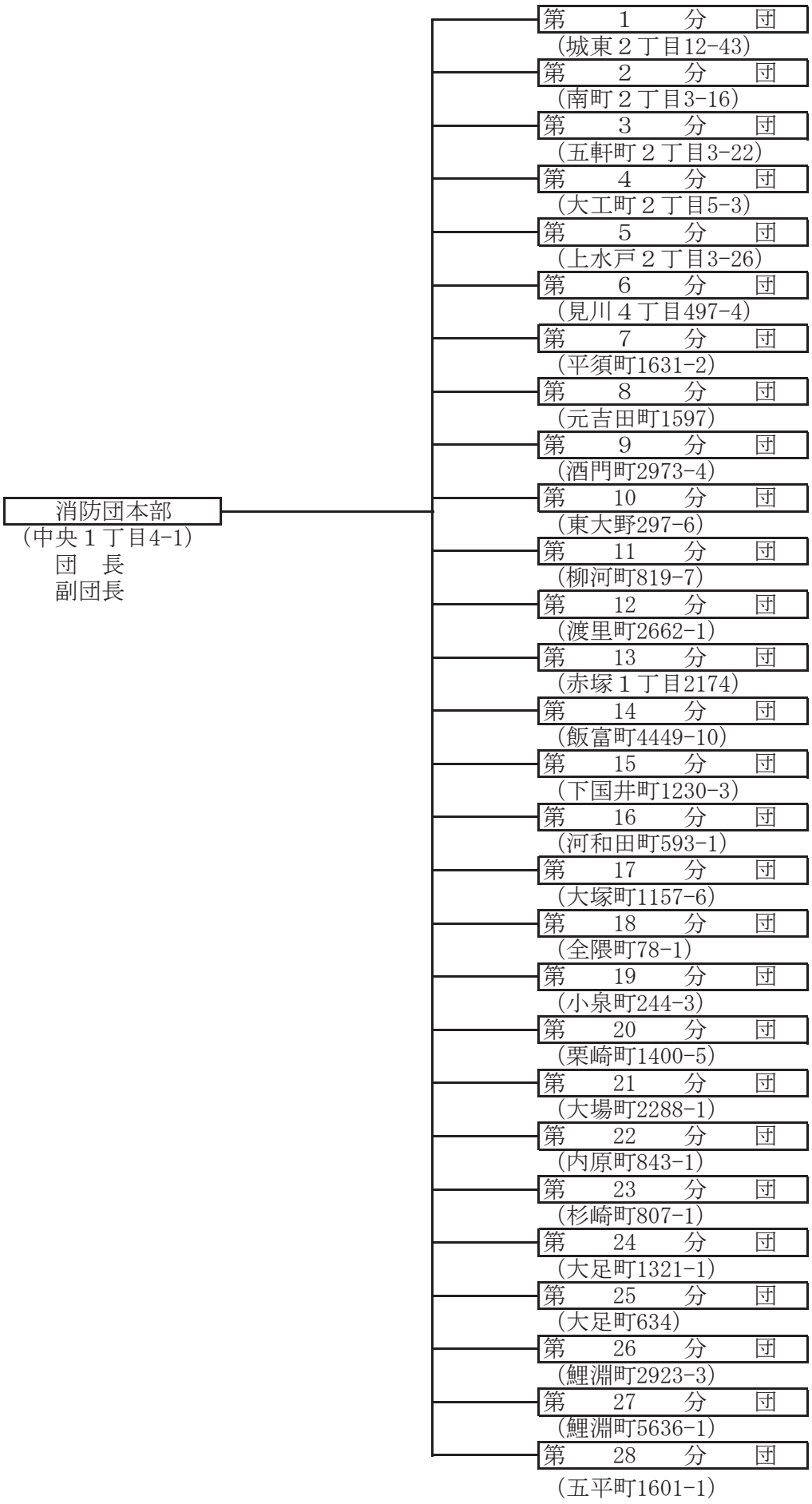
消防団本部
（中央１丁目4-1）
団　長
副団長
第　1　分　団
（城東２丁目12-43）
第　2　分　団
（南町２丁目3-16）
第　3　分　団
（五軒町２丁目3-22）
第　4　分　団
（大工町２丁目5-3）
第　5　分　団
（上水戸２丁目3-26）
第　6　分　団
（見川４丁目497-4）
第　7　分　団
（平須町1631-2）
第　8　分　団
（元吉田町1597）
第　9　分　団
（酒門町2973-4）
第　10　分　団
（東大野297-6）
第　11　分　団
（柳河町819-7）
第　12　分　団
（渡里町2662-1）
第　13　分　団
（赤塚１丁目2174）
第　14　分　団
（飯富町4449-10）
第　15　分　団
（下国井町1230-3）
第　16　分　団
（河和田町593-1）
第　17　分　団
（大塚町1157-6）
第　18　分　団
（全隈町78-1）
第　19　分　団
（小泉町244-3）
第　20　分　団
（栗崎町1400-5）
第　21　分　団
（大場町2288-1）
第　22　分　団
（内原町843-1）
第　23　分　団
（杉崎町807-1）
第　24　分　団
（大足町1321-1）
第　25　分　団
（大足町634）
第　26　分　団
（鯉淵町2923-3）
第　27　分　団
（鯉淵町5636-1）
第　28　分　団
（五平町1601-1）

１－10　救急告示病院等一覧

救急告示病院

（令和２年４月１日現在）

病院名	所在地	電話番号
水戸済生会総合病院	双葉台３丁目３－１０	２５４－５１５１
水戸中央病院	六反田町１１３６－１	３０９－８６００
水戸赤十字病院	三の丸３丁目１２－４８	２２１－５１７７
青柳病院	柳町２丁目１０－１１	２３１－２３４１
丹野病院	酒門町仲田４８８７	２２６－６５５５
大久保病院	石川４丁目４０４０－３２	２５４－４５５５
総合病院水戸協同病院	宮町３丁目２－７	２３１－２３７１
城南病院	城南３丁目１５－１７	２２６－３０２１
水府病院	赤塚１丁目１	３０９－５０００
水戸ブレインハートセンター	青柳町４０２８	２２２－７００７
誠潤会　水戸病院	袴塚３丁目２７８７－９	３５３－７０７７

救急告示診療所

病院名	所在地	電話番号
山本整形外科	千波町４７８－３	２４１－２０２０

救急協力病院

病院名	所在地	電話番号
江幡産婦人科・内科病院	備前町４－１１	２２４－３２２３
住吉クリニック病院	住吉町１９３－９７	２４７－２２５１
小沢眼科内科病院	吉沢町２４６－６	２４６－２１１１
志村病院	五軒町１丁目５－１１	２２１－２１８１
大橋病院	見川町２１３１－１５６０	２４０－３３００

救急協力診療所

病院名	所在地	電話番号
菊池医院	赤塚１丁目３８６－１２	２５１－９３１１
皆川医院	笠原町９９５－１０２	２４３－５５２１
林整形外科医院	浜田２丁目１１－１１	２２５－５２５５
葉梨外科内科	元吉田町３７６－８	２４７－２２３２
石島整形外科医院	青柳町５０５	２２１－４８２１
高橋外科医院	元吉田町１９８８－２	２４７－７２２２
クリニック健康の杜	千波町１２５０	３０５－６６５５
小野クリニック	元吉田町２５７６－６	２４０－０８１０
長田医院	大足町９８０	２５９－５７１１
北水会記念病院	東原３丁目２－１水高スクエア内	３０３－３００３
見和中央クリニック	見和１丁目３３６－６	２２７－１２３５

１－11　緊急輸送道路一覧

第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（高速自動車道）			
1400	常磐自動車道	守谷市県境(千葉県）から	北茨城市（福島県）まで
1460	北関東自動車道	桜川市県境（栃木県）から	水戸市元石川町（水戸南 IC）まで
（一般国道自動車専用道路）			
6	東水戸道路	水戸市石川町（水戸南 IC）から	ひたちなか市部田野（ひたちなか JC）まで
（一般国道）			
6	国道６号	取手市県境(千葉県）から	北茨城市県境（福島県）まで
〃	〃	水戸市酒門町　国道 50 号バイパス（酒門町交差点）から	水戸市元吉田町　国道６号バイパス終点（水戸南 IC）まで
50	国道５０号	結城市県境（栃木県）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
〃	〃	水戸市大塚町　国道 50 号分岐から	水戸市酒門町　国道６号（酒門町交差点）まで
51	国道５１号	稲敷市県境（千葉県）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
118	国道１１８号	水戸市末広町１丁目　上水戸停車場千波公園線交差点から	久慈郡大子町県境（福島県）まで
123	国道１２３号	水戸市袴塚３丁目　国道 118 号（袴塚３丁目交差点）から	常陸大宮市県境(栃木県）まで
245	国道２４５号	水戸市塩崎町　国道 51 号（塩崎交差点）から	日立市鹿島町　国道６号（国道 245 号入口交差点）まで
349	国道３４９号	水戸市梅香２丁目　主要地方道水戸神栖線接続から	常陸太田市県境（福島県）まで
（主要地方道）			
2	水戸鉾田佐原線	水戸市塩崎町　国道 51 号分岐から	東茨城郡大洗町大貫町　国道 51 号（夏海 IC 入口交差点）まで
30	水戸岩間線	水戸市鯉淵町　主要地方道内原塩崎線（鯉淵東交差点）から	水戸市鯉淵町　一般県道友部内原線交差まで
40	内原塩崎線	水戸市鯉淵町　主要地方道水戸岩間線（鯉淵東交差点）から	東茨城郡茨城町長岡　国道６号（長岡坂下交差点）まで
50	水戸神栖線	水戸市千波町　国道 50 号(サントル千波交差点)から	水戸市笠原町　県庁西交差点まで
〃	〃	水戸市笠原町　県庁西交差点から	水戸市吉沢町　水戸市道（米沢町東交差点）まで
52	石岡城里線	水戸市鯉淵町　主要地方道水戸岩間線（鯉淵東交差点）から	水戸市中原町　国道 50 号（内原跨線橋北交差点）まで
59	玉里水戸線	東茨城郡茨城町野曽　茨城町西 IC 入口交差点から	水戸市高田町　主要地方道内原塩崎線（高田十字路交差点）まで
（一般県道）			
105	友部内原線	水戸市鯉淵町　主要地方道水戸岩間線交差から	笠間市東平　一般県道杉崎友部線交差まで

路線番号	路線名	起点側	終点側
180	長岡水戸線	水戸市東野町　国道６号（東野町交差点）から	水戸市吉沢町　水戸市道（吉沢交差点）まで
193	杉崎友部線	水戸市三湯町　国道 50 号（三軒屋交差点）から	笠間市南友部　友部内原線（南友部交差点）まで
342	上水戸停車場千波公園線	水戸市末広町　国道 118 号交差から	水戸市大工町国道 50 号（大工町交差点）まで
（市町村道）			
	水戸市幹線市道３号線	水戸市梅香１丁目　主要地方道水戸神栖線交差点から	水戸市吉沢町　一般県道長岡水戸線（吉沢交差点）まで

第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（主要地方道）			
50	水戸神栖線	水戸市宮町（水戸駅前交差点）	水戸市千波町　国道 50 号（サントル千波交差点）まで
（一般県道）			
342	上水戸停車場千波公園線	水戸市大工町　国道 50 号（大工町交差点）から	水戸市常磐町　主要地方道水戸神栖線分岐まで
351	馬渡水戸線	ひたちなか市勝倉　主要地方道水戸勝田那珂湊線交差から	水戸市吉沼町　一般県道小泉水戸線（吉沼町交差点）まで
（市町村道）			
	水戸市幹線市道２号線	水戸市城南３丁目　国道 51 号（城南３丁目交差点）から	水戸市中央２丁目　水戸市幹線市道３号線交差まで
	水戸市幹線市道８号線	水戸市渋井町　国道 51 号（谷田町交差点）から	水戸市吉沼町　一般県道小泉水戸線（吉沼町交差点）まで

第三次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（一般国道）			
118	一般国道 118 号	水戸市三の丸国道 50 号（中央郵便局前交差点）から	水戸市大町　国道349号(気象台前交差点)まで
（主要地方道）			
30	水戸岩間線	水戸市大工町　国道 50 号交差から	水戸市見和（社）茨城県歯科医師会まで
59	玉里水戸線	水府病院から	水戸市赤塚国道 50 号（郵便局前交差点）まで
63	水戸勝田那珂湊線	水戸市青柳町　国道 349 号（青柳町交差点）から	水戸市公設卸売市場まで
（一般県道）			
179	中石崎水戸線	水戸市酒門町　国道 6 号（酒門六差路交差点）から	丹野病院前まで

路線番号	路線名	起点側	終点側
232	市毛水戸線	水戸市三の丸　水戸市道（水府橋交差点）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
235	下入野水戸線	水戸市米沢町　水戸市道交差から	水戸市千波町　主要地方道水戸神栖線（千波十文字交差点）まで
（市町村道）			
	水戸市幹線市道１号線	水戸市城東１丁目　水戸市道城東42号線交差から	水戸市柵町２丁目　水戸市道浜田２号線交差まで
	水戸市幹線市道３号線	水戸市南町１丁目　国道50号交差から	水戸市梅香１丁目　水戸神栖線交差点まで
	水戸市幹線市道５号線	水戸市三の丸２丁目　県道市毛水戸線交差から	水戸市城東１丁目　水戸市道城東42号線交差まで
	水戸市幹線市道１２号線	水戸市千波町　主要地方道水戸神栖線交差から	アルフレッサ（株）水戸支店まで
	水戸市幹線市道15号，寿161号線	社団法人茨城県薬剤師会から	日本赤十字社茨城県支部まで
	水戸市幹線市道１９号線	水戸市見川町　国道50号（見川町交差点）から	㈱スズケン水戸支店まで
	水戸市幹線市道２５号線	水戸市石川１丁目　国道50号（石川町交差点）から	水戸市石川４丁目　大久保病院まで
	水戸市幹線市道３８号線	水戸市加倉井町　水戸市道上中妻212号線交差から	水戸市双葉台１丁目　水戸市道上中妻35号線まで
	水戸市幹線市道３９号線	水戸市元吉田町　国道50号(水戸工高東交差点)から	ＪＲ水戸駅前広場まで
	水戸市道駅南２号線	水戸市柵町１丁目　国道51号（柳堤橋交差点）から	ＪＲ水戸駅前広場まで
	水戸市道上中妻３５号線	水戸市双葉台１丁目　水戸幹線市道38号線交差から	水戸済生会総合病院まで
	水戸市道上中妻４６，７６号線	水戸市大塚町　国道50号双葉台団地入口交差点から	水戸済生会総合病院まで
	水戸市道上中妻２１２号線	水戸市加倉井町　国道５０号交差から	水戸市加倉井町　水戸幹線市道３８号交差まで
	水戸市道城東４２，４７号線	水戸市城東１丁目　水戸幹線市道５号線交差から	水戸市城東１丁目　水戸市幹線市道１号線まで
	水戸市道浜田２号線	水戸市柵町２丁目　水戸幹線市道１号線交差から	水戸市東台１丁目　国道51号（東台１丁目交差点）まで
	水戸市道常澄6-0007，8-3643号線	水戸市六反田町　国道51号百合ヶ丘ニュータウン交差から	水戸市六反田町水戸中央病院まで

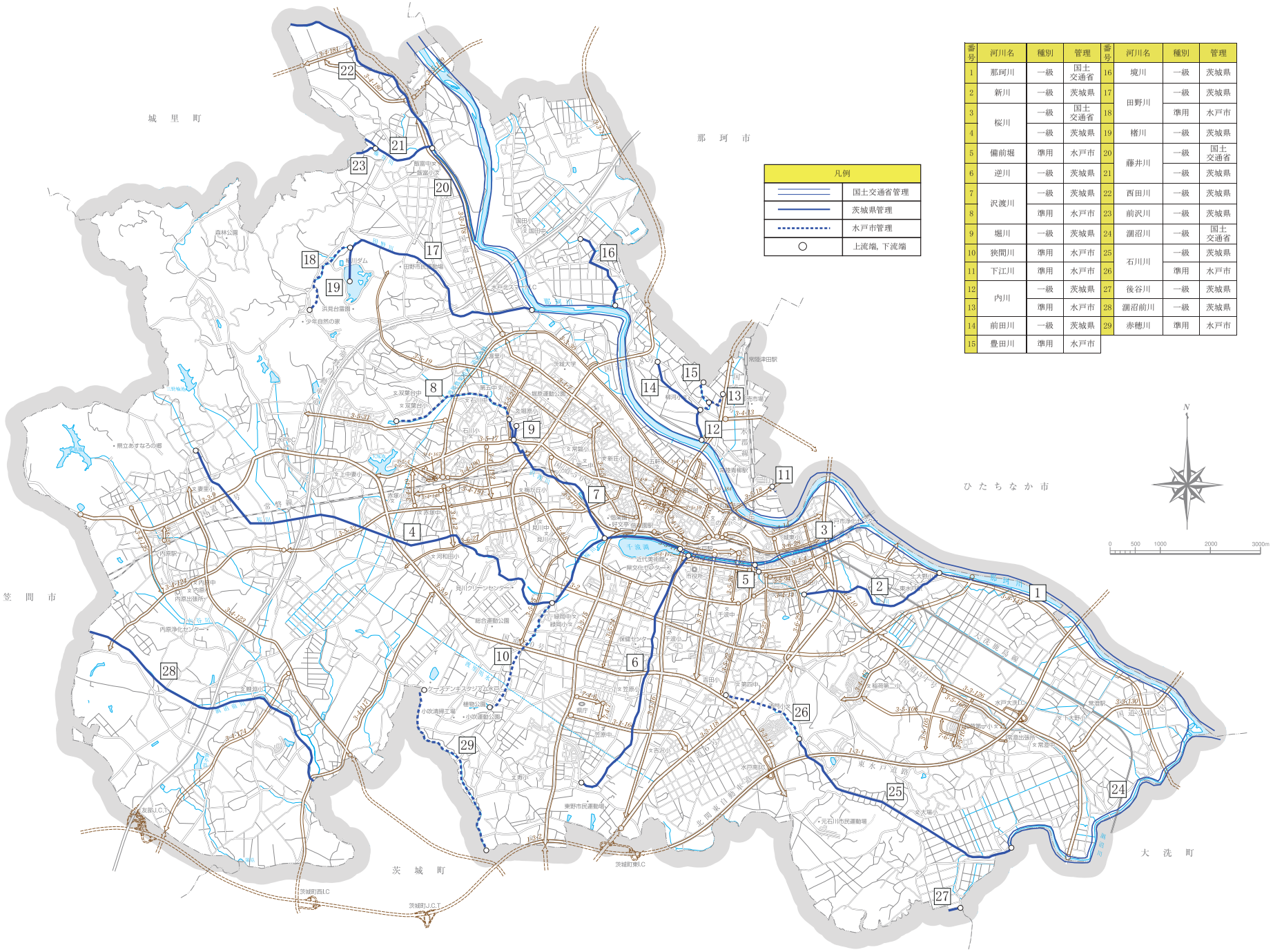

番号	河川名	種別	管理	番号	河川名	種別	管理
1	那珂川	一級	国土交通省	16	境川	一級	茨城県
2	新川	一級	茨城県	17	田野川	一級	茨城県
3	桜川	一級	国土交通省	18		準用	水戸市
4		一級	茨城県	19	樽川	一級	茨城県
5	備前堀	準用	水戸市	20	藤井川	一級	国土交通省
6	逆川	一級	茨城県	21		一級	茨城県
7	沢渡川	一級	茨城県	22	西田川	一級	茨城県
8		準用	水戸市	23	前沢川	一級	茨城県
9	堀川	一級	茨城県	24	涸沼川	一級	国土交通省
10	狭間川	準用	水戸市	25	石川川	一級	茨城県
11	下江川	準用	水戸市	26		準用	水戸市
12	内川	一級	茨城県	27	後谷川	一級	茨城県
13		準用	水戸市	28	涸沼前川	一級	茨城県
14	前田川	一級	茨城県	29	赤穂川	準用	水戸市
15	豊田川	準用	水戸市				

第２　条例・規則関係

２－１　水戸市防災会議条例

昭和 40 年３月 31 日
水戸市条例第 15 号

改正　昭和 61 年　４月　１日条例第 17 号　平成　３年 12 月 25 日条例第 44 号
平成　４年　９月 22 日条例第 26 号　平成 11 年 12 月 22 日条例第 44 号
平成 21 年 12 月 25 日条例第 53 号　平成 24 年　９月 28 日条例第 36 号

（趣旨）
第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき，水戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。
（所掌事項）
第２条　防災会議は，次の各号に掲げる事項を所掌する。
(1) 水戸市地域防災計画を作成し，及びその実施を推進すること。
(2) 水戸市水防計画に関して審議すること。
(3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(4) 前号に規定する重要事項に関し，市長に意見を述べること。
(5) 前各号に掲げるもののほか，法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を処理すること。
（会長及び委員）
第３条　防災会議は，会長及び委員をもって組織する。
２　会長は，市長をもって充てる。
３　会長は，会務を総理する。
４　会長に事故あるときは，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は，42 人以内とし，次の各号に掲げる者をもって充てる。
(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
(5) 教育長
(6) 消防長及び消防団長
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(9) その他市長が特に必要と認める者
６　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠により任命された委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため，専門委員を置くことができる。
２　専門委員は，関係地方行政機関の職員，茨城県の職員，市の職員，関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
３　専門委員は，当該専門の事項に関する調査が終了したときは，解任されるものとする。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，会長が防災会議に諮って定める。

付　則
この条例は，昭和 40 年４月１日から施行する。
付　則（昭和 61 年４月１日条例第 17 号）
この条例は，公布の日から施行する。
付　則（平成３年 12 月 25 日条例第 44 号）
この条例は，平成４年３月３日から施行する。
付　則（平成４年９月 22 日条例第 26 号）
この条例は，平成４年 10 月１日から施行する。
付　則（平成 11 年 12 月 22 日条例第 44 号）
この条例は，平成 12 年４月１日から施行する。
付　則（平成 16 年 12 月 22 日条例第 75 号）
この条例は，平成 17 年２月１日から施行する。
付　則（平成 21 年 12 月 25 日条例第 53 号）
（施行期日）
１　この条例は，平成 22 年４月１日から施行する。
（水戸市水防協議会条例の廃止）
２　水戸市水防協議会条例（平成４年水戸市条例第 57 号）は，廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
3　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
付　則（平成24年9月28日条例第36号）
（施行期日）
1　この条例は，公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の第3条第6項の規定は，この条例の施行の日以後に任命される委員について適用する。

２－２　水戸市防災会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は，水戸市防災会議条例（昭和40年水戸市条例第15号以下「条例」という。）第５条の規定に基づき水戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　防災会議は，会長が招集する。

２　会長は，防災会議の議長となる。

（専決処分）

第３条　防災会議を招集する暇がないと認めるとき，その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは，防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

（会議録）

第４条　会長は会議録を作成し，次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議の経過

(4) 議決事項

(5) その他参考事項

（代理者）

第５条　委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは，代理者を出席させることができる。

２　前項の場合において委員はあらかじめ代理者を指名し会長に届け出ておかなければならない。

（委員の任期）

第６条　特定の地位またはその職により任命された委員の任期は，当該地位またはその職にある期間とする。

（庶務）

第７条　防災会議の庶務は，水戸市市民協働部防災・危機管理課において処理する。

付　則

この規程は，昭和41年２月28日から適用する。

付　則

この規程は，平成19年４月１日から適用する。

２－３　水戸市災害対策本部条例

昭和40年３月31日
水戸市条例第16号
改正　平成４年９月22日条例第26号
平成11年６月24日条例第24号
平成24年６月29日条例第33号

（趣旨）

第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき，水戸市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は，災害対策本部の事務を総括し，所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は，災害対策本部長を助け，災害対策本部長に事故があるときは，その職務を代理する。

３　災害対策本部員その他職員は，上司の命を受け，災害対策本部の事務に従事する。

（部及び班）

第３条　災害対策本部長は，必要があると認めるときは，災害対策本部に部及び班を置くことができる。

２　部に部長，班に班長及び班員を置き，災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

３　部長は部の事務を，班長は班の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　災害対策本部長は，災害対策本部の事務の一部を行う組織として，現地災害対策本部を置くことができる。

２　現地災害対策本部に，現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き，災害対策副本部長，災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

３　現地災害対策本部長は，現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，災害対策本部長が定める。

付　則

この条例は，昭和40年４月１日から施行する。

付　則（平成４年９月22日条例第26号）

この条例は，平成４年10月１日から施行する。

付　則（平成11年６月24日条例第24号）

この条例は，交付の日から施行する。

付　則（平成24年６月29日条例第33号）

この条例は，交付の日から施行する。

２－４　水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌

部　名 （部長名）	班　名 （班長名）	班　員	事　務　分　掌
市長公室 （市長公室長）	秘書班 （秘書課長）	秘書課員	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察，陳情及び見舞いの応接に関すること。 3　災害見舞金の受入れ及び礼状に関すること。 4　一般協力者団体に対する報償に関すること。 5　特命事項に関すること。
	企画班 （政策企画課長）	政策企画課員	1　国及び県への要望，陳情及び連絡に関すること。 2　隣接市町村との連絡調整に関すること。 3　災害復旧計画の策定に関すること。 4　災害記録の整理に関すること。 5　部内各班との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。
	交通政策班 （交通政策課長）	交通政策課員	1　公共交通機関との連絡調整に関すること。 2　公共交通機関の情報収集及び周知に関すること。 3　特命事項に関すること。
	情報政策班 （情報政策課長）	情報政策課員	1　情報通信ネットワークに関すること。 2　特命事項に関すること。
	広報班 （みとの魅力発信課長）	みとの魅力発信課員	1　市民への災害広報に関すること。 2　報道機関との連絡調整及び災害情報の広報に関すること。 3　災害写真等災害情報の収集に関すること。 4　災害時の市民相談に関すること。 5　特命事項に関すること。
総務部 （総務部長）	総務班 （総務法制課長） （行政経営課長）	総務法制課員 行政経営課員	1　本部事務局の協力に関すること。 2　部内各班との連絡調整に関すること。 3　特命事項に関すること。
	人事班 （人事課長）	人事課員	1　職員の動員・配置に関すること。 2　公務災害補償及び被災職員の援助に関すること。 3　職員の食糧及び寝具等厚生に関すること。 4　職員の健康管理に関すること。 5　特命事項に関すること。
	財産活用班 （財産活用課長）	財産活用課員	1　市庁舎の維持管理に関すること。 2　市庁舎等の在庁市民等の安全確保のための避難措置に関すること。 3　災害時の公有財産の管理及び被害状況の調査及び報告に関すること。 4　本部の施設，通信情報等の総合調整に関すること。 5　応急措置の土地収用等に関すること。 6　災害における庁用自動車の確保及び配車計画に関すること。 7　災害時における輸送体制の確保に関すること。 8　燃料の確保に関すること。 9　特命事項に関すること。
	市民班 （市民課長）	市民課員 （出張所員を除く。）	1　り災・被災者名簿の作成に関すること。 2　り災・被災証明書の発行に関すること。 3　応急用食糧及び物資の配布に関すること。 4　埋火葬の許可に関すること。 5　特命事項に関すること。

財務部 （財務部長）	財政班 （財政課長）	財政課員	1　災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 2　災害予算の財政計画に関すること。 3　部内各班の連絡調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	契約検査班 （契約検査課長）	契約検査課員	1　災害復旧時の工事等の契約事務執行及び連絡調整に関すること。 2　応急災害対策に係る建設業者への労務供給，機械等協力要請に関すること。 3　災害対策用物品の購入及び不良品の処分に関すること。 4　燃料の購入に関すること。 5　特命事項に関すること。
	被害調査班 （市民税課長） （資産税課長） （収税課長）	市民税課員 資産税課員 収税課員	1　被害調査の企画及び調査員に関すること。 2　被害調査に関すること。 3　被災者に対する市税の減免措置に関すること。 4　特命事項に関すること。
	会計班 （会計管理者）	会計課員	1　金銭の受入れ及び保管に関すること。 2　災害経費の出納に関する財政班との連絡調整に関すること。 3　指定金融機関との連絡調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
市民協働部 （市民協働部長）	災害対策班 （防災・危機管理課長） （生活安全課長）	防災・危機管理課員 生活安全課員	1　本部の庶務に関すること。 2　災害対策計画の立案及び総合調整に関すること。 3　気象情報の収集及び伝達に関すること。 4　本部の開設及び閉設に関すること。 5　本部会議に関すること。 6　水戸市防災会議その他関係諸機関との連絡に関すること。 7　職員の動員及び配備計画の総合調整に関すること。 8　県に対する要請及び連絡調整に関すること。 9　応急対策活動の総合調整に関すること。 10　防災指令その他本部長命令の伝達に関すること。 11　防災行政無線の運用統制に関すること。 12　関係機関，団体等に対する協力及び応援要請の総合調整に関すること。 13　自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関すること。 14　水防対策の総合調整に関すること。 15　交通安全対策に関すること。 16　救援物資及び金銭の配分計画等に関すること。 17　帰宅困難者に関する総合調整に関すること。 18　原子力施設の情報収集に関すること。 19　他の班の所管に属さないこと。
	市民生活班 （市民生活課長） （文化交流課長） （新市民会館整備課長） （男女平等参画課長）	市民生活課員 （市民センター員は除く。） 文化交流課員 新市民会館整備課員 男女平等参画課員	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　災害救助法の適用及び救助活動の連絡調整に関すること。 3　災害情報の収集・伝達及び報告の連絡調整に関すること。 4　避難所の開設及び閉設の総合調整（特設公衆電話の使用及びＬＰガス等の確保に関することを含む。）に関すること。 5　避難者の誘導に関すること。 6　所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 7　所管施設の応急復旧対策に関すること。 8　所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 9　特命事項に関すること。

	スポーツ班 （スポーツ課長） （体育施設整備課長）	スポーツ課員 体育施設整備課員	1　体育施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　体育施設の応急復旧対策に関すること。 3　体育施設利用者の避難誘導等災害対策計画の策定に関すること。 4　体育施設の避難所の開設に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。
生活環境部 （生活環境部長）	環境保全班 （環境保全課長）	環境保全課員	1　有害物質等の流失防止に関すること。 2　地下水の水質検査に関すること。 3　自然環境保全に対する環境調査に関すること。 4　特命事項に関すること。
	衛生事業班 （衛生事業課長）	衛生事業課員	1　し尿の処理計画に関すること。 2　関係業者の指導連絡調整に関すること。 3　火葬及び埋葬計画に関すること。 4　墓地及び斎場施設並びにし尿処理施設の保全及び災害対策に関すること。 5　特命事項に関すること。
	清掃班 （ごみ減量課長） （廃棄物対策課長） （清掃事務所長）	ごみ減量課員 廃棄物対策課員 清掃事務所員	1　ごみの収集及び運搬に関すること。 2　ごみの処理に関すること。 3　ごみ処理関係業者の指導及び連絡調整に関すること。 4　市長命令時の防疫薬品の配布に関すること。 5　知事指示時の防疫薬品の配布に関すること。 6　清掃施設の保全対策及び施設の緊急整備に関すること。 7　特命事項に関すること。
福祉部 （福祉部長）	福祉総務班 （福祉総務課長） （生活福祉課長） （福祉指導課長）	福祉総務課員 生活福祉課員 福祉指導課員	1　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 2　社会福祉協議会との連携に関すること。 3　被災者の生活援護に関すること。 4　見舞金の給付及び義援金の配布に関すること。 5　要配慮者の支援に係わる総合調整に関すること。 6　部内各班との連絡調整に関すること。 7　特命事項に関すること。
	障害福祉班 （障害福祉課長）	障害福祉課員	1　心身障害児・者，施設等の災害対策に関すること。 2　被災障害児・者（入所児・者）の保護に関すること。 3　福祉避難所（特別支援学校等）の開設及び閉設の総合調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	高齢福祉班 （高齢福祉課長） （介護保険課長）	高齢福祉課員 介護保険課員	1　老人福祉施設の災害対策に関すること。 2　被災老人（入所者）の保護に関すること。 3　福祉避難所（社会福祉施設等）の開設及び閉設の総合調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	児童福祉班 （子ども課長）	子ども課員	1　児童福祉施設（保育所，認定こども園を除く。）の災害対策に関すること。 2　被災児童（入所児童）の保護に関すること。 3　特命事項に関すること。

保健医療部 (保健医療部長) (保健所長)	医療救護班 (保健総務課長) (保健衛生課長) (地域保健課長) (保健予防課長)	保健総務課員 保健衛生課員 地域保健課員 保健予防課員	1 医療防疫に関する被害調査及び報告に関すること。 2 被災者の医療，助産及び救護に関すること。 3 医療品，衛生資材等の供給確保について。 4 医療救護班の編成及び応急救護所の設置に関すること。 5 防疫広報及び防疫班の編成に関すること。 6 感染症の予防に関すること。 7 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 8 知事指示時の防疫薬品の調達に関すること。 9 愛玩動物の対策に関すること。 10 特命事項に関すること。
	国保年金班 (国保年金課長)	国保年金課員	1 国民年金関係書類受付事務に関すること。 2 国民健康保険関係書類及び後期高齢者医療関係書類交付事務に関すること。 3 医療福祉受給者証交付事務に関すること。 4 国民健康保険税の減免事務及び国民年金保険料の免除事務に関すること。 5 特命事項に関すること。
産業経済部 (産業経済部長)	商工観光班 (商工課長) (観光課長)	商工課員 観光課員	1 商業及び観光関係の被害状況調査及び報告に関すること。 2 緊急生活物資，食糧等の調達及び配布に関すること。 3 商工会議所等関係機関との連絡調整に関すること。 4 被災中小企業者の金融対策に関すること。 5 部内各班との連絡調整に関すること。 6 特命事項に関すること。
	農政班 (農政課長) (農業環境整備課長) (農産振興課長)	農政課員 農業環境整備課員 農産振興課員	1 所管施設関係被害状況調査及び報告に関すること。 2 所管施設資材の保全に関すること。 3 所管施設関係の応急措置に関すること。 4 所管施設利用者の避難誘導に関すること。 5 市有林の被害調査及び報告に関すること。 6 農林水産業関係被害状況調査及び報告に関すること。 7 農業用諸施設の被害状況調査及び報告に関すること。 8 畜産関係の被害状況調査及び防疫対策に関すること。 9 農産物の病害虫広報及び駆除班の編成に関すること。 10 農林水産業関係の災害復旧の計画指導に関すること。 11 農協等農業団体の災害復旧指導に関すること。 12 営農資金に関すること。 13 その他災害対策関係機関との連携に関すること。 14 緊急食糧の供給に関すること。 15 特命事項に関すること。
	卸売市場班 (公設地方卸売市場長)	公設地方卸売市場員	1 卸売市場関係被害状況調査及び報告に関すること。 2 青果物等の調達及び配布に関すること。 3 水産物等の調達及び配布に関すること。 4 加工品等の調達及び配布に関すること。 5 特命事項に関すること。

建設部 （建設部長）	建設計画班 （建設計画課長） （道路建設課長） （生活道路整備課長） （河川都市排水課長） （内原建設事務所長）	建設計画課員 道路建設課員 生活道路整備課員 河川都市排水課員 内原建設事務所員	1　道路，橋梁等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　河川の被害調査及び報告に関すること。 3　道路，橋梁，河川等の応急復旧及び災害復旧工事に関すること。 4　浸水地域の被害調査及び報告に関すること。 5　浸水地域の応急対策に関すること。 6　急傾斜地崩壊危険区域の調査及び対策に関すること。 7　関係機関との連絡調整に関すること。 8　部内各班との連絡調整に関すること。 9　特命事項に関すること。
	道路管理班 （道路管理課長）	道路管理課員	1　道路，橋梁の被害状況調査及び報告に関すること。 2　緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。 3　道路，橋梁等の応急復旧に関すること。 4　関係機関との連絡調整に関すること。 5　特命事項に関すること。
	建築班 （建築課長）	建築課員	1　市有建築物の被害状況調査及び報告に関すること。 2　市有建築物の応急復旧に関すること。 3　被災建築物の営繕に関すること。 4　特命事項に関すること。
	土木補修班 （土木補修事務所長）	土木補修事務所員	1　道路，橋梁等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　土木施設等の応急復旧に関すること。 3　道路等の復旧対策に必要な土木工事用資材の購入及び管理に関すること。 4　障害物の除去及び緊急輸送路の確保に関すること。 5　特命事項に関すること。
都市計画部 （都市計画部長）	都市計画班 （都市計画課長）	都市計画課員	1　都市計画及び都市問題の災害対策における調整及び報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧に関すること。 3　被災広告物のうち保安上危険な工作物に対する措置に関すること。 4　災害復旧都市計画に関すること。 5　関係機関等との連絡調整に関すること。 6　部内各班との連絡調整に関すること。 7　特命事項に関すること。
	建築指導班 （建築指導課長）	建築指導課員	1　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2　被災者に対する建築物の相談に関すること。 3　特命事項に関すること。
	公園緑地班 （公園緑地課長）	公園緑地課員	1　公園施設等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　公園施設等における避難所の開設に関すること。 3　公園施設等の応急復旧の工事に関すること。 4　応急復旧対策に必要な資材の購入及び管理に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。
	市街地整備班 （市街地整備課長） （泉町周辺地区開発事務所長）	市街地整備課員 泉町周辺地区開発事務所長員	1　施工中の区画整理・再開発区域内の道路等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　緊急を要する他の班への協力に関すること。 3　特命事項に関すること。

	住宅政策班 （住宅政策課長）	住宅政策課員	1　市営住宅等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　市営住宅等の応急復旧に関すること。 3　応急仮設住宅及び避難所その他応急仮設建物の設営に関すること。 4　被災者に対する住宅相談に関すること。 5　特命事項に関すること。
教育委員会 （教育部長）	教育企画班 （教育企画課長）	教育企画課員	1　教育関係施設等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　避難所開設に関する教育委員会内の総合調整に関すること。 3　災害対策計画の策定に関すること。 4　職員の動員，教育及び厚生に関すること。 5　災害記録の整理及び保存に関すること。 6　応急授業確保対策に関すること。 7　教育施設等の災害復旧及び応急対策に関する予算に関すること。 8　関係機関との連絡調整に関すること。 9　教育関係物品の調達に関すること。 10　教育委員会内各班との連絡調整に関すること。 11　特命事項に関すること。
	学校教育班 （学校管理課長） （学校保健給食課長） （幼児教育課長） （学校施設課長） （放課後児童課長）	学校管理課員 学校保健給食課員 幼児教育課員 学校施設課員 放課後児童課員	1　学校，幼稚園，保育所及び認定こども園並びに学校給食共同調理場の災害対策計画及び応急復旧計画の策定に関すること。 2　学校，幼稚園，保育所及び認定こども園並びに学校給食共同調理場の被害状況調査及び報告に関すること。 3　学校施設の避難所の開設に関すること。 4　児童生徒の保護及び保健安全指導に関すること。 5　り災児童生徒の応急措置並びに学校内外及び学校給食共同調理場の防疫，衛生処理に関すること。 6　学用品，教科書等教育関係物品の調達及び配布に関すること。 7　学校施設の使用協力に関すること。 8　被災児童生徒の教育対策に関すること。 9　関係機関との連絡調整に関すること。 10　学校給食共同調理場からの炊出しに関すること。 11　特命事項に関すること。
	生涯学習班 （生涯学習課長）	生涯学習課員	1　所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 4　関係民間団体との連絡調整・要請に関すること。 5　青少年育成施設の被害調査及び報告に関すること。 6　青少年育成施設の応急復旧対策に関すること。 7　青少年団体の協力要請に関すること。 8　青少年施設の避難所の開設に関すること。 9　特命事項に関すること。
	歴史文化財班 （歴史文化財課長）	歴史文化財課員	1　所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 4　関係民間団体との連絡調整・要請に関すること。 5　指定文化財の被害状況調査及び報告に関すること。 6　特命事項に関すること。

	応援班 （中央図書館長） （総合教育研究所長） （教育研究課長）	中央図書館員 総合教育研究所員 教育研究課員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
消防局 （消防局長） （消防次長）	消防総務班 （消防総務課長）	消防総務課員	1　災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 2　消防施設の被害調査及び報告に関すること。 3　職員の非常食糧の調達及び配布に関すること。 4　職員の労務管理及び公務災害に関すること。 5　災害記録の整理及び保存に関すること。 6　応急対策に必要な資材器具の調達に関すること。 7　関係機関との連絡調整に関すること。 8　部内各班との連絡調整に関すること。 9　特命事項に関すること。
	火災予防班 （火災予防課長）	火災予防課員	1　被害状況の収集，調査，報告及び集計に関すること。 2　特殊災害現場の情報収集及び応急措置指導に関すること。 3　危険物施設の災害状況調査及び応急措置指導に関すること。 4　重要対象物の災害状況調査及び応急対策に関すること。 5　消防広報及び避難の指導に関すること。 6　災害情報の収集，連絡に関すること。 7　災害記録・写真の保存に関すること。 8　関係機関との連絡調整に関すること。 9　特命事項に関すること。
	消防救助班 （消防救助課長）	消防救助課員	1　災害対策本部との連絡調整に関すること。 2　警戒及び防御対策に関すること。 3　消防職団員の招集に関すること。 4　消防職団員の配置に関すること。 5　災害，被害状況及び災害活動状況の把握に関すること。 6　二次災害防止に関すること。 7　特別配備体制の実施及び結果報告に関すること。 8　救助活動に関すること。 9　災害状況の記録及び保管に関すること。 10　救助資材器具の確保に関すること。 11　出動指令及び部隊運用に関すること。 12　災害及び気象情報の収集及び伝達に関すること。 13　消防通信運用及び無線統制に関すること。 14　指揮命令の伝達に関すること。 15　非常召集の伝達に関すること。 16　通信施設の保守に関すること。 17　特命事項に関すること。
	救急班 （救急課長）	救急課員	1　医療機関との連絡調整に関すること。 2　現地救護所に関すること。 3　特命事項に関すること。

	北消防班 南消防班 （北消防署長） （南消防署長）	北消防署員 南消防署員	1　警戒，防御及び警戒区域の指定に関すること。 2　警防活動方針及び策定に関すること。 3　消防隊等の運用及び編成に関すること。 4　活動用機器及び資材の調達確保に関すること。 5　人命救助及び救急活動に関すること。 6　避難の勧告及び指示に関すること。 7　警防活動に関すること。 8　災害及び被害情報の収集，伝達及び報告に関すること。 9　予報及び警報の伝達に関すること。 10　住民広報に関すること。 11　現地災害対応班との連絡調整に関すること。 12　消防用機器及び資材の応急修理に関すること。 13　庁舎の保全に関すること。 14　特命事項に関すること。
上下水道局 水道部 （水道部長）	水道総務班 （水道総務課長）	水道総務課員	1　水道施設の被害の調査，把握及び報告に関すること。 2　部内災害対策計画の策定に関すること。 3　職員の動員及び厚生に関すること。 4　水道施設の応急復旧予算に関すること。 5　広報活動計画に関すること。 6　災害対策関係の総括記録管理及び保存に関すること。 7　部内各班との連絡調整に関すること。 8　水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること。 9　水道車両の調達及び配車に関すること。 10　物品及び金銭の出納及び保管に関すること。 11　特命事項に関すること。
	応急給水班 （経理課長）	経理課員	1　応急給水及び応急給水所に関すること。 2　水道料金の減免に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	管路復旧班 （水道整備課長） （給水課長）	水道整備課員 給水課員	1　配水管等の被害調査及び報告に関すること。 2　配水管等の応急復旧に関すること。 3　給水施設の総合対策に関すること。 4　給水装置の被害調査及び応急対策に関すること。 5　配水管等の水圧，水質等の調査及び報告に関すること。 6　関係機関等との連絡調整に関すること。 7　特命事項に関すること。
	浄水施設復旧班 （浄水管理事務所長）	浄水管理事務所員	1　水源及び場内の施設等の被害調査及び報告に関すること。 2　水源及び場内施設等の応急復旧に関すること。 3　場内施設等の応急復旧工事に必要な資材等の調達に関すること。 4　水道水の水質検査に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。

上下水道局 下水道部 （下水道部長）	下水道班 （下水道管理課長） （下水道整備課長） （集落排水課長） （下水道施設管理事務所長）	 下水道管理課員 下水道整備課員 集落排水課員 下水道施設管理事務所員	1　下水道施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　下水道施設の応急復旧に関すること。 3　浸水地域の被害調査及び報告に関すること。 4　浸水地域の応急対策に関すること。 5　関係機関への連絡調整に関すること。 6　応急復旧対策に必要な資材の購入及び管理に関すること。 7　水質の調査，分析及び検査に関すること。 8　特命事項に関すること。
選挙管理委員会事務局 （事務局長）	応援班 （選挙管理委員会事務局次長）	 選挙管理委員会事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
監査委員事務局 （事務局長）	応援班 （監査委員事務局次長）	 監査委員事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
農業委員会事務局 （事務局長）	応援班 （農業委員会事務局長）	 農業委員会事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
議会事務局 （事務局長）	応援班 （議会事務局次長）	 議会事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。

２－５　水戸市防災行政無線局管理運用規程

昭和62年７月31日

水戸市規程第11号

改正　平成元年３月28日規程第５号　平成４年２月21日規程第３号　平成４年４月１日規程第27号　平成４年11月18日規程第42号　平成５年４月１日規程第７号　平成６年３月31日規程第１号　平成７年３月30日規程第14号　平成７年10月４日規程第20号　平成８年５月30日規程第12号　平成９年３月31日規程第４号　平成10年３月30日規程第４号　平成13年１月５日規程第１号　平成13年３月30日規程第５号　平成17年１月28日規程第１号　平成17年３月31日規程第４号　平成18年３月29日規程第５号　平成18年５月２日規程第10号　平成19年３月29日規程第２号　平成21年４月17日規程第６号　平成22年３月31日規程第８号　平成23年３月31日規程第２号　平成24年６月７日規程第８号　平年27年３月31日規程第９号　平成29年３月31日規程第５号　平成31年３月29日規程第５号

（趣旨）

第１条　この規程は，水戸市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の設置並びに管理及び運用について，電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　無線局　法第２条第５号に規定する無線局をいう。

(2)　陸上移動局　陸上を移動し，又は特定しない地点に停止して運用する車載型又は可搬型の無線局をいう。

(3)　固定系親局　特定の２以上の受信設備に対し，同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

(4)　固定系子局　固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(5)　無線従事者　総務大臣又は所轄総合通信局長の免許を受けて，無線設備を操作する者をいう。

（平13規程１・平24規程８・一部改正）

（無線局の設置）

第３条　無線局の区分，個別呼出番号，名称及び配備先又は設置場所は，別表のとおりとする。

（平17規程１・平24規程８・平31規程５・一部改正）

（統制管理者）

第４条　無線局に，統制管理者を置く。

２　統制管理者には，市民協働部長をもって充てる。

３　統制管理者は，無線局の管理及び運用を統制する。

（平27規程９・一部改正）

（管理責任者）

第５条　無線局に，管理責任者を置く。

２　管理責任者には，防災・危機管理課長をもって充てる。

３　管理責任者は，統制管理者の命を受け，無線局の管理及び運用に関する業務を統括する。

（平10規程４・平19規程２・平29規程５・一部改正）

（管理者）

第６条　固定系親局の設置場所に，管理者を置く。

２　管理者には，前項の設置場所の所属長をもって充てる。

３　管理者は，管理責任者の命を受け，配置された無線局の管理及び運用について監督し，及び指揮する。

（平24規程８・一部改正）

（通信取扱責任者）

第７条　固定系親局の設置場所に，通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は，管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名した者をもって充てる。

３　通信取扱責任者は，管理責任者の命を受け，無線局の管理及び運用に係る業務を指揮する。

（平24規程８・一部改正）

（無線従事者の配置，養成等）

第８条　統制管理者は，無線局の運用体制に見合う員数を無線従事者として配置するものとする。

２　統制管理者は，無線従事者の適正な配置を確保するため，常に無線従事者の養成に努めるものとする。

３　統制管理者は，無線従事者の現状を把握するため，毎年４月１日をもって無線従事者名簿（様式第１号）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第９条　無線従事者は，無線局の無線設備の操作を行うとともに，当該操作の状況を無線業務日誌（様式第２号）に記載するものとする。

（平24規程８・一部改正）

（通信取扱者）

第10条　通信取扱者は，無線従事者の管理のもとに法を遵守し，操作を行うものとする。

（運用時間）

第11条　無線局の運用時間は，常時とする。

（通信時間）

第12条　通信時間は，１回につき，原則として５分以内とする。

（通信の種別）

第13条　通信の種別は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　緊急通信　災害その他特に緊急を要するとき。

(2)　一斉通信　２以上の無線局に対して同時又は一方的に行う通信をいう。

(3)　個別通信　無線局間において個別に行う通信をいう。

（通信の制限）

第14条　統制管理者は，災害その他特に緊急を要するときは，通信を制限し，これを統制することができる。

2　通信の制限は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　一斉通信

ア　統制管理者は，災害その他非常事態が発生し，又は発生する恐れがあるときは，災害対策本部において，全ての通信を制限することができる。

イ　統制管理者は，平常時において特に必要があると認めるときは，全ての通信を制限することができる。

(2)　個別通信　統制管理者は，特に必要があると認めるときは，個別の通信を制限することができる。

（平24規程８・一部改正）

（業務書類等の管理）

第15条　管理責任者は，法第60条に定める時計，無線検査簿，無線業務日誌，免許状，電波法令集，免許申請書及び変更申請書の添付書類の写し，無線従事者選（解）任届書等の添付書類の写し，水戸市地域防災計画書及び水戸市水防計画書を備え付け，これを保管しなければならない。

（無線設備の保守点検）

第16条　無線設備の正常な機能維持を確保するため，次の各号に掲げるところにより保守点検を行うものとする。

(1)　毎日点検

(2)　毎月点検

(3)　毎年点検

2　保守点検の責任者は，次の各号に定めるとおりとする。

(1)　毎日及び毎月点検　管理責任者

(2)　毎年点検　統制管理者

3　点検項目は，次の各号に定めるとおりとする。

(1)　毎日点検　無線業務日誌

(2)　毎月点検　無線局月点検記録簿（様式第３号）

(3)　毎年点検　無線局年点検簿（様式第４号）

4　予備装置及び予備電源については，毎月１回以上その装置を使用し，その機能を確認しておくものとする。

（通信訓練）

第17条　統制管理者は，災害時等に適正かつ円滑に対応するため毎年１回以上通信訓練を実施するも

のとする。

（研修）

第18条　統制管理者は，毎年１回以上通信取扱者等に対して，電波法令及び運用等の研修を行うものとする。

（補則）

第19条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この規程は，公布の日から施行し，昭和62年４月27日から適用する。

付　則（平成元年３月28日規程第５号）

この規程は，平成元年４月１日から施行する。

付　則（平成４年２月21日規程第３号）

この規程は，平成４年３月３日から施行する。

付　則（平成４年４月１日規程第27号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成４年11月18日規程第42号）

この規程は，公布の日から施行し，平成４年10月１日から適用する。

付　則（平成５年４月１日規程第７号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成６年３月31日規程第１号）

この規程は，平成６年４月１日から施行する。

付　則（平成７年３月30日規程第14号）

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

付　則（平成７年10月４日規程第20号）

この規程は，公布の日から施行し，平成７年10月１日から適用する。

付　則（平成８年５月30日規程第12号）

この規程は，公布の日から施行し，この規程による改正後の水戸市防災行政無線局管理運用規程の規定は，平成８年４月１日から適用する。

付　則（平成９年３月31日規程第４号）

この規程は，平成９年４月１日から施行する。

付　則（平成10年３月30日規程第４号）

この規程は，平成10年４月１日から施行する。

付　則（平成13年１月５日規程第１号）

この規程は，平成13年１月６日から施行する。

付　則（平成13年３月30日規程第５号）抄

（施行期日）

1　この規程は，平成13年４月１日から施行する。

付　則（平成17年１月28日規程第１号）

この規程は，平成17年２月１日から施行する。

付　則（平成17年３月31日規程第４号）

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

付　則（平成18年３月29日規程第５号）

この規程は，平成18年４月１日から施行する。

付　則（平成18年５月２日規程第10号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成19年３月29日規程第２号）抄

（施行期日）

1　この規程は，平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成21年４月17日規程第６号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成22年３月31日規程第８号）

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

付　則（平成23年３月31日規程第２号）

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成24年６月７日規程第８号）

この規程は，公布の日から施行する。

付　則（平成27年３月31日規程第９号）

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

付　則（平成29年３月31日規程第５号）

この規程は，平成29年４月１日から施行する。

付　則（平成31年３月29日規程第５号）

この規程は，平成31年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

（平31規程５・全改）

1　移動系

呼出番号	登録名称	配備先
101	101防危	防災・危機管理課（指令卓）

102	102防危	防災・危機管理課
103	103防危	防災・危機管理課
104	104防危	防災・危機管理課
105	105防危	防災・危機管理課
106	106政策	政策企画課
107	107総務	総務法制課
108	108財政	財政課
109	109市民	市民生活課
110	110福祉	福祉総務課
111	111商工	商工課
112	112建設	建設計画課
113	113都市	都市計画課
114	114下水	下水道管理課
115	115会計	会計課
116	116教育	教育企画課
117	117消防	消防局通信指令室
118	118広報	みとの魅力発信課
119	119秘書	秘書課
120	120議会	議会事務局
121	121常澄	常澄出張所
122	122内原	内原出張所
123	123環境	環境保全課
150	150災対	防災・危機管理課（災害現地対応用）
151	151災対	防災・危機管理課（災害現地対応用）
152	152災対	防災・危機管理課（災害現地対応用）
201	201市民	市民生活課
202	202三丸	三の丸市民センター
203	203五軒	五軒市民センター
204	204竹隈	竹隈市民センター
205	205渡里	渡里市民センター
206	206上中	上中妻市民センター
207	207桜川	桜川市民センター

208	208緑岡	緑岡市民センター
209	209見和	見和市民センター
210	210双葉	双葉台市民センター
211	211常磐	常磐市民センター
212	212寿	寿市民センター
213	213石川	石川市民センター
214	214上大	上大野市民センター
215	215飯富	飯富市民センター
216	216城東	城東市民センター
217	217吉田	吉田市民センター
218	218新荘	新荘市民センター
219	219千波	千波市民センター
220	220柳河	柳河市民センター
221	221笠原	笠原市民センター
222	222酒門	酒門市民センター
223	223見川	見川市民センター
224	224国田	国田市民センター
225	225赤塚	赤塚市民センター
226	226吉沢	吉沢市民センター
227	227堀原	堀原市民センター
228	228山根	山根市民センター
229	229稲一	稲荷第一市民センター
230	230大場	大場市民センター
231	231稲二	稲荷第二市民センター
232	232下大	下大野市民センター
301	教育企画１	教育企画課
302	教育企画２	教育企画課
303	三の丸小	三の丸小学校
304	五軒小	五軒小学校
305	新荘小	新荘小学校
306	城東小	城東小学校
307	浜田小	浜田小学校

308	常磐小	常磐小学校
309	緑岡小	緑岡小学校
310	寿小	寿小学校
311	上大野小	上大野小学校
312	柳河小	柳河小学校
313	渡里小	渡里小学校
314	吉田小	吉田小学校
315	酒門小	酒門小学校
316	石川小	石川小学校
317	飯富小	飯富小学校
318	河和田小	河和田小学校
319	上中妻小	上中妻小学校
320	見川小	見川小学校
321	千波小	千波小学校
322	梅が丘小	梅が丘小学校
323	双葉台小	双葉台小学校
324	笠原小	笠原小学校
325	赤塚小	赤塚小学校
326	吉沢小	吉沢小学校
327	堀原小	堀原小学校
328	下大野小	下大野小学校
329	稲荷第一小	稲荷第一小学校
330	稲荷第二小	稲荷第二小学校
331	大場小	大場小学校
332	鯉淵小	鯉淵小学校
333	妻里小	妻里小学校
334	内原小	内原小学校
335	第一中	第一中学校
336	第二中	第二中学校
337	第三中	第三中学校
338	緑岡中	緑岡中学校
339	第四中	第四中学校

340	飯富中	飯富中学校
341	赤塚中	赤塚中学校
342	第五中	第五中学校
343	見川中	見川中学校
344	双葉台中	双葉台中学校
345	笠原中	笠原中学校
346	石川中	石川中学校
347	千波中	千波中学校
348	常澄中	常澄中学校
349	内原中	内原中学校
350	国田義務	国田義務教育学校
351	総研	総合教育研究所
352	自然の家	少年自然の家
353	内原中央	内原市民センター
357	教育企画３	教育企画課
358	教育企画４	教育企画課
401	401	社会福祉協議会
402	402	障害福祉課
403	403	介護保険課
404	404	高齢福祉課
501	501	選挙管理委員会事務局
502	内原出張所	内原出張所
503	協中小建設	水戸地区中小建設業協同組合
504	協中小建設	水戸地区中小建設業協同組合
601	601建設	建設計画課
602	602建設	建設計画課
603	603建設	建設計画課
604	604建設	建設計画課
605	605建設	建設計画課
606	606土木	土木補修事務所
701	監査委員会	監査委員会事務局
702	赤塚出張所	赤塚出張所

703	見川クリ	見川クリーンセンター
704	清掃事務所	清掃事務所
705	保健センタ	水戸市保健所
706	下水道施設	下水道施設管理事務所
707	スタジアム	ケーズデンキスタジアム
708	総合体育館	総合運動公園体育館
709	青柳体育館	青柳公園市民体育館
801	801水道	水道部（指令卓）
802	802水道	水道部
803	803水道	水道部
804	804水道	水道部
805	805水道	水道部
806	806水道	水道部
807	807水道	水道部
808	808水道	水道部
809	809水道	水道部
810	810水道	水道部
811	811水道	水道部
812	812水道	水道部
813	813水道	水道部
901	福葉山荘	いきいき交流センター葉山荘
902	福長者山荘	いきいき交流センター長者山荘
903	福あじさい	いきいき交流センターあじさい
904	福柳提荘	いきいき交流センター柳提荘
905	福あかね荘	いきいき交流センターあかね荘
906	福常澄老	いきいき交流センター常澄
907	福ふれしあ	いきいき交流センターふれしあ
908	福あかつか	老人デイサービスセンターあかつか
909	福開江老	開江老人ホーム
910	福あすなろ	県立あすなろの郷
911	福飯富特支	茨城県立水戸飯富特別支援学校
912	福水戸特支	茨城県立水戸特別支援学校

913	福内原特支	茨城県立内原特別支援学校
914	福盲学校	茨城県立盲学校
915	福梅寿園	ケアステーション梅寿園
916	福藤が原	ケアステーション藤が原
917	福愛友園特	愛友園（特別養護老人ホーム）
918	福ラ青柳	ライフピア青柳
919	福ラ河和田	ライフピア河和田
920	福長生園	長生園
921	福もみじ館	もみじ館
922	福もくせい	もくせい
923	福フォ水戸	フォレストヴィラ水戸
924	福アクさか	アクティブハートさかど
925	福グリみと	グリーンハウスみと
926	福森ひらす	森の家ひらす
927	福すずらん	渡里すずらん苑
928	福ユーアイ	ユーアイの家
929	福東野の家	東野の家
930	福桜陽だま	桜川陽だまり館
931	福はぎの郷	はぎの郷
932	福ヴィみと	ヴィレッジみと
933	福あんず館	あんず館
934	福ケアみと	ケアハウスみと
935	福サンピア	サンピア
936	福ハート水	ハートピア水戸
937	協造園建設	水戸市造園建設業協同組合
938	協造園施設	水戸市造園建設業協同組合
939	福祐功の館	特別養護老人ホーム　祐功の館
940	福かさはら	特別養護老人ホーム　かさはら
941	福双陽だま	特別養護老人ホーム　双葉陽だまり館
1001	東日本旅客	東日本旅客鉄道水戸支社
1002	協造園建設	水戸市造園建設業協同組合
1003	協建設業	水戸市建設業協同組合

1004	協建設業	水戸市建設業協同組合
1005	協建設業	水戸市建設業協同組合
1006	協建設業	水戸市建設業協同組合
1007	協建設業	水戸市建設業協同組合
1008	1008	鯉淵市民センター
1009	1009	妻里市民センター
1010	1010	防災・危機管理課（予備）
1011	水戸コミュ	水戸コミュニティ放送
1012	協茨城放送	茨城放送
1013	1013	防災・危機管理課（予備）
1014	協管工事	水戸市管工事業協同組合
1015	協管工事	水戸市管工事業協同組合
1016	協管工事	水戸市管工事業協同組合
1017	協電設協会	水戸市電設協会
1018	協ハイタク	茨城県ハイヤー・タクシー協会①
1019	協電設協会	水戸市電設協会
1020	協トラック	社団法人茨城県トラック協会水戸支部
1021	1021	防災・危機管理課（予備）
1022	協イオン	イオン（株）
1023	1023	防災・危機管理課（予備）
1024	協第一常陽	茨城県ハイヤー・タクシー協会②
1025	1025	欅倶楽部
1026	1026	かたくりの郷
1027	協電設協会	水戸市電設協会
1028	1028	水戸東部特別養護老人ホーム
1101	緊急避難	茨城県立水戸高等特別支援学校
1102	緊急避難	茨城県立産業技術短期大学

2　固定系（水戸）

(1)　固定局

種別	呼出名称	設置場所	備考
親局	ぼうさい　みと	水戸市中央１丁目４番１号	401通信室
遠隔制御卓		水戸市緑町２丁目１番２号	２階

(2)　屋外拡声子局

個別呼出番号	子局名称	設置場所	備考
2001	防災みと―１	水戸市小泉町631番地の５	
2002	防災みと―２	水戸市小泉町258番地の２	
2003	防災みと―３	水戸市川又町382番地の１	川又集落センター
2004	防災みと―４	水戸市平戸町938番地の１	稲荷神社
2005	防災みと―５	水戸市小泉町952番地の１	
2006	防災みと―６	水戸市塩崎町354番地の５	
2007	防災みと―７	水戸市塩崎町70番地の１	
2008	防災みと―８	水戸市平戸町511番地の１	
2009	防災みと―９	水戸市島田町103番地の２	
2010	防災みと―10	水戸市島田町2222番地の３	
2011	防災みと―11	水戸市下大野町2846番地の４地先	
2012	防災みと―12	水戸市下大野町666番地	下大野小学校
2013	防災みと―13	水戸市大串町2032番地の１	
2014	防災みと―14	水戸市塩崎町20番地の３	
2015	防災みと―15	水戸市島田町2934番地の１地先	
2016	防災みと―16	水戸市下大野町1614番地の１	
2017	防災みと―17	水戸市下大野町1168番地の２	
2018	防災みと―18	水戸市大串町2134番地	常澄出張所
2019	防災みと―19	水戸市大場町6392番地の２	
2020	防災みと―20	水戸市秋成町378番地	鹿島神社
2021	防災みと―21	水戸市中大野町703番地	中大野区民館
2022	防災みと―22	水戸市東前町591番地の１	
2023	防災みと―23	水戸市大串町142番地の１	稲荷第一小学校

2024	防災みと―24	水戸市大場町1303番地の１	
2025	防災みと―25	水戸市大場町2042番地の２	
2026	防災みと―26	水戸市大場町2288番地の１	大場小学校
2027	防災みと―27	水戸市下入野町934番地の３	
2028	防災みと―28	水戸市下入野町1768番地の２	（兼再送信子局）
2029	防災みと―29	水戸市栗崎町1519番地の１地先	
2030	防災みと―30	水戸市吉沼町106番地の１	上大野小学校
2031	防災みと―31	水戸市吉沼町1768番地の２	上大野市民センター
2032	防災みと―32	水戸市六反田町572番地の４	
2033	防災みと―33	水戸市吉沼町640番地の１	上大野市民運動場
2034	防災みと―34	水戸市吉沼町175番地	吉沼上組公民館
2035	防災みと―35	水戸市若宮１丁目１番１号	下水道施設管理事務所
2036	防災みと―36	水戸市若宮町地内	水戸大橋右岸
2037	防災みと―37	水戸市城東２丁目６番36号	南消防署城東出張所
2038	防災みと―38	水戸市浜田１丁目１番１号	浜田小学校屋上
2039	防災みと―39	水戸市柳町２丁目５番８号	竹隈市民センター屋上
2040	防災みと―40	水戸市本町１丁目１番１号	七軒町児童公園
2041	防災みと―41	水戸市城南２丁目13番	駅南平和公園
2042	防災みと―42	水戸市中央１丁目４番１号	水戸市役所屋上
2043	防災みと―43	水戸市三の丸３丁目12番５号	杉山保育所
2044	防災みと―44	水戸市水府町864番地の６	青柳公園市民体育館
2045	防災みと―45	水戸市青柳町4566番地	公設地方卸売市場
2046	防災みと―46	水戸市青柳町594番地の３	青柳樋管 （兼カメラ局）
2047	防災みと―47	水戸市金町１丁目355番地	水戸地方気象台東
2048	防災みと―48	水戸市五軒町３丁目２番25号	五軒小学校
2049	防災みと―49	水戸市柳河町318番地の１	柳河小学校
2050	防災みと―50	水戸市柳河町673番地の１	柳河市民センター
2051	防災みと―51	水戸市ちとせ２丁目1651番２号	松本第二樋管 （兼カメラ局）
2052	防災みと―52	水戸市中河内町934番地の４	中河内集会所
2053	防災みと―53	水戸市渡里町12番地の12	圷公民館
2054	防災みと―54	水戸市渡里町1329番地	枝内浄水場

2055	防災みと―55	水戸市上河内町587番地	
2056	防災みと―56	水戸市田谷町１番地	田谷町田園都市センター
2057	防災みと―57	水戸市下国井町20番地の３地先	国田大橋東側
2058	防災みと―58	水戸市下国井町1212番地の４	国田市民センター （兼再送信子局）
2059	防災みと―59	水戸市飯富町3436番地の20	飯富特別支援学校
2060	防災みと―60	水戸市飯富町4959番地の２	農業集落排水処理施設
2061	防災みと―61	水戸市上国井町966番地の４	柳内西公民館
2062	防災みと―62	水戸市上国井町833番地の１	農業集落排水処理施設
2063	防災みと―63	水戸市飯富町4420番地の１	飯富小学校屋上
2064	防災みと―64	水戸市岩根町750番地の３	岩根集落センター
2065	防災みと―65	水戸市藤井町845番地	藤井町子どもの広場
2066	防災みと―66	水戸市藤井町875番地の２	藤井町集落センター
2067	防災みと―67	水戸市岩根町2084番地	那珂西大橋西側

３　固定系（内原）

(1)　固定局

種別	呼出名称	設置場所	備考
親局	ぼうさい　うちはら	水戸市内原町1395番地の１	無線室
遠隔制御卓		水戸市中央１丁目４番１号	401通信室

(2)　屋外拡声子局

個別番号	子局名	設置場所	備考
1	田島営農センター	水戸市田島町244番地	
2	黒磯・三野輪	水戸市牛伏町184番地	
3	かたくりの里	水戸市有賀町2053番地の2	
4	有賀北区農村集落センター	水戸市有賀町1641番地の1	
5	有賀中	水戸市有賀町1023番地の１	
6	大足西部	水戸市大足町1284番地の2	
7	牛伏公民館	水戸市牛伏町649番地	
8	中妻地区センター	水戸市大足町1413番地外	
9	大足公民館	水戸市大足町649番地	

10	有賀南区農村集落センター	水戸市有賀町2455番地の2	
11	妻里小学校	水戸市有賀町978番地	
12	中原農村集落センター	水戸市中原町786番地	
13	杉崎ふるさとコミュニティセンター	水戸市杉崎町818番地の1	
14	杉崎北部	水戸市杉崎町432番地の2	
15	あすなろの郷	水戸市杉崎町1460番地	
16	杉崎3区東部	水戸市杉崎町1599番地の1	
17	杉崎3区農村集落センター	水戸市杉崎町1719番地の2	
18	三湯ふるさとコミュニティセンター	水戸市三湯町37番地	
19	三湯南部	水戸市三湯町1108番地の26	
20	内原公民館	水戸市内原町950番地の3	
21	前原公園	水戸市内原町1526番地	
22	内原出張所	水戸市内原町1395番地の1	
23	内原高齢者センター	水戸市内原町1397番地の5	
24	日本農業実践学園	水戸市内原町1484番地の5	
25	内原中学校	水戸市内原町1463番地	
26	内原3区	水戸市内原町720番地の1	
27	江川	水戸市内原町597番地の3，4	
28	筑地ふるさとコミュニティセンター	水戸市筑地町646番地の1	
29	赤尾関農村集落センター	水戸市赤尾関町663番地の1	
30	後原公民館	水戸市鯉淵町1769番地	
31	報徳	水戸市鯉淵町1707番地の65	
32	並木	水戸市鯉淵町2019番地の6	
33	向古屋	水戸市鯉淵町2082番地の1	
34	第26分団	水戸市鯉淵町2923番地の3	
35	湿気農村集落センター	水戸市鯉淵町2749番地の1	
36	弥栄公民館	水戸市鯉淵町2508番地の29	
37	万蔵寺農村集落センター	水戸市五平町1696番地の1	
38	小林報徳	水戸市小林町1199番地の24	
39	小林2区	水戸市小林町1434番地	

40	小林ふるさとコミュニティセンター	水戸市小林町867番地の1	
41	五平公民館	水戸市五平町405番地の3	
42	犬塚西部	水戸市五平町1103番地	
43	犬塚東部	水戸市五平町1278番地	
44	中台南部	水戸市鯉淵町5974番地の1	
45	中台農村集落センター	水戸市鯉淵町3991番地	
46	寺池	水戸市鯉淵町3340番地の1	
47	鯉淵小学校	水戸市鯉淵町3000番地	
48	東地区北部	水戸市鯉淵町1389番地	
49	東地区南部	水戸市鯉淵町862番地の1	
50	滝淵公民館	水戸市鯉淵町106番地の2	
51	高田西部	水戸市萱場町南山994番地の3	
52	高田公民館	水戸市高田町205番地の2	
53	高田北部	水戸市高田町25番地の1	
54	高田南部	水戸市高田町458番地	
55	下野北部	水戸市下野町286番地の3付近	
56	倉田公民館	水戸市鯉淵町4565番地の2	
57	内原浄水場	水戸市鯉淵町4304番地の2	
58	鯉淵地区運動公園	水戸市鯉淵町4632番地の1	
59	中島西部	水戸市鯉淵町4212番地の7	
60	播田実公民館	水戸市鯉淵町5690番地の1	
61	播田実農村集落センター	水戸市鯉淵町5779番地	
62	播田実東部	水戸市鯉淵町5104番地の25	
63	中島農村集落センター	水戸市鯉淵町4930番地の12	
64	下野・大和	水戸市下野町386番地の5	
65	下野農村集落センター	水戸市下野町338番地	
66	下野南部	水戸市下野町739番地の1	
67	出兵沢公民館	水戸市鯉淵町5061番地の1	
68	大和南部	水戸市鯉淵町5067番地の2	
69	大和田園都市センター	水戸市鯉淵町5040番地の1	
70	大和西部	水戸市鯉淵町5146番地の4	
71	播田実南部	水戸市鯉淵町5407番地の3	

72	旭が丘	水戸市鯉淵町5519番地の12	
73	一の砂	水戸市鯉淵町5951番地の17	
74	鯉淵学園	水戸市鯉淵町5956番地の1	
75	興国	水戸市鯉淵町6123番地の24	

様式第１号(第８条関係)

無　線　従　事　者　名　簿

年　　月　　日現在

	所　　属	氏　　名	資　　格	免許証の番　　号	選任月日	備　　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

様式第２号(第９条関係)

無　線　業　務　日　誌(移動系)

課　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(無線局動作点検簿)

管理責任者	管　理　者	通信取扱責任者

日　付	年　月　日	天　候		無線従事者の資格		無線従事者の氏名	印	時　分から　時　分まで
電波の形式及び周波数	MHz	空中線電　力	W				印	時　分から　時　分まで

通信の相手方	通　信　の　内　容	通　信　回　数	動作の状況	非常通信の実施状況(混信，空電その他参考事項)	
				1 日の延べ通信回数	回

注　動作の状況(機械に異常があった場合は，その旨記載するとともに，管理責任者へ報告すること。)

様式第２号(第９条関係)

無　線　業　務　日　誌(固定系)

課　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(無線局動作点検簿)

管理責任者	管理者	通信取扱責任者

日付	年　月　日	天候		無線従事者の資格		無線従事者の氏名	印
電波の形式及び周波数	MHz	空中線電力	W				印

種類	区分	区分(個別・郡別の場合のみ)	放送時間	通信状況，機器の状況，その他	
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
定時・臨時	一斉・個別・郡別		時　分～　時　分		
				1日の延べ通信回数	回

注　動作の状況（機械に異常があった場合は，その旨記載するとともに，管理責任者へ報告すること。）

様式第３号(第 16 条関係)

無線局月点検記録簿(移動系)

				管理責任者	印
点検年月日	年　月　日	天候		点検者	印

整備区分		点検項目	
		第　装置	第　装置
空中線系			
無線装置	電源電圧	V	V
	動作状況		
統制卓	統制機能		
	動作状況		
電源装置		蓄電池電圧　V	出力電圧　V

備考

無線局月点検記録簿(固定系)

					管理責任者		印
点検年月日	年　月　日	天気			点検者		印
設備区分	点検項目					結果	
予備電源装置	電源ランプ(点灯・消灯)						
	蓄電池電圧　　V						
非常灯							
空中線							
子局設備	音声試験	個別番号	結果	個別番号	結果	個別番号	結果

様式第４号(第 16 条関係)

無　線　局　年　点　検　簿

統制管理者	印

局種(車番)	呼出名称	点検者所属会社名	点検者氏名
			印

機器型式	製造番号	製造年月	指定周波数	トーン周波数	指定電力
		年　月	CH1 MHz CH2	CH1 Hz CH2	W

送信部			周波数偏差	電力			最大周波数偏移	1KHz 変調波に於，70％変調となる変調入力レベル	トーン変調度
				本体出力	進行波	反射波			
	CH1	調整前	Hz	W	W	W	KHz	dBm	KHz
		調整後	Hz	W	W	W	KHz	dBm	KHz
	CH2	調整前	Hz	W	W	W	KHz	dBm	KHz
		調整後	Hz	W	W	W	KHz	dBm	KHz

スプリアス輻射強度(dB) (基地局は毎回測定)

		F	n-1	n-2	n+1	n+2	3F/4	2F/3	1F/2	1F/3	4F/3	3F/2	5F/3	2F	3F
CH1	周波数														
	調整前														
	調整後														
CH2	周波数														
	調整前														
	調整後														

受信部			第一局発周波数偏差	感度			明瞭度
				12dB SINAD	SQ MIN	SQ MAX	
	CH1	調整前	Hz	dBβ	dBβ	dBβ	良・否
		調整後	Hz	dBβ	dBβ	dBβ	良・否
	CH2	調整前	Hz	dBβ	dBβ	dBβ	良・否
		調整後	Hz	dBβ	dBβ	dBβ	良・否

電源部	電源装置　(アダプタ)　(有・無)			ニッケルカドミウム蓄電池(有・無)
	取付状況	良・否	入力電圧　V　良・否	出力電圧　V　良・否

空中線	取付状況	素子状況	給電線状況	接栓状況
	良・否	良・否	良・否	良・否

制御部	ランプ表示	ツマミ状況	自局番号設定	群番号設定	自己診断機能試験
	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否

免許状又は免許証票	有・無	総合判定	良・否

備　考

様式第１号（第８条関係）

様式第２号（第９条関係）

様式第２号（第９条関係）

（平７規程20・一部改正）

様式第３号（第16条関係）

（平５規程７・平６規程１・平７規程14・平17規程１・一部改正）

様式第４号（第16条関係）

２－６　水戸市防災行政無線局通信運用細則

（趣旨）

第１条　この細則は，水戸市防災行政無線局管理運用規程（昭和62年水戸市規程第11号）第19条の規定に基づき，水戸市防災行政無線局の通信の運用を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

（遵守事項）

第２条　無線通信及び無線放送を行う者は，次の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) 私的に使用しないこと。

(2) 通信及び放送に使用する用語は，簡潔かつ聞き取りやすい用語にすること。

(3) 無線通信を行うときは，自局の呼出名称を付して，その出所を明らかにすること。

(4) 無線通信及び無線放送は，正確に行い，通信上の誤りを知ったときは，直ちに訂正すること。

（目的外使用の禁止）

第３条　無線通信及び無線放送を行う者は，無線局免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて通信してはならない。

（他通信との混信の確認）

第４条　無線通信及び無線放送を行う者は，相手局を呼び出そうとするときは，電波を発射する前に，他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。また，呼出しが他の通信に混信を与える旨の通知を受けたときは，直ちにその呼出しを中止しなければならない。

２　前項の場合において，他の通信に混信を与えるおそれがあるときは，その通信が終了した後に呼出しをしなければならない。

（陸上移動局の呼出し）

第５条　陸上移動局の呼出しは，次に定めるとおりとする。

(1) 呼出しは，次の事項を順次送信する。

ア　相手局の呼出名称　３回以下

イ　こちらは　１回

ウ　自局の呼出名称　３回以下

（陸上移動局の応答）

第６条　陸上移動局の応答は，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応答は，次の事項を順次送信する。

ア　相手局の呼出名称　３回以下

イ　こちらは　１回

ウ　自局の呼出名称　１回

(2) 自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは，その呼出しが反復され，自局に対する呼出しであることが確実に判明した後に応答する。

(3) 自局に対する呼出しを受信した場合において，呼出局の呼出名称が不明確なときは，直ちに応答し，呼出局の呼出名称を確認しなければならない。

（固定系子局の放送の種類）

第７条　固定系子局の放送の種類は，災害放送，定時放送，一般放送とする。

２　災害放送とは，災害の発生に関する放送をいう。

３　定時放送とは，毎日定められた時刻にチャイムにより行う放送をいう。

４　一般放送とは，前２項に掲げる以外の放送をいう。

（固定系子局の放送事項）

第８条　定時放送を除き，放送事項は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 地震，火災，台風など，非常災害に関する事項

(2) 市民等の生命や財産の保護に関する事項など，特に緊急を要する事項

(3) その他防災・危機管理課長が市民等に周知する必要があると判断した事項

（固定系子局の放送時間）

第９条　放送時間は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害放送　災害が発生し，又は発生の恐れがある場合に，時間に関わらず放送を行う。

(2) 定時放送　正午と午後５時にチャイム放送を行う。

(3) 一般放送　午前８時30分から午後５時15分の間に放送を行う。ただし，防災・危機管理課長が必要と認める場合は，時間外に放送を行うことができるものとする。

（固定系子局）

第10条　放送を希望する所属の長，又は外部機関は，放送を行う子局が内原地区に設置しているものである場合は，内原出張所長に無線放送依頼書（別記様式２）を，それ以外の場合は，防災・危機管理課長に無線放送依頼書（別記様式１）を放送希望日の５日前までに，提出しなければならない。ただし，緊急を要する場合は，この限りでない。

２　防災・危機管理課長又は内原出張所長は，無線放送依頼書の提出を受けたときは，その内容が第８条に該当することを確認した上で放送を行う。この場合において，放送しないことに決定したときは，その旨申込者に通知するものとする。

（時計の備付けとその照合）

第11条　無線局には，正確な時計を備付け，毎日１回以上，中央標準時に照合しておかなければならない。

付　則

（施行期日）

１　この細則は，平成４年３月３日から施行する。

（通信運用細則の廃止）

２　通信運用細則（昭和62年４月27日制定）は，廃止する。

付　則

この細則は，平成５年４月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成６年４月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成７年４月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成９年４月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成17年11月１日から施行する。

付　則

この細則は，平成31年４月１日から施行する。

別記様式１（第10条関係）

管理責任者	通信取扱責任者	放送担当課				放送依頼課			
		課長	課長補佐	係長	放送者	課長	課長補佐	係長	係

年　月　日

無線放送依頼書

防災・危機管理課長　様

職氏名　印

放送希望日時	年　月　日～　年　月　日　時　分～　時　分
放送日時 ※記入しないでください。	年　月　日～　年　月　日　時　分～　時　分

放送区分

1　全局	2　特定局	希望する局に○をつけてください。	グループ（小学校区）	個別呼出番号													
			三の丸	43	44	47											
			五軒	48													
○			城東	35	36	37											
○			浜田	38	39	40	41										
			常磐	51													
	○		上大野	21	30	31	33	34									
	○		柳河	45	46	49	50	52	55								
	○		渡里	53	54												
	○		飯富	59	60	63	64	65	66	67							
	○		国田	56	57	58	61	62									
	○		千波	42													
○			下大野	1	2	3	4	5	6	8	11	12	13	14	16	17	
○			稲荷第一	7	9	10	15	18	22	23							
○			稲荷第二	29	32												
○			大場	19	20	24	25	26	27	28							

放送文

特記事項

別記様式２

管理責任者	通信取扱責任者	放送担当課				放送依頼課			
		課長	課長補佐	係長	放送者	課長	課長補佐	係長	係

平成　年　月　日

無線放送依頼書

内原支所総務課長　様

職氏名　印

放送希望日時	年　月　日～　年　月　日　時　分～　時　分
※放送日時 記入しないでください。	年　月　日～　年　月　日　時　分～　時　分

放送区分												
放送区分	１全局 ２特定局 希望する局に○を付けてください。	妻里小学校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
			12	13	14	15	16	17	18	19	28		
		内原小学校	20	21	22	23	24	25	26	27	29	38	39
			40										
		鯉淵小学校	30	31	32	33	34	35	36	37	41	42	43
			44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
			55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
			66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	

放送文

特記事項

２－７　水戸市ＭＣＡ無線運用マニュアル

（基本方針）

第１　この指針は，水戸市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し，円滑な通信連絡の確保を図るため設置するマルチチャンネルアクセス無線機（以下「ＭＣＡ無線機」という。）を適切に管理運用するために定めるものである。

（用語の定義）

第２　この指針において，次の用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　ＭＣＡ無線機　財団法人移動無線センターが運用する 800 メガヘルツ帯のデジタルＭＣＡ陸上移動通信システムを活用した無線通信システムをいう。

（２）　無線局　電波法第 2 条第 5 号（無線局とは，無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。）に規定する無線局をいう。

（無線局の設置場所等）

第３　無線局の設置場所及び呼出番号は，別に定める。

（管理責任者）

第５　無線局に管理責任者を置く。

２　管理責任者は，無線局の管理運用の業務を行うとともに管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は，防災・危機管理課長の職にある者をもって充てる。

（管理者）

第６　防災・危機管理課以外のＭＣＡ無線機の設置箇所に，管理者を置く。

２　管理者は，管理責任者の命を受け，当該箇所に配置された無線局の管理監督の業務を行う。

３　管理者は，無線局を設置する当該部署の課長又は当該機関の長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第７　無線局に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は，管理責任者の命を受け，無線局の管理運用に係る業務を指揮する。

（通信訓練）

第８　管理責任者は，非常災害発生時等に備え，通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため，3 ヶ月程度に 1 回通信訓練を実施する。

無線局の設置場所及び呼出番号一覧

通番	配備所属	グループ分け		登録名称	個別番号	グループ番号 1 本庁G	2 水道G	3 対策本部G	4 市民センG	5 教育G	6 内原G	7 建設G	8 福避所G	9 災協定G	10 緊避場G
1	防災・危機管理課(指令局)	本庁	対策本部	101地安	1	○		○							
2	防災・危機管理課			102地安	2	○		○							
3	防災・危機管理課			103地安	3	○		○							
4	防災・危機管理課			104地安	4	○		○							
5	防災・危機管理課			105地安	5	○		○							
6	防災・危機管理課（予備）			－	6										
7	防災・危機管理課（予備）			－	7										
8	防災・危機管理課（予備）			－	8										
9	防災・危機管理課（予備）			－	9										
10	政策企画課			106政策	10	○		○							
11	総務法制課			107総務	11	○		○							
12	財政課			108財政	12	○		○							
13	市民生活課			109市民	13	○		○							
14	福祉総務課			110福祉	14	○		○							
15	商工課			111商工	15	○		○							
16	建設計画課			112建設	16	○		○							
17	都市計画課			113都市	17	○		○							
18	会計課			115会計	18	○		○							
19	教育企画課			116教育	19	○		○							
20	消防局通信指令室			117消防	20	○		○							
21	みとの魅力発信課			118広報	21	○		○							
22	秘書課			119秘書	22	○		○							
23	議会事務局			120議会	23	○		○							
24	常澄出張所			121常澄	24	○		○							
25	内原出張所			122内原	25	○		○			○				
26	環境保全課			123環境	26	○		○							
27	災害現地対応用(防災・危機管理課)			150災対	27	○									
28	災害現地対応用(防災・危機管理課)			151災対	28	○									
29	災害現地対応用(防災・危機管理課)			152災対	29	○									
30	選挙管理委員会事務局			501内原	30	○		○			○				
31	監査委員会事務局			監査委員会	31	○		○							
32	赤塚出張所			赤塚出張所	32	○									
33	見川クリーンセンター			見川クリ	33	○									
34	清掃事務所			清掃事務所	34	○									
35	水戸市保健所			保健センタ	35	○									
36	ケーズデンキスタジアム			スタジアム	36	○									
37	総合運動公園体育館			総合体育館	37	○									
38	青柳公園市民体育館			青柳体育館	38	○									
39	市民生活課		市民センター	201市民	39	○			○						
40	三の丸市民センター			202三丸	40	○			○						
41	五軒市民センター			203五軒	41	○			○						
42	竹隈市民センター			204竹隈	42	○			○						
43	渡里市民センター			205渡里	43	○			○						
44	上中妻市民センター			206上中	44	○			○						
45	桜川市民センター			207桜川	45	○			○						
46	緑岡市民センター			208緑岡	46	○			○						
47	見和市民センター			209見和	47	○			○						
48	双葉台市民センター			210双葉	48	○			○						
49	常磐市民センター			211常磐	49	○			○						
50	寿市民センター			212寿	50	○			○						
51	石川市民センター			213石川	51	○			○						
52	上大野市民センター			214上大	52	○			○						
53	飯富市民センター			215飯富	53	○			○						
54	城東市民センター			216城東	54	○			○						
55	吉田市民センター			217吉田	55	○			○						
56	新荘市民センター			218新荘	56	○			○						
57	千波市民センター			219千波	57	○			○						

					グループ番号									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
通番	配備所属	グループ分け	登録名称	個別番号	本庁G	水道G	対策本部G	市民センG	教育G	内原G	建設G	福避所G	災協定G	緊避場G
58	柳河市民センター		220柳河	58	○			○						
59	笠原市民センター		221笠原	59	○			○						
60	酒門市民センター		222酒門	60	○			○						
61	見川市民センター		223見川	61	○			○						
62	国田市民センター		224国田	62	○			○						
63	赤塚市民センター		225赤塚	63	○			○						
64	吉沢市民センター		226吉沢	64	○			○						
65	堀原市民センター		227堀原	65	○			○						
66	山根市民センター		228山根	66	○			○						
67	稲荷第一市民センター		229稲一	67	○			○						
68	大場市民センター		230大場	68	○			○						
69	稲荷第二市民センター		231稲二	69	○			○						
70	下大野市民センター		232下大	70	○			○						
71	鯉淵市民センター		1008	71	○									
72	妻里市民センター		1009	72	○									
73	内原市民センター	市民センター	内原中央	73	○				○					
74	教育企画課		教育企画１	74	○				○					
75	教育企画課		教育企画２	75	○				○					
76	教育企画課		教育企画３	76	○				○					
77	教育企画課		教育企画４	77	○				○					
78	三の丸小学校		三の丸小	78	○				○					
79	五軒小学校		五軒小	79	○				○					
80	新荘小学校		新荘小	80	○				○					
81	城東小学校		城東小	81	○				○					
82	浜田小学校		浜田小	82	○				○					
83	常磐小学校		常磐小	83	○				○					
84	緑岡小学校		緑岡小	84	○				○					
85	寿小学校		寿小	85	○				○					
86	上大野小学校		上大野小	86	○				○					
87	柳河小学校		柳河小	87	○				○					
88	渡里小学校		渡里小	88	○				○					
89	吉田小学校		吉田小	89	○				○					
90	酒門小学校		酒門小	90	○				○					
91	石川小学校		石川小	91	○				○					
92	飯富小学校		飯富小	92	○				○					
93	河和田小学校		河和田小	93	○				○					
94	上中妻小学校		上中妻小	94	○				○					
95	見川小学校	本庁	見川小	95	○				○					
96	千波小学校		千波小	96	○				○					
97	梅が丘小学校		梅が丘小	97	○				○					
98	双葉台小学校		双葉台小	98	○				○					
99	笠原小学校		笠原小	99	○				○					
100	赤塚小学校		赤塚小	100	○				○					
101	吉沢小学校		吉沢小	101	○				○					
102	堀原小学校		堀原小	102	○				○					
103	下大野小学校		下大野小	103	○				○					
104	稲荷第一小学校		稲荷第一小	104	○				○					
105	稲荷第二小学校		稲荷第二小	105	○				○					
106	大場小学校		大場小	106	○				○					
107	鯉淵小学校		鯉淵小	107	○				○					
108	妻里小学校		妻里小	108	○				○					
109	内原小学校		内原小	109	○				○					
110	第一中学校		第一中	110	○				○					
111	第二中学校		第二中	111	○				○					
112	第三中学校		第三中	112	○				○					
113	緑岡中学校		緑岡中	113	○				○					
114	第四中学校		第四中	114	○				○					
115	飯富中学校		飯富中	115	○				○					
116	赤塚中学校		赤塚中	116	○				○					

					グループ番号									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
通番	配備所属	グループ分け	登録名称	個別番号	本庁G	水道G	対策本部G	市民センG	教育G	内原G	建設G	福避所G	災協定G	緊避場G
117	第五中学校	教育	第五中	117	○				○					
118	見川中学校		見川中	118	○				○					
119	双葉台中学校		双葉台中	119	○				○					
120	笠原中学校		笠原中	120	○				○					
121	石川中学校		石川中	121	○				○					
122	千波中学校		千波中	122	○				○					
123	常澄中学校		常澄中	123	○				○					
124	内原中学校		内原中	124	○				○					
125	国田義務教育学校		国田義務	125	○				○					
126	総合教育研究所		総研	126	○				○					
127	少年自然の家		自然の家	127	○				○					
128	建設計画課	建設	601建設	128	○						○			
129	建設計画課		602建設	129	○						○			
130	建設計画課		603建設	130	○						○			
131	建設計画課		604建設	131	○						○			
132	建設計画課		605建設	132	○						○			
133	土木補修事務所		606土木	133	○						○			
134	水道部(指令卓・水道総務課)	水道部	801水道	134		○	○							
135	水道部(水道部長)		802水道	135		○								
136	水道部(料金課)		803水道	136		○								
137	水道部(料金課)		804水道	137		○								
138	水道部(料金課)		805水道	138		○								
139	水道部(料金課)		806水道	139		○								
140	水道部(料金課)		807水道	140		○								
141	水道部(水道整備課)		808水道	141		○								
142	水道部(水道整備課)		809水道	142		○								
143	水道部(給水課)		810水道	143		○								
144	水道部(給水課)		811水道	144		○								
145	水道部(上水管理事務所 楮川浄水場)		812水道	145		○								
146	水道部(上水管理事務所 開江浄水場)		813水道	146		○								
147	下水道管理課		114下水	147	○		○							
148	下水道施設管理事務所		下水道施設	148	○									
149	社会福祉協議会	本庁	401予備	149	○									
150	障害福祉課		障害福祉課	150	○							○		
151	介護保険課		介護保険課	151	○							○		
152	高齢福祉課		高齢福祉課	152	○							○		
153	いきいき交流センター葉山荘	福祉避難所	福葉山荘	153								○		
154	いきいき交流センター長者山荘		福長者山荘	154								○		
155	いきいき交流センターあじさい		福あじさい	155								○		
156	いきいき交流センター柳堤荘		福柳堤荘	156								○		
157	いきいき交流センターあかね荘		福あかね荘	157								○		
158	いきいき交流センター常澄		福常澄老	158								○		
159	いきいき交流センターふれしあ		福ふれしあ	159								○		
160	老人デイサービスセンターあかつか		福あかつか	160								○		
161	開江老人ホーム		福開江老	161								○		
162	県立あすなろの郷		福あすなろ	162								○		
163	茨城県立水戸飯富特別支援学校		福飯富特支	163								○		
164	茨城県立水戸特別支援学校		福水戸特支	164								○		
165	茨城県立内原特別支援学校		福内原特支	165								○		
166	茨城県立盲学校		福盲学校	166								○		
167	ケアステーション梅寿園		福梅寿園	167								○		
168	ケアステーション藤が原		福藤が原	168								○		
169	愛友園(特別養護老人ホーム)		福愛友園特	169								○		
170	ライフピア青柳		福ラ青柳	170								○		
171	ライフピア河和田		福ラ河和田	171								○		
172	長生園		福長生園	172								○		
173	もみじ館		福もみじ館	173								○		
174	もくせい		福もくせい	174								○		
175	フォレストヴィラ水戸		福フォ水戸	175								○		
176	アクティブハートさかど		福アクさか	176								○		

					グループ番号									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
通番	配備所属	グループ分け		登録名称	個別番号	本庁G	水道G	対策本部G	市民センG	教育G	内原G	建設G	福避所G	災協定G	緊避場G
177	グリーンハウスみと	福祉避難所	福祉	福グリみと	177								○		
178	森の家ひらす			福森ひらす	178								○		
179	渡里すずらん苑			福すずらん	179								○		
180	ユーアイの家			福ユーアイ	180								○		
181	東野の家			福東野の家	181								○		
182	桜川陽だまり館			福桜陽だま	182								○		
183	はぎの郷			福はぎの郷	183								○		
184	ヴィレッジみと			福ヴィみと	184								○		
185	あんず館			福あんず館	185								○		
186	ケアハウスみと			福ケアみと	186								○		
187	サンピア			福サンピア	187								○		
188	ハートピア水戸			福ハート水	188								○		
189	祐功の館			福祐功の館	189								○		
190	かさはら			福かさはら	190								○		
191	双葉陽だまり館			福双陽だま	191								○		
192	欅倶楽部			－	192								○		
193	かたくりの郷			－	193								○		
194	みと東部特別養護老人ホーム			－	194								○		
195	あいおんの里水戸			－	195								○		
196	水戸地区中小建設業協同組合	主要災害協定締結団体	協定	協中小建設	196									○	
197	水戸地区中小建設業協同組合			協中小建設	197									○	
198	水戸市造園建設業協同組合			協造園建設	198									○	
199	水戸市造園建設業協同組合			協造園建設	199									○	
200	東日本旅客鉄道水戸支社			東日本旅客	200									○	
201	水戸市造園建設業協同組合			協造園建設	201									○	
202	水戸市建設業協同組合			協建設業	202									○	
203	水戸市建設業協同組合			協建設業	203									○	
204	水戸市建設業協同組合			協建設業	204									○	
205	水戸市建設業協同組合			協建設業	205									○	
206	水戸市建設業協同組合			協建設業	206									○	
207	水戸コミュニティ放送			水戸コミュ	207									○	
208	茨城放送			協茨城放送	208									○	
209	水戸市管工事業協同組合			協管工事	209									○	
210	水戸市管工事業協同組合			協管工事	210									○	
211	水戸市管工事業協同組合			協管工事	211									○	
212	水戸市電設協会			協電設協会	212									○	
213	茨城県ハイヤー・タクシー協会①			協ハイタク	213									○	
214	水戸市電設協会			協電設協会	214									○	
215	社団法人茨城県トラック協会水戸支部			協トラック	215									○	
216	イオン㈱			協イオン	216									○	
217	茨城県ハイヤー・タクシー協会②(協第一常陽)			協第一常陽	217									○	
218	水戸市電設協会			協電設協会	218									○	
219	茨城県立水戸高等特別支援学校	緊急避難場所		緊急避難	219										○
220	茨城県立産業技術短期大学			緊急避難	220										○

ＭＣＡ無線使用方法

１　保管方法



(1) 電源を入れる。
　　電源ボタンを長押しする。

(2) 充電器に差し込む。
　　充電確認ランプが点灯することを確認する。

(3) 電波状況を確認する。
　　無線機本体の画面上のアンテナ表示により電波状況を確認し，周辺で一番電波状況の良い所へ置く。

※他の無線から連絡があった場合，この状態で受信可能

２　受信方法



(1) 受信する。
　「１　保管方法」の状態で受信可能。

(2) 相手及びモードを確認する。
　　無線機本体の画面上の「個別」「グル」等の表示により，相手とモードを確認する。

(3) 発話する。
　　相手の「どうぞ」を確認した後，
プレストークスイッチを押したまま、「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

注 グループや一斉発信を受信した場合，回線が切れた事を確認後に個別モードで話す。(5 秒経過すると自動的に回線が切れる。)

3　発信方法（個別）



(1) 通信モードを「個別」にする。
　　モードキーを押し，選択する。

※ 一度送信すると，画面には履歴が表示される。

(2) 相手先番号を入力する。
　　別表「番号一覧」を参照し，
　テンキーにより相手先の番号を入力する。

(3) 相手を呼び出す。
　　プレストークスイッチを一回押す。

注 プレストークスイッチではなく，
　　「送信」ボタンを押した場合，相手に繋がらないので注意する。



(4) 発話する。
　　「ピッピー」という音を確認後，プレストークスイッチを
　押したまま、「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

4　発信方法（グループ）

(1) 通信モードを「グループ」にする。
　　モードキーを押し，「グル　○」を選択する。

(2) グループに向けて発信する。
　　プレストークスイッチを一回押す。

(3) 発話する。
　　「ピッピー」という音を確認後，プレストークスイッチを押したまま、
　「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

5　情報の集約方法

災害の状況によっては，配備した無線機全てから一斉に災害対策本部へ報告することが予測される。しかし，この無線機は１対１でしか通話することが出来ず，緊急時，迅速かつ円滑に情報を集約するために，別紙連絡網にそって情報を集約する。

ただし，緊急を要する場合には，連絡網にとらわれず，直接災害対策本部へ報告する。

注 グループや一斉発信を受信した場合，回線が切れる前に発信しないこと。

注 市内の一部のみが電話を使用できない場合，対象施設において別紙集約フロー図を準用し情報を集約する。

6　その他

(1) 発話上の注意

単信通話（一方が話しているときは，一方は受信のみ）なので，発話開始時には，「こちら○○です」，発話終了時は「どうぞ」と言う。

通話終了時には，「終了します」と言う。

(2) 通話できないとき

相手を呼び出したときに「ピッピー」と鳴れば通話可能となるが，「プップップップッとなった場合，電波状態が悪い，相手が話し中等の理由により接続を失敗しているので，再度操作を繰り返す。

(3) 通信制限について

ＭＣＡ無線には，通信制限があり，通信制限時間を過ぎると終話となる。

（昼間３分，夜間４分，深夜５分）

(4) 使用可能時間について

通話時間にもよるが，約 18 時間使用可能である。

(5) 履歴の確認について

画面右下のガイドキーを押すことで，着信履歴を確認することが可能である。



２－８　水戸市地区防災組織補助金交付要項

平成７年11月１日

水戸市告示第95号

改正　平成８年２月23日告示第19号
平成８年６月28日告示第77号
平成24年７月11日告示第177号

（趣旨）

第１条　この要項は，地区防災組織の結成の促進及び育成を図り，安全で住みよい居住環境を確保するため，地区防災組織に対し，補助金を交付することについて，水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　地区防災組織　水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する地区を単位として，市民が自主的に結成する防災のための組織をいう。

(2)　防災資機材　地区防災組織が整備し，かつ，管理する物で，別表に掲げるものをいう。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，次の各号に掲げる経費とする。

(1)　地区防災組織の結成に要する経費

(2)　防災資機材の整備に要する経費

(3)　地区防災組織の活動に要する経費

（補助金の種類及び額）

第４条　補助金の種類及び額は，次の各号に定めるところによる。

(1)　結成等補助金　地区防災組織の結成及び防災資機材の整備に要する経費のうち実際に要した費用とする。ただし，１団体につき100,000円を限度とする。

(2)　活動等補助金　地区防災組織の活動及び防災資機材の整備に要する経費のうち実際に要した費用とする。ただし，１団体につき100,000円を限度とする。

２　前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする地区防災組織は，地区防災組織補助金交付申請書（様式第１号）に地区防災組織の会則，任務分担表及び活動計画書，防災資機材の整備計画書その他市長が必要と認める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は，前条の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，適当であると認めるときは，補助金の交付を決定し，地区防災組織補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　結成等補助金の交付決定を受けた地区防災組織にあっては当該補助事業が完了したときに，活動等補助金の交付決定を受けた地区防災組織にあっては３月末日までに，実績報告書（様式第３号）に決算書及び領収書を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第８条　市長は，前条の規定による報告があった場合は，その内容を審査し，適当であると認めるときは，補助金の額を確定し，速やかに交付するものとする。

２　市長は，前項の規定にかかわらず，必要があると認めるときは，補助金の額の確定前において補助金の額の全部又は一部を交付することができる。

（調査）

第９条　市長は，補助金の交付を受けた地区防災組織に対し，その使途について調査することができる。

（補助金の返還）

第10条　市長は，前条の規定による調査の結果，偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は，交付を受けた地区防災組織に対し，既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　市長は，申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において，第８条第２項の規定により，既にその額を超える補助金が交付されているときは，その返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この要項は，平成７年11月１日から施行する。

付　則（平成８年２月23日告示第19号）

この要項は，公布の日から施行し，この要項による改正後の水戸市地区防災組織結成補助金交付要項の規定は，平成７年12月18日から適用する。

付　則（平成８年６月28日告示第77号）

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成24年７月11日告示第177号）

この要項は，公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

防災資機材

区分	品目	区分	品目
救助，障害物用具	バール，丸太	消火用具	消火器
	折たたみはしご		バケツ
	のこぎり		ビニール袋
	掛矢		可搬型ポンプ
	おの		しころ付きヘルメット
	スコップ		消防ホース
	つるはし	避難用具	強力ライト
	くわ		防水ライト
	なた		標記・腕章
	ペンチ		ロープ
	鉄線ばさみ		小型発電機
	大ハンマー		ライト
	大バール		リヤカーワンタッチ
	片手ハンマー		コードリール
	折たたみリヤカー	給食・給水用具	移動式炊飯器
	一輪車		鍋，釜
	ロープ		ＢＳポリタンク
	ワイヤー		手付きポリタンク
	担架		アルミキャンプ食器
	ヘルメット		固形燃料
防護用具	救急セット	その他	テント，天幕
	マスク		ビニールシート
	ゴム手袋		ヘルメット
	消毒液		非常持出袋
情報伝達用具	ﾄﾗﾝｼﾞｽﾀｰﾒｶﾞﾎﾝ		非常食品
	メガホン		簡易トイレ
	携帯電話		ｽﾘｰﾋﾟﾝｸﾞﾊﾞｯｸﾞ
	トランシーバー		
	ラジオ		

備考　このほか，市長が特に必要と認めるもの。

様式第１号（第５条関係）

地区防災組織補助金交付申請書

年　　月　　日

水戸市長　　様

申請者　　名称
住所
会長名　　印
電話

水戸市地区防災組織補助金交付要項第５条の規定により補助金の交付を下記により申請します。

記

団体名称	
会長名	
補助金の種類	等補助金
総事業費	円
交付申請額	円
添付書類	１　地区防災組織の会則 ２　地区防災組織の任務分担表 ３　地区防災組織の活動計画書 ４　防災資機材の整備計画書 ５　その他
備考	

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

水戸市長　　印

地区防災組織補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請があった地区防災組織補助金については，下記のとおり決定したので，水戸市地区防災組織補助金交付要項第６条の規定により通知します。

記

１　補助金の名称　　地区防災組織補助金

２　補助金の種類　　等補助金

３　交付決定金額　　円

４　交付の条件

(1)　実績報告書の提出

(2)　決算書の提出

備考　上記の交付決定金額については，水戸市地区防災組織補助金交付要項第８条の規定により実績報告書を審査のうえ，額を確定するため変更することがあります。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

水戸市長　　様

名称
住所
会長名　　印
電話

実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金交付決定を受けた地区防災組織事業が下記のとおり完了したので，関係書類を添えて報告します。

記

結成又は活動に要した経費	円
防災資機材の整備に要した経費	円
合計	円

備考　決算書及び領収書を添付すること。

２－９　水戸市災害時生活用水協力井戸登録事業実施要項

平成 24 年８月 10 日
水戸市告示第 195 号

改正　平成 24 年 11 月 19 日告示第 259 号
平成 26 年８月 12 日告示第 210 号
平成 28 年８月 12 日告示第 208 号

（目的）

第１条　この要項は，災害により断水が発生した場合に飲料以外の用途に使用する生活用水（以下「生活用水」という。）を無償で提供すること（以下「無償提供」という。）ができる井戸を登録し，その情報を市民に提供することにより，災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（募集等）

第２条　市長は，無償提供ができる井戸（市内に所在するものに限る。）を，期間を定めて募集するものとする。

２　無償提供への応募は，井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が，災害時生活用水協力申出書（様式第１号）を市長に提出することにより行うものとする。

（設備の確認等）

第３条　市長は，前条第２項の規定による申出があったときは，当該井戸について，次の各号に掲げる要件の確認を行うものとする。

(1) ポンプ，つるべその他井戸水をくみ上げるための設備又は道具を備えていること。
(2) 井戸枠の設置等落下防止のための措置がされていること。
(3) 井戸水の色，濁り，臭い等について明らかな異常がないこと。
(4) 前３号に掲げるもののほか，井戸水を提供することについて支障がないこと。

２　市長は，前項の確認をした井戸について，別表に定める項目に係る水質検査（以下「水質検査」という。）を行うとともに，水質検査において異物が確認されたとき，又は異物の混入のおそれがあるときは，異物検査を行うものとする。ただし，市長が水質検査を行う必要がないと認めるときは，この限りでない。

（登録等）

第４条　市長は，前条の規定により井戸の設備等及び水質が無償提供に適することを確認したときは，当該井戸を災害時生活用水協力井戸登録台帳（様式第２号）に登録し，災害時生活用水協力井戸登録通知書（様式第３号）により当該申出をした者に通知するものとする。

２　市長は，第２条第２項の規定による申出に係る井戸が無償提供に適さないと認めるときは，災害時生活用水協力井戸不適合等通知書（様式第４号）により当該申出をした者に通知するものとする。

３　市長は，第１項の規定により登録した井戸の水質を確認するため，一般細菌及び大腸菌に係る水質の検査（以下「簡易検査」という。）を水質検査又は簡易検査を行った日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし，市長が簡易検査を行う必要がないと認めるときは，この限りでない。

（登録の取消し）

第５条　前条第１項の規定による登録を受けた井戸の所有者等は，登録を受けた井戸（以下「登録井戸」という。）の枯渇，転居その他の理由により無償提供が困難となったときは，速やかに災害時生活用水協力井戸登録取消申出書（様式第５号）により市長に申し出るものとする。

２　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，登録井戸の登録を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による申出があったとき。

(2) 第３条第１項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 簡易検査の結果，水質が無償提供に適さないと認められるとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか，登録の取消しをすることが適当と認められるとき。

３　市長は，前項の規定により登録井戸の登録を取り消したときは，災害時生活用水協力井戸登録取消通知書（様式第６号）により登録を受けた所有者等に通知するものとする。

（登録井戸の所在等の周知）

第６条　市長は，登録井戸の所在等について，ホームページへの掲載その他の方法により市民に周知するものとする。

（補則）

第７条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成 24 年 11 月 19 日告示第 259 号）

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成 26 年８月 12 日告示第 210 号）

この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成 28 年８月 12 日告示第 208 号）

この要項は，公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

	項　目　名
1	一般細菌
2	大腸菌
3	亜硝酸態窒素
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5	鉄及び化合物
6	塩化物イオン
7	カルシウム，マグネシウム等（硬度）
8	有機物
9	pH 値
10	味
11	臭気
12	色度
13	濁度
14	放射性物質の含有量

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

災害時生活用水協力申出書

水戸市長　様

住　所
氏　名
電　話

下記の井戸について，災害時における生活用水の提供に協力するため，水戸市災害時生活用水協力井戸事業実施要項第２条第１項の規定により申し出ます。

記

井戸の所在地		□上記住所に同じ
所有者名		□上記氏名に同じ
管理者名		□上記氏名に同じ
設置位置		□宅地内（□屋内　□屋外）　□田畑　□その他（　　）
形態	形状	
	動力	□手動　□電動（停電時の使用　□可能　□不可能）　□つるべ式
使用状況		□使用している □飲料水　□生活用水（洗濯，掃除，風呂等） □事業（業務）　□かんがい用水　□その他（　　） □使用していない
水量		□日常の使用で枯れない　□渇水時には枯れる　□不明
所在情報の提供		□以下の事項について同意します。（必須） ・災害時に井戸水を無償で提供すること。 ・担当課窓口において井戸の所在等の情報を提供すること。 ・水戸市ホームページに井戸の所在等の情報を掲載すること。 ・自治会，自主防災組織等に井戸の所在等の情報を提供すること。 ・井戸の所在マップを公表すること。

□は，該当欄にレを記入してください。

様式第２号（第４条関係）

災害時生活用水協力井戸登録台帳

No.	所有者等名	住　所	電話番号	井戸の所在地

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

災害時生活用水協力井戸登録決定通知書

様

水戸市長

年　　月　　日付けで申し出のあった災害時生活用水協力井戸について，下記のとおり登録を決定したので，水戸市災害時生活用水協力井戸事業実施要項第４条第１項の規定により通知します。

記

所　在　地	
所　有　者	
管　理　者	

様式第４号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

災害時生活用水協力井戸不適合等通知書

様

水戸市長

年　　月　　日付けで申し出のあった災害時生活用水協力井戸について，下記のとおり決定したので，水戸市災害時生活用水協力井戸事業実施要項第４条第２項の規定により通知します。

記

１　申出の結果

２　理由

様式第５号（第５条関係）

年　　月　　日

災害時生活用水協力井戸登録取消申出書

水戸市長　様

住　所
氏　名
電　話

年　　月　　日付け　　第　　号で登録の決定通知を受けた井戸について，下記の理由により災害時生活用水協力井戸の登録の取消しを申し出ます。

記

所 在 地	□上記住所に同じ
所 有 者	□上記氏名に同じ
管 理 者	□上記氏名に同じ
辞退理由	□　井戸水枯渇のため □　井戸の埋め立てのため □　井戸水の水質の変化のため □　転居のため □　その他（　　）

□は，該当欄にレを記入してください。

様式第６号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

災害時生活用水協力井戸登録取消通知書

様

水戸市長

年　　月　　日付けで下記の災害時生活用水協力井戸の登録を取消したので，水戸市災害時生活用水協力井戸事業実施要項第５条第３項の規定により通知します。

記

所　在　地	
所　有　者	
管　理　者	
取消の理由	

２－10　水戸市災害対策基金条例

平成10年12月24日
水戸市条例第44号

（設置）

第１条　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策並びに災害復旧及び災害復興に要する資金に充てるため，水戸市災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（平24条例27・一部改正）

（積立て）

第２条　基金は，前条の目的のための寄付金又は市が受け入れた被災者に対する見舞金（被災者に配分した額を除く。）を積み立てるものとする。ただし，必要があると認めるときは，予算で定める額を積み立てることができる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上し，この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第４条の２　市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定め，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（平14条例13・追加）

（処分）

第５条　基金は，第1条に規定する設置の目的を達成する場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

（補則）

第６条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この条例は，公布の日から施行し，平成10年8月28日から適用する。

付　則（平成14年3月27日条例第13号）

この条例は，平成14年4月1日から施行する。

付　則（平成24年6月29日条例第27号）

この条例は，公布の日から施行する。

第１条中の災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策として行われる業務は，おおむね次のようなものである。

①災害応急対策に関する事前の業務
　警戒……気象予警報，災害予警報，警告等の発令及び伝達
　避難……勧告，指示，誘導等
　公共施設等の防護……点検，補強等
　事前措置……消防，水防，被災者の救難，救助等のための出動の準備
②災害応急対策に関する災害発生及び拡大中の業務
　消防……消火，救急，その他の措置
　水防……水防工法等
　救難，救助……人命救助，救護（保護）等
　警備……犯罪の予防，交通規制等
　緊急輸送の確保……緊急車両の指定等
　障害物の除去
　情報の収集伝達……緊急通信体制の確立
③災害応急対策に関する事後の業務
　収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
　炊出し等の食糧品の給与，飲料水の供給
　被服，寝具その他生活必需品の供与等
　医療及び助産
　り災者の救出
　り災住宅の応急修理
　生業資金，資材の給与又は貸与
　学用品の給与
　死体の捜索，収容，埋葬
　障害物の除去
　被災児童生徒の応急教育
　施設，設備の応急復旧
　清掃，防疫等の保健衛生
　警備……犯罪の予防，交通規制等
　緊急輸送の確保……緊急車両の指定，救援物資の輸送等
　広報
　（＿＿＿を付した事項は災害救助法による救助に該当するものである。）

２－11　水戸市災害見舞金等に関する条例

昭和46年３月22日
水戸市条例第７号

改正　昭和61年8月12日条例第31号　　昭和61年12月26日条例第38号
平成　4年9月22日条例第27号　　平成11年3月19日条例第7号

（目的）
第１条　この条例は，福祉の増進を図るため，市民が災害を受けたときに，り災者又は葬祭を行う者に対して，災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を贈ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において「災害」とは，次の各号に掲げるものをいう。
(1)　火災
(2)　風水害
(3)　震災
(4)　その他の自然災害で市長が特に認めるもの

（見舞金等を贈る対象者）
第３条　見舞金等を贈る対象者（以下「対象者」という。）は，市内に居住する者とする。

（見舞金等の額）
第４条　見舞金等の額は，別表のとおりとする。
２　被害の程度は，市長が判定するものとする。

（見舞金等の制限）
第５条　市長は，災害が対象者の故意又は重大な過失である場合は，見舞金等を減額し，又は贈らないことができる。

（見舞金等の返還）
第６条　市長は，既に見舞金等を受けた者で，前条の規定に該当すると認める場合は，当該見舞金等の額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）
第７条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

付　則

この条例は，昭和46年４月１日から施行する。

付　則（昭和61年８月12日条例第31号）

この条例は，公布の日から施行し，昭和61年８月４日から適用する。

付　則（昭和61年12月26日条例第38号）

この条例は，公布の日から施行し，昭和61年10月１日から適用する。

付　則（平成４年９月22日条例第27号）

この条例は，平成４年10月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，平成１１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の水戸市災害見舞金等に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後の災害から適用する。

別表（第４条関係）

見舞金等の額

１　死亡等の場合

区　　分	金　　額
死　　亡	100,000円
全治３ヵ月以上の入院加療を要する負傷	30,000円
全治１ヵ月以上３ヵ月未満の入院加療を要する負傷	20,000円
全治１週間以上１ヵ月未満の入院加療を要する負傷	10,000円

２　住家の損壊，滅失又は床上浸水の場合

区　　分	１　世　帯
全　壊　等	70,000円
半　壊　等	30,000円
床　上　浸　水	25,000円

２－12　水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年６月25日
水戸市条例第36号

改正　昭和50年 7月12日条例第33号　昭和52年 3月31日条例第17号
昭和53年 9月30日条例第25号　昭和56年 9月30日条例第30号
昭和57年12月27日条例第32号　昭和62年 3月30日条例第15号
平成 4年 3月25日条例第10号　平成 4年 9月22日条例第27号
平成31年 3月26日条例第13号　令和 元年 7月31日条例第8号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　災害弔慰金の支給（第３条－第８条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第９条－第11条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第12条－第15条）
第５章　雑則（第16条）
付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき，災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給，災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い，もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　暴風，豪雨，洪水，地震その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時，本市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市長は，市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは，その者の遺族に対し，災害弔慰金の支給を行う

ものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は，法第３条第２項の遺族の範囲とし，その順位は，次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において，死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし，その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において，同順位の遺族については，次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

２　前項の場合において，同順位の父母については，養父母を先にし，実父母を後にし，同順位の祖父母については，養父母の父母を先にし，実父母の父母を後にし，父母の養父母を先にし，実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により，前２項の規定により難いときは，前２項の規定にかかわらず，第１項の遺族のうち，市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において，災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは，その１人に対してした支給は，全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は，その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し，災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主 として維持していた場合にあっては5,000,000円とし，その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし，死亡者がその死亡に係る災害に関し，既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は，これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者の死亡の推定については，法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は，次の各号のいずれかに該当する場合は，支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が，その者の故意又は重大な過失によるものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

(3)　災害に際し，市長の避難の指示に従わなかった場合

（支給の手続）

第８条　市長は，災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは，規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は，災害弔慰金の支給に関し，遺族に対し，必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市長は，市民が災害により負傷し，又は疾病にかかり，治ったとき（その病状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは，当該市民（以下「障害者」という。）に対し，災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は，当該障害者が災害により負傷し，又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし，その他の場合にあっては1,250,000円とする。

（準用規定）

第１１条　第７条及び第８条の規定は，災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　市長は，令第３条に規定する災害により法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し，その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に規定する世帯は，その所得について，法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は，災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ，それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１ヵ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり，かつ，次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　1,500,000円

イ　家財の損害があり，かつ，住居の損害がない場合　2,500,000円

ウ　住居が半壊した場合　2,700,000円

エ　住居が全壊した場合　3,500,000円

(2)　世帯主の負傷がなく，かつ，次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり，かつ，住居の損害がない場合　1,500,000円

イ　住居が半壊した場合　1,700,000円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　2,500,000円

エ　住居の全体が滅失した場合　3,500,000円

(3)　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて，被災した住居を建て直すに際し，その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には，「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と，「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と，「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は，10年とし，据置期間は，そのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は，5年）とする.

（保証人及び利率）

第１４条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は，当該貸付けに関し保証人を立てるか否かを選択することができる。

２　災害援護資金は，保証人を立てる場合は無利子，保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし，据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

３　第1項の保証人は，災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし，その保証債務は，令第9条の違約金を包含するものとする。

（平31条例13・一部改正）

（償還等）

第１５条　災害援護資金の償還は，年賦償還又は半年賦償還とする。

２　前項の規定による災害援護資金の償還は，元利均等償還の方法とする。ただし，災害援護資金の貸付けを受けた者は，いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項，第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。

（平31条例13・令元条例8・一部改正）

第５章　雑則

（委任）

第１６条　この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

付　則

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和50年７月12日条例第33号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和52年３月31日条例第17号）

この条例は，昭和52年４月１日から施行する。

付　則（昭和53年９月30日条例第25号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和56年９月30日条例第30号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和57年12月27日条例第32号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（昭和62年３月30日条例第15号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（平成４年３月25日条例第10号）

この条例は，平成４年４月１日から施行する。

付　則（平成４年９月22日条例第27号）

この条例は，平成４年10月１日から施行する。

付　則（平成31年３月26日条例第13号）

（施行期日）

1　この条例は，平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は，この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し，同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては，なお従前の例による。

付　則（令和元年7月31日条例第8号）

この条例は，令和元年8月1日から施行する。

２－13　水戸市現地災害対応班運営要項

（目的）
第１条　この要項は，水戸市現地災害対応班（以下「現地対応班」という。）の運営について，水戸市地域防災計画に定めるもののほか，必要な事項を定めることにより，地域の被害の迅速な調査及び対応を図ることを目的とする。

（設置）
第２条　班長は，前条の目的を達成するため，必要と認めるときは，注意体制配備時にあっては市民協働部長，警戒本部設置時にあっては警戒本部長，災害対策本部設置時（現地災害対策本部を設置しないときに限る。）にあっては災害対策本部長と協議のうえ，現地対応班を設置するものとする。
２　設置箇所及び所管区域については，別表のとおりとする。

（組織）
第３条　現地対応班は，班長及び班員をもって組織する。
２　班長には，市民センター長をもって充てる。
３　班員には，市民センター及びその他の職員をもって充てる。

（活動内容）
第４条　現地対応班は，市民協働部長，警戒本部長又は災害対策本部長の指示に基き，次の各号に掲げる活動を行うものとする。
（１）所管区域の災害情報の収集，伝達及び報告に関すること。
（２）所管区域の住民への広報に関すること。
（３）その他必要と認める活動に関すること。

（応援の要請）
第５条　班長は，前条に掲げる活動を遂行する場合で，班員に不足のおそれがあるとき，又は不足を生じたときは，市民協働部長，警戒本部長又は災害対策本部長に応援の要請をすることができる。この場合において，班長は，応援の目的，必要人数，集合日時，集合場所等を明らかにしなければならない。
２　前項の応援の要請を受けた市民協働部長，警戒本部長又は災害対策本部長は，速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（現地災害対策本部設置の要請）
第６条　班長は，現地災害対策本部の設置を必要と認めるときは，災害対策本部長に設置の要請をすることができる。
２　現地災害対策本部を設置するときは，現地対応班は，現地災害対策本部に吸収されるものとする。

（補則）
第７条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則
この要項は，平成 15 年４月１日から施行する。
付　則
この要項は，平成 17 年７月 20 日から施行する。
付　則

この要項は，平成 19 年４月１日から施行する。

付　則

この要項は，平成 20 年９月４日から施行する。

付　則

この要項は，平成 22 年４月１日から施行する。

付　則

この要項は，平成 24 年７月 27 日から施行する。

付　則

この要項は，平成 31 年４月 15 日から施行する。

別表（第２条関係）

設置箇所	所管区域
三の丸市民センター	各市民センターの所管する対象区域
五軒市民センター	
新荘市民センター	
城東市民センター	
竹隈市民センター	
常磐市民センター	
緑岡市民センター	
寿市民センター	
上大野市民センター	
柳河市民センター	
渡里市民センター	
吉田市民センター	
酒門市民センター	
石川市民センター	
飯富市民センター	
国田市民センター	
桜川市民センター	
上中妻市民センター	
山根市民センター	
見川市民センター	
千波市民センター	
見和市民センター	
双葉台市民センター	
笠原市民センター	
赤塚市民センター	
吉沢市民センター	
堀原市民センター	
下大野市民センター	
稲荷第一市民センター	
稲荷第二市民センター	
大場市民センター	
鯉淵市民センター	
妻里市民センター	
内原市民センター	

第３　風水害関係

３－１　水戸市の風水害の記録

1902年(明治35年)～2020年(令和２年)

年月日	年間発生数(個)	発生数(4～9月)	上陸数	その年の主な水害	水戸市被害状況					
					総雨量(㎜)	水府橋水位(m)	上流の雨量(㎜)	床上(戸)	床下(戸)	備考
1902(明治35) 9.26				台風	114.4	6.24				
1910(明治43) 8.16～14				台風	195.5	7.02				
1920(大正 9) 9.29～30				台風	209					
1935(昭和10) 9.24～26				台風	99.4					
1938(昭和13) 6.28～7. 8				梅雨前線と台風	637	7.55				
1938(昭和13) 8.30～9. 1				台風	114.9	8.46				
1941(昭和16) 7.19～22				前線と台風	289.9	7.28				
1947(昭和22) 9.15				カスリン台風	381	8.66				
1948(昭和23) 7.15～17				アイオン台風	110	4.4				
1951(昭和26) 10.13～15	21	12	2	ルース台風						
1952(昭和27) 6.22～25	27	14	3	ダイナ台風	54					
1953(昭和28) 9.24～26	23	13	2	台風第13号						
1954(昭和29) 9.25～27	21	12	5	洞爺丸台風						
1955(昭和30) 9.29～10.1	28	20	4	台風第22号						
1956(昭和31) 8.16～19	23	16	3	台風第9号						
1957(昭和32) 6.27～28	22	13	1	台風第5号･前線						
1958(昭和33) 7.23	31	24	4	台風11号	80.9	7,35	那　須　206 大田原　163	82	146	
1958(昭和33) 9.15～18				台風第21号	77	6.99	那　須　227	22	106	
1959(昭和34) 9.26～27	23	13	4	伊勢湾台風		5.43	那　須　209			
1960(昭和35) 8.28～30	27	21	4	台風第16号						
1961(昭和36) 6.28～7. 1	29	21	3	台風第6号	345.4	4.5	大田原　277	148	597	倒壊　1 半壊　5
1962(昭和37) 7. 1～9	30	20	5	大雨(前線)						
1963(昭和38)	24	17	2							

年月日	年間発生数(個)	発生数(4～9月)	上陸数	その年の主な水害	水戸市被害状況					
					総雨量(mm)	水府橋水位(m)	上流の雨量(mm)	床上(戸)	床下(戸)	備考
1964(昭和39) 9.24～25	34	22	2	台風第20号						
1965(昭和40) 9.13～18	32	24	5	台風第24号・前線						
1966(昭和41) 6.28～29	35	27	5	台風第4号	228.7	7.1	塩原 206 大田原 124 鳥山 137	157	577	
1966(昭和41) 9.24～25				台風第26号	59	7.24	那須 348	54	67	
1967(昭和42) 7. 7～10	39	28	3	7月豪雨						
1968(昭和43) 8.25～31	27	17	3	台風第10号・前線						
1969(昭和44) 6.24～ 7.11	19	11	2	大雨(前線)						
1970(昭和45) 8.20～22	26	16	3	台風第10号						
1971(昭和46) 8.28～9. 1	36	28	4	台風第23号						
1972(昭和47) 9.13～20	31	20	3	台風第20号・前線	66	6.27	那須 348	4	57	
1973(昭和48) 7.30～31	21	14	1	台風第6号・低気圧						
1974(昭和49) 7.3～11	32	20	3	台風第8号・前線						
1975(昭和50) 7.3～7.4	21	11	2	梅雨前線	109	2.62				
1975(昭和50) 8.17～20				台風第5号						
1976(昭和51) 9.8～17	25	19	2	台風第17号・前線						
1977(昭和52) 8.13～8.18	21	12	1	熱帯低気圧	301.5	4.55			195	
1977(昭和52) 9.18～20				台風第11号	197	4.08		43	1023	
1978(昭和53)	30	21	4							
1979(昭和54) 10.18	24	15	3	台風第20号	156	5.83		1		負傷 1 半壊 5
1980(昭和55) 8.26～31	24	18	1	大雨(低気圧)						
1981(昭和56) 10.18	29	21	3	台風第24号	199	4.85		5		
1982(昭和57) 9.8～14	25	17	4	台風第18号・前線	128	7.04	那須 150	50		
1983(昭和58) 7.20～23	23	11	2	7月豪雨						

年月日	年間発生数(個)	発生数(4～9月)	上陸数	その年の主な水害	水戸市被害状況					
					総雨量(mm)	水府橋水位(m)	上流の雨量(mm)	床上(戸)	床下(戸)	備考
1984(昭和59) 6.22～29	27	16	0	大雨・前線						
1985(昭和60) 8.29～9.2	27	18	3	台風12・13・14号						
1986(昭和61) 8.3～9	29	16	0	台風第10号	288.5	9.15	鳥山 303 黒磯 262 那須 305	2009	605	死亡 1 全壊 1 流失 2
1987(昭和62) 10.13～18	23	17	1	台風第19号						
1988(昭和63) 7.9～29	31	22	2	大雨(前線)						
1988(昭和63) 9.24～9.28				秋雨前線	190	4.98	塩原 89 大田原 103		13	
1989(平成元) 8.26～28	32	23	5	台風第17号	114	6.01	塩原 213	1		
1990(平成 2) 9.16～20	29	19	6	台風第19号						
1991(平成 3) 9.16～21	29	18	3	台風第18号	212	7.55	塩原 234	75	157	
1992(平成 4) 8.6～10	31	19	3	台風第10号						
1993(平成 5) 7.31～8.7	28	17	6	8月豪雨						
1994(平成 6)	36	28	3							
1995(平成 7) 6.30～7.15	23	23	1	大雨(前線)		2.84				
1996(平成 8) 9.20～24	26	20	2	台風第17号		4.02				
1997(平成 9)	28	22	4							
1998(平成10) 8.27～31	16	9	4	大雨(前線)	98	8.43	那須 1,210 高林 982 根室 741	323	245	負傷 3
1998(平成10) 9.16～17				台風5号	99	6.8	那須 245 根室 278			
1999(平成11) 7.14～15	22	19	0	熱帯低気圧(前線)	84	7.69	板室 276	17	35	
2000(平成12)	23	16	0							
2001(平成13)	26	19	2							
2002(平成14)	26	19	3							
2003(平成15)	21	15	2							
2004(平成16) 5.20～21	29	21	10	台風第2号と前線	72	2.46				
2004(平成16) 10.8～9				台風第22号と前線	163.5	4.55				
2004(平成16) 10.20～21				台風第23号と前線	133	6.21				

年月日	年間発生数(個)	発生数(4～9月)	上陸数	その年の主な水害	水戸市被害状況					
					総雨量(㎜)	水府橋水位(m)	上流の雨量(㎜)	床上(戸)	床下(戸)	備考
2005(平成17) 7.26	23	17	3	台風第7号	78	3.45				
2005(平成17) 8.25～26				台風第11号と前線	64.5	2.59				
2006(平成18)	23	15	2							
2007(平成19) 7.14～15	24	14	3	台風第4号と梅雨前線	132.5	4.48				
2007(平成19) 9.6～7				台風第9号	94	5.57				
2008(平成20)	22	16	0							
2009(平成21)	22	18	1							
2010(平成22)	14	11	2							
2011(平成23) 9.19～22	21	20	3	台風15号	168	8.54	矢板 301 板室 181 烏山 197	5	41	負傷 2
2012(平成24) 5.3～4	25	17	2	低気圧	106	6.71				
2013(平成25) 10.15～16	31	20	2	台風26号	140	3.15				負傷 1 半壊 1
2014(平成26) 10.5～6	23	15	4	台風18号	119.5	4.31			1	
2015(平成27) 9.8～10	27	17	4	台風18号	89.5	7.15	下塩原 672 板室 408 高林 282		5	
2016(平成28)	26	18	6							
2017(平成29) 10.21～24	27	19	4	台風21号	113.5	5.78	下塩原 266 板室 157		2	
2018(平成30)	29	22	5							
2019(令和元) 9.8～9	29	16	5	台風15号	74	2.13				負傷 1 半壊 1
2019(令和元) 10.12～16				台風19号	141.5	9.84	矢板 360 板室 242 烏山 227	396	182	負傷 2
2020(令和２)	23	13	0							
平年値	25.1	17.8	3							

※水戸地方気象台資料

(注)★平年値は1991～2020年の30年平均です。

★1951年(昭和26年)以来の記録

・最多発生数：39個(1967年)，最少発生数：16個(1998年)

・最多上陸数：10個(2004年)，最少上陸数： 0個(1984年,1986年,1999年,2000年,2008年,2020年)

・日本本土最多接近数：12個(2004年)，日本本土最少接近数：2個(1973年,1984年)

★1951年（昭和26年）以前の水戸市水害被害状況(昭和26年以前の水位測定は，芦山浄水場)

・1938年（昭和13.6.28～7.8）総雨量 637㎜,水位7.55m,床上4,999戸,床下1,456戸

・1938年（昭和13.8.30～9.1）総雨量114.9㎜,水位8.46m,床上2,091戸,床下 149戸

・1941年（昭和16.7.19～22） 総雨量289.9㎜,水位7.28m,床上3,609戸,床下1,919戸

・1947年（昭和22.9.15） 総雨量381.0㎜,水位8.66m,床上1,100戸,床下1,919戸

３－２　気象概況

令和３年４月１日現在

年別	気温(℃)			平均湿度	降水量	有感地震回数
	平均	最高値	最低値	(%)	(㎜)	(回)
平年値	13.9	35.7	-6.5	73.9	1,386.2	129.2
昭和52年	13.2	33.6	-8.2	77	1,431.0	67
昭和53年	13.5	35.5	-8.9	74	901.5	69
昭和54年	14.6	34.0	-7.5	76	1,457.0	57
昭和55年	13.0	32.5	-7.4	74	1,333.0	53
昭和56年	12.3	33.2	-8.0	75	1,217.0	47
昭和57年	13.4	33.0	-8.5	76	1,445.0	96
昭和58年	12.8	34.6	-8.0	75	1,299.5	55
昭和59年	12.1	35.9	-11.0	74	760.5	65
昭和60年	13.3	34.7	-10.6	75	1,464.0	52
昭和61年	12.5	34.5	-8.5	75	1,294.5	66
昭和62年	13.6	35.8	-6.5	75	1,148.5	90
昭和63年	12.8	33.0	-6.5	73	1,446.5	53
平成元年	13.9	34.9	-5.9	75	1,683.5	63
平成２年	14.6	35.2	-7.6	75	1,490.5	68
平成３年	14.0	34.7	-6.0	75	1,948.0	52
平成４年	13.5	35.2	-5.6	76	1,327.5	74
平成５年	12.9	33.7	-5.7	77	1,393.5	72
平成６年	14.3	36.4	-6.1	76	1,236.5	56
平成７年	13.6	35.7	-7.0	74	1,254.0	71
平成８年	13.0	38.4	-8.9	73	1,307.8	64
平成９年	14.0	38.4	-6.0	75	1,073.5	57
平成10年	14.1	33.6	-6.1	82	1,663.5	73
平成11年	14.5	35.4	-6.8	73	1,272.0	56

年別						
	気温(℃)			平均湿度	降水量	有感地震回数
	平均	最高値	最低値	(%)	(㎜)	(回)
平成12年	14.2	36.8	−6.6	74	1,400.0	80
平成13年	13.7	36.2	−7.4	72	1,243.5	62
平成14年	14.0	36.6	−5.8	72	1,180.0	58
平成15年	13.3	34.6	−7.1	74	1,439.0	72
平成16年	14.4	36.4	−5.3	72	1,406.5	81
平成17年	13.4	35.6	−6.5	72	1,147.0	77
平成18年	13.9	35.1	−7.7	74	1,671.5	64
平成19年	14.4	37.0	−4.4	72	1,367.0	53
平成20年	13.9	35.2	−5.5	73	1,181.0	101
平成21年	14.2	34.2	−5.4	72	1,461.0	57
平成22年	14.5	36.1	−6.5	73	1,530.5	65
平成23年	14.1	36.5	−7.2	72	1,498.5	1407
平成24年	13.9	36.3	−7.1	74	1,485.5	287
平成25年	14.3	36.3	−6.7	72	1,338.0	190
平成26年	14.2	36.2	−7.8	72	1,471.0	167
平成27年	14.8	36.5	−4.6	74	1,226.5	139
平成28年	14.8	36.9	−4.8	74	1426.0	160
平成29年	14.2	35.7	−6.2	71	1126.5	125
平成30年	15.3	37.6	−7.9	72	1282.5	125
令和元年	14.9	36.3	−5.8	71	1391.0	114
令和２年	15.0	37.6	−6.3	74	1422.0	106

※水戸地方気象台資料

【参考】

水戸の最高気温は平成８年８月１５日と平成９年７月５日の３８．４℃，最低気温は昭和２７年２月５日の－１２．７℃である。

３－３　急傾斜地崩壊危険区域指定一覧

区域の名称		場　所	指定年月日	延 長	摘　　要
①	宮　　町	宮町３丁目，南町１丁目	昭和46年10月 4日	300m	協同病院～サントピア裏東側
		南町１丁目	昭和48年 5月28日	50m	追加で指定
②	宮　町　－　1	宮町３丁目	昭和48年 5月28日	150m	協同病院南側
		宮町３丁目	昭和54年11月15日	50m	追加で指定
③	金　　町	金町１丁目	昭和51年 1月12日	180m	気象台下北側・東側
④	元　山　町	元山町２丁目	昭和51年 1月12日	100m	偕楽園西側
⑤	三の丸２丁目	三の丸２丁目	昭和53年12月25日	300m	二中北側
⑥	松　本　町	松本町	昭和58年10月 6日	80m	常磐共有墓地西側
⑦	三の丸３丁目	三の丸２丁目	昭和60年 9月17日	180m	一高東側
⑧	常磐町１丁目－１	常磐町１丁目	昭和62年 9月 7日	84m	偕楽園駅北側
⑨	常磐町１丁目－２	常磐町１丁目	平成元年 3月16日	141m	神崎寺墓地東側
⑩	梅　香　２　丁　目	梅香２丁目	平成元年 3月16日	90m	東の谷東側
⑪	愛　宕　町	愛宕町	平成 3年 6月20日	118m	愛宕山古墳北側
⑫	八　幡　町　－　1	八幡町	平成 6年12月 1日	90m	八幡荘東側・南側
⑬	八　幡　町　－　2	八幡町	平成 9年 3月10日	140m	八幡宮北側
⑭	金　町　－　1	金町３丁目	平成12年12月28日	73m	太郎坂東側
⑮	八　幡　町　－　3	八幡町	平成15年 9月11日	86m	太郎坂西側
⑯	三の丸３丁目－２	三の丸３丁目	平成17年 9月29日	70m	一高北側

３－４　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧

番号	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
1	201-1.-001	渡里町１	渡里町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
2	201-1.-002	愛宕町	愛宕町	急傾斜地の崩壊	○		平成 19 年 11 月 8 日
3	201-1.-003	愛宕町-2	愛宕町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
4	201-1.-004	松本町	松本町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
5	201-1.-005	八幡町-1	八幡町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
6	201-1.-006	八幡町-2	八幡町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
7	201-1.-007	金町-1	金町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
8	201-1.-008	金町	金町一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○ (一部指定解除)	平成 25 年 8 月 12 日
9	201-1.-009	北見町-2	北見町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
10	201-1.-010	元山町	元山町二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
11	201-1.-011	常磐町一丁目-1	常磐町一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
12	201-1.-012	常磐町一丁目-2	常磐町一丁目	急傾斜地の崩壊	○		平成 19 年 11 月 8 日
13	201-1.-013	備前町	備前町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
14	201-1.-014	梅香-1	梅香二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
15	201-1.-015	梅香-2	梅香二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
16	201-1.-016	梅香二丁目	梅香二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 8 日
17	201-1.-017	梅香-4	梅香一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○ (一部指定解除)	平成 25 年 8 月 12 日

番号	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
18	201-1.-018	宮町-1	宮町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
19	201-1.-019	宮町	宮町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
20	201-1.-020	三の丸-2	三の丸一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
21	201-1.-021	三の丸-3	三の丸二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○（一部指定解除）	平成25年8月12日
22	201-1.-022	三の丸二丁目	三の丸二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
23	201-1.-023	三の丸-5	三の丸二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○（一部指定解除）	平成25年8月12日
24	201-1.-024	三の丸-6	三の丸三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
25	201-1.-025	三の丸三丁目	三の丸三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
26	201-1.-026	朝日町	朝日町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
27	201-1.-027	寺坪-2	塩ヶ崎町寺坪	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
28	201-1.-028	山崎1	大場町山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
29	201-1.-029	八幡町-3	八幡町	急傾斜地の崩壊	○	（指定解除）	平成25年8月12日
30	201-1.-030	金町-3	金町一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
31	201-1.-031	千波町-2	千波町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
32	201-1.-032	寺上	大場町寺上	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
33	201-1.-033	渡里町2	渡里町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
34	201-1.-034	文京一丁目	文京一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
35	201-1.-035	前大場	大場町前大場	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
36	201-1.-036	天王町	天王町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日

番号	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
37	201-1.-037	荒谷	大串町荒谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
38	201-1.-038	新作	成沢町新作	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
39	201-1.-039	小香戸	飯富町小香戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
40	201-1.-040	下入野町	下入野町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
41	201-1.-041	北見町-1	北見町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
42	201-1.-042	三の丸-1	三の丸一丁目	急傾斜地の崩壊	○		平成19年11月8日
43	201-1.-043	白梅	白梅二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
44	201-1.-044	千波町-1	千波町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成19年11月8日
45	201-1.-045	見川町-2	見川町	急傾斜地の崩壊	○		平成19年11月8日
46	201-2.-001	兎内	藤井町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
47	201-2.-002	釜井戸	飯富町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
48	201-2.-003	戌亥第二	大串町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
49	201-2.-004	荒谷	大串町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
50	201-2.-005	峯下	下入野町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
51	201-2.-006	寺坪-1	塩ヶ崎町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
52	201-3.-001	下入野町	下入野町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年12月16日
		金山	木葉下町	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	未指定
		酒門町-1	酒門町	急傾斜地の崩壊	指定要件無し	指定要件無し	未指定

３－５　水防法第 15 条の３及び 15 条の４対象施設一覧

１　要配慮者利用施設（水防法第 15 条の３対象施設）

種別	No	施設名	住所
高齢者施設	1	介護老人保健施設　渡里の里	渡里町 285-1
	2	特別養護老人ホーム　ライフピア青柳	青柳町 3796
		ライフピア青柳通所介護事業所	
		デイサービス　ライフピア青柳	
	3	デイサービス　なごみの家	青柳町 4713
	4	住宅型有料老人ホーム（デイサービス） まごころの家水戸若宮	若宮 2-5-31
	5	サービス付高齢者向け住宅　ここいち水戸城東	城東 4-4-6
		デイサービス　ここいち水戸城東	
	6	デイサービス　ハートライフ城東	城東 3-2-23
	7	デイサービスセンター和敬	城東 3-5-8 城東ロイヤルハイツ 106
	8	サービス付高齢者向け住宅 ツクイ・サンフォレスト水戸	中央 2-6-32
		デイサービス　ツクイ・サンフォレスト水戸	
	9	介護老人保健施設　しもいち	柳町 2-10-11
	10	デイサービス　さくらさくら	本町 1-9-2
	11	いきいき交流センター　柳堤荘	本町 1-3-28
	12	デイサービス　野ばらしもいち館	本町 2-5-18
	13	特別養護老人ホーム　ユーアイの家	吉沼町 1839-1
		デイサービス　ユーアイの家	
		ショートステイ　ユーアイの家	
	14	リハビリデイサービス　たんぽぽ	千波町 1264-5
	15	デイサービス　つねずみ接骨院	栗崎町 1561-1
	16	介護老人福祉施設　グリーンハウスみと	塩崎町 3503
	17	デイサービス　あすか	島田町 3403-1
		グループホーム　あすなろ	
		ショートステイ　あんじゅ	
	18	トゥルーケアＧＨ　メロン	平戸町舟渡 380-1
障害者施設	19	生活介護事業所　フォルテシモ	岩根町 1463
	20	ケアホーム　チェリー館	青柳町 3657 - 230
	21	総合支援事業所　ふう	青柳町 3822-2
		児童デイサービス事業所　ふう	

種別	No	施設名	住所
障害者施設	22	KURITA ワークサポートセンター「Work-Work」	青柳町 3923-5
	23	グループホーム　くりあん	青柳町 3429-2
	24	就労支援事業所　かしの木水戸	水府町 1544-1
	25	グループホーム　うさぎの家若宮	若宮 1-8-1
	26	障害者自立支援センター　みなみかぜ	城東 4-1-41
	27	放課後等デイサービス　なかよし	城東 2-10-24
	28	グループホーム　はっぴぃハウス７	城東 3-2-56 ｼﾞｭﾈｽ河野 A 棟 102 号，B 棟 202 号
	29	就労支援事業所　フレンドハウス	城東 2-9-1
	30	就労移行支援及び就労継続支援Ａ型 エナベル水戸駅南	桜川 2-1-43 アカデミープラザ 3 階
		就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型 エナベル biz 水戸駅南	
	31	就労支援事業所　オールマスターズ	柵町 1-5-20
	32	合同会社　水戸就労ケアマネジメント	城南 1-2-43　NKC ﾋﾞﾙ 406 号室
	33	特別就労支援センター　ココカラ	城南 2-8-38 常磐第一ビル４階
		生活訓練センター　ココカラ life	
	34	就労支援事業所 self-A・アドバンフォース水戸駅南	城南 2-5-19　水戸城南ﾋﾞﾙ 4 階
	35	グループホーム　ユーアイホーム	吉沼町 1768-1
	36	クオリティ・オブ・ライフ　千波支援教室	千波町 770-10
	37	生活介護･就労支援事業所　ユーアイファクトリー	吉沼町 1843-3
	38	就労支援事業所　ユーアイキッチン	吉沼町 1429-12
	39	児童通所支援事業所 こぱんはうすさくら　水戸備前堀教室	紺屋町 1377-1
	40	グループホーム　あおい	吉田 3053
	41	就労サポートセンター　うさぎファクトリー	酒門町 2584
	42	あさひ弁当工房	朝日町 2753-4
	43	障害福祉サービス事業所　かがやき	下大野町 6743-1
		グループホーム　かがやき	中大野 661-1
乳幼児・児童施設	44	国田幼稚園	下国井町 2595-1
	45	わかな保育園	根本 2-582
	46	茨城県相談福祉センター（中央児童相談所）	水府町 864-16
	47	若宮保育所	若宮 1-10-30
	48	城東幼稚園	城東 2-7-11

種別	No	施設名	住所
乳幼児・児童施設	49	杉山保育所	三の丸 3-12-5
	50	水戸赤十字病院　いちょうの木保育園	三の丸 3-12-32
	51	城東保育所	城東 2-6-39
	52	すてっぷ保育園城東	城東 1-4-20
	53	すずらん保育園	浜田町 443-1
	54	水戸ヤクルト水戸東保育所	本町 3-19-6
	55	はみんぐぱーく・みと	本町 1-8-2
	56	こばと東保育園	渋井町 402
	57	こばと保育園分園	千波町 777
	58	ユーアイほいくえん	吉沼町 1447-1
	59	ニチイキッズニッセイみらい水戸保育園	白梅 2-9-11　アルファビル 1F
	60	浜田幼稚園	浜田 1-1-2
	61	こばと東保育園分園	浜田町 54-2
	62	こばとスイート保育園	元吉田町 2983-2
	63	こばとラブリィ保育園	元吉田町 2981
	64	認定こども園　あさひ幼稚園	渋井町 254
	65	はぐくみの森あさひ保育園	渋井町 247-5
	66	のぎく保育園	酒門町 5038
	67	常澄認定こども園	大串町 789-7
医療機関	68	水戸ブレインハートセンター	青柳町 4028
	69	石島整形外科医院	青柳町 505
	70	水戸赤十字病院	三の丸 3-12-48
	71	鈴木産婦人科医院	東台 1-10-19
	72	青柳病院	柳町 2-10-11
	73	青木医院	本町 3-4-7
	74	鈴木眼科医院	城南 2-4-11
	75	城南病院	城南 3-15-17
	76	小松崎産婦人科	本町 1-6-20
	77	丹野病院	酒門町字仲田 4887
学校	78	国田義務教育学校	下国井町 2595-1
	79	柳河小学校	柳河町 318-1
	80	城東小学校	城東 2-7-62
	81	上大野小学校	東大野 106-1
	82	浜田小学校	浜田 1-1-1
	83	第三中学校	朝日町 2882-1
	84	茨城県立水戸高等特別支援学校	下大野 6212

種別	No	施設名	住所
学校	85	下大野小学校	塩崎町 666
	86	大場小学校	大場町 2489

２　大規模工場（水防法第 15 条の４対象施設）

No	施設名	住所
1	株式会社　トッパンプロスプリント水戸工場	城東 1-6-1

３－６　土砂災害防止法第８条の２対象施設一覧

種別	No	施設名	住所
高齢者施設	1	みどりおか（ケアハウス）	見川町 1820-16
医療機関	2	水戸協同病院	宮町 3-2-7
学校	3	茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	三の丸 3-10-1
	4	水戸第二中学校	三の丸 2-9-22

第４　手続き・様式関係

４－１　避難・収容計画関係様式等

１　高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保発令状況の伝達

災害対策基本法第 60 条等関係法令に基づき，避難指示等の発令を行ったとき又はそれらの解除を行ったときは，様式１により，各所属，避難所，及び関係機関へ，できるだけ早く伝達する。

なお，県及び放送事業者への対応は，別に定める。

２　避難所収容状況報告

避難所の管理者は，避難所を開設し，避難者の受入，救援，救護を行ったときは，避難所の収容状況について，様式２に基づき定期的に実態を把握し災害対策本部へ報告する。

３　避難者の把握

避難所の管理者は，避難者を受入れたとき，様式３により避難者名簿を作成する。また，入所後，避難世帯ごとに様式４を作成させ，安否確認に活用する。

様式１

（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）発令状況伝達書

年　　月　　日　　時　　分現在

伝達者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　地区　）

（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）発令

発令日時		発令地区	
解除日時			
避難の理由	□大雨により河川の氾濫の危険があるため　（河川名　　） □大雨により土砂災害の危険があるため □地震により土砂災害の危険があるため □地震により家屋崩壊の危険があるため □地震により津波警報が発せられたため □その他 （　　）		
伝達方法	防災行政無線・防災ラジオ・広報車・ホームページ・メールマガジン・放送事業者 自主防災組織・個別連絡・その他（　　）		
避難者世帯数及び人員	（世帯）　・　（名）		
避 難 先	市民センター	小学校	中学校
避難経路	※ 危険箇所の注意等		
そ の 他	※ 携行品・介助の呼びかけ等		

様式２

避難所収容状況報告書

報告者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
避難所管理者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難所名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設日時　　年　　月　　日　　解除日時　　年　　月　　日

項目＼月日		月　日　時　分	不足数
収容者の状況	世帯・人員	世帯 名	
	傷病者等の状況		
食糧等供給状況	米（弁当・米）	食	食
	乾パン	食	食
	飲料水	本	本
	制限食（アルファ米等）	食	食
	毛布	枚	枚
	副食物		
	副食物		
	副食物		
	その他		
トイレ関係	簡易トイレ	個	個
	処理剤	セット	セット
	ペーパー	箱	箱
	テント	張	張
活動人員（協力機関等）			
その他の状況			

様式３

避難所名

避　難　者　名　簿（　　地区）

No	ふりがな 氏　　名	性別	年齢	電話番号	来所日	退所日	避難者全員				６５歳以上高齢者				乳幼児	血圧	普通食摂取の可否 (食事制限 アレルギー等)	自力歩行・ 立ち上がりの可否	安否情報の公表	福祉 避難所 希望	備考
							要配慮者	体温	体調	基礎疾患※	１人 暮らし	高齢者 のみ	薬		必要なもの						
													持参	種類							
1		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
2		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
3		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
4		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
5		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
6		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
7		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
8		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
9		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						
10		男・女					高齢者 ・ 障害者 妊　婦 ・ 乳幼児 その他（　　）		良・悪				有・無		ミルク ・ おむつ その他（　　）						

※基礎疾患の有無は，「糖尿病」，「心不全」，「呼吸器疾患（COPD等）」の有無，「透析を受けているか，」，「免疫抑制剤や抗がん剤等を使用しているか」等について確認する。

様式４

※世帯ごとに名簿を記載し，受付に提出してください。

避難所名

避　難　者　名　簿

［世帯主の名字の頭文字を
ひらがなで一字だけ記入］

※太枠は必ずご記入ください。

①	世帯代表者 氏　名			入所年月日				
	住　所			電　話				
②	家族	ふりがな 氏　名	避難場所 ㋐避難所 ㋑テント ㋒車内 ㋓その他	性別	年齢	体温	町内会名	
				男 女			家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 床上浸水 ・ 床下浸水 ・ 断水 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通
				男 女			親族など連絡先	住所 氏名 電話
				男 女				
				男 女			車両	車種　　色 ナンバー
				男 女			家族の避難状況	あなたの家族は全員避難していますか？ ア 全員避難した イ 安否は取れている ウ まだ残っている →どなたですか？ （　　）
				男 女				
		ここに避難した人だけ書いてください。						

・ご家族に，病気など特別な配慮を必要とする方がいる場合は，下記にご記入ください。
（例）①障害をお持ちの方，妊婦の方
②基礎疾患（※）をお持ちの方
③普通食が食べられない方（食事制限，アレルギー等）
④自力での歩行や立ち上がりが難しい方
⑤福祉避難所への避難を希望とする方　等
（※）糖尿病，心不全，呼吸器疾患（COPD等）の有無，透析を受けているか，免疫抑制剤や抗がん剤等を使用しているか等

③	安否確認の問い合わせがあったとき，住所，氏名を公表してもよいですか？　　は　い　　いいえ
④	退所年月日　　氏　名 転出先住所　　電　話
⑤	備　考（この欄には記入しないでください。） ※ペットと同行避難している場合は，ペットの種類，ペット用非常食持参の有無などご記入ください。 ※車中泊の方は，エコノミークラス症候群を予防するため，足首や，足の指を動かしたり，ふくらはぎをさするなどの運動を定期的に行いましょう。

４－２　火災・災害等即報要領（抜粋）

1　災害即報

消防組織法第 40 条に基づく災害即報について，市は，次の基準に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。），火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防際第 267 号消防長長官通知，令和元年６月消防応第 12 号最終改正）に基づき，関係機関への報告を行う。

(1) 即報基準

市は，即報基準に該当する災害が発生した場合等には，県への報告を行う。

ア　一般基準

(ｱ) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(ｲ) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

(ｳ) 災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても，全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(ｴ) 気象業務法第 13 条の２に規定する大雨，津波，火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

(ｵ) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

イ　個別基準

次の災害についてはアの一般基準に該当しないものにあっても，それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(ｱ) 地震

a　当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

b　人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｲ) 津波

a　津波警報又は津波注意報が発表されたもの

b　人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｳ) 風水害

a　崖崩れ，地すべり，土石流等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

b　洪水，浸水，河川の溢水，堤防の決壊又は高潮等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

c　強風，竜巻などの突風等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｴ) 雪害

a　積雪，雪崩等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

b　積雪，道路の凍結，雪崩等により，孤立集落を生じたもの

(ｵ) 火山災害

a　噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

b　火山の噴火により，人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　社会的影響基準

アの一般基準，イの個別基準に該当しない災害であっても，報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をする。

(2) 直接即報基準

市は，直接即報基準に該当する災害が発生した場合等には，第１報を県に加え，消防庁に対しても報告をする。この場合，消防庁長官から要請があった場合については，市は，第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行う。

ア　地震が発生し，当該市町村の区域で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ　津波，風水害，火山災害により，死者又は行方不明者が生じたもの。

2　災害即報様式

(1) 第４号様式－その１（災害概況即報）

災害の具体的な状況，個別の災害現場の概況等を報告する場合，災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば，地震時の第１報で，死傷者の有無，火災，津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ｱ) 発生場所，発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ｲ) 災害種別概況

a　風水害については，降雨の状況及び河川のはん濫，溢水，崖崩れ，地すべり，土石流等の概況

b　地震については，地震に起因して生ずる火災，津波，液状化，崖崩れ等の概況

c　雪害については，降雪の状況並びに雪崩，溢水等の概況

d　火山噴火については，噴火の状況及び溶岩流，泥流，火山弾，火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について，判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

ウ　応急対策の状況

(ｱ) 当該災害に対して，災害対策本部，現地災害対策本部，事故対策本部等（以下，

「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお,複数の市町村で災害対策本部を設置するなど，当該欄に記入できない場合には任意の様式を用いて報告すること。

また，庁舎被害等の発生に起因して，予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は，その旨を併せて報告すること。

(ｲ) 消防機関等の活動状況については，消防本部，消防団，消防防災ヘリコプター，消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について，その出勤規模，活動状況をわかる範囲で記入すること。

(ｳ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には，その日時及び内容を記入すること。

(ｴ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については，避難所の設置状況，他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また，大雨，津波，火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては，警報の伝達，避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお，避難勧告等の発令状況については，第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

(2) 第４号様式－その２（被害状況即報）

ア　各被害欄

原則として，報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし，被害額については，省略することができる。

なお，「水道」，「電話」，「電気」及び「ガス」については，それぞれ報告時点における断水戸数，通話不能回線数，停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して，都道府県又は市町村が災害対策本部，現地災害対策本部，事故対策本部等を設置した場合には，その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村毎に，適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ｱ) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(ｲ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ｳ) 災害の種類，概況

台風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波等の種別，災害の経過，今後の見通し等

(ｴ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに，自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また，その他の欄については，避難所の設置状況，災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災等の害対策本部の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設 千円				市町村	
				冠水 ha		農林水産業施設 千円					
			畑	流失・埋没 ha		公共土木施設 千円					
				冠水 ha		その他の公共施設 千円					
報告者名			学校 箇所			小計 千円					
			病院 箇所			公共施設被害市町村数 団体					
区分	被害		道路 箇所			その他	農産被害 千円				
人的被害 死者 人			橋りょう 箇所				林産被害 千円				
うち災害関連死者 人			河川 箇所				畜産被害 千円				
行方不明者 人			港湾 箇所				水産被害 千円		災害救助法適用市町村名	計　団体	
負傷者 重傷 人			砂防 箇所				商工被害 千円				
負傷者 軽傷 人			清掃施設 箇所								
住家被害 全壊 棟			崖くずれ 箇所								
全壊 世帯			鉄道不通 箇所				その他 千円				
全壊 人			被害船舶 隻			被害総額 千円			119番通報件数　件		
半壊 棟			水道 戸			災害の概況					
半壊 世帯			電話 回線								
半壊 人			電気 戸								
一部破損 棟			ガス 戸								
一部破損 世帯			ブロック塀等 箇所								
一部破損 人						応急対策の状況	消防機関等の活動状況（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）				
床上浸水 棟											
床上浸水 世帯											
床上浸水 人											
床下浸水 棟			り災世帯数 世帯								
床下浸水 世帯			り災者数 人								
床下浸水 人			火災発生 建物 件				自衛隊の災害派遣		その他		
非住家 公共建物 棟			危険物 件								
非住家 その他 棟			その他 件								

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

４－３　被害の分類認定基準等

１　人的被害

死者	当該災害が原因で死亡し，死体を確認したもの，または死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり，かつ，死亡の疑いのある者とする。
重傷者	当該災害により負傷し，医師の治療を受け，または受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽傷者	当該災害により負傷し，医師の治療を受け，または受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

２　住家被害

住家	現実に居住のため使用している建物をいい，社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの，すなわち，住家全部が倒壊，流失，埋没，焼失したもの，または住家の損壊が甚だしく，補修により元通りに再使用することが困難なもので，具体的には，住家の損壊，焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの，すなわち，住家の損壊が甚だしいが，補修すれば元通りに再使用できる程度のもので，具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し，構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し，居室の壁，床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち，大規模半壊，中規模半壊を除くもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので，具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で，補修を必要とする程度のものとする。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが，土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上にいたらない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは，当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役所庁舎，公民館，公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他の建物	公共建物以外の倉庫，土蔵，車庫等の建物とする。
非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4　その他

田の流失，埋没	田の耕土が流失し，又は砂利等の堆積のため，工作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失，埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文教施設	小学校，中学校，高等学校，大学，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校，及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規程する道路のうち，橋りょうを除いたものとする。
橋梁	道路を連絡するために河川，運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法が適用（昭和３９年法律第１６７号）され，もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防，護岸，水利，床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規程する水域施設，外かく施設，けい留施設，または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規程する砂防施設，同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸となる。
がけくずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落，崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし，又は道路，交通等に支障を及ぼしたものをいうただし，被害を与えなくても，その崩落，崩壊が５０立方ｍを超えると思われるものは報告するものとする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車，電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する船以外の船で，船体が没し，航行不能になったもの及び流失し，所在が不明になったもの，ならびに修理したければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止になった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊，半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

	例えば寄宿舎，下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては，これを一世帯として扱い，また同一家族の親子，夫婦であっても，生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

5　被害金額

公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）により補助対象となる施設をいい，具体的には，農地，農業用施設，林業用施設，漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい，具体的には，河川，海岸，砂防施設，林地荒廃防止施設，道路，港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	効率文教施設，農林巣産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい，例えば庁舎，公民館，児童館，都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設，農林水産業施設，公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい，例えばビニールハウス，農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい，例えば立木，苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい，例えば家畜，畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい，例えば，のり，魚貝，漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で，例えば工業原材料，商品，生産機械器具等とする。

※１　災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されるとき又は判定内容が困難なときは，内閣府作成の「災害の被害認定統一基準」，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を適切に活用する。

※２　被害認定基準については，「災害の被害認定基準について」（令和３年６月24日府政防第670号）による。

４－４　災害救助法の適用関係資料

１　市町村別災害救助法適用基準世帯数一覧表

区分 市町村	人口	被害世帯数		区分 市町村	人口	被害世帯数	
		A	B			A	B
水戸市	268,869	100	50	筑西市	99,546	80	40
日立市	172,274	100	50	坂東市	51,449	80	40
土浦市	137,646	100	50	稲敷市	38,729	60	30
古河市	138,101	100	50	かすみがうら市	39,896	60	30
石岡市	71,684	80	40	桜川市	38,530	60	30
結城市	50,062	80	40	神栖市	95,372	80	40
龍ケ崎市	76,006	80	40	行方市	31,697	60	30
下妻市	41,456	60	30	鉾田市	45,728	60	30
常総市	59,096	80	40	つくばみらい市	51,166	80	40
常陸太田市	47,439	60	30	小美玉市	48,308	60	30
高萩市	27,171	50	25	茨城町	31,203	60	30
北茨城市	41,189	60	30	大洗町	15,657	50	25
笠間市	73,338	80	40	城里町	17,823	50	25
取手市	103,807	100	50	東海村	37,691	60	30
牛久市	84,351	80	40	大子町	15,406	50	25
つくば市	247,011	100	50	美浦村	14,332	40	20
ひたちなか市	154,057	100	50	阿見町	48,012	60	30
鹿嶋市	66,897	80	40	河内町	8,174	40	20
潮来市	27,287	50	25	八千代町	20,750	50	25
守谷市	69,066	80	40	五霞町	8,129	40	20
常陸大宮市	38,742	60	30	境町	24,005	50	25
那珂市	52,937	80	40	利根町	15,008	50	25
				合　　計	2,845,097	―	2,000

（令和３年４月１日現在）

注　１　人口は，平成 27 年度国勢調査による人口とし，国勢調査期日以後において市町村の廃置分合があった場合には，知事が告示した人口による。
　　２　Ａは災害救助法施行令第１条第１項第１号に規定する被害世帯数であり，Ｂは同令同条同項第２号に規定する被害世帯数である。
　　３　被害世帯数は，全壊世帯数をいい，半壊（焼）世帯，床上浸水世帯は，それぞれ２世帯，３世帯をもって全壊１世帯とする。

2　茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け，又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり　330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合，当該地域における通常の実費を支出でき，上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は，避難所の設置，維持及び管理のための賃金職員等雇上費，消耗器材費，建物等の使用謝金，借上費又は購入費，光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において，被害を受けるおそれがあり，現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり　330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合，当該地域における通常の実費を支出でき，上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から，災害が発生しなかったと判明し，現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し，継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は，法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は，災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお，夏期のエアコンや冬期のストーブ，避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や，避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など，やむを得ずその他の費用が必要となる場合は，内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊，全焼又は流失し，居住する住家がない者であって，自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ，実施主体が地域の実情，世帯構成等に応じて設定 ２　基本額 １戸当たり 5,714,000 円以	災害発生の日から 20 日以内に着工	１　費用は設置にかかる原材料費，労務費，付帯設備工事費，輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね 50 戸

<table>
<tr><td></td><td></td><td>内
3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は，当該地域における実費。</td><td></td><td>以上設置した場合は，集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)
3　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
4　供与期間は２年以内</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○賃貸型応急住宅
1　規模
建設型仮設住宅に準じる
2　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ，提供</td><td>1　費用は，家賃，共益費，敷金，礼金，仲介手数料，火災保険等，民間賃貸住宅の貸主，仲介業者との契約に不可欠なものとして，地域の実情に応じた額とすること。
2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け，若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1人1日当たり
1,160 円以内</td><td>災害発生の日から 7 日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（1食は1／3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 7 日以内</td><td>輸送費，人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼），流失，床上浸水等により，生活上必要な被服，寝具その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することができず，直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10 月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。

2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班
使用した薬剤，治療材料，医療器具破損等の実費</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
</table>

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全　壊 全　焼 流　失	夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半　壊 半　焼 床上浸水	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

		2　病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって，災害のため助産の途を失った者（出産のみならず，死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は，使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は，慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1　現に生命，身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は，以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費，人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け，自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室，炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては，6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼），流失，半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず，就学上支障のある小学校児童，中学校生徒，義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で，教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材，又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は，1人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から， ○教科書 1ヵ月以内 ○文房具及び通学用品 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり，かつ，四囲の事情により既に死亡して	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費，人件費は別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と

	いると推定される者			推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について，死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄，消毒等） １体当たり 3,500 円以内 （一時保存） ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 １体当たり 5,400 円以内 検案，救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費，人件費は別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は，当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室，炊事場，玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第１項）	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は，高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり，以下の費用を対象とする。 ○避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ○避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり ①医師及び歯科医師 21,600 円以内 ②薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士及び歯科衛生士 15,900 円以内 ③保健師，助産師，看護師及び准看護師 16,500 円以内 ④救急救命士 15,200 円以内 ⑤土木技術者及び建築技術者 16,500 円以内 ⑥大工 25,000 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 ※各職種の実費弁償の基準額は，茨城県人事委員会勧告等に基づき改正がされる茨城県災害救助法施行細則に定める基準額とする。

		⑦左官 25,800円以内 ⑧とび職 25,200円以内 ※令和３年６月１日現在		
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費，燃料費，食糧費，印刷製本費，光熱水費，修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は，法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し，各災害の当該合算した額の合計額が，国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に，次のイからトまでに掲げる区分に応じ，それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　３千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については100分の９ ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については100分の８ ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については100分の７ ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については100分の６ ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については100分の５ ト　５億円を超える部分の金額については100分の４	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

注　茨城県救助法施行細則が改正された場合には，改正後の施行細則に基づき救助を実施する。

４－５　災害時における通報受理票

<table>
<tr><td>災　害　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>受　理　者</td><td colspan="2">所属　　氏名</td></tr>
<tr><td>受 理 日 時</td><td colspan="2">年　月　日　午前・午後　時　分</td></tr>
<tr><td>件　名</td><td colspan="2">○　人的被害　（死者・行方不明者・重傷・軽傷　）
○　建物被害　（状況：　）
○　田畑被害　（流失・埋没・冠水　）
○　道路被害　（陥没・冠水　）
○　河川被害　（堤防決壊・水位　）
○　下水道被害（溢れ・マンホール破損　）
○　ライフライン（水道・電話・電気・ガス　）
○　土のう要望（　袋を，　へ）
○　倒木　（国道・県道・市道
電線への接触：有　無　）
○　その他　（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通　報　者</td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td></td></tr>
<tr><td>発 生 場 所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>通 報 内 容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">関係機関への
連 絡 状 況</td><td>日　時</td><td>月　日　午前・午後　時　分</td></tr>
<tr><td>通　報　先</td><td>消防局・建設計画課・道路管理課・土木補修事務所
下水道施設管理事務所・水戸警察署・水戸土木事務所
常陸河川国道事務所・東京電力・ＮＴＴ東日本
その他（　）</td></tr>
<tr><td>通報先受理者</td><td></td></tr>
<tr><td>対　応　等</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　地図等を添付し，更に内容別に時系列で整理，保管すること。

※　災害名は，被害規模を踏まえ，県消防防災課，本市災害対策本部等が決定することがあるため，留意すること。

４－６　り災証明書等に関する取扱い

１　証明書の種類

り災証明書等は，災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けたこと等を証明するものであり，証明書の種類は，次のとおりとする。

各申請書及び証明書の様式は，災害の規模に応じ，県で定める県内市町村統一の様式も使用することができる。

なお，各証明書の交付等については，本取扱いを原則とするが，各種支援制度に応じて対応する。

(1) り災証明書

り災物件（建物）への被害が，現地調査等により，災害との因果関係が確認できた場合，その被害状況等を証明する。

ア　市長（防災・危機管理課，市民課）が交付するもの【申請書 様式１，証明書様式２】

〔被害程度〕

全壊，大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊，一部損壊，床上浸水，床下浸水

等

イ　消防局長（火災予防課）が交付するもの【消防局が定める様式】

(2) り災届出証明書

災害により被害を受けたことを証明するものであるが，発災から相当の期間が経過した場合や，建物以外の構造物等に被害があった場合に交付をする。【申請書 様式３，証明書様式４】

(3) 被災証明書

国等による被災者支援に係る各種支援制度に対応するため，必要とする場合に，被災状況を証明する。【申請書 様式５，証明書 様式６】

３　り災証明書等の申請

(1) 申請は，り災者からの申請書の提出により行う。

(2) 申請者は，原則として，り災物件の所有者，占有者又は管理者とし，その他の者が申請を行う場合は，委任状を必要とする。ただし，大規模災害の発災直後等で，市長が認める場合に限り，委任状を要しない。

(3) 災害の規模に応じては，被災者生活再建支援システムを活用し，り災証明書等の申請の受付を行う。

４　被害調査及び証明書の交付

(1) り災証明書

り災者からの申請を受理した後，現地（外観）を調査する。損害割合が 20%以上の場合，又は外観調査を行った物件で詳細な調査を要望される場合は，内部調査を加えた現地再調査（二次調査）を行い，被害程度を判定する。

被害程度の判定については，内閣府作成の「災害の被害認定統一基準」，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を適切に活用する。

ア　事業用資産については，被災者支援に係る各種支援制度に対応するため，必要とする場合に証明する。

イ　水害等により，被害区域が明確な場合，市は，り災者からの申請にかかわらず，速やかに被害調査を行い，迅速なり災証明書の交付に努める。

ウ　大規模災害時には，被害の大きな建物の調査を優先し，生活再建に配慮する。

エ　一部損壊の認定に限り現地調査を省略し，写真の確認，聞き取り確認等により交付することができる。

オ　災害の規模に応じては，被災者生活再建支援システムを活用し，り災証明書等の被害調査及び交付を行う。

カ　火災に関するり災証明書については，別に定める。

(2) り災届出証明書

り災者からの申請を受理した後，現地調査により申請内容を確認したうえで，証明書を交付する。

(3) 被災証明書

被災者からの申請を受理した後，住所・氏名・被災場所等を運転免許証又は健康保険証等により確認し，証明書を交付する。

なお，被災証明書を交付する場合，相当数の申請が予測されるため，状況に応じて交付場所及び交付要領等を検討する。

5　交付手数料

り災証明書等の交付手数料については，免除とする。

様式１

り災証明書申請書

新規発行	再発行	災害名	受付日	
現地調査 ・ （　　）調査	証明書番号		受付者	
			交付部数	

申請者	ふりがな	
	氏　名	
	被災建物の住所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入）
	現住所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入） （同上の場合は省略可）
	電話番号	（携帯電話も可）

※代理人の場合は，代理人欄もご記入ください。なお，同居親族以外の方は委任状が必要となります。

代理申請者	ふりがな			
	氏　名			
	住　所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入） （申請者と現住所が同じ場合は省略可）		
	電話番号	（携帯電話も可）	申請者との関係	

※再発行の方は，以上で終了です。

【該当するものを○で囲んでください】

種　別	住宅・マンション・アパート・店舗・事務所・物置 倉庫・車庫・事業用資産・その他（　　）
所有状況	自家・借家・その他（　　）
被害状況	屋根（瓦）【破損　落下　ずれ】　天井　【落下　破損　剥離】 外壁　【破損　亀裂　剥離】　床　【破損　不陸】 基礎　【破損　亀裂　剥離】　柱　【破損　亀裂　割れ】 内壁　【破損　亀裂　剥離】　建具　【破損　不具合　開閉不能】 設備（浴室　台所　ベランダ　洗面台　等）【要修理　再使用不可】 （その他に特筆すべき被害があれば記入してください。）

なお，動産のり災証明書を希望する場合は，下記の欄をご記入ください。

種別	事業用資産　・一般家財・その他（　　）
被災状況	破損・水損・その他（　　）

様式２

り災証明書

（申請者）

住　　所

氏　　名

り災日	
り災場所	
り災状況	
り災原因	
り災種別	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ・ 一部損壊 床上浸水（　　cm） ・ 床下浸水 ・ その他（　　）

上記のとおり，相違ないことを証明します。

年　　月　　日

水戸市長　　印

様式３

り災届出証明書申請書

年　　月　　日

水戸市長

申請者　住　所

氏　名

連絡先

下記のとおりり災の状況を届け出たことを証明願います。

り災日時	
り災場所	
り災状況	
り災原因	

様式４

り災届出証明書

（申請者）

住　　所

氏　　名

り災日	
り災場所	
り災状況	
り災原因	
り災種別	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ・ 一部損壊 床上浸水（　　cm）・ 床下浸水 ・ その他（　　）

上記のとおり，相違ないことを証明します。

年　　月　　日

水戸市長　　印

様式５

被災証明書申請書

申請者	ふりがな	
	氏名	（法人であれば代表者名も記入）
	被災建物の住所	〒 水戸市　（マンション・アパート・テナント名まで記入）
	現住所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入） （同上の場合は省略可）
	電話番号	

※代理人の場合は，代理人欄もご記入ください。なお，同居親族以外の方は委任状が必要となります。

代理申請者	ふりがな			
	氏　名			
	住　所	〒　（マンション・アパート・テナント名まで記入）		
	電話番号	（携帯電話も可）	申請者との関係	

【被災した建物の被災状況等について，以下の該当するものを○で囲んでください。】

種　別	住　居　・　事業所　・　その他　（　　）
管理状況	所　有　・　占　有
被災状況 （複数回答可）	（屋根　・　屋根瓦　・　外壁　・　基礎　・　内壁　・　天井 床　・　柱　・　建具　・　設備　・　その他（　　）） の破損

以下は，受付職員が記入いたします。

受付日	年　月　日	担　当	

【確認欄】

1　被災状況　　□ 聞き取り等（　　）　□ 写真判定　　□ 現地調査

2　　年　月　日における建物の管理状況

□ 聞き取り等（　　）　□ 書類確認

発行日	年　月　日	被災番号	被災　　号

様式６

被災証明書

（申請者）

住　所

氏　名

連絡先

１　被 災 日　　年　　月　　日

２　被災場所及び建物名称

水戸市

３　被災状況

４　被災原因

上記のとおり，相違ないことを証明します。

年　　月　　日

水戸市長　　印

別表　被害の分類認定基準抜粋等

用　語	基　準　内　容
死者	当該災害が原因で死亡し，死体を確認したもの，または死体は確認できないが，死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり，かつ，死亡の疑いのある者とする。
重傷者	当該災害により負傷し，医師の治療を受け，または受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽傷者	当該災害により負傷し，医師の治療を受け，または受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい，社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの，すなわち，住家全部が倒壊，流失，埋没，焼失したもの，または住家の損壊が甚だしく，補修により元通りに再使用することが困難なもので，具体的には，住家の損壊，焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの，すなわち，住家の損壊が甚だしいが，補修すれば元通りに再使用できる程度のもので，具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し，構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し，居室の壁，床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち，大規模半壊，中規模半壊を除くもの。具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので，具体的には，損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの，または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で，補修を必要とする程度のものとする。
床上浸水（※１）	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが，土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

床下浸水	床上にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは，当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役所庁舎，公民館，公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他の建物	公共建物以外の倉庫，土蔵，車庫等の建物とする。

※1　災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されるとき又は判定内容が困難なときは，内閣府作成の「災害の被害認定統一基準」，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を適切に活用する。

※2　被害認定基準については，「災害の被害認定基準について」（令和３年６月 24 日府政防第 670 号）による。

水戸市地区防災計画
（避難所運営マニュアル）

ともに備え，

ともに助け合う地域づくりを進め，

災害に強い水戸市を目指しましょう。

ご理解とご協力をお願いします。

水 戸 市

水戸市地区防災計画（避難所運営マニュアル）について

1 目的

災害時においては，自助・近助・共助・公助の連携が重要になります。

本計画は，**地域防災の平常時及び災害時における，水戸市住みよいまちづくり推進協議会，市民センター所長，避難所指定動員をはじめとする市の職員，地区（自主）防災組織，学校関係者などの役割や主な活動内容を示すものです。**

また，避難については，地震や大雨などの大災害時において，自宅に被害を受けた市民が避難所へ避難し，しばらくの間，共同で生活することが予想されます。

よって，本計画には，地区ごとの避難所等の運営のマニュアルも合わせて記載しています。

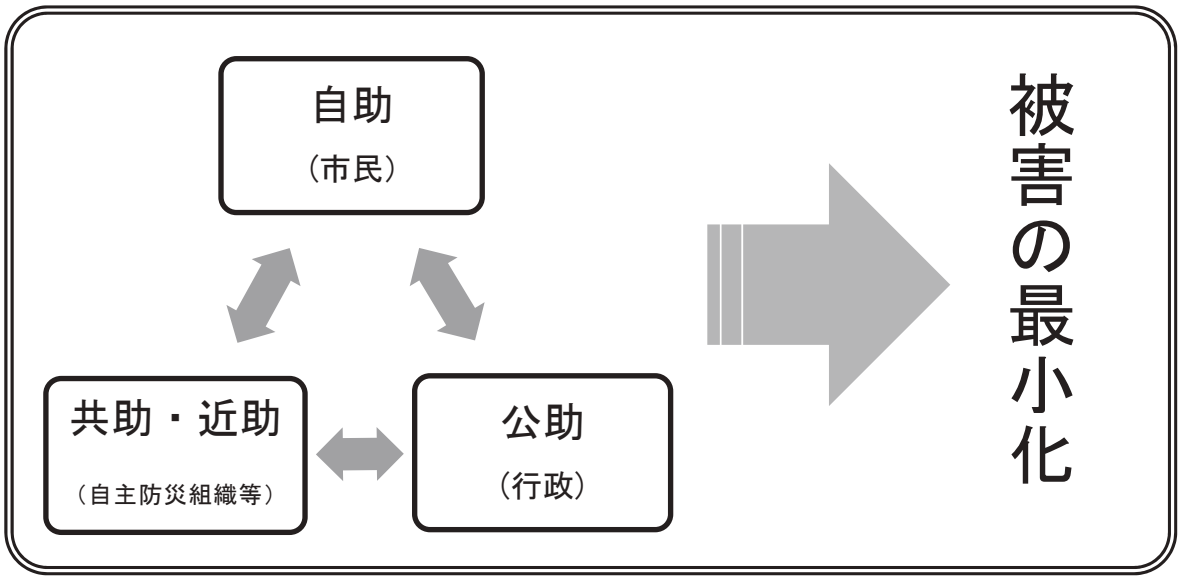

2 活用

この基本モデル計画は，**地域防災活動の基本的な事項を示したものであり，地域の実情に合わせるとともに，既に作成されている地区防災組織の会則や任務分担表などと併せて活用し，必要な事項を記入できるようにしています。**

また，災害時においては，本計画を参考にし，状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

第１章　平常時の備え

１　地域における関係機関等の確認

地区防災組織（地区会）を中心に，学校，消防団，女性会，女性防火クラブをはじめとする地域団体が一丸となり，地域防災力の向上を図りましょう。

また，防災士（日本防災士機構が認証するもの）の資格取得の推進を図るとともに，地区内の防災士や，民間事業所などとの連携に努めましょう。

（１）　地区名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）　町内会数 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（３）　地区人口 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（４）　地区世帯数 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（５）　地区内の避難所

・指定避難所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・福祉避難所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・広域避難場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・緊急避難場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（６）　ＡＥＤ設置施設 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（７）　関係機関の連絡先等

	関係機関	電話番号	担当者等	備考
1	防災・危機管理課	232-9152（直） 224-1111（代）		
		080-2559-7136　衛星携帯電話**（緊急用）** ※災害時等において固定電話や携帯電話が使用できなくても接続可能な電話です。		
2	水戸市消防本部	221-0111（代）		
3	水戸警察署	233-0110（代）		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※地区内の交番，消防団，学校，医療機関等

２　地域における災害リスクの確認

市内には，洪水，土砂災害，津波の影響が想定されているエリアが指定されています。別添資料の**ハザードマップで地区内の町内会等が対象になっているか確認しましょう。**

災害種別	対象町内会等
洪水 （浸水想定区域）	
土砂災害 （警戒区域等）	
津波 （浸水想定区域）	

【参考】洪水時における地域間連携

本市では，洪水が発生した場合に，洪水浸水想定区域内の 16 地区会に，区域外 18 の地区が，迅速かつ円滑に応援できるよう，市と住民が組織する水戸市住みよいまちづくり推進協議会=自主防災組織（34 地区会）で，連携する地区の組み合わせや要請時のルールなどを定めた協定を締結しています。

	浸水想定区域内の地区		応援する地区
1	北部	三の丸	河和田
2		五　軒	石　川
3		新　荘	梅が丘
4		柳　河	堀　原
5		渡　里	上中妻
6		飯　富	山　根
7		国　田	双葉台
8	南部	城　東	見　川
9		浜　田	緑　岡
10		常　磐	鯉淵・妻里・内原
11		上大野	吉　田
12		千　波	赤　塚
13		下大野	酒　門
14		稲荷第一	吉　沢
15		稲荷第二	笠　原
16		大　場	寿

※地域間の連携体制は，上記の組み合わせを基本とするとともに，状況に応じて，柔軟な対応に努めます。

３　避難所における機能や役割の確認

（１）指定避難所

指定避難所は，自宅や勤務先が危険な状態で生活ができないときなどに避難し寝泊まりできるところです。本市においては，**全ての市民センター，市立小学校及び中学校**であり，82 か所となります。指定避難所には，初動段階に必要となる備蓄物資・資機材を配備しており，不足した場合には，市災害対策本部より搬送します。

また，**備蓄物資・資機材の点検及び使用方法を日頃から確認しておきましょう。**

※避難所の開設は，市において避難指示等を発令するときに，対象施設に開設準備を依頼します。また，地震発生時においては，市内で震度５弱以上を観測したときに，開設準備を開始します。

【主な備蓄物資・資機材】

クラッカー，水，紙コップ，簡易トイレ，トイレ処理剤，トイレットペーパー，毛布，アルミ（保温）シート，避難所用マット，ランタン，ラジオ，発電機，感染症対策資器材（マスク，消毒液，体温計等）※リアカー，※救助工具セット，※悪路走行可能な台車，※バケツ，※雨水貯留タンク，養生テープ，※投光器　等 ※市民センターに配備している物資等

各施設には，数量や賞味期限等を記載した資料を表示します。

（2）福祉避難所

福祉避難所は，避難者の中でも，高齢者や障害者などで，特別な配慮が必要な避難者を収容する施設であり，二次的な避難所と位置付けています。

本市の福祉避難所は，市関連の老人福祉センター，民間の特別養護老人ホーム，特別支援学校等 44 か所を指定しています。

また，福祉避難所への搬送方法は，原則，指定避難所などから市がバスなどにより行います。

（3）広域避難場所

広域避難場所は，大火災を想定し指定したもので，一時的に火炎をしのぐために避難する場所であり，長期化する場合は，指定避難所に移動することとなります。広域避難場所の指定は，人口集中地区のみであり有効避難面積 94.13（ha）13 か所の指定となっています。

（4）緊急避難場所等

津波対策の緊急避難場所は，高台に避難する時間がないときなどに，緊急的に避難する場所として指定しています。

（鹿島臨海鉄道常澄駅，水戸高等特別支援学校，産業技術短期大学）

洪水対策の緊急避難所は，浸水などの影響で，近隣の指定避難所では対応できないとき，又は那珂川が増水して橋が渡れないときに開設する避難所です。

（茨城大学，水戸第一高等学校，水戸第二高等学校，水戸第三高等学校，水戸南高等学校，水戸農業高等学校，茨城大学附属小学校，市毛小学校，ＪＡ茨城教育センター，寶幢院，吉田神社，水戸市清掃工場）

※指定避難所，福祉避難所，広域避難場所等の一覧は，別添資料を参照

4　災害情報の収集及び連絡手段の確認

災害時には，迅速な情報収集と発信が重要です。市においては，各種連絡手段により対策を講じますので，日頃から確認しておきましょう。

（1）ＦＭラジオの活用

水戸コミュニティ放送との連携を強化するとともに，緊急割込装置を導入し「災害時には，ＦＭぱるるんの 76.2ＭＨｚに周波数をあわせると水戸市からのきめ細やかな情報が入手できる」という体制を構築しました。

また，水戸市が避難情報などを発信したときに，ラジオから自動で音声が流れる「防災ラジオ」を導入し，災害リスクの高い，洪水・津波の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に居住する方，さらには，災害時に支援が必要な避難行動要支援者，そして，地域防災の要となる自主防災組織の皆様などに，無償で貸与しています。

（2）無線機の導入

災害時，確実につながるＭＣＡ無線機 220 台を導入し，全指定避難所，福祉避難所及び市防災拠点施設等に配備しました。市災害対策本部と地域がつながる体制を構築しました。各市民センターから広報車や地域の連絡網などを活用し，給水場所などのきめ細やかな情報を発信します。

また，指定避難所においては，館内放送，掲示板などを活用し，避難者への周知を図ります。

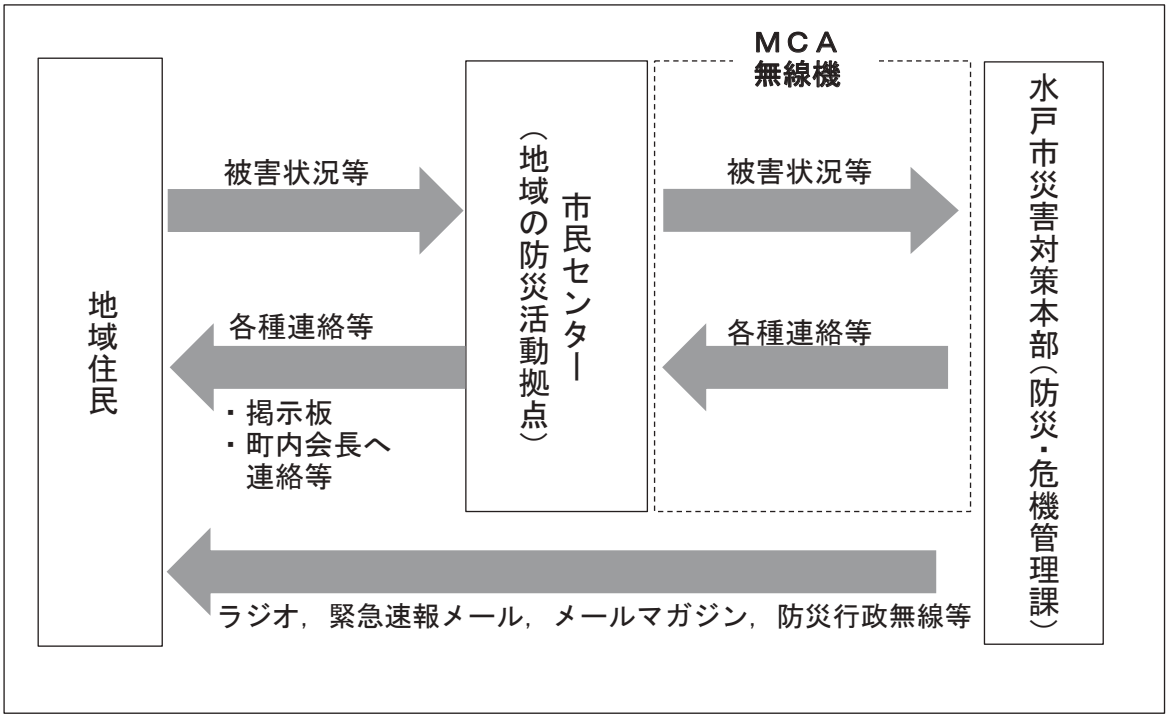

（3）**緊急速報メールの活用**

ＮＴＴドコモ，ＫＤＤＩ，ソフトバンク，楽天モバイルの緊急速報メールにより，登録不要で市内にいる方の携帯電話に，避難指示等の緊急情報を送信します。

※上記の伝達手段に加え，防災行政無線（浸水想定区域），防災ラジオ，広報車（40 台），ホームページ，メールマガジン，ツイッター，ライン，フェイスブックなど複合的に情報を発信します。

5　地域の連絡体制の整備

災害時には，市から地域の防災活動拠点施設である各市民センターに，災害時にもつながるＭＣＡ無線機を活用して情報を発信します。

町内会長等が市民センターに集まり，情報を確認し町内に伝達できる連絡体制を整備しておきましょう。

なお，この連絡体制は，地域から市にも連絡できるものです。

6　任務分担の整備

災害時の地区の取りまとめは，市民センター所長等の市職員が行います。**地区防災組織（地区会）や学校関係者においては，既に作成している任務分担表を活用するとともに，次のような主な任務について，役割と担当者を確認しておきましょう。**

※水対策班の主な役割として盛り込んでいる，小中学校の受水槽や災害時生活用水協力井戸の活用については，東日本大震災後，新たに市で取組んだ内容でありますので，各地区等の任務に加えてあるか御確認願います。

班　名	**平常時**の主な役割	**災害時**の主な役割
総括班	全体調整，任務分担の見直し等	連絡調整窓口，相談窓口等
避難所運営班	避難者受付名簿等の作成等	避難者の把握，名簿管理等
情報班	関係機関等の連絡先の確認，情報伝達機器の点検等	地域の被害情報の収集，市からの情報提供等

物資班	備蓄物資の点検等	備蓄物資の管理・配布等
消火・救助班	資機材の点検等	消火・救助等の活動等
救護班	資器材の点検・調達の確認	軽傷者の搬送・手当等
要配慮者支援班	要配慮者の把握等	安否確認，情報伝達，非常食・生活物資の優先配布等
炊き出し班	器具の点検，LP ガス業者の確認等	非常食の確保，調理等
水対策班	備蓄飲料水の点検，受水槽からの給水方法の確認，災害時生活用水協力井戸登録箇所の確認	飲料水の確保（**小中学校の受水槽の活用**を含む），**災害時生活用水協力井戸の活用**
衛生班	簡易トイレ取扱いの確認，ごみ集積場所の選定等	トイレの確保，ごみの分別，風呂の確保等（市対策本部との調整）
ボランティア班	ボランティア受入手順の確認	ボランティアの要請，受付，調整

7　災害時生活用水協力井戸登録状況の確認

災害時に，民間の井戸を活用するための災害時生活用水協力井戸制度を創設しており，380か所の井戸を登録（令和３年４月現在）しています。**市のホームページ等を活用し，身近な井戸を確認しておきましょう。**

また，井戸登録の約９割は電動のポンプにより汲み上げるため，停電時には，市で備えている発電機等を利用することを想定しましょう。

なお，発電機は，避難所等での使用も想定されますので，汲み上げる井戸を選定し，順次，使用することになります。

※登録状況は，市のホームページ，各市民センター等で確認するか，又は防災・危機管理課に問合せ下さい。

8　災害時要配慮者（高齢者，障害者，妊婦，乳幼児等）の確認

隣近所等において，災害時要配慮者の把握に努め，日頃から，声かけなどを行い，災害に備えましょう。

※特に自力避難が困難な高齢者や障害者を避難行動要支援者として，市職員のほか，民生委員，消防団，地区会の皆様など，地域の支援者の方が互いに連携し，地域ぐるみで支援する体制を構築しています。

9　避難所施設の鍵の管理

地区内の避難施設の鍵の管理者や保管場所の情報を共有しておきましょう。

また，施設の出入口だけでなく，防災倉庫や受水槽の出入口の鍵について明確にしておきましょう。

施設	鍵の管理者	備考
市民センター		
（防災倉庫）		
小学校		
中学校		

10　防災訓練等の実施

地域の実情に応じた**地区単位の防災訓練・研修等を定期的に行い，災害時に即応できる態勢の確立と地域住民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図りましょう。**

実施に当たっては，　地区防災組織（地区会）が中心となり，学校，消防団，女性会，女性防火クラブ，地区内の防災士，地域内の民間事業所などと連携しましょう。

各種防災訓練一覧

No	訓練種目	訓練の概要
1	**避難所開設訓練**	避難指示等の発令に伴い，市職員及び自主防災組織が連携し避難所を開設します。開設にあたり，避難施設の点検，避難者名簿の作成，簡易トイレの組立，簡易間仕切りの設置及び避難所マットの設置などを実施します。 また，要望に応じ，ＮＴＴの伝言ダイヤル体験車を要請し，体験型の安否確認訓練を実施します。
	夜間避難所の体験訓練	上記訓練を実施し，あわせて避難所で仮眠体験を実施，夜間における避難所運営について検証します。
2	**住民避難訓練**	避難指示等の発令に伴い，市は，避難に関する広報を実施します。 住民は，隣近所の安否確認を行い，危険箇所を回避し安全に避難を実施します。※避難訓練の想定：震災，津波，洪水，土砂災害等
3	**街並みを使用した街区実践訓練**	震災を想定，住民の方が普段生活している街並みを使用し，発災初期からの行動として「ドアを開け逃げ道を確保→隣近所に声をかけ安否を確認→避難する時，ドアに避難先を掲示→身の回りにあるもので負傷者を搬送→避難する時，危険箇所を回避」などの実践的な訓練を一部の特定地域で実施していただき，参加者が見学し検証します。 想定に応じ，バール等の簡易資機材を使用する重量物移動訓練などを実施します。
4	**災害時要配慮者避難支援訓練**	消防団や自主防災組織等が連携し，災害時要配慮者の安否確認を行うとともに，毛布を活用した簡易担架などを使用して避難所まで搬送します。 また，避難所で受入後，医療相談などを行います。
5	**マンション型災害対策訓練**	中高層マンション住民を対象とした発災初期からの行動として，身の安全確保や安否確認を行い，消防用設備等を活用した消火訓練など実践的な各種訓練を実施します。
6	**初期消火訓練**	消火器，バケツリレー及びシーツ等による消火要領を体験型の訓練として実施します。
7	**簡易トイレ組立訓練**	市では，避難所や在宅避難者に対応するため，組立式の簡易トイレを備蓄しています。 簡易トイレ及びトイレ用テントの組立訓練を実施します。また，災害用トイレットペーパーなどの展示品を手に取り，身近に感じていただくことで防災への理解を深めます。
8	**救命・救護訓練**	三角巾の取扱い，ＡＥＤの取扱い，心肺蘇生法及び搬送要領などを体験し訓練します。
9	**炊き出し訓練**	大釜によるハイゼックス（米と水を袋詰めしたもの）の炊き出し訓練を実施します。 また，市で備蓄しているクラッカー，アルファ米の試食を行います。
10	**水害対策訓練**	局地的な大雨が降り，河川の増水や内水による浸水被害が発生したと想定，浸水箇所の調査，情報伝達訓練，土のう作成，住民避難などの訓練を実施します。
11	**簡易担架作成訓練**	洋服，シーツ，毛布，物干しざおなど身の回りにあるものを使用して，簡易担架を作成します。
12	**応急給水訓練**	小中学校の受水槽に応急給水栓を接続し，飲料水の提供を行う訓練を実施します。 ※市民センターに仮設水槽を整備しておりますので，状況に応じて，水道部と連携して訓練に追加します。

13	**防災講座**	東日本大震災や，令和元年台風 19 号を振り返るとともに，本市の防災に関する現状（備蓄，情報伝達手段等）及び各家庭や地域の備えについて説明するなど防災知識の啓発を実施します。
14	**図上訓練**	ＨＵＧ訓練【避難所（H）運営（U）ゲーム（G)】など，図上でできる訓練です。 ＨＵＧ訓練は，避難所の運営を模擬体験するもので，避難者の年齢や性別，それぞれが抱える事情が書かれたカードに基づき，参加者の方が話し合い，対応を決めていくゲームです。 本市では，避難所運営マニュアルを作成しておりますが，あらゆる状況に備え，想定外のことにも運営者が主体的に対応できるスキルを身に付けるための訓練であり，防災意識の醸成にもつながる有効な訓練です。

11　地区防災マップの作成

市で作成しているハザードマップや井戸マップを活用して，地区単位のきめ細やかな情報を掲載した防災マップを作成しましょう。

地区防災マップに掲載する内容（例）

・避難所に関する情報（地区独自で定めている一時避難場所を含む）
・災害時に危険のおそれがある箇所
・避難経路上の危険箇所
・災害時生活用水協力井戸登録箇所
・医療機関をはじめとする関係機関等

第２章　災害時の対応

１　身の安全の確保

（１）地震

災害時においては，まず自分の身を守り，家族の安否を確認したうえで，地域の防災活動に参加できる方は，地域の防災活動拠点施設である市民センターに集まっていただきますようお願いします。

①自分の身を守る

本棚，タンス，冷蔵庫など転倒，落下しそうなものから離れ，座布団などで頭を保護し，丈夫な机の下などに身を伏せましょう。また，戸などを開け，避難経路を確保しましょう。

日頃から，安全な場所※を確認しておくことが，迅速な行動につながります。

※安全な場所とは，建物によって異なりますが，大きな家具などがなく，柱の密度が高いところが目安になります。

②火元を確認

揺れがおさまったら火の元を確認しましょう。もし，出火していたら家族や隣近所の方に大声で知らせて 119 番に通報するとともに，初期消火に努めてください。

消火時，天井まで火が達したら消火活動が危険ですので，避難しましょう。

③足元に注意

移動するときは，割れたガラスの破片や落下物から足を保護するため，スリッパを履くか，新聞紙や雑誌を床に敷きましょう。

④津波・土砂災害の危険性が高い地域は，すぐに避難

⑤隣近所の方と声をかけ合う

隣近所の方と「けがはない，大丈夫」などと声をかけ合い，特に，災害時要配慮者（自力避難が困難な方）などが近所にいる場合は，声をかけ，みんなで助け合いましょう。

⑥避難所へ

自宅などが倒壊し居住できなくなったとき，又は危険な状態で被害のおそれがある場合は，復旧後の通電による火災やガス漏れを防ぐため，電気のブレーカーを落としガスの元栓を閉めてから，お近くの指定避難所に避難しましょう。

（２）大雨

①天候の急変に注意

黒い雲が近づいてきたり，急に冷たい風が吹いてきたら，外にいるときは早めに帰るなど，安全な場所へ移動しましょう。

②情報の入手

テレビやラジオ，市ホームページなどで最新の気象情報，防災情報を確認しましょう。

大雨の降り方によっては，河川の増水にも注意しましょう。国土交通省常陸河川国道事務所ホームページ「那珂川リアルタイム雨量・水位情報」などで雨量・水位の情報を確認しましょう。

③早めの避難

近くにがけ崩れのおそれのある地域などは，バケツをひっくり返したような激しい雨（１時間雨量 50 ㎜以上）が降ったときは，避難指示が発令されていなくても，隣近所に声をかけ自主避難を始めましょう。

④避難時の心得

浸水時の避難は，裸足，長靴ではなく，ひもでしめられる運動靴をはき，足元に注意して，安全を確認しながら，徒歩で避難しましょう。

また，避難所へ避難できない場合は，家の２階以上など，浸水やがけ崩れの影響を受けない，少しでも安全な場所へ移動しましょう。

※大雨を想定して，日頃から，身の回りの危険な場所（浸水・土砂災害想定区域など）身近な避難所，避難所までの経路など，確認しましょう。

2　参集基準と参集者

（1）参集基準

災害時においては，次の参集基準により，安全管理を優先し，地域の防災活動拠点施設である市民センターに集まりましょう。

・地震の場合は，**震度５弱以上**を市内で観測したとき

・洪水，土砂災害，津波などの災害については，市の要請があったとき

なお，洪水時の参集は，那珂川の増水が大きな要因となります。

【参考】

基準点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
水府橋	3.00 m	4.00 m	5.40m	5.80 m

・その他，予測できない災害時には，状況に応じて参集いただきますよう御協力願います。

（2）参集者

・市民センター所長

・避難所指定動員（市職員で市民センター等の近隣に居住している者）

・地区防災組織（地区会の役員，町内会長など）

3　地域の被害状況の集約

地域の被害状況については，地域の防災活動拠点施設である市民センターで集約し，市災害対策本部へ報告することを基本としています。

市においては，各担当部署でパトロール等により被害情報を集約しますが，あわせて地域の皆様にも御協力いただき，**町内会長などが地域の状況を市民センター等に報告しましょう。**

市民センター等から市災害対策本部への連絡は，ＭＣＡ無線機を活用するとともに，バックアップ手段として，特設公衆電話から市災害対策本部の衛星携帯電話への連絡を想定しています。



4　住民間の助け合い活動

災害時には，同時多発的に各種事象が身近なところで発生することが予測されます。そのようなときには，消防をはじめとする行政機関の出動は，大規模な事象や緊急対応が必要となる現場が優先されるため，平常時のようには活動が困難となりますので，安全管理を考慮し地域の方の助け合い活動をお願いします。

活動に当たっては，地区防災組織の消火班や救助班を中心に，周囲の方に声をかけ，災害時に，できる人ができることを協力しましょう。

（1）隣近所への声かけ

隣近所の方と「けがはない，大丈夫」などと声をかけ合い，特に，災害時要配慮者（自力避難が困難な方）などが近所にいる場合は，声をかけ，みんなで助け合いましょう。

このような活動が，閉じ込められている人や火災などの早期発見につながります。

（2）消火活動

消火器やバケツリレーなどにより，初期消火をしましょう。消火時，天井まで火が達していたら消火活動が危険ですので，避難しましょう。

※消火器，バケツリレーの実施要領は，別添資料を参照

（３）負傷者の搬送

負傷し動けない人を運ぶときは，地域の防災活動拠点施設である市民センターや身近な医療機関などに，安全管理に配慮し搬送しましょう。

搬送方法は，身の回りにある衣類や毛布を使って搬送できますので，日頃から訓練を行い備えましょう。

※応急担架の作り方の要領は，別添資料を参照

（４）ＡＥＤの使用

意識がなく心肺停止の方を発見したときは，119 番への通報とともに，ＡＥＤを使用し蘇生に努めましょう。

ＡＥＤの取扱いや設置してある施設など日頃から確認しておくことが迅速な対応につながります。

※ＡＥＤの取扱い要領及びＡＥＤ設置場所一覧は，別添資料を参照

５　災害時要配慮者の情報収集等

（１）お年寄りや身体の不自由な方などが近所にいる場合は，声をかけ，安否を確認しましょう。

（２）安否情報については，地域の防災活動拠点施設である市民センターに報告をお願いします。
安否が不明な場合や避難誘導が困難な場合は，市，消防，警察などの行政機関が対応します。

（３）避難行動要支援者をはじめとする災害時要配慮者（自力避難が困難な方）の方が避難所へ避難する場合，可能な範囲で，避難誘導に御協力をお願いします。

（４）避難行動要支援者をはじめとする災害時要配慮者（自力避難が困難な方）の方が在宅を希望する場合は，その旨を市民センター等に報告するとともに，災害情報の伝達や非常食・生活物資の配布等に御協力をお願いします。

【避難行動要支援者の対応】

災害時に優先して安否確認等の支援を希望し，市に登録している避難行動要支援者の名簿は，各市民センターに配備しています。

災害時の支援活動については，可能な範囲で御協力いただきますようお願い申し上げます。「災害時に，できる人が，できることを対応し，支援者が一丸となり最善を尽くす。」ことが基本方針です。

現時点では，対応が可能な方が市民センターに集まり，集まった支援関係者において名簿対象者を割振り，訪問等により安否確認を実施します

第３章　避難所の開設・運営

１　避難所運営の基本方針

（１）地域との連携による避難所の運営

避難所を開設する場合は，市職員が取りまとめ役となります。

災害発生直後においては，市職員，学校関係者，地区防災組織の皆様と連携して避難所の運営を行います。

また，避難者においても，できることは自主的に取組むよう協力をお願いします。

（２）要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり

避難所においては，要介護高齢者，障害者，妊産婦，乳幼児，アレルギー等の慢性疾患を有する人等の「要配慮者」のニーズに適切に対応できるようにします。

また，避難所の運営に当たっては，地域の特性や実情を踏まえるとともに，男女両方が参画し，避難所における良好な生活環境の確保を図ります。

（３）在宅避難者に配慮した拠点づくり

避難所は，情報収集や情報提供，非常食・飲料水，物資等の提供に関する地域の支援拠点になります。

非常食等の配布に当たっては，避難所で生活する方を優先に対応するとともに，地域で在宅避難している方にも配慮します。

２　時系列での避難所の想定状況

【初動期】

＜災害発生直後の混乱状態の中で，避難所を開設・運営するために必要な業務を行う時期＞
・当初は，市職員，学校関係者，地区防災組織の皆様と連携して避難所を運営します。

⇩

【展開期】

＜避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期＞
・避難生活の実態に即したルールを定め，運営します。

⇩

【安定期】

＜避難者の多様化するニーズに対して，柔軟な対応が必要とされる時期＞
・ニーズや避難所生活について，避難者との相談を行います。

⇩

【撤収期】

＜ライフラインの復旧に伴い本来の生活が可能となり，避難者が減少する時期＞
・避難者の減少に伴い，避難所の縮小・集約を進めます。
・避難者の生活再建や，避難所本来の業務再開に向けた対応が必要となります。

⇩

【閉鎖期】

＜災害対策本部や施設管理者と協議の上，避難所の統廃合を行う時期＞
・残っている避難者に統廃合を周知し，希望を確認して他の避難所を手配するなど，理解を求めた上で閉鎖を進めます。

３　避難所施設の安全確認と避難所の開設

（１）避難所施設の安全確認

施設の被害状況を確認し，使用できる部屋を把握しましょう。

電気，ガス，水道，電話等の被害状況についても確認しましょう。

ライフライン及び施設の一部が使用できない場合でも，避難者に危険がなければ避難所を開設します。危険な場所がある場合は，「立入禁止」の張り紙や，ロープを張ります。

なお，施設が被災し，危険な場合は，地区内の他の避難所に誘導しましょう。

（２）避難所の開設

上記のとおり，**施設の被害状況により，避難所の開設を決定するとともに，併せて避難者数を考慮して，地区内の避難所を選定し開設しましょう。**

避難者が少ない場合，地区内に複数の避難所を開設するより集約して運営した方が，スタッフの削減にもなり効率的です。

ただし，**指定避難所で避難所を開設しない場合は，入口付近に，開設しない理由や近隣で開設している避難所の情報を掲示し誘導しましょう。**

４　市災害対策本部への連絡・報告

ＭＣＡ無線機や特設公衆電話を利用し，市災害対策本部へ施設の被害状況及び開設状況を報告しましょう。その後の報告については，随時行います。

※ＭＣＡ無線機及び特設公衆電話の取扱い要領は，別添資料を参照

※避難所被害状況報告書は，別添資料を参照

【災害対策本部**（緊急用）**の衛星携帯電話番号　080-2559-7136】

【主な報告内容】

・施設の被害状況
・避難所開設状況
・避難者数
・補充する備蓄物資・資機材
・福祉避難所の開設要望　など

５　避難所の運営

（１）避難者の受付

別添資料の避難者受付名簿等を活用し，**避難者を把握しましょう。**

把握においては，アレルギーや内臓疾患などをお持ちの方を確認し，非常食の配布時に配慮します。

車中泊を希望される方に対しては，受付時に駐車場所などについてもあわせて確認し，定期的に巡回するなど，健康状態の確認を行いましょう。

障害者，高齢者の方などで，大勢の方と一緒に避難生活が困難な方については，和室などの個室を福祉避難室として割り当てましょう。また，福祉避難室で対応が困難な場合は，特性に応じた福祉避難所での受入れを市災害対策本部で対応します。

また，安心カード・ヘルプカードを持参した方については，外見からは支援や配慮が必要なことがわかりにくい方もいますので，受付時に十分配慮するとともに，福祉避難室等への誘導を想定しましょう。

※避難者数や特別な配慮が必要な方，さらには，福祉避難所（５ページ　３避難所における機能や役割の確認（２）福祉避難所を参照）**への避難が必要な方等について，定期的に市災害対策本部へ報告をお願いします。**

［安心カード］

高齢者や障害者の方に，普段から携帯できる「安心カード」を配布しており，災害時に負傷したり，病気で倒れたとき等にかけつけた救急隊員に医療情報などをすばやく知らせるために作成しています。

［ヘルプカード］

外見からは配慮や支援が必要とわかりにくい方で，配慮や支援を求めていることを知らせることを希望する方に，ヘルプマークやヘルプカードを配布しています。

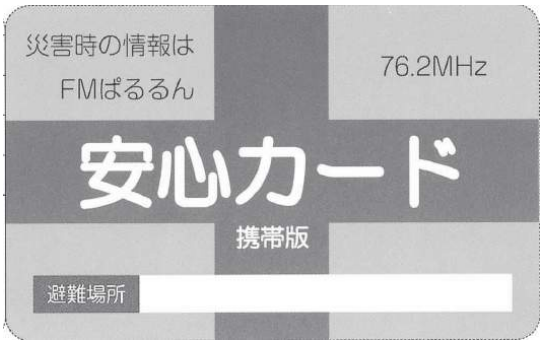

安心カード（見本）



ヘルプカード（見本）

（2）避難所レイアウトの決定

運営するうえで，避難者の受入れ前に，避難所の概ねのレイアウトを決定します。体育館やホールのレイアウトについては，養生テープ等を活用し明示するとともに，掲示板等で避難者へお知らせします。

【避難所のレイアウト決定の留意点】

・居住スペース
みんなが移動しやすいよう，**まずは通路を確保**します。
間仕切りを立て，プライバシーを確保します。
要配慮者には，可能な限り和室などの個別の部屋を用意します。

・掲示板
避難所生活のルール等を掲示板へ掲示し，避難者への周知徹底を図ります。

・物資配布場所
物資の搬入がしやすい場所を選びます。
特に，特定の方のみが使用する物資(女性用品，育児・介護用品等)の配布場所は，居住スペースと分け，別の個室等に設置します。

・更衣室
男女別に必要です。部屋の確保が困難な場合は，間仕切りで更衣スペースを設けます。

・授乳室
可能な限り，専用の部屋の確保が必要です。

・受付
入口の近くに設置します。

・仮設トイレ
衛生，臭気対策のため，原則として屋外に設置し，手洗い場を設置します。
男・女・共用別にし，防犯上，居住施設から離れすぎず，必ず照明を設置します。

・子供の遊び場や学習スペースの確保

・喫煙場所
まずは施設のルールに従いますが，設置する場合は屋外で通路や入口付近を避けて設置します。

・ゴミ置き場
衛生，臭気の問題から，屋外にスペースを設けます。
清掃車の出入りや直射日光を避けること，危険物の取扱いなどに注意します。
避難者で定期的に清掃をするなど，衛生管理を心がけましょう。

・洗濯及び物干し場
生活用水が確保しやすい場所を選んで，共同の洗濯場を確保します。
洗濯物干し場は，日当たりの良い場所で，共用場所と女性専用の場所を確保します。

・ペットの避難スペース
原則，屋外での対応になります。
清掃は，飼い主が責任をもって行います。避難生活では，人も動物もストレスを感じていますので，普段以上に注意を払いましょう。

・生活用水，井戸等
学校が避難所となっている場合は，プールの活用が考えられます。
近隣の登録している災害時生活用水協力井戸などを確認しましょう。

・寒暖対策を十分に
季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりが必要です。
主に次のような用品が想定されます。
冬季：毛布，マット，カセットコンロ，ストーブ，カイロ，防寒着，マスク
夏季：扇風機，クーラー，氷，保冷剤，殺虫剤，タオルケット，蚊取り器

（３）福祉避難室の設置

障害者や高齢者の方などで，大勢の方と一緒に避難生活が困難な方については，**和室などの個室を福祉避難室として割り当てましょう。**

また，福祉避難室で対応が困難な場合は，特性に応じた福祉避難所での受入れを市災害対策本部で対応します。
※要配慮者の一般的な特徴及び支援方法は，別添資料を参照

（４）避難所生活のルールの作成及び掲示

避難所では，多くの避難者が共同生活を送るため，避難者がお互いにルールを守って気持ち良く生活できることが大切です。

避難所生活の基本的なルールを別添資料の**避難所利用上のルールを参考に作成し，掲示板への掲示などにより，避難者への周知徹底を図りましょう。**
避難者に情報が行き届くよう見える化を意識します。
※避難者への情報提供の例
気象情報，河川の水位情報，避難に関する情報（避難指示の発令・解除），被害情報，ライフラインの復旧情報，避難所に関する情報，被災者支援に関する情報など

（５）飲料水及び生活用水の確保

飲料水については，市で備えているペットボトルの水を紙コップなどで提供しましょう。
ペットボトルの水が不足したときは，市災害対策本部に報告するとともに，小・中学校の受水槽を活用しましょう。
各小・中学校の受水槽の活用については，受水槽の周辺のフェンス等の鍵を開錠するとともに，職員室にある応急給水栓キット（蛇口，ホース等）を接続し使用します。
※受水槽を活用した給水要領は，別添資料を参照

生活用水については，市民センター等に設置している雨水貯留タンクを活用するとともに，地区内の災害時生活用水協力井戸，プール，河川等から水を搬送するなどにより確保します。

災害時生活用水協力井戸については，避難所で活用するとともに，地域の方への提供についても協力をお願いします。井戸登録の約９割は電動のポンプにより汲み上げるため，停電時には，市で備えている発電機等を利用することを想定しましょう。

なお，発電機は，避難所等での使用も想定されますので，汲み上げる井戸を選定し，順次，使用することになります。

【飲料水及び生活用水の使用方法の目安】

	・飲料用 ・料理用	・手洗い ・洗顔	・風呂 ・洗濯	・トイレ
ペットボトルの飲料水	◎	○		
小中学校の受水槽の水	◎	○	○	
給水車の水	◎	○	○	
災害時生活用水協力井戸の水	×	○	◎	◎
プール・河川・雨水貯留タンクの水	×	×	×	◎

◎ 最適な使用方法，　○ 使用可，　× 使用不可

（6）**トイレの使用**

断水時であっても施設のトイレが使用可能であれば，プールの水や地域の井戸水などをバケツ等により補充し，使用します。

また，施設のトイレが破損等により使用できない場合は，備蓄されている段ボール製簡易トイレを使用します。

さらには，照明器具を設置するほか，女性用対男性用を３：１の割合で設置するとともに，車いすを使用している方や性別にかかわらず誰もが抵抗なく安心して利用できるよう「多目的トイレ」，「誰でもトイレ」等の設置に努めます。

※簡易トイレの使用方法は，別添資料を参照

（7）**備蓄物資・資機材の活用**

・発電機

発電機は，ＭＣＡ無線機の充電をはじめ避難所内の電気機器の電源として使用するとともに，地域の井戸水の電動ポンプの汲み上げに使用することを想定しています。

※発電機の使用方法については，別添資料を参照

・非常食

地域に備蓄している非常食は，クラッカーを配備しているので，初動時の食事として適時配布しましょう。

クラッカーは，銀の袋１袋が１食分となっています。避難者が多いときは，袋の中身が２つに分かれているので，銀の袋を開け，1/2 食分ずつ配付するなど，全ての避難者に配布することや支援が必要な方へ配布を優先することなどに配慮しましょう。

※内臓疾患等の食事制限者に対しては，「はんぶん米」を，乳児には「液体ミルク」を配布します。いずれも市災害対策本部で管理していますので，必要な場合には，必ず市災害対策本部へ連絡をお願いします。

・飲料水

飲料水は，２ℓ のペットボトルにより備蓄しているので，紙コップにより配布し，避難

者の水分補給に配慮しましょう。

・毛布，保温シート
原則，毛布と保温シートを組み合わせ配布します。避難者数が多い場合や，季節に応じては，毛布，保温シートどちらかを１枚ずつ配布します。

・避難所用マット，簡易間仕切り
避難所用マットは，幅が約１ｍなので，２本を平行に広げて使用することを基本としています。又ハサミ等で切ることが出来るので，個別に配布することも可能です。不足の場合には，座布団や体育用のマットを活用します。
簡易間仕切りは，不安軽減につながるので，乳幼児がいる家庭や体調の悪い方などを優先に提供します。
※市災害対策本部では，立ち上がる際の腰やひざへの負担を軽減する「段ボールベッド」を備蓄しておりますので，必要な場合は市災害対策本部まで連絡をお願いします。
※避難所用マット，簡易間仕切りの使用法については，別添資料を参照

（８）医療・救護対策
小中学校の保健室等を活用し，軽傷者の応急手当など可能な範囲で対応をお願いします。
緊急対応が必要なときは，119 番通報により救急車を要請するとともに，119 番がつながらない場合は，ＭＣＡ無線機により，市災害対策本部へ連絡します。
また，避難者の薬の確保については，水戸市薬剤師会などと連携して対応しますので，市災害対策本部へ連絡してください。
避難生活が長期化したときは，水戸市医師会，水戸市歯科医師会，水戸市薬剤師会，茨城県助産師会などの協力により，避難所の巡回診療を行います。

（９）炊き出し
非常食は，備蓄物資であるクラッカー等を初動において配布し，鍋やガス等の設備の確保及び人的な支援が整い次第，備蓄されている「炊飯袋」を活用し，温かい食事の提供に努めましょう。
※炊飯袋の使用方法については，別添資料を参照
※プロパンガスを使用している施設は，ガス漏れなどを確認し復旧してから使用します。
都市ガスを使用している施設において供給が停止しているときは，市で協定を締結している高圧ガス保安協会に加盟している業者からプロパンガスとコンロを確保します。

(10) ゴミの管理
避難所では多くの方が生活するため，大量のゴミが発生します。特に，災害発生直後の混乱した状況では，収集車によるゴミの収集も滞るおそれがあります。
・避難所敷地内の屋外で，次のような場所にゴミ集積場を設置しましょう。
収集車が出入りしやすい場所
炊き出し等，衛生面に注意を払わなければならないところから離れた場所
居住空間からある程度離し，臭気が避けられる場所
直射日光が当たりにくく，屋根のある場所
・ゴミの分別収集を徹底し，ゴミ集積場は清潔に保ちましょう。
通常通りの分別収集を避難者に呼びかけます。
危険物（空になったカセットボンベ等）の分別には，注意を払います。

(11) ペット対策
災害時には，人間と同様にペットも生活の場を失います。様々な人が生活する避難所で人間とペットが共存していくためには，ルールを設け，トラブルにならないよう注意します。
・自主避難者のペットは，原則，受入れない。

自宅が倒壊のおそれがあるなど自宅で生活できない場合，同行避難として，ペット（特定動物は除く。）を受入れます。

※特定動物とは，タカ，ワニ，ヘビ等，人に危害を加えるおそれのある危険な動物

・避難所の居室部分には，盲導犬や介助犬等を除き，ペットの持込みを禁止します。

・犬を受入れる場合は，狂犬病の予防接種を行っていることが条件になりますので，受入れ時に口頭で確認します。又特定犬（秋田犬，土佐犬，ジャーマン・シェパード，紀州犬，ドーベルマン，グレート・デーン，セント・バーナード及びアメリカン・スタッフォードシャー・テリア等）は，茨城県動物の愛護及び管理に関する条例等に基づき，上下四方が囲まれ，十分な強度を持ち，人に危害を加えられない構造になっているおりの中で飼うことが定められているので，避難所での受入れは不可能です。

・ペットの飼育は，屋外にテントを張りスペースを確保します。又は駐輪場等の雨風がしのげるところを活用します。

屋外にテントを張る場合，四方幕を張るとともに，季節に応じては，保温シートやブルーシートで覆い，気温等に配慮します。又ペットは，飼い主が用意するケージに入れ飼育し感染症等に配慮します。

ペットの飼育及び飼育場所の清掃は，飼い主が行うことを基本とします。又状況に応じて，水戸市獣医師会による避難所巡回を行います。

・地区内において，ペットの避難状況を把握し，状況に応じて，受入れ箇所を集約します。

さらに，ペットの負傷，飼い主不明な動物の収容，収容能力の超過，避難の長期化による同伴避難など，指定避難所において対応が困難なときは，（仮称）災害時動物救護活動拠点施設において受入れますので，市災害対策本部へ連絡をお願いします。

(12) ボランティアとの連携

避難所では，人手が不足したり，専門的な知識，技術を持った人が必要となります。

ボランティアの派遣が必要な場合は，ボランティアの作業内容や人数を明確した上で，市災害対策本部へ要請します。

避難所にボランティアが直接来た場合は，市のボランティア窓口（市社会福祉協議会ボランティアセンター）の登録を済ませるよう案内します。

ボランティアが活動するときは，ボランティア保険の加入を確認し，未加入の場合は，市災害対策本部へ連絡します。

【水戸市社会福祉協議会ボランティアセンター】

〒311-4141　水戸市赤塚 1-1（MIOS2 階）水戸市福祉ボランティア会館内（赤塚駅北口）

TEL：029-309-1011　FAX：029-309-1139

6　避難所の閉鎖

市災害対策本部は，ライフラインの復旧状況，仮設住宅の建築状況，公営住宅の空き状況などを見ながら，避難所の閉鎖（集約）に向けての検討を行い，判断します。

・閉鎖する場合は，教育の場の確保に配慮するとともに，集約する場合は，和室を有するなど設備が充実している施設（市民センター等）を優先します。

・閉鎖（集約）に当たっては，市災害対策本部が避難者への丁寧な説明を行い，趣旨を十分に理解してもらうとともに，避難者の避難所退所後の住居の問題など，避難者の自立に向けた相談体制を確立します。

・避難所の撤収に当たっては，避難所の運営に係る記録や使用した資料，物資の保管状況などを整理して，市災害対策本部に引き継ぎます。

・使用済みの毛布など回収が必要となる物資があれば，市災害対策本部へ連絡します。物資の搬出や施設内の片付け・清掃などを避難者の協力を得て行います。

第４章　計画の見直し

１　検証と見直し

市地域防災計画の修正，災害対応，防災訓練などを踏まえ，地区防災計画を定期的に検証し見直すことが大切です。

地域防災力を向上させるためには，「地区の特性と想定される災害の整理及び地区防災計画の作成（PLAN）」，「危機感を維持するための防災訓練の実施，防災意識の高揚を図るための幅広いイベントの推進等（DO）」，「訓練・イベント等の実施後の成果発表と状況確認，評価，問題点のチェック（CHECK）」，「地区防災計画，防災訓練等の見直し・改善のための行動等（ACTION）」，このようなPDCAサイクルにより，機能を高めながら，実践的な行動へとつなげます。

図１　避難所・避難場所一覧

避難所・避難場所一覧

この一覧を参考に，避難所や避難経路を日頃から確認しましょう。

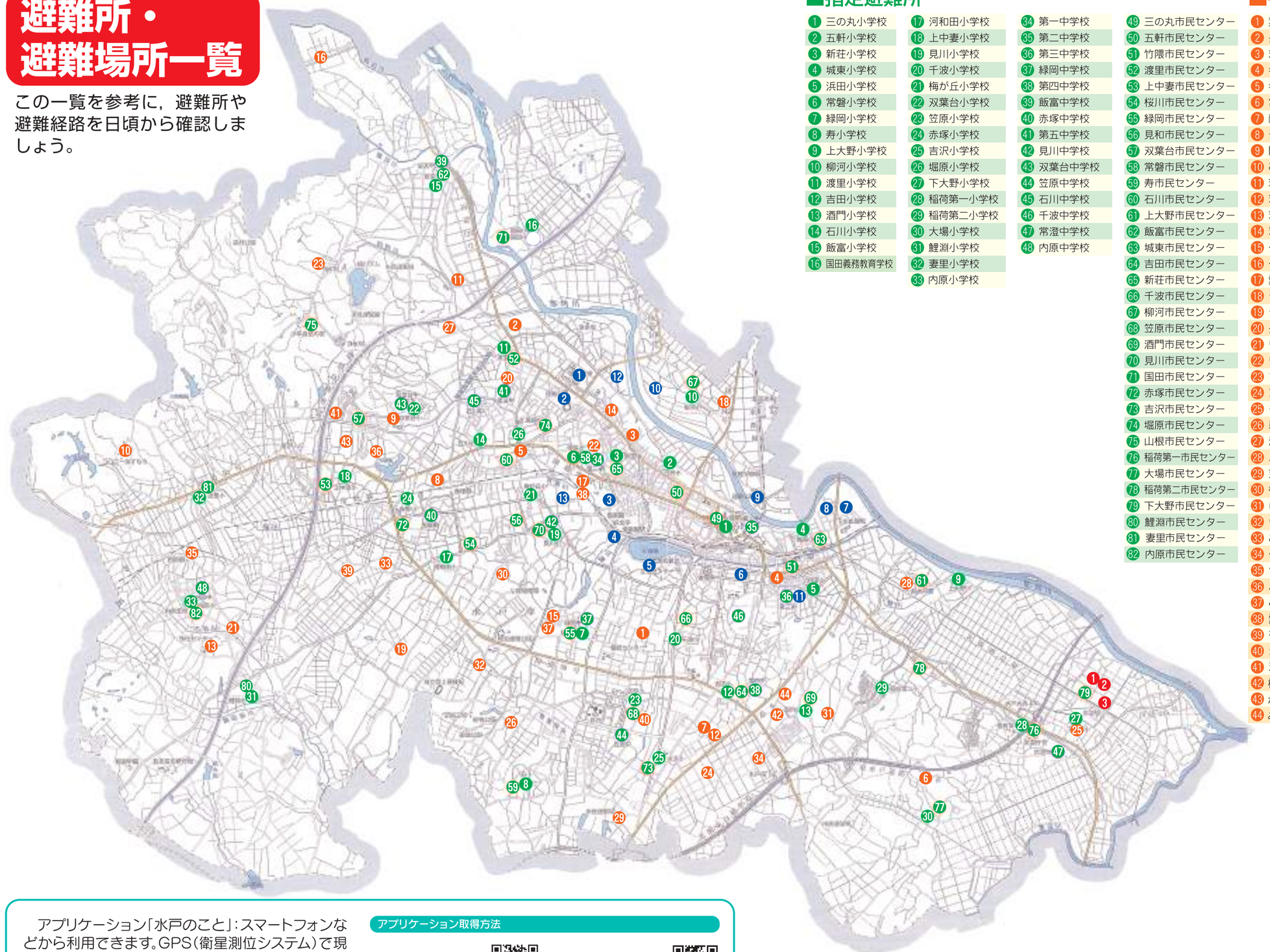

■指定避難所

1. 三の丸小学校
2. 五軒小学校
3. 新荘小学校
4. 城東小学校
5. 浜田小学校
6. 常磐小学校
7. 緑岡小学校
8. 寿小学校
9. 上大野小学校
10. 柳河小学校
11. 渡里小学校
12. 吉田小学校
13. 酒門小学校
14. 石川小学校
15. 飯富小学校
16. 国田義務教育学校
17. 河和田小学校
18. 上中妻小学校
19. 見川小学校
20. 千波小学校
21. 梅が丘小学校
22. 双葉台小学校
23. 笠原小学校
24. 赤塚小学校
25. 吉沢小学校
26. 堀原小学校
27. 下大野小学校
28. 稲荷第一小学校
29. 稲荷第二小学校
30. 大場小学校
31. 鯉淵小学校
32. 妻里小学校
33. 内原小学校
34. 第一中学校
35. 第二中学校
36. 第三中学校
37. 緑岡中学校
38. 第四中学校
39. 飯富中学校
40. 赤塚中学校
41. 第五中学校
42. 見川中学校
43. 双葉台中学校
44. 笠原中学校
45. 石川中学校
46. 千波中学校
47. 常澄中学校
48. 内原中学校
49. 三の丸市民センター
50. 五軒市民センター
51. 竹隈市民センター
52. 渡里市民センター
53. 上中妻市民センター
54. 桜川市民センター
55. 緑岡市民センター
56. 見和市民センター
57. 双葉台市民センター
58. 常磐市民センター
59. 寿市民センター
60. 石川市民センター
61. 上大野市民センター
62. 飯富市民センター
63. 城東市民センター
64. 吉田市民センター
65. 新荘市民センター
66. 千波市民センター
67. 柳河市民センター
68. 笠原市民センター
69. 酒門市民センター
70. 見川市民センター
71. 国田市民センター
72. 赤塚市民センター
73. 吉沢市民センター
74. 堀原市民センター
75. 山根市民センター
76. 稲荷第一市民センター
77. 大場市民センター
78. 稲荷第二市民センター
79. 下大野市民センター
80. 鯉淵市民センター
81. 妻里市民センター
82. 内原市民センター

■福祉避難所

1. 葉山荘
2. 長者山荘
3. 末広老人福祉センター　あじさい
4. 老人福祉センター　柳堤荘
5. 老人福祉センター　あかね荘
6. 常澄老人福祉センター
7. 南部老人福祉センター　ふれしあ
8. デイサービスセンター　あかつか
9. 開江老人ホーム
10. あすなろの郷
11. 茨城県立水戸飯富特別支援学校
12. 茨城県立水戸特別支援学校
13. 茨城県立内原特別支援学校
14. 茨城県立盲学校
15. ケアステーション梅寿園
16. ケアステーション藤が原
17. 愛友園（特別養護老人ホーム）
18. ライフピア青柳
19. ライフピア河和田
20. 長生園
21. もみじ館
22. もくせい
23. フォレストヴィラ水戸
24. アクティブハートさかど
25. グリーンハウスみと
26. 森の家ひらす
27. 渡里すずらん苑
28. ユーアイの家
29. 東野の家
30. 桜川陽だまり館
31. はぎの郷
32. ヴィレッジみと
33. あんず館
34. ケアハウスみと
35. サンピア
36. ハートピア水戸
37. みどりおか
38. 愛友園（養護老人ホーム）
39. 祐功の館
40. かさはら
41. 双葉陽だまり館
42. 欅倶楽部
43. かたくりの郷
44. みと東部特別養護老人ホーム

■広域避難場所

1. 茨城大学
2. 堀原運動公園
3. 東町運動公園・茨城県立歴史館
4. 偕楽園公園
5. 千波公園
6. 駅南平和公園
7. 那珂川若宮河川敷
8. 城東市民運動場
9. 青柳公園
10. 柳河市民運動場
11. 水戸市立第三中学校
12. ちとせ市民運動場
13. 常磐大学

■緊急避難場所

1. 茨城県立水戸高等特別支援学校
2. 茨城県立産業技術短期大学校
3. 鹿島臨海鉄道常澄駅

令和元年６月１日現在

アプリケーション「水戸のこと」：スマートフォンなどから利用できます。GPS（衛星測位システム）で現在地情報を取得して，最寄りの指定避難所の位置を地図上に直線距離で表示します。

アプリケーション取得方法

スマートフォンなどがAndroidの場合

スマートフォンなどがiOS（iPhone）の場合

図２　水戸都市計画図

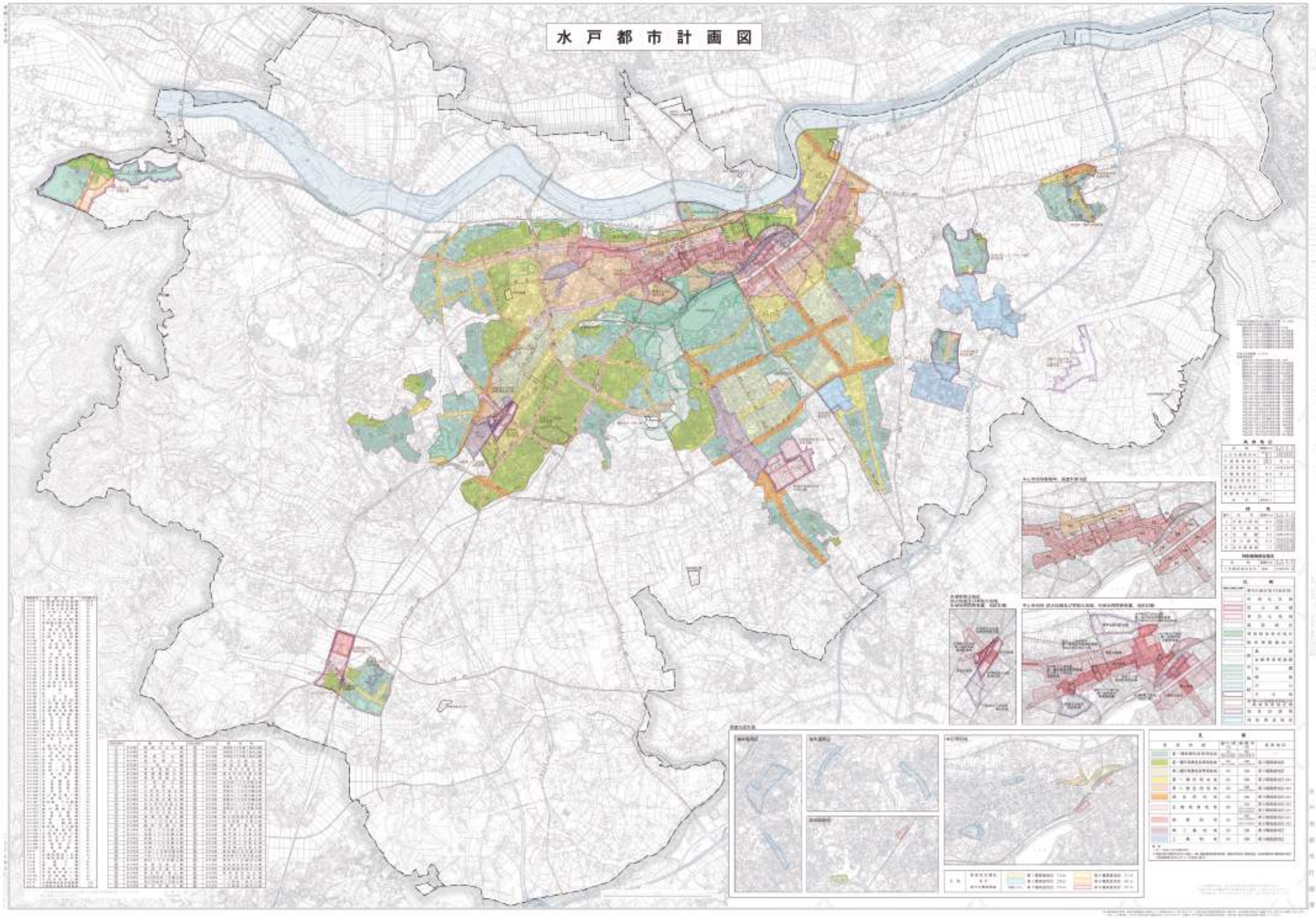

図３　洪水ハザードマップ（北地区版）

水戸市洪水ハザードマップ

那珂川・藤井川・桜川

令和２年改訂版

北地区版

早めの避難行動で
逃げ遅れゼロへ!!

水戸市　分かりやすく具体的に、早めの避難情報を発信します。

市民　命を守るため、早めに避難を開始しましょう。

地図の表示範囲



水戸市を南北に分割して洪水ハザードマップを作成しています。この面は**北地区版**です。



－電話応答サービスについて－

水戸市では、避難情報などを防災行政無線（屋外スピーカー）、防災ラジオ、緊急速報メール等で発信します。

防災行政無線の放送内容は、電話応答サービスでも確認できます。

電話番号（自動音声）029-297-6287

※情報の伝達については、裏面をご確認ください。

凡　例

	指定避難所		河川区域
	緊急避難所		市町村界
	防災行政無線		令和元年10月台風第19号により浸水した区域 ※この区域は、航空写真をもとに表示しています。

洪水浸水想定区域の見方

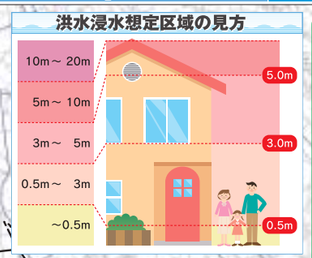

避難所や避難経路、避難するタイミングなどを確認しましょう。



日頃から下記のポイントを参考に、皆さん一人ひとりに合った避難方法を確認しておきましょう。

ポイント１　自分が住んでいる地区の洪水リスク

ポイント２　洪水時に得られる情報（情報の入手方法）

ポイント３　洪水時の自らの行動を想定

※いつ避難をはじめるか、どこに避難するか、避難経路の中に危険箇所があるか　など

●避難の仕方（主な基本行動）

①早めの避難

自宅 → 指定避難所（洪水時一時避難所）

※近くの洪水時一時避難所に避難した場合は、河川水位等の状況により、高台の避難所に搬送するなどの対応を想定しています。

②避難勧告等が発令された場合

自宅 → 高台の指定避難所又は緊急避難所

※自力で避難できる方は、洪水時一時避難所に避難せず、避難勧告等が発令された場合、高台の避難所に避難します。

③万が一、避難が遅れた場合（垂直避難）

避難所にとらわれることなく、近隣の安全な場所等への避難や、自宅の２階などへ移動（垂直避難）します。

注１）水戸市では、市民の皆さんが避難する場所に迷いを生じないように、河川水位等の状況を踏まえて、早めに、そして、具体的に情報を発信しますので、水戸市からの情報を確認してください。

注２）避難所で大勢の方との生活が困難な方は、指定避難所の職員等にお申し付けください。状況を確認の上、必要がある場合には、福祉避難所に搬送します。

1	洪水時に得られる情報（情報の入手方法）
2	いつ避難をはじめるか
3	どこに避難するか
4	避難経路の中に危険箇所があるか 等

自宅から避難所までの避難経路の地図を作成しておきましょう。

マイマップ・マイタイムライン

要配慮者等利用施設及び大規模工場

※水防法に基づき、浸水想定区域内の要配慮者等利用施設や大規模工場を表示しています。
各施設と地域や行政との連携により、迅速かつ円滑な避難を目指します。

■高齢者施設
① 介護老人保健施設　遊里の里
　特別養護老人ホーム　ライフピア青柳
② ライフピア青柳通所介護事業所
　デイサービス　ライフピア青柳
③ デイサービス　なごみの家
④ 住宅型有料老人ホーム(デイサービス)　まごころの家水戸若宮
　サービス付高齢者向け住宅　ここいち水戸緑東
⑤ デイサービス　ここいち水戸緑東
⑥ デイサービス　ハートライフ緑東
⑦ デイサービスセンター和敬
⑧ サービス付高齢者向け住宅　ツクイ・サンフォレスト水戸
　デイサービス　ツクイ・サンフォレスト水戸
⑨ 介護老人保健施設　しもいち
⑩ デイサービス　さくらさくら
⑪ いきいき交流センター　柳堤荘
⑫ デイサービス　野ばらしもいち館

■障害者施設
⑬ ケアホーム　チェリー館
⑭ 総合支援事業所　ふう
⑮ 児童デイサービス事業所　ふう
⑯ KURITAワークサポートセンター「Work-Work」
　グループホーム　くりあん
⑰ 就労支援事業所　かしの木水戸
⑱ グループホーム　うさぎの家若宮
⑲ 障害者自立支援センター　みなみかぜ
⑳ 放課後等デイサービス　なかよし
㉑ グループホーム　はっぴいハウス7
㉒ 就労支援事業所　フレンドハウス
㉓ 就労移行支援及び就労継続支援A型　エナベル水戸駅南
　就労移行支援及び就労継続支援B型　エナベルbiz水戸駅南
㉔ 就労支援事業所　オールマスターズ
㉕ 合同会社水戸就労マネジメント
㉖ 特別就労支援センター　ココカラ
　生活訓練センター　ココカラlife
㉗ 放課後等デイサービス事業所　こども元気塾
㉘ 就労支援事業所　self-A アドバンフォース水戸駅南
㉙ グループホーム　ユーアイホーム
㉚ クオリティ・オブ・ライフ　千波支援教室

■乳幼児施設
㉛ 国田幼稚園
㉜ わかな保育園
㉝ 茨城県福祉相談センター（中央児童相談所）
㉞ 若宮保育所
㉟ 緑東幼稚園
㊱ 杉山保育所
㊲ 水戸赤十字病院　いちょうの木保育園
㊳ 緑東保育所
㊴ すてっぷ保育園緑東
㊵ すずらん保育園
㊶ 水戸ヤクルト水戸東保育所
㊷ はみんぐばーく・みと
㊸ こばと東保育園
㊹ こばと保育園分園
㊺ ユーアイほいくえん
㊻ ニチイキッズニッセイみらい水戸保育園

■医療機関
㊼ 水戸ブレインハートセンター
㊽ 石島整形外科医院
㊾ 水戸赤十字病院
㊿ 鈴木産婦人科医院
(51) 青柳病院
(52) 青木医院
(53) 鈴木眼科医院
(54) 緑南病院
(55) 小松崎産婦人科

■大規模工場
(56) 株式会社　トッパンプロスプリント水戸工場

令和２年５月現在

避難所一覧

座標	名称	電話番号
指定避難所		
C-2	飯富市民センター	229-7002
	飯富小学校	229-7104
	飯富中学校	229-7132
D-3	渡里小学校	221-6291
D-4	渡里市民センター	221-3873
	第五中学校	251-1414
E-4	新荘市民センター	221-7851
	常磐市民センター	233-7005
	五軒小学校	224-2900
	新荘小学校	221-4659
	常磐小学校	224-2272
	第一中学校	224-2424
E-5	五軒市民センター	226-4156
F-5	三の丸市民センター	224-6600
	三の丸小学校	224-4533
	第二中学校	224-4422

座標	名称	電話番号
指定避難所（洪水時一時避難所）		
D-2	国田市民センター	239-6568
	国田義務教育学校	239-7118
E-4	柳河市民センター	231-6559
F-4	柳河小学校	221-5997
F-5	竹隈市民センター	231-2045
	緑東小学校	231-4297
	緑東市民センター	221-9974
G-5	上大野市民センター	221-4994
	浜田小学校	224-2717
緊急避難所		
C-1	眞種院（ほうどういん）	288-2567
E-2	JAグループ茨城教育センター	239-6111
E-4	茨城大学	228-8111
F-2	水戸農業高等学校	298-6266
F-5	茨城大学附属小学校	221-2043
	水戸第一高等学校	224-2254
	水戸第二高等学校	224-2543
	水戸第三高等学校	224-2044
G-4	市毛小学校	272-2747

●避難所の説明

指定避難所／指定避難所（洪水時一時避難所*）は、水戸市内の全ての市民センター、市立小・中学校、国田義務教育学校です。災害の種別（地震、洪水等）に関わらず、自宅等が危険な場合や生活が困難なときに、はじめに避難する施設です。施設には、備蓄物資や防災資機材が備えてあり、寝泊りができます。

※洪水時一時避難所は、指定避難所のうち、浸水想定区域内にある避難所で、高齢者の方など、遠方まで避難することが困難な方に、早めに避難していただき、河川水位等の状況に応じては、避難者をバスなどにより、高台にある指定避難所又は緊急避難所に搬送するなどの対応を想定します。

緊急避難所／越水などの危険を考慮し、浸水想定区域内の指定避難所で避難者の受入れが困難なときや指定避難所の収容人員が超過したときなどに開設する避難所です。

令和2年7月公表

図４　洪水ハザードマップ（南地区版）

水戸市洪水ハザードマップ

那珂川・桜川・涸沼川

令和２年改訂版

南地区版

早めの避難行動で
逃げ遅れゼロへ!!

水戸市　分かりやすく具体的に、早めの避難情報を発信します。

市民　命を守るため、早めに避難を開始しましょう。

地図の表示範囲



水戸市を南北に分割して洪水ハザードマップを作成しています。この図面は**南地区版**です。

避難所や避難経路、避難するタイミングなどを確認しましょう。



日頃から下記のポイントを参考に、皆さん一人ひとりに合った避難方法を確認しておきましょう。

ポイント１　自分が住んでいる地区の洪水リスク
ポイント２　洪水時に得られる情報（情報の入手方法）
ポイント３　洪水時の自らの行動を想定
※いつ避難をはじめるか、どこに避難するか、避難経路の中に危険箇所があるか　など

●避難の仕方（主な基本行動）

①早めの避難
自宅 → 指定避難所（洪水時一時避難所）
※近くの洪水時一時避難所に避難した場合は、河川水位等の状況により、高台の避難所に搬送するなどの対応を想定しています。

②避難勧告等が発令された場合
自宅 → 高台の指定避難所又は緊急避難所
※自力で避難できる方は、洪水時一時避難所に避難せず、避難勧告等が発令された場合、高台の避難所に避難します。

③万が一、避難が遅れた場合（垂直避難）
避難所にとらわれることなく、近隣の安全な場所等への避難や、自宅の２階などへ移動（垂直避難）します。

注１）水戸市では、市民の皆さんが避難する場所に迷いを生じないように、河川水位等の状況を踏まえて、早めに、そして、具体的に情報を発信しますので、水戸市からの情報を確認してください。

注２）避難所で大勢の方との生活が困難な方は、指定避難所の職員等にお申し付けください。状況を確認の上、必要がある場合には、福祉避難所等に搬送します。

1	洪水時に得られる情報（情報の入手方法）	
2	いつ避難をはじめるか	
3	どこに避難するか	
4	避難経路の中に危険箇所があるか 等	

自宅から避難所までの避難経路の地図を作成しておきましょう。

マイマップ・マイタイムライン



－電話応答サービスについて－

水戸市では、避難情報などを防災行政無線（屋外スピーカー）、防災ラジオ、緊急速報メール等で発信します。

防災行政無線の放送内容は、電話応答サービスでも確認できます。

電話番号（自動音声）029-297-6287

※情報の伝達については、裏面をご確認ください。

避難所一覧

区分	名称	電話番号
指定避難所		
B-1	新荘市民センター	221-7851
	常磐市民センター	233-7005
	新荘小学校	221-4659
	常磐小学校	224-2272
	第一中学校	224-2424
C-1	三の丸市民センター	224-6600
	五軒市民センター	226-4156
	三の丸小学校	224-4533
	五軒小学校	224-2900
	第二中学校	224-4422
C-2	千波市民センター	243-3174
	千波小学校	243-1021
	千波中学校	248-4080
C-3	吉田市民センター	247-2316
	吉田小学校	247-5252
	第四中学校	247-5554
D-3	酒門市民センター	248-0024
	酒門小学校	247-5952
	稲荷第二小学校	248-8011
E-3	稲荷第一小学校	269-2253
F-3	常澄中学校	269-2116

区分	名称	電話番号
指定避難所（洪水時一時避難所）		
D-1	城東市民センター	221-9974
	城東小学校	231-4297
D-2	竹隈市民センター	231-2045
	浜田小学校	224-2717
	第三中学校	224-5508
E-2	上大野市民センター	221-4994
	上大野小学校	221-6242
E-3	稲荷第二市民センター	269-1031
E-4	大場市民センター	269-1006
	大場小学校	269-2103
F-3	稲荷第一市民センター	269-2213
	下大野市民センター	269-1288
	下大野小学校	269-2003
緊急避難所		
C-1	茨城大学附属小学校	221-2043
	水戸第一高等学校	224-2254
	水戸第二高等学校	224-2543
	水戸第三高等学校	224-2044
C-2	水戸南高等学校	247-6173
	吉田神社	247-6464

●避難所の説明

指定避難所／指定避難所（洪水時一時避難所*）は、水戸市内の全ての市民センター、市立小・中学校、国田義務教育学校です。災害の種別（地震、洪水等）に関わらず、自宅等が危険な場合や生活が困難なときに、はじめに避難する施設です。施設には、備蓄物資や防災資機材が備えてあり、寝泊りができます。

※**洪水時一時避難所**は、指定避難所のうち、浸水想定区域内にある避難所で、高齢者の方など、遠方まで避難することが困難な方に、早めに避難していただき、河川水位等の状況に応じては、避難者をバスなどにより、高台にある指定避難所又は緊急避難所に搬送するなどの対応を想定します。

緊急避難所／緊急などの危険を考慮し、浸水想定区域内の指定避難所で避難者の受入れが困難なときや指定避難所の収容人員が超過したときなどに開設する避難所です。

要配慮者等利用施設及び大規模工場

※水防法に基づき、浸水想定区域内の要配慮者等利用施設や大規模工場を表示しています。各施設と地域や行政との連携により、迅速かつ円滑な避難を目指します。

■高齢者施設
① デイサービス　なごみの家
② 住宅型有料老人ホーム(デイサービス)　まごころの家水戸若宮
③ サービス付高齢者向け住宅　ここいち水戸緑東
③ デイサービス　ここいち水戸緑東
④ デイサービス　ハートライフ緑東
⑤ デイサービスセンター和敬
⑥ サービス付高齢者向け住宅　ツクイ・サンフォレスト水戸
⑥ デイサービス　ツクイ・サンフォレスト水戸
⑦ 介護老人保健施設　しもいち
⑧ デイサービス　さくらさくら
⑨ いきいき交流センター　柳堤荘
⑩ デイサービス　野ばらしもいち館
⑪ 特別養護老人ホーム　ユーアイの家
⑪ デイサービス　ユーアイの家
⑪ ショートステイ　ユーアイの家
⑫ リハビリデイサービス　たんぽぽ
⑬ つねずみ接骨院　リハビリデイサービス
⑭ 介護老人福祉施設　グリーンハウスみと
⑭ デイサービス　あすか
⑮ グループホーム　あすなろ
⑮ ショートステイ　あんじゅ
⑯ トゥルーケアGH　メロン

■障害者施設
⑰ 就労支援事業所　かしの木水戸
⑱ グループホーム　うさぎの家若宮
⑲ 障害者自立支援センター　みなみかぜ
⑳ 放課後等デイサービス　なかよし
㉑ グループホーム　はっぴいハウス7
㉒ 就労支援事業所　フレンドハウス
㉓ 就労移行支援及び就労継続支援A型　エナベル水戸駅南
㉓ 就労移行支援及び就労継続支援B型　エナベルbiz水戸駅南
㉔ 就労支援事業所　オールマスターズ
㉕ 合同会社　水戸就労ケアマネジメント
㉖ 特別就労支援センター　ココカラ
㉖ 生活訓練センター　ココカラlife
㉗ 放課後等デイサービス事業所　こども元気塾
㉘ 就労支援事業所　self-A・アドバンフォース水戸駅南
㉙ グループホーム　ユーアイホーム
㉚ クオリティ・オブ・ライフ千波支援教室
㉛ 生活介護・就労支援事業所　ユーアイファクトリー
㉜ 就労支援事業所　ユーアイキッチン
㉝ 児童通所支援事業所　こばんはうすさくら　水戸雷前電教室
㉞ グループホーム　あおい
㉟ 就労サポートセンター　うさぎファクトリー
㊱ あさひ弁当工房
㊲ 障害福祉サービス事業所　かがやき
㊲ グループホーム　かがやき
㊳ 茨城県立水戸高等特別支援学校

■乳幼児施設
㊴ わかな保育園
㊵ 茨城県福祉相談センター(中央児童相談所)
㊶ 若宮保育所
㊷ 緑東幼稚園
㊸ 杉山保育所
㊹ 水戸赤十字病院　いちょうの木保育園
㊺ 緑東保育所
㊻ すてっぷ保育園緑東
㊼ すずらん保育園
㊽ 水戸ヤクルト水戸東保育所
㊾ はみんぐぱーく・みと
㊿ こばと東保育園
(51) こばと保育園分園
(52) ユーアイほいくえん
(53) ニチイキッズニッセイさらい水戸保育園
(54) 浜田幼稚園
(55) こばと東保育園分園
(56) こばとスイート保育園
(57) こばとラプリイ保育園
(58) 認定こども園　あさひ幼稚園
(59) はぐくみの森あさひ保育園
(60) のぎく保育園
(61) 常澄認定こども園

■医療機関
(62) 石島整形外科医院
(63) 水戸赤十字病院
(64) 鈴木産婦人科医院
(65) 青柳病院
(66) 青木医院
(67) 鈴木眼科医院
(68) 緑南病院
(69) 小松崎産婦人科
(70) 丹野病院

■大規模工場
(71) 株式会社　トッパンプロスプリント水戸工場

令和２年５月現在

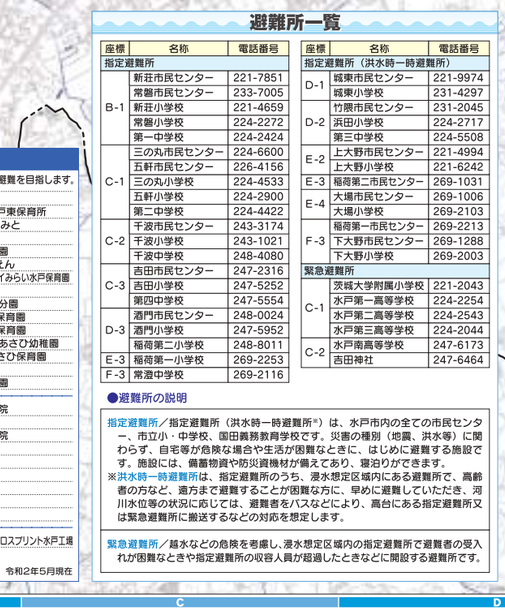

凡　例

	指定避難所		河川区域
	緊急避難所		市町村界
	防災行政無線		令和元年10月台風第19号により浸水した区域 ※この区域は、航空写真をもとに表示しています。

洪水浸水想定区域の見方

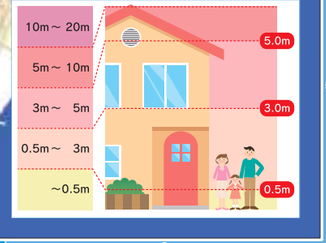

令和２年７月公表

図５　津波ハザードマップ



避難所等一覧

避難所

名　称	電話番号
下大野市民センター	269-1288
下大野小学校	269-2003
常澄中学校	269-2116

緊急避難場所

名　称	電話番号
茨城県立水戸高等特別支援学校	269-6212
茨城県立産業技術短期大学校	269-5500
鹿島臨海鉄道 常澄駅	

避難所等の説明

- **避難所**
  避難し寝泊まりすることができる施設であり、非常食・飲料水・毛布・簡易トイレなどを備えています。
  津波発生時又は発生のおそれがあるときは、上記避難所に加え、常澄地区の市民センター、小・中学校及び上大野市民センター・上大野小学校を避難所として開設します。
- **緊急避難場所**
  高台などに避難する時間がないときに、緊急的に避難するところです。

凡　例

避難所　緊急避難場所　市町村界
東北地方太平洋沖地震の津波による市内の浸水区域

地図の表示範囲



水戸市内で津波による浸水のおそれがある地域を対象に津波ハザードマップを作成しています。

津波浸水予測範囲の見方

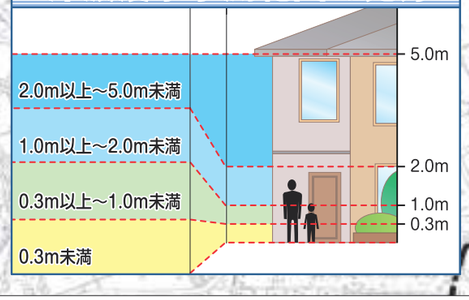

水戸市津波ハザードマップ

※この津波ハザードマップは、平成24年8月に茨城県が公表した津波浸水想定区域を基に作成しました。

このハザードマップは、全ての災害に対応するものではなく、記載された区域以外でも災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

平成25年1月公表

図６　土砂災害ハザードマップ①

水戸市土砂災害ハザードマップ ①

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

避難所一覧

名　　称	電 話 番 号
飯富市民センター	229-7002
飯富小学校	229-7104
飯富中学校	229-7132

凡　例

- 箇所名 箇所番号 →
- 黄：土砂災害警戒区域（裏面に説明を記載）
- 赤：土砂災害特別警戒区域（裏面に説明を記載）
- 避難所
- 市町村界

N

兎内
201-Ⅱ-001

新作
201-Ⅰ-038

釜井戸
201-Ⅱ-002

飯富中学校
飯富市民センター
飯富小学校

西田川
前沢川
藤井川
那珂川
国道123号

0　100　500m
1:10,000

平成27年6月公表

図７　土砂災害ハザードマップ②

水戸市土砂災害ハザードマップ ②

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

N

新作
201-I-038

飯富中学校
飯富市民センター
飯富小学校

藤井川

釜井戸
201-Ⅱ-002

那珂川

国道123号

田野川

椿川

椿川ダム

小香戸
201-I-039

0　100　500m
1:10,000

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

避難所一覧

名　称	電話番号
飯富市民センター	229-7002
飯富小学校	229-7104
飯富中学校	229-7132

凡　例

箇所名 箇所番号	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
		市町村界

平成27年6月公表

図８　土砂災害ハザードマップ③

水戸市土砂災害ハザードマップ ③

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

凡　例

箇所名 箇所番号 →	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
―…―		市町村界

避難所一覧

名　称	電話番号
渡里市民センター	221-3873
渡里小学校	221-6291
第五中学校	251-1414
常磐市民センター	233-7005
常磐小学校	224-2272

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

0　100　500m
1:10,000

田野川
渡里町1
201-I-001
渡里小学校
渡里市民センター
渡里町2
201-I-033
国道123号
第五中学校
沢渡川
堀川
国道50号
国道118号
文京一丁目
201-I-034
愛宕町
201-I-002
愛宕町-2
201-I-003
松本町
201-I-004
那珂川
常磐市民センター
常磐小学校

平成27年6月公表

図９　土砂災害ハザードマップ④



避難所一覧

名　称	電話番号
新荘市民センター	221-7851
新荘小学校	221-4659
第一中学校	224-2424
五軒市民センター	226-4156
五軒小学校	224-2900
三の丸市民センター	224-6600
三の丸小学校	224-4533
第二中学校	224-4422

平成27年6月公表

図10　土砂災害ハザードマップ⑤

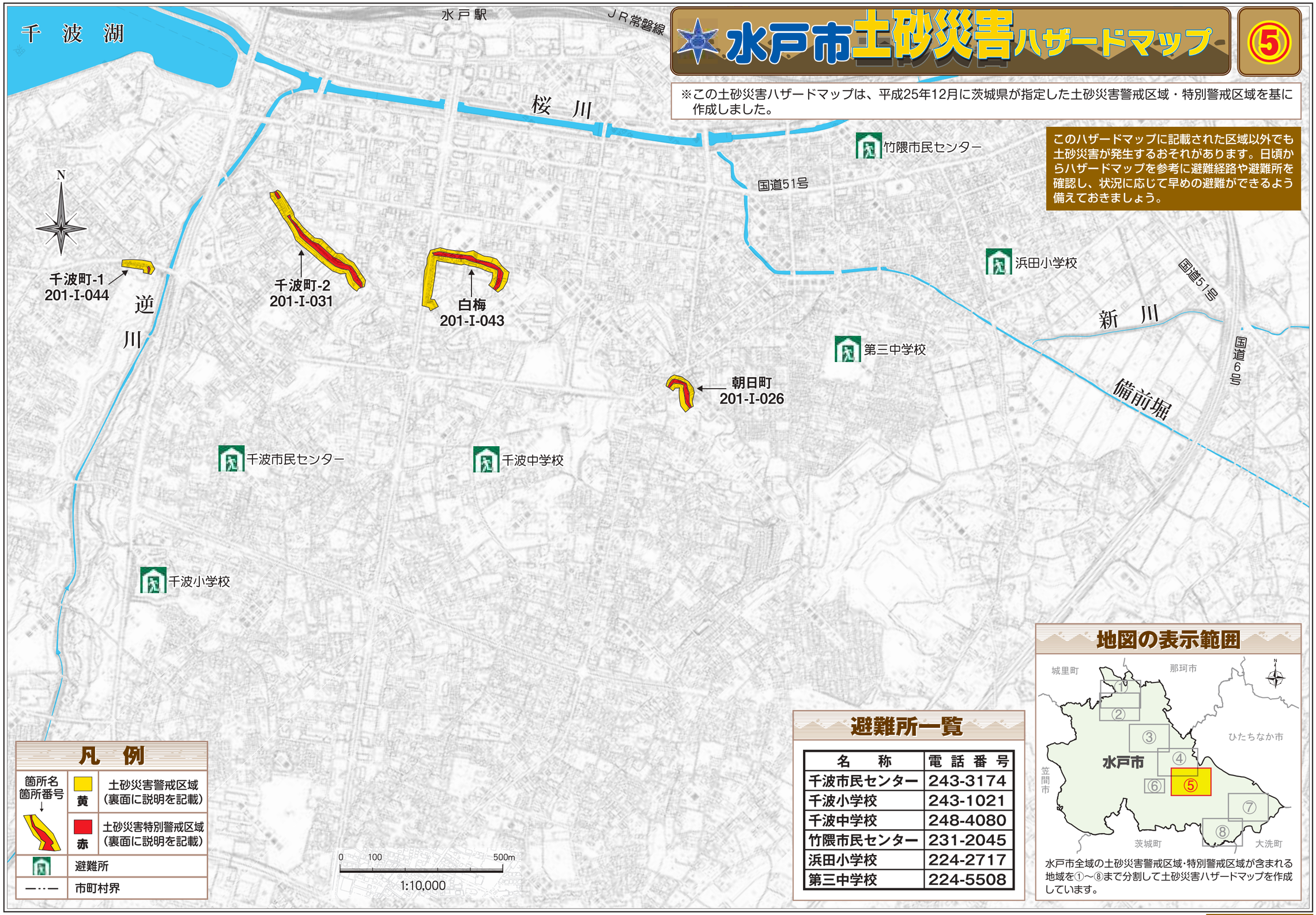

平成27年6月公表

図11　土砂災害ハザードマップ⑥

水戸市土砂災害ハザードマップ ⑥

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

凡　例

箇所名 箇所番号	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
ー･･ー		市町村界

避難所一覧

名　　称	電 話 番 号
緑岡市民センター	243-1020
緑岡小学校	241-1923
緑岡中学校	241-1069

平成27年6月公表

図12　土砂災害ハザードマップ⑦

水戸市土砂災害ハザードマップ ⑦

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

地図の表示範囲

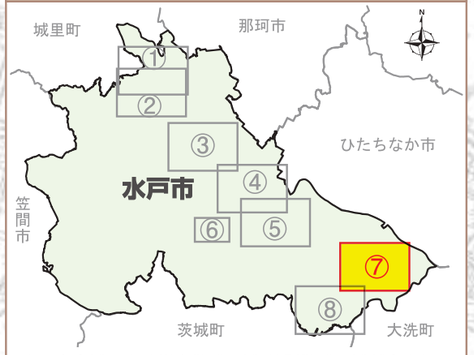

水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

凡　例

箇所名 箇所番号	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
―・・―		市町村界

避難所一覧

名　　称	電 話 番 号
稲荷第一市民センター	269-2213
稲荷第一小学校	269-2253
下大野市民センター	269-1288
下大野小学校	269-2003
常澄中学校	269-2116

平成27年6月公表

図13　土砂災害ハザードマップ⑧

水戸市土砂災害ハザードマップ ⑧

※この土砂災害ハザードマップは、平成25年12月に茨城県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に作成しました。

このハザードマップに記載された区域以外でも土砂災害が発生するおそれがあります。日頃からハザードマップを参考に避難経路や避難所を確認し、状況に応じて早めの避難ができるよう備えておきましょう。

地図の表示範囲



水戸市全域の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が含まれる地域を①～⑧まで分割して土砂災害ハザードマップを作成しています。

凡　例

箇所名 箇所番号 ↓	黄	土砂災害警戒区域 （裏面に説明を記載）
	赤	土砂災害特別警戒区域 （裏面に説明を記載）
		避難所
———		市町村界

避難所一覧

名　　称	電 話 番 号
大場市民センター	269-1006
大場小学校	269-2103

平成27年6月公表

水戸市地域防災計画修正年度

1	昭和４２年３月	
2	昭和４３年３月	
3	昭和４４年３月	
4	昭和４５年３月	
5	昭和４６年３月	
6	昭和４７年３月	
7	昭和４８年３月	
8	昭和４９年３月	
9	昭和５０年３月	
１０	昭和５１年３月	
１１	昭和５２年３月	
１２	昭和５３年３月	
１３	昭和５４年３月	
１４	昭和５５年３月	
１５	昭和５６年３月	
１６	昭和５７年３月	
１７	昭和５８年３月	
１８	昭和５９年３月	
１９	昭和６０年３月	
２０	昭和６１年３月	
２１	昭和６２年３月	
２２	昭和６３年３月	
２３	平成 元 年３月	
２４	平成 ２ 年３月	
２５	平成 ３ 年３月	
２６	平成 ４ 年３月	
２７	平成 ６ 年３月	
２８	平成 ８ 年３月	（震災対策編の改定）
２９	平成１１年３月	
３０	平成１２年３月	
３１	平成１４年３月	
３２	平成１５年３月	
３３	平成１６年３月	
３４	平成２２年３月	（風水害対策計画編の改定）
３５	平成２３年３月	（震災対策計画編の改定）
３６	平成２５年５月	（原子力災害対策計画編の改定） （震災対策計画編を地震災害対策計画編・津波災害対策計画編に改編）
３７	平成２８年７月	（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編の改定） （風水害対策計画編の改定），（原子力災害対策計画編の改定）
３８	令和３年８月	（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編の改定） （風水害対策計画編の改定），（原子力災害対策計画編の改定）

水戸市地域防災計画

編集発行 ： 水戸市防災会議
事 務 局 ： 水戸市市民協働部防災・危機管理課
電　　話 ： 029-232-9152
作　　成 ： 昭和４１年４月